

平成 2 4 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月29日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
副議長の選挙	5
議長報告事項	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	8
東総衛生組合議会議員の選挙	9
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	10
議案上程	11
議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 2 4 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 2 4 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 2 4 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 2 4 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	

- 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 1 6 号 国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 1 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 2 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 3 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 6 号 指定管理者の指定について

施政方針並びに提案理由の説明	1 3
議案の補足説明	3 0
会議時間の延長	6 6
議案上程	8 8
議案第 3 7 号 財産の取得について	
提案理由の説明	8 8
議案の補足説明	8 9
散 会	9 0

第 2 号 (3月2日)

議事日程	9 1
本日の会議に付した事件	9 1
出席議員	9 1
欠席議員	9 1
説明のため出席した者	9 1
事務局職員出席者	9 2
開 議	9 3
議案質疑	9 3
常任委員会議案付託	1 3 2
常任委員会請願付託	1 3 3
散 会	1 3 3

第 3 号 (3月7日)

議事日程	1 3 5
本日の会議に付した事件	1 3 5
出席議員	1 3 5
欠席議員	1 3 5
説明のため出席した者	1 3 5
事務局職員出席者	1 3 6
開 議	1 3 7

一般質問	1 3 7
1 番 大 塚 祐 司	1 3 7
1 2 番 滑 川 公 英	1 5 4
2 0 番 高 橋 利 彦	1 7 0
2 番 飯 嶋 正 利	1 9 7
5 番 伊 藤 保	2 0 8
散 会	2 2 2

第 4 号 （3月9日）

議事日程	2 2 3
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 3
欠席議員	2 2 3
説明のため出席した者	2 2 4
事務局職員出席者	2 2 4
開 議	2 2 5
一般質問	2 2 5
1 5 番 木 内 欽 市	2 2 5
1 6 番 佐久間 茂 樹	2 4 1
1 7 番 日 下 昭 治	2 5 9
8 番 伊 藤 房 代	2 8 2
4 番 太 田 將 範	2 9 6
議案上程	3 1 5
議案第38号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について	
提案理由の説明	3 1 5
議案の補足説明	3 1 6
議案質疑	3 1 6
常任委員会議案付託	3 1 8
散 会	3 1 9

第 5 号 (3月22日)

議事日程	3 2 1
本日の会議に付した事件	3 2 1
出席議員	3 2 1
欠席議員	3 2 2
説明のため出席した者	3 2 2
事務局職員出席者	3 2 3
開 議	3 2 4
常任委員長報告	3 2 4
質疑、討論、採決	3 2 9
常任委員長請願報告	3 4 5
質疑、討論、採決	3 4 6
議長辞職勧告決議の動議の件	3 4 7
議長辞職勧告決議の動議撤回の件	3 4 8
発議案上程	3 4 9
発議第1号 旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	3 5 0
質疑、討論、採決	3 5 1
事務報告	3 5 2
閉 会	3 5 3

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成24年2月29日（水曜日）午前10時45分開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第10 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 追加日程 副議長選挙の件
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第10 議案の補足説明
- 追加日程第1 議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

出席議員（22名）

1番	大塚祐司	2番	飯嶋正利
3番	宮澤芳雄	4番	太田將範
5番	伊藤保	6番	島田和雄
7番	平野忠作	8番	伊藤房代
9番	林七巳	10番	向後悦世
11番	景山岩三郎	12番	滑川公英
13番	嶋田哲純	14番	柴田徹也
15番	木内欽市	16番	佐久間茂樹
17番	日下昭治	18番	林俊介
19番	嶋田茂樹	20番	高橋利彦
21番	林正一郎	22番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	神原房雄
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	林芳枝	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男

下水道課長	増田 富雄	会計管理者	花香 寛源
消防 長	佐藤 清和	水道課長	小長谷 博
病院事務部長	渡辺 清一	病院経理課長	鈴木 清武
庶務課長	加瀬 寿一	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	高野 晃雄	体育振興課長	野口 國男
監査委員 局長	馬淵 一弘	農業委員会 事務局 長	加瀬 恭史

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局 次長	向後 嘉弘

開会 午前10時45分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成24年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（林 一哉） 去る2月23日、嶋田哲純副議長から一身上の都合により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定により、同日これを許可いたしました。

ここで、長い間、お骨折りいただきました前副議長、嶋田哲純議員よりごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

（13番 嶋田哲純 登壇）

○13番（嶋田哲純） 一言御礼を申し上げます。

2年2か月という長い間、大変皆様方にはご支援をいただきまして、またご理解あるご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、議会申し合わせということでございますが、私はそれを遵守いたしまして、今回、また後援会のいろいろ皆様方の話等もございまして、辞職することに決したわけでございます。その点、皆様方にご理解をいただきたいと思います。

また、私も議員活動におきましては、旧に倍しまして頑張るつもりでございますので、どうか今後とも皆様方の温かいご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（林 一哉） 嶋田哲純議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（林 一哉） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（林 一哉） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(林 一哉) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(林 一哉) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

9番、林七巳議員、10番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

林七巳議員、向後悦世議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(林 一哉) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 21票

無効投票 1票です。

有効投票のうち 林 七巳議員 11票

柴田徹也議員 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、林七巳議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林七巳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでございました。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長(林 一哉) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(林 一哉) ただいま副議長に当選されました林七巳議員より就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(9番 林 七巳 登壇)

○9番(林 七巳) このたび副議長に推挙いただき、ありがとうございます。

旭市発展、災害復興が一日も早く終わりますよう頑張っていきますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(林 一哉) ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時37分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長(林 一哉) 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

なお、本年1月20日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告いたします。

また、林七巳議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、許可いたしました。

これに伴い、議会運営委員会委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の

規定により、議長指名により嶋田哲純議員を選任いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、宮澤芳雄議員、4番、太田将範議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

◎日程第5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第5、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に向後悦世議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました向後悦世議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、向後悦世議員が当選されました。

ただいま当選されました向後悦世議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎日程第6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合規約第5条第3項の規定による議員に木内欽市議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました木内欽市議員を同組合規約第5条第3項の規定による議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、木内欽市議員が同組合規約第5条第3項の規定による議員に当選されました。

ただいま当選されました木内欽市議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎日程第7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

景山岩三郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました景山岩三郎議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、景山岩三郎議員が当選されました。

ただいま当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第36号までの36議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第8 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第8、議案上程。

議案第1号から議案第36号までの36議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成24年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第 9号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 1 6 号 国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 1 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 2 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 3 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定について

○議長（林 一哉） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 一哉） 日程第9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 初めに、先ほど副議長に当選されました林七巳議員に心からお祝いを申し上げます。市政発展のため存分のご活躍を心からお願い申し上げます。

本日、ここに平成24年旭市議会第1回定例会を招集し、平成24年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、東日本大震災発生後の対応経過及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

昨年3月11日に発生した「東日本大震災」から、間もなく1年が経過しようとしております。この間、市民の皆様をはじめ各方面より多大なるご支援、ご協力をいただくとともに、全国各地からの励ましのお言葉、義援金並びに義援物資など、心温まるご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

市では、この震災でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生した3月11日に千葉県と共催で「東日本大震災一周年 千葉県・旭市合同追悼式」を挙げることにいたしました。

次に、震災発生から今までの支援状況等について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,260世帯に対して2億3,294万円を支給いたしました。

災害義援金は、3,420世帯に対して、国・県分と合わせて12億5,457万5,000円を配分し、このうち市の義援金としては3億5,644万5,000円を配分しております。このほかに災害援護資金の貸付は、71件、貸付総額1億4,182万円の申し込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる795世帯に、加算支援金が、対象世帯の約63パーセントにあたる504世帯に、合計11億4,350万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金は、157世帯に6,820万1,000円を支給したところであります。

次に、市内6か所に集積されている災害廃棄物について申し上げます。

千葉県及び千葉県産業廃棄物協会等のご支援により3月末の完了を目指しておりましたが、福島第一原発事故による放射能汚染等の影響により、最終処分場での受け入れが縮小されたため、約5,800トンの搬出に遅れが生じております。また、一部の被災者において家屋の補修、解体等が進んでいない状況もあり、受け入れをおおむね1年程度継続してまいります。

被災者の皆様をはじめ、仮置き場に隣接する住民の皆様には、ご迷惑をお掛けしないよう努めてまいります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

被災された住宅の復旧等により、徐々に仮設住宅を退去する世帯もありますが、依然、多くの方々が入居している状況にありますので、今後も関係機関と連携を図りながら、入居者の生活支援を積極的に図ってまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

はじめに、旭市総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

平成19年3月に策定いたしました旭市総合計画の前期基本計画期間が本年度で終了することから、作業を進めてまいりました平成24年度から5年間の後期基本計画の策定が間もなく終了します。

将来都市像「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けた施策を推進していくため、社会情勢の変化や諸制度の変更及び前期基本計画事業の進捗状況等を踏まえるとともに、旭市復興計画や定住自立圏共生ビジョンと連携した計画といたしました。また、本計画の策定においては、市民アンケート、地区懇談会、パブリックコメントによる市民ニーズの把握や旭市総合計画審議会に諮問するなど、さまざまな立場からのご意見をいた

できました。あらためて感謝を申し上げます。

なお、後期基本計画に定めた各施策の実施にあたっては、市民各位の積極的な参加と理解を得ながら進めてまいります。

次に、平成24年度の主要事業等について申し上げます。

はじめに、復興計画の策定について申し上げます。

「心をひとつに 共に進もう 復興あさひ」をスローガンとして、一刻も早い生活再建を第一に、本市を取り巻くさまざまな課題等に対応した新たなまちづくりを推進するとともに、震災から立ち直り持続的発展を目指すため、行政が取り組むべき施策はもちろん、市民と行政が一体となり夢と希望を持った発展を遂げるための道しるべとして旭市復興計画を1月30日に策定いたしました。

海岸減災林等の整備を中心としたハード対策と、避難や防災訓練などのソフト対策を組み合わせた「複合的な津波対策の推進」と、バランスの取れた産業復興による活力あるまちづくりを目指す「農水産業、商工業、観光業の復興」の取り組みを重点プロジェクトとし、復興・復興に向けた4つの基本方針に沿って28施策、125事業を計画いたしました。

計画期間は平成23年度からの5年間とし、事業実施にあたっては大勢の方々からご寄付をいただいて積み立てた災害復興基金を有効に活用させていただきます。なお、平成24年度において基金の充当を予定している事業は、防災計画の見直しや津波避難タワー及び防災備蓄倉庫の設置などの災害に強い地域づくり事業や海岸減災林を兼ねた保安林植栽事業などで、総事業費は3億3,847万8,000円となり、財源として、災害復興基金1億2,700万円の取り崩しを予定するものであります。また、災害復興基金を充当せずに実施する事業については、備蓄用毛布等の購入や液状化対策への助成、放射性物質検査の実施や海水浴場の災害復旧事業などの10事業で、事業費は2億7,169万4,000円となります。

さらに、平成23年度予算の繰越事業として、災害廃棄物の処理委託料や道路、公園等の災害復旧費など6事業で、8億79万6,000円となります。

基金充当事業、基金充当以外の事業、平成23年度からの繰越事業を合計した平成24年度で実施する災害復興関連予算は27事業で、14億1,096万8,000円となるものであります。

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金についても利用する考えであり、市として所属部署を超えた横断的な対応を図るため復興交付金事業計画策定チームを設置し、3月末に国へ事業計画書を提出するための準備を進めているところであります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

全国的な問題であります人口減少についてであります。千葉県においては、その人口が昨年、1920年の統計開始以来初めて前年を下回る結果となり、人口予測よりも7年早く減少に転じたところであります。

旭市においても、前年と比較して574人が減少しており、この問題に対応する施策に取り組んでいくことは急務であると認識しているところであります。

こうした中、新たな取り組みとして、震災により、被災された住宅に替わる住宅を平成26年末までに取得された方に対し、固定資産税及び都市計画税を6年間減免することといたしました。

また、新たに旭市へ転入し住宅を建設及び購入した方に対して、建物に係る固定資産税相当額を6年間奨励金として補助することといたしました。

従来から実施しておりました出産祝金については、第3子以降に10万円を支給しておりましたが、支給額を20万円と改めることといたしました。

乳幼児紙おむつ給付事業の継続や、子ども医療費助成の所得制限の廃止などと合わせ、より子育てしやすい環境が整えられるものと考えております。

高齢者対策といたしましては、新たに70歳以上の方に肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を実施することといたしました。これにより全国平均、県平均を下回っている本市の平均寿命の上昇が図れればと考えております。

これらの施策により、人口減少に歯止めがかかればと期待するものであります。

次に、平成24年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、東日本大震災の深刻な打撃から立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたものの、歴史的な円高の進行や欧州政府の債務危機が顕著となるなど、世界経済の減速がその動きを緩やかなものにしていきます。

こうした状況に対し、国においては、震災からの復興に全力を尽くすとともに、円高とデフレの悪循環など景気の下振れリスクに対処するため、累次の補正予算を編成して経済の下支えを図ってきたところであります。

平成24年度予算においても、震災復興に最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」により、経済社会の再生に向けてより効果の高い施策に対し予算を重点的に配分する一方、それ以外への予算配分は厳しく抑制するなど、継続して経済成長と財政の健全化に取り組むこととしています。

こうした中、平成24年度の地方財政計画は、通常収支分と別枠で東日本大震災分が整理さ

れ、通常収支分では、地域主権に沿った地方財源の充実を図るため、地方交付税を増額確保するとともに、地域経済の活性化や雇用機会の創出など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスの展開や、社会保障費の自然増に対応する財源も含め、地方が安定的な財政運営に必要な一般財源の総額についても、前年度と同水準が確保されたところであります。

また、東日本大震災分においては、復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業について、所要の事業費と財源が確保されることとなっています。

こうした地方財政対策により、本市の財政は、地方交付税は増額が見込まれるものの、地方特例交付金や譲与税は減額となる見込みであり、税収についても、震災の影響や景気の低迷などから減収見込みであるなど、歳入全体の見通しは依然として厳しい状況にあります。

一方、歳出は、被災者の再建対策や地域経済の再興、災害に強い地域づくりなど、さまざまな課題に対応した新しいまちづくりの推進や、社会保障費をはじめとする義務的経費など、多くの財政需要が見込まれております。

このような状況下において編成した平成24年度の当初予算は、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、震災からの一刻も早い復旧・復興により安全で安心な暮らしを確保する筋道をたてるとともに、被災者の市内での住宅再建を含め、人口減少に歯止めをかける施策の展開を最重要課題として取り組むものとしております。

また、合併による国の財政支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築し、後期基本計画などに掲げる諸施策をバランスよく展開することで、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を265億2,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、146億1,000万円、企業会計は、平成23年度をもって国民宿舎事業会計が廃止されることにより、水道事業、病院事業の2事業で、425億772万1,000円となり、当初予算の規模を836億3,772万1,000円としたところであります。

次に、主要事業等について基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

市内全域を視野に進めている都市計画区域の見直しについては、市の総合計画並びに復興計画の中でも「秩序ある土地利用を進め安全・安心な均衡あるまちづくりを推進する」と位置づけているところであり、今後、検討課題等を精査し、市内部及び関係機関等との協議を

進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域バランスを考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

平成23年度に予定した市道の整備については、災害復旧工事を優先したため、国庫補助事業路線や緊急を要する路線を除き減額補正をすることといたしました。また、震災により被災した道路等の復旧工事は、地震により移動した境界杭の復元や土地改良区の水排水施設等の復旧工事と重複する区間が生じ、事業予算を繰り越すため今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き、関係地権者のご理解とご協力を得ながら用地取得と工事を進めてまいります。

次に、街路事業「谷丁場遊正線」の整備について申し上げます。

昨年末にJRを横断するための橋台設置工事が完了したことから、引き続き橋桁の製作と盛土部の建設工事を行い、平成24年度末の完成に努めてまいります。

また、千葉県施工により事業を進めている旭駅前広場及び旭駅前線の整備については、今後も県と連携を取りながら早期完成に向け順次整備を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

県域一体で整備を進めております消防救急無線デジタル化整備事業並びに千葉県北東部・南部地区20消防本部で共同運用いたします「ちば消防共同指令センター」については、平成25年4月の運用開始に向け、施設、設備の整備を計画的に進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

昨年3月に発生した東日本大震災を教訓に、地域防災計画の見直し、津波避難計画の策定や津波避難タワーの建設等、災害に強いまちづくりを構築し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりを推進するため「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進し、今後も地域ぐるみで環境の保全に取り組んでまいります。

また、温室効果ガスの排出抑制及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用

太陽光発電システムの設置について、継続して支援してまいります。

次に、海岸沿いの保安林の災害復旧について申し上げます。

震災の大津波では海岸沿いの多くの保安林も被災しましたが、津波被害の軽減を図るため、県など関係機関と連携してその再生に努めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の建設候補地としており、地元住民の合意形成を図るため説明会や意見交換会、先進施設見学会等を実施しております。

また、本事業が長期事業であることから、地元住民の皆様と施設建設計画に係る事前協議を進めております。2月4日現在、16町内会中9町内会との協定締結に至っておりますが、今後残る7町内会の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、銚子市、匝瑳市と連携を図り早期実現に向け鋭意推進してまいります。

なお、広域ごみ焼却施設の稼働までは一定の期間を要すことから、現施設の延命化と適正な運営を図り、ごみ処理行政に支障のないよう努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、旭市水道ビジョンに基づく配水区域の見直しや耐震化を考慮した既存施設の計画的な更新・改良を実施し、施設の効率化を図ってまいります。

また、平成24年度は、昨年の被災を教訓に旭配水場の塩素滅菌設備の改修を予定し、安全で安心な供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成23年度末において184.5ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち約91パーセントが整備されることとなります。

平成24年度は、ロ地先の3.3ヘクタールの面整備工事を実施してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

大雨時の氾濫に備え、道路側溝や排水路などの排水施設を計画的に整備してまいります。

川向西野地区排水路整備事業及び蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指してまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

旭文化の杜公園については、本年4月より供用を開始する予定であり、今後は、各種イベ

ントや催し物などに利用していただくとともに、市民の憩いの場として親しまれるよう、効率的な維持管理に努めてまいります。

また、震災により被災した3つの公園のうち、あさひパークゴルフ場については、復旧工事が終了したことから、4月1日の再オープンに先立ち、3月1日から3月20日まで市民へ無料開放いたします。

なお、あさひパークゴルフ場は、現在、指定管理を行っている財団法人旭市福祉協会が3月末をもって解散することや、災害復旧から間もないことなどから、平成24年度は市が運営することといたしました。

袋公園及び川口沼親水公園の災害復旧については、農業用水利として使用される期間中は施工が困難なため、事業予算を繰り越し、平成24年9月より工事を再開する予定であります。

次に、住宅対策について申し上げます。

被災者の住宅再建支援として、利子の一部について補助を行う「被災者住宅再建資金利子補給事業」を実施しておりますが、今後も金融機関と連携を図りながら情報提供するとともに、多くの方々に利用していただけるよう努めてまいります。

また、住宅の耐震化を促進する施策として、木造住宅の耐震診断の助成に加え、耐震改修に係る助成制度の創設について、今定例会に関連する予算を提案したところであります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

疾病の予防、早期発見及び治療のため、がん検診をはじめ各種事業を実施し、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

再整備事業について、既存棟の改修工事は予定どおり進捗しており、一部の診療科を除いて診療を開始したところであります。

また、今回の改修工事に併せて整備を進めていた地域医療支援センターも工事が終了し、当地域の医師、看護師、ほか医療スタッフの資質の向上を目的にトレーニングセンターとしての機能が発揮されることとなります。

平成24年度は、既存棟をつなぐ室内での連絡通路を整備した後、解体と跡地の整備をしてまいります。

今後とも、病院を利用される方々の安全に十分配慮し、工事を進めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

平成18年4月より指定管理者制度により管理を委託しております福祉関連施設「飯岡福祉センター、海上ふれあいサポートセンター及び旭市福祉事務所」の3施設については、平成24年3月31日をもって3年間の指定期間が終了いたします。

4月以降も引き続き指定管理者制度による管理委託を予定しており、今定例会へ指定管理者の指定を提案したところであります。

また、あさひ健康福祉センターは、現在、指定管理を行っている財団法人旭市福祉協会が3月末をもって解散することから、平成24年度は市が運営することといたしました。

次に、地域福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画について申し上げます。

これらの計画については、市民の代表や有識者で組織した策定委員会における協議及びパブリックコメントを実施し、本年度内に策定いたします。

今後は、これらの計画に基づき、地域で福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう取り組んでまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

保育所については、緊急に保育を必要とする保護者が多くなっていることから、すべての公立保育所で、一時預かり事業を実施することといたしました。

また、保育料の一部を見直し、所得の低い第4段階の保育料を引き下げ、保護者の負担を軽減することといたしました。

飯岡地域の保育所統廃合については、検討委員会において賛同する旨の意見をいただきましたので、早期建設に向け進めてまいります。

なお、国が進めている「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するための制度であり、本市においても制度の導入に向け、環境を整備してまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は平成24年度から第5期の事業計画がスタートいたしますが、前期計画を引き継ぎながら地域包括ケアシステムの考え方を念頭に置きつつ、健康づくりや介護予防事業を重視した計画としております。

介護保険料については、給付費の増加や第1号被保険者の負担率の上昇などにより増額することになりますが、介護保険給付費準備基金の取り崩し及び県における財政安定化基金の取り崩しによる返還金を充て、急激な保険料の上昇を抑制してまいります。

今後も、介護保険制度の充実を図りながら、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮ら

せるよう取り組んでまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小学校スクールカウンセラー配置事業については、教育委員会内にスクールカウンセラーを配置し、不登校や発達障害等の多様な問題に悩む保護者や学校職員に対し、専門的な立場から適切な助言を与え、効果的な教育相談を実施してまいります。

また、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く、特色のある教育活動に対して補助金を交付し、学校教育の充実を図る「学校いきいきプラン事業」を引き続き実施してまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業等については、教諭補助員を引き続き配置し、国語や算数、数学など基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導を行い、A L Tによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

次に、学校給食センター統合改築事業について申し上げます。

現在、建設中の新学校給食センターについては、平成24年9月の稼働に向け工事を進めているところであります。

この新学校給食センターの開始に併せ、市内学校給食センターの献立を統一化し、公平な学校給食費負担金とするための検討を学校給食センター運営委員会にお願いしているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

三川小学校大規模改造事業については、国の第3次補正予算により前倒し事業として本年度採択が決定されたことから、補正予算へ計上し全額繰り越しをするものであります。

琴田小学校大規模改造事業については、平成24年度で実施すべく新年度当初予算へ計上したものであります。

飯岡中学校改築事業は、実施設計等に着手いたしました但建設を予定しております非農用地について土地改良事業の手続きが遅れる見込みであることから、平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

今後も、関係各課と協議・調整を図りながら、事業スケジュールに沿って着実に進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会を開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させての地域子ども教室を実施するなど、市民

一人ひとりの自主性に配慮した事業を展開してまいります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成ときずなづくりを目的に開催する「旭市民体育祭」については、心身をリフレッシュし勇気と元気を市民に与える事業として開催してまいります。

また、震災の影響で順延となっておりました「第56回千葉県東部五市体育大会」や、日本卓球界のトップアスリートが参加する「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選考会」の開催をはじめ、「旭市飯岡しおさいマラソン大会」への支援等、スポーツ交流事業を推進し、旭市の知名度アップを図ってまいります。

市民スポーツの拠点となる体育施設については、市民の誰でもが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な維持管理と施設整備を進めてまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、平成23年度から本格導入された「農業者戸別所得補償制度」の実施に従い、平成24年度も飼料用米栽培を中心に加入要件である米の生産目標に従った米作りに向け各種の支援を行ってまいります。

園芸については、震災で大きな被害を受けたビニールハウス等の施設も、県の災害復旧支援事業等により経営を立て直すことができました。また、JAちばみどりが計画している農産物集出荷施設「フレッシュグリーン」の老朽化に伴う改修に対し、国の第4次補正による「強い農業づくり交付金」の事業採択に向け支援するなど、園芸産地としての一層の地位向上を図ってまいります。

福島第一原発事故による放射能汚染により、被害を受けた農業・漁業者への損害賠償請求については、関係機関と連携をとり手続きを進めており、一刻も早い和解に向け支援を続けてまいります。

また、現状の放射性セシウムの「暫定規制値」について、本年4月1日から現行より更に

厳しい「基準値」が設定される見込みであることから、これまでどおり国・県に協力いただき放射能検査を積極的に実施するとともに、市単独でも検査を行う体制を整え、さらなる安全性を確保してまいります。

次に、農業用施設災害復旧事業について申し上げます。

震災により多くの農業用排水路や用水としてのパイプラインが被災しましたが、関係する土地改良区が中心となって順調に復旧が進められております。

この復旧には国の災害復旧事業を活用しており、市では国へ補助率増高申請を行った結果、補助率が96.2パーセントに上がり、地元負担を大幅に縮小することができました。

今後は、被災した排水路等のうち国の災害復旧事業の対象とならなかったものの改修について、土地改良区を通じて支援し、農業基盤の復旧を推進してまいります。

次に、新規就農者支援について申し上げます。

平成24年度から、国の「青年就農給付金」支援事業に取り組むとともに、各種講演会の開催等、時代に即応した担い手対策を展開してまいります。

次に、畜産について申し上げます。

市内の大型化する畜産経営において、疾病対策は重要な課題であります。今回改正された家畜伝染病予防法に沿った地域家畜防疫を推進するため、今後も生産者の防疫意識の向上と予防の徹底を図ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

震災で大きな被害を受けた飯岡漁港も復旧工事が進み、一部を残して以前と変わらぬ姿を取り戻してまいりました。

昨年は震災の影響で中止となった「旭市いいおか港・水産まつり」を6月10日に活気の戻った飯岡漁港を舞台に開催いたします。

この「まつり」が、港とともに震災から立ち直り元気を取り戻しつつある飯岡地区の姿を大勢の方に見ていただく機会になればと考えております。

次に、商業の振興について申し上げます。

震災後の商業を取り巻く環境は、以前にも増してより厳しい状況にあります。このような中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商業の活性化を図るためのさまざまな事業を展開しているところであります。市といたしましても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、平成24年度からは、旭市の特色を活かした特産品となる土産物や地域の食材を活用

した調理品等を開発する事業者等に、支援を行っていきたいと考えております。

中小企業金融対策については、利便性向上に努めておりますが、今後も引き続き、復興支援、経営支援の一環として、利用促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、千葉県並びに県土地開発公社などと連携しながら誘致活動を展開しておりますが、2月22日に、「株式会社ホンダカーズ東総」との契約が取り交わされたところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、関係機関と連携を図りながら、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、昨年は震災の影響により中止となりましたが、平成24年度は、4月1日から8日までの8日間の開催を予定しております。4月7日の土曜日には演芸やお囃子、こどもゲーム大会、わくわく市場の出店など、お越しいただいた皆様楽しんでいただけるよう計画しております。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

先の全員協議会でも申し上げましたが、いいおか荘については解体する方向で考えてきたところであり、その関連予算を本議会に提案させていただいたところであります。

しかしながら、解体につきましては、今後さらに関係各位のご意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面、予算執行を見合わせることにいたしますので議員の皆様にはご理解を賜りたいと思います。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅整備事業については、平成24年度から導入施設や規模、設置場所、管理運営形態などについて本格的に建設に向けた検討を行うため、現在、道の駅建設準備委員の選任について千葉県、経済団体、生産者、消費者などをお願いしているところであります。

組織決定後、委員の皆様協議をしていただき旭市らしい魅力が詰まった道の駅となるような整備計画を策定していく予定であります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、姉妹都市の提携について申し上げます。

2月15日、沖縄県中城村とこれまで培ってきた友好をきずなし、両市村民間の親善をさ

らに深め、両市村が相携えて発展することを願い、姉妹都市としての提携を結ぶ式典を開催いたしました。

また、長野県茅野市との交流事業についてですが、新しい世代のきずなを育てたいとの思いから「旭市・茅野市海の子・山の子交流事業」を計画し、平成24年度は茅野市において小学生を対象に乗馬やそば打ちなどの体験学習を行う予定であります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき積極的に取り組んでいるところであります。

とりわけ、事務事業評価については、平成24年度に本格実施を行うこととしており、これまでの試行結果を踏まえ、事務事業の改善・改革へ結びつけるとともに、市の施策や予算へ反映させるための仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、窓口改善については、平成23年度に引き続き来庁者のサービス向上を図ることとしており、ローカウンターの設置場所を保険年金課と高齢者福祉課へ拡大することや、窓口におけるプライバシー保護に配慮した相談スペースの設置、さらには、来庁者に分かりやすい案内表示の整備などを進めてまいります。

このほか、市税を中心とする市の債権について、滞納整理に向けた法的措置などの研修を全庁的に実施することで、徴収率の向上につなげていくことを目指してまいります。

次に、新庁舎の建設について申し上げます。

現在の市役所本庁舎については、昭和39年3月の建設から48年が経過しようとしている中で、老朽化及び耐震性の低さ、また、合併による行政機能の分散を解消するために、新市建設計画、総合計画、行政改革アクションプランに位置づけ、建設計画の策定等を検討してまいりました。

合併特例債の期限延長が決定された中において、震災からの復興に全力を注ぎつつ、新庁舎建設についても平成30年度の完成を目途に、庁舎建設基本構想の策定を進めてまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ265億2,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に66億3,899万9,000円、9款地方交付税に87億円、13款国庫支出金に25億1,006万7,000円、14款県支出金に20億6,303万9,000円、20款市債に28億8,270万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2 款総務費に30億5,751万7,000円、3 款民生費に76億7,499万3,000円、6 款農林水産業費に14億8,608万円、8 款土木費に28億2,382万1,000円、9 款消防費に13億7,905万6,000円、10 款教育費に24億6,950万8,000円、12 款公債費に30億9,279万7,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で91億4,000万円、施設勘定で5,400万円とするものであります。

議案第3号は、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ4億7,600万円とするものであります。

議案第4号は、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ42億8,100万円とするものであります。

議案第5号は、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億700万円とするものであります。

議案第6号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ5,200万円であります。

議案第7号は、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,198件、年間給水量を596万4,080立方メートルと見込み、事業収益15億5,153万6,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は26万1,000人、外来患者数は79万1,700人を見込み、事業収益を359億7,777万4,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,600万円を追加し、予算の総額を330億6,600万円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2億400万円減額し、予算の総額を90億8,200万円とするものであります。

議案第11号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億700万円を追加し、予算の総額を40億4,600万円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、普通

交付税と特別交付税の算入単価決定により 1 億493万1,000円を追加するものであります。

議案第13号は、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入から 1 億8,369万7,000円を減額し、支出から 1 億7,441万4,000円を減額するものであります。また、資本的収支において、収入に 2 億8,324万6,000円を追加し、支出に 2 億8,008万3,000円を追加するものであります。

議案第14号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定についてでありまして、東日本大震災で住宅が被災し、新たな住宅を取得した者に対して固定資産税及び都市計画税を減免するにあたり、必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、旭市暴力団排除条例の制定についてでありまして、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除に関する基本理念、市及び市民並びに事業者の責務、市の推進体制等について定めるものであります。

議案第16号は、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、国民宿舎事業の廃止に伴い、制定するものであります。

議案第17号は、旭市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事務が県から市へ移譲されるため、この相談員の報酬についての定めを加える改正及びスポーツ基本法の施行により、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、出産祝金の増額及び入学祝金の廃止により所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、

葬祭費の支給額について、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法の改正に伴い、公営住宅の入居に係る同居親族要件等が廃止されることから、現行のとおり同居親族要件を入居者資格に含めるため所要の改正を行い、併せて入居者資格の特例について規定の整備を行うものであります。

議案第24号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市消防署飯岡分署の移転に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会教育法の改正に伴い、委員の委嘱基準を条例で明文化するとともに、これまで館長が行っていた施設の使用許可等の権限を、旭市教育委員会とするものであります。

議案第26号は、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、図書館法の改正に伴い、委員の任命基準を条例で明文化するものであります。

議案第27号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭文化の杜公園内に設置する庭球場を社会体育施設に加え、老朽化により取り壊しいたします海上体育館及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業により廃止する海上庭球場を社会体育施設から削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正をするものであります。

議案第29号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法施行令及び千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱の改正に伴い、経過措置の期限を延長するため所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合の組織団体である銚子市及び松戸市より、平成24年4月1日から共同処理事務の追加依頼があったことから、共同処理する団体に関する規定を改正するにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、旭市公共下水道旭市浄化センター建設工事に係る工事委託契約の変更についてでありまして、工事費の総額が9億1,231万円に確定したことから、工事委託契約の金

額を変更するものであります。

議案第32号は、旭市公共下水道施設旭中央污水ポンプ場等建設工事に係る工事委託契約の変更についてでありまして、工事費の総額が、6億429万円に確定したことから、工事委託契約の金額を変更するものであります。

議案第33号は、市道路線の廃止及び認定についてでありまして、市道の見直し再編成に伴い、認定路線を一括廃止し、新たな市道路線として一括認定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号から議案第36号までの3議案は、いずれも指定管理者の指定についてでありまして、それぞれの施設の指定管理者を継続して指定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決について、補足説

明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成24年度当初予算の概要について申し上げます。この資料でございますが、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうでご説明いたします。

前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を265億2,000万円と定めるもので、対前年度3億3,000万円、1.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、第1表の歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

9ページになります。

第2表の債務負担行為です。表の一番上から4番目までと、2つ飛んで7番目、8番目の設定は、農業・漁業及び中小企業資金に係る利子補給と損失補償について、毎年設定しているものです。

5番目、6番目と9番目については、このたびの東日本大震災に係る被害農漁業者及び住宅再建のための利子補給について、起債の期間及び限度額を新たに設定するものでございます。

また、下から3番目の市勢要覧作成事業については、震災により作成を1年先送りしたため、設定期間を24、25年度の2か年としたものでございます。

下から2番目の固定資産評価基礎調査及び一番下の飯岡中学校改築事業についても、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を新たに設定するものでございます。

10ページになります。

第3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもの

で、総額として28億8,270万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明を省略いたします。

13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、景気の緩やかな回復基調や本年度の決算見込み等から対前年度1,491万1,000円、0.6%の増で26億7,499万円を見込みました。

2 目法人市民税についても、個人市民税と同様、景気の回復基調や本年度の決算見込み等から対前年度7,786万円、20.8%の増で、4 億5,237万9,000円を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税は、評価替えと震災の影響から、対前年度 1 億8,128万6,000円、6.3%の減で、26億9,115万円を見込んでおります。

14ページになります。

3 項 1 目軽自動車税です。対前年度373万8,000円、2.8%の増で、1 億3,792万7,000円を見込んでおります。

4 項 1 目市たばこ税は、23年度の決算見込みを考慮して、対前年度2,754万4,000円、6.6%の増で、4 億4,183万5,000円を見込んでおります。

次のページになります。

7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度1,777万7,000円、7.2%の減で、2 億3,050万9,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から次の16ページになりますけども、7 款まででございますが、これは地方財政計画と県推計を考慮いたしまして、ここに記載のとおり、それぞれ見込んだものでございます。

17ページの一番下になります。

8 款の地方特例交付金は、子ども手当分と自動車取得税の減収分の算入がすべてなくなるということから、対前年度 1 億3,400万円、84.8%の大幅な減で、2,400万円を見込んでおります。

18ページになります。

9 款地方交付税です。対前年度 2 億円、2.4%の増で、87億円を見込みました。このうち普通交付税は、地財計画を考慮いたしまして 2 億円増の78億円を、特別交付税は、前年度と同額の 9 億円を計上しております。

飛びまして、11款分担金及び負担金は、合計が19ページの一番上になりますが、対前年度

3,529万5,000円、4.8%の減で、7億533万7,000円を見込みました。

その下にあります、12款1項使用料は、2目民生使用料の説明欄1番、あさひ健康福祉センター使用料427万円と、下から2つ目の節、6目3節都市計画使用料の説明欄1番、あさひパークゴルフ場使用料1,026万円が、自主運営となることから新規の計上でございます。

合計は、次の20ページの中ほどになりますが、今申し上げた理由等により、対前年度2,197万7,000円、17.6%の増で、1億4,652万3,000円を見込んでおります。

次に、13款の国庫支出金です。1項1目民生費国庫支出金は、対前年度2億1,938万4,000円、10.0%の減で、19億7,826万5,000円を見込みました。減の主な理由は、22ページになりますけども、2節の児童福祉費国庫負担金の説明欄3番、子どものための手当負担金、これが減額となっております。

次に、3目土木費国庫補助金は、大きく減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番、社会資本整備総合交付金と3節まちづくり交付金で、対象事業費の減によるものでございます。

4目教育費国庫補助金は増で、主な理由は、3節中学校費国庫補助金で飯岡中学校改築事業の補助金と、24ページになりますけども、4節社会教育費国庫補助金の説明欄2番、史跡等購入費補助金の新規計上によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

14款県支出金です。

1項1目民生費県負担金は減で、減の主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1番、障害者自立支援給付費等負担金が増となるものの、説明欄3番の保険基盤安定負担金が大きく減することによるものでございます。

26ページの中ほどになります。

2項1目民生費県補助金は減で、1節社会福祉費県補助金の説明欄5番、障害者自立支援対策臨時特例基金事業費補助金の減によるものでございます。

次に、27ページの中ほどをお願いいたします。

2項2目衛生費県補助金は増となっております。増の主な理由は、説明欄8番の被災地浄化槽復旧支援事業費補助金と、一番下の9番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金の新規計上によるものです。

28ページをお願いいたします。

3目労働費県補助金は減で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の減と、

前年度にございました、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金がなくなったということによるものです。

4目農林水産業費県補助金は大幅な増で、増の主な理由は、説明欄7番、強い農業づくり交付金の新規計上で、JAちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する補助によるものです。29ページになります。

一番上です。5目商工費県補助金は、前年度とほぼ同額です。

6目土木費県補助金は増で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金と、説明欄の4番、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金を新規に計上したことによるものです。

次に、3項1目総務費委託金は増で、増の主な理由ですが、30ページになります。4節選挙費委託金によるものでございます。

それから、2目民生費委託金は、新規として、県外避難者災害救助費委託金を計上しております。

少し飛びまして、33ページになります。

17款繰入金ですが、次の34ページの2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度2億2,600万円増の3億3,600万円を計上いたしました。

2目の災害復興基金繰入金は新規で、1億2,700万円の繰り入れを予定しております。

35ページになります。

19款諸収入ですが、これも36ページの5項3目雑入、ここが減となっております。主な理由ですが、次の37ページの説明欄の30番、ふるさと市町村圏基金返還金、これが減になっていること、それから前年度に地域公共交通確保維持改善事業助成金があったことによるものでございます。

次に、20款市債は、全体で7億4,590万円の減となっております。

1目民生債は、保育所統合整備事業債が新規計上です。

2目の農林水産業債は、前年度とほぼ同額。

3目土木債は、説明欄5番、橋梁新設改良事業債が新規の計上でございまして、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債から説明欄4番の南堀之内遊正線整備事業債までの4本が減で、全体でも減の計上となりました。

38ページになります。

4目消防債は、説明欄の3番、消防施設整備事業債、これは共同指令センターの増、それから説明欄の6番、防災基盤整備事業債、これは津波避難タワーですけれども、これを新規に

計上したことなどにより増となっております。

5目教育債は減となっております。

1節の小学校債の小学校大規模改造事業債は新規の計上で、2節の中学校債の飯岡中学校改築事業債も増の計上、ただ前年度に学校給食センター統合改築事業債の計上があったことから、全体としては減ということでございます。

6目の災害復旧債は、厚生労働施設、文教施設、その他公共・公用施設を予定しております。

7目の臨時財政対策債は、地方財政計画を考慮し13億2,000万円、対前年度1億6,000万円、10.8%の減で計上いたしました。

なお、これらの市債のうち合併特例債を申し上げます。

まず、民生債の保育所統合整備事業債、3目の土木債で蛇園南地区流末排水整備事業債、旭中央病院アクセス道整備事業債、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、南堀之内遊正線整備事業債、次の消防債で消防施設整備事業債、これは消防庫の分の一部になります。次の教育債で飯岡中学校改築事業債、これらの7事業に合併特例債を予定しております。

また、このたびの災害によりまして、合併特例債と同様に交付税算入が70%以上となります緊急防災・減災事業債について申し上げます。

これは3目の土木債の橋梁新設改良事業債、消防債の消防施設整備事業債（消防救急無線）の一部、防災基盤整備事業債（非常用電源）、防災基盤整備事業債（津波避難タワー）の4事業を予定しているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明いたします。

40ページになります。

1款1項1目議会費は、減となっております。減の主な理由は、共済負担金の減によるものです。

次に、2款総務費ですが、44ページをお願いいたします。

1目の一般管理費は、大きな増減はないんですけども、説明欄4番の総務事務費は減となっております。減の主な理由ですが、庁舎に係る建物借上料や職員駐車場に係る土地借上料がこの総務事務費に計上されていたことから、説明欄6番の庁舎管理費に組み替えて計上しております。このために減となっております。

このほかにも、より適正な事業費等への組み替え計上、それから1事業で執行科目が1節

しかない事業費等は統合を行って、より簡素で分かりやすい事業編成に努めたところであり
ますので、よろしく願いいたします。

少し飛びまして、51ページをお願いいたします。

2目の人事管理費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の職員研修費で、合併による財政
支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築できるよう、職員の資
質向上を図るための講師謝金、研修費等の増がございます。

53ページになります。

3目の文書広報費は減で、減の主な理由ですが、説明欄2番の広報活動費で、54ページの
13節委託料、これは前年度に市民便利帳作成委託料の計上があったことによるものです。

なお、市勢要覧作成委託料は、前年度と同額の計上ではありますが、震災により執行するこ
とができなかったことから、再度計上することとしております。

少し飛びまして、64ページをお願いいたします。

9目の交通安全対策費です。交通指導員の定員の見直しによりまして減となっております。
次に、66ページをお願いいたします。

10目の地域振興費です。大幅な減で、減の主な理由は、まず説明欄5番のコミュニティバ
ス等運行事業が減となっています。コミュニティバスの運行に係ります国庫補助金が運行事
業者に直接交付されることとなったため、運行主体を市から運行事業者へ変更することとし、
予算の組み替えを行っております。前年度までは運行業務委託料として計上していたものを、
19節バス運行助成金として新規の計上をしたもので、これに伴いまして、運賃収入も直接運
行事業者の収入とされることから、歳出予算額として減となるものでございます。

68ページをお願いいたします。

説明欄7番の地域振興基金積立金も減で、東総地区広域市町村圏事務組合からのふるさと
市町村圏基金返還金の減です。

飛びまして、70ページをお願いいたします。

11目の諸費です。説明欄4番、旭駅バリアフリー施設整備事業は、新規の計上で、エレベ
ーター設置に係る基本設計に対する補助金でございます。

次に、72ページになります。

2項2目賦課徴収費は、これも減で、主な理由は、23年度に計上しておりました緊急雇用
創出固定資産公図データ整備事業が終了したことによるものです。

次に、少し飛びまして、77ページをお願いいたします。

選挙関連の費用があります。4項3目千葉県知事選挙費と、次の78、79ページの4目、5目、6目の各選挙費、これは任期満了に伴います執行経費を計上したものでございます。

次に、3款民生費です。

86ページになります。

1項1目社会福祉総務費、これも減で、減の主な理由は、法人の解散に伴いまして、旭市福祉協会助成事業が終了となったこと、87ページの下の方になります、説明欄5番のあさひ健康福祉センター運営事業は、前年度の指定管理委託料から直営経費での計上となっております。

90ページをお願いいたします。

1項2目の障害者福祉費は増で、主な理由は、94ページになります。ここの説明欄13番の自立支援給付事業で、扶助費の増によります。

次に、95ページの4目国民健康保険費は減で、主な理由は、96ページの説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金によるものであります。その他繰出金については増となっております。

少し飛びまして、101ページをお願いいたします。

4目の介護保険費、これは増です。主な理由は、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金が増となっております。

次に、102ページです。

3項1目児童福祉総務費は増で、主な理由は、103ページの説明欄5番の出産祝金支給事業、それから104ページの説明欄7番の子ども医療費助成事業で、人口減少対策事業として、事業費を増としたものでございます。

106ページをお願いいたします。

2目の児童措置費、減で、主な理由は、説明欄2番の子どものための手当給付事業で、国の新たな制度として、子どもための手当に変わることにによるものです。

107ページをお願いいたします。

説明欄3番の障害児通所支援事業は、新規事業で、根拠法令が児童福祉法とされたことから、1項2目の障害者福祉費の自立支援給付事業から分割計上しております。

少し飛びまして、115ページ、お願いいたします。

5項1目の災害救助費です。これは増で、説明欄2番の東日本大震災災害救助費の新規計上によるものです。

次に、4款衛生費でございます。

118ページになります。

1項1目保健衛生総務費、減でございます。主な理由は、次の119ページの説明欄3番、水道企業団負担金が減となったことによります。

少し飛びまして、123ページをお願いいたします。

2目の予防費、これは増で、主な理由は125ページになります。説明欄5番の感染症予防対策事業になります。内容として、次の126ページの20節扶助費に70歳以上の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金を新規に計上したことによります。

128ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は増で、増の主な理由は、説明欄2番、環境衛生事務費で、内訳として、次の129ページにあります19節の東総衛生組合負担金が、前年度は2項1目の清掃総務費に計上されていたことから、これは組み替えによる増です。

2項1目の塵芥処理費は減で、主な理由は、少し飛んで、説明欄の139ページになります。説明欄の15節グリーンパーク改修工事、ここの部分が減となっております。

次に、6款農林水産業費です。

これにつきましては149ページになります。

1項3目農業振興費は増で、主な理由は、2ページ後の151ページの説明欄4番、農水産業災害復旧資金利子補給事業、それと155ページになります、説明欄の14番、農業者戸別所得補償制度推進事業、それから説明欄の16番、農業流通基盤強化支援事業の新規計上によるものです。

4目畜産振興費は増で、156ページの説明欄3番、さわやか畜産総合展開事業の新規計上でございます。

159ページをお願いします。

2項1目林業総務費は増で、主な理由は、説明欄2番、保安林植栽事業で、津波被害軽減のため、盛り土のうえ、植栽を行うものでございます。

少し飛びまして、162ページになります。

4目漁港建設費、これは説明欄の15、工事請負費で、外西堤防の管理用放送設備を設置する、そういうものでございます。

次に、7款の商工費です。

167ページになります。

1 項 2 目商工振興費は減です。この内容ですが、169ページの説明欄 4 番の商工業災害復旧資金利子補給事業、170ページの説明欄 8 番、旭市特産品開発事業は新規の計上で、減の主な理由は、前年度まで行っていた、ふるさと産品ショップ運営事業の終了によるものです。171ページです。

1 項 3 目観光費、増です。増の主な理由は、少し飛びまして、176ページの説明欄 6 番の国民宿舎施設解体事業でございますが、市長の施政方針でも申し上げましたとおり、解体の是非については、今後十分検討していくということで、執行は当面見合わせるということでございます。

なお、前年度に計上のありました飯岡刑部岬展望館維持管理費は、指定管理が民間事業者へ移行されることとなったため、その事業自体は廃止となっております。

次に、8 款の土木費です。

183ページをお願いいたします。

3 目の道路新設改良費でございます。これは減となります。説明については、184ページの説明欄の 3 番、4 番、5 番、それと185ページの説明欄 6 番の各事業の進捗に伴いまして、工事費、用地購入費、補償補填金等について大きく減となっているものでございます。

186ページの 4 目橋梁新設改良費は、目の新規設定でございます。文化の杜公園西側の仁玉川にかかります橋の架け替え工事を行うものでございます。

次に、188ページをお願いいたします。

3 項 2 目街路費は減で、減の主な理由ですが、説明欄 2 番の街路整備事業（谷丁場遊正線）、これが減となっております。

次に、191ページ、4 目の公園費です。これは増で、主な理由は、文化の杜公園の整備が23年度をもって終了することから、維持費の増、それから129ページの説明欄 2 番のあさひ健康パーク維持管理費が前年度の指定管理委託料から直営経費での計上となったこと等によるものでございます。

次に、4 項 1 目住宅管理費は減です。この主な理由は、説明欄 4 番の市営住宅改修事業が減で、197ページの説明欄10番、緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業は新規の計上で、それぞれの入れ繰りで全体的には減ということです。

一番下の 2 目住宅建設支援費は新規の設定で、被災者への住宅再建支援金や、198ページ、住宅再建資金の利子補給を行う、そういうものでございます。

次に、9 款の消防費です。

200ページになります。

1 項 1 目の常備消防費、増です。主な理由は、202ページの説明欄 4 番、消防車両整備事業と説明欄 5 番の消防庁舎整備事業を新規に計上したこと、それから説明欄 6 番の消防広域化・共同化基盤整備事業の共同指令センター整備負担金の増によるものでございます。

その下にあります 2 目の非常備消防費も増で、主な理由は、205ページの説明欄 3 番、消防団施設強化事業が増となっております。

次に、206ページです。

3 目の災害対策費は増で、主な理由は、207ページ、説明欄 2 番の災害に強い地域づくり事業を新規に計上するもので、208ページの説明欄の上から 2 行目ですが、地域防災計画の見直しや、15節の工事請負費では、非常用発電機の設置、また津波避難施設の整備を行うとともに、消防防災用備品の充実も図るものとしております。

次に、10款教育費です。

212ページ、お願いいたします。

下のほうになりますが、1 項 2 目事務局費、これは増で、主な理由は、少し飛びまして、216ページの説明欄11番、教職員住宅管理費で、住宅の解体撤去費の計上をしております。

次に、219ページ、2 項 1 目学校管理費、これも増で、主な理由は、221ページの説明欄 3 番、小学校施設改修事業で土地購入費等の計上によるものでございます。

222ページの 2 目教育振興費、これは減でございます。主な理由は、223ページの説明欄 2 番の小学校教材備品等購入事業で、前年度で指導書の購入費が終了したことによるものですが、224ページの説明欄 6 番、小学校教諭補助員配置事業は、配置補助員の増を予定しております。

次に、225ページです。

3 項 1 目学校管理費は、大幅な増となっております。主な理由は、227ページの飯岡中学校改築事業で、改築工事費の新規計上によるものです。

228ページの 2 目教育振興費も増で、小学校費と同様に教諭補助員配置事業の増等によるものです。

少し飛びまして、236ページをお願いいたします。

4 項 2 目文化振興費、これも増です。主な理由は、237ページの説明欄 2 番、文化振興事業で、文化会館での実施事業は、演劇鑑賞やコンサート等11事業を予定しております。

大きく飛びまして、262ページになります。

3 目の学校給食費、減で、この主な理由は、268ページの説明欄 9 番の学校給食センター統合改築事業によるものです。

270ページ、11款になります。災害復旧費は、科目設定を基本としております。

3 項 1 目の道路橋梁災害復旧費は私道整備助成金等、4 項 2 目の社会教育施設災害復旧費は大原幽学遺跡の復旧費を、それから272ページになります、5 項 1 目のその他公共・公用施設災害復旧費は、矢指ヶ浦海水浴場の復旧費を新規に計上しております。

274ページをお願いいたします。

12款の公債費は、元金、利子とも減となっております。

次に、276ページ、13款の諸支出金です。

1 項 1 目土地取得費は科目設定です。

2 項 1 目は、水道事業公営企業費でございますが、高料金対策繰出金及び前年度に出資金があったこと等によって、24年度は減となっております。

2 目の病院事業公営企業費は大幅な増で、病院事業に関する交付税算入額が増となる見込みであることから、繰出金が増となっております。

少し飛びまして、280ページになります。

14款の予備費でございますが、これは4,000万円を計上しております。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、281ページをお願いいたします。ここから286ページまでは給与費明細書となっております。今ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、それからその他の特別職について、本年度と前年度を比較したものでございます。

次の282ページ、これは2の一般職のうち、(1)の総括、これは一般職の職員数、給与、共済費について、前年度と比較したものでございます。

このほかの詳細は、283ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、287ページをお願いいたします。ここから290ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が25年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、291ページをお願いいたします。

この表でございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧ください。下から22年度末の現在高で272億7,233万2,000円、その右が23年度末現在高見込額で302億7,403万2,000円、その右が24年度中の起債見込額で28億8,270万円、その右が24年度中の元金償還見込額、一番右が24年度末の現在高見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の293ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は91億4,000万円、施設勘定は5,400万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の294ページから300ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は301ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

301ページと302ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、303ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、最初に304ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は23億6,453万9,000円、前年度に対し5億3,591万3,000円、18.5%の減を見込みました。これは23年度において保険税の税率改正の予定でありましたが、震災等に伴い、改定を見送ったことによるものであります。

内訳であります。303ページにございますように、1項1目一般被保険者国民健康保険税が22億6,227万3,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億226万6,000円、これも退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は、所得割100分の6.5、資産割100分の30、均等割1万2,000円、平等割2万円、課税限度額は47万円です。後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の1.5、均等割1万2,000円、課税限度額は12万円です。介護納付金分の税率は、所得割100分の1.2、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

305ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億2,032万9,000円を見込みました。国の負担率であります、現行の34%から24年度は32%とし、この減少部分を県の財政調整交付金として措置する改正が行われます。

2 目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を6,062万7,000円と見込みました。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので1,820万8,000円と見込みました。

2 項 1 目財政調整交付金は、4 億4,605万2,000円を見込みました。

306ページをお願いいたします。

5 款療養給付費等交付金は、2 億7,872万7,000円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6 款前期高齢者交付金は、11億4,828万1,000円を見込みました。これは前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が医療保険間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものでございます。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の6,062万7,000円を見込みました。

2 目特定健康診査事業費等負担金は、1,643万4,000円を見込みました。

307ページをお願いいたします。

2 項 1 目県財政調整交付金は、5 億5,747万6,000円を見込みました。県財政調整交付金は、市町村国保財政の安定化に対する県の交付金であります、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、負担率が7%から9%に引き上げられております。

8 款共同事業交付金は、11億3,333万6,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

308ページをお願いいたします。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、8 億3,269万6,000円を見込みました。これはルール分及びその他の繰入金5 億5,000万円でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、2 億5,100万円を見込みました。

309ページをお願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は、1,000万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,858万9,000円を見込みました。これは国保の特定健診に併せ、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

310ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険者第三者納付金1,000万円は、交通事故等による第三者納付金でございます。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入で、年間600件、1,151万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

311ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は3,109万7,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、レセプト点検や電算処理委託料等の事務費で1,341万5,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は2,005万4,000円、前年度に対し588万2,000円、41.5%の増を見込みました。主に通信運搬費と電算機保守委託料であります。

314ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計額は315ページになります。50億1,766万7,000円、前年度に対し1億7,787万8,000円、3.4%の減を見込みました。内訳でございますが、1目一般被保険者療養給付費に46億5,000万円、2目退職被保険者等療養給付費に2億6,000万円、3目一般被保険者療養費に8,200万円、4目退職被保険者等療養費に500万円、5目妊産婦賦課金に700万円、6目審査支払手数料に1,366万7,000円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に5億8,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に3,300万円を見込みました。3目一般被保険者高額介護合算療養費の150万円と4目の退職被保険者高額介護合算療養費の50万円は、介護保険との合算療養費でございます。

316ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1件当たり42万円で150件を見込むもので、前年度に比較して20件の減となっております。

5項1目葬祭費の1,000万円は、議案第22号でご審議いただきますが、1件当たりの葬祭

費の支給額を7万円から5万円に改定するもので、200件を見込みました。

317ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金は、13億8,333万円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものでございます。

318ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、6億7,705万5,000円を見込みました。これは国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものでございます。

319ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は、11億2,943万5,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が「80万円を超えるもの」の高額医療費共同事業拠出金及び「30万円を超え80万円まで」の保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものでございます。

8款保健事業費は、1億2,024万9,000円を見込みました。主な事業としては、説明欄1、特定健康診査等事業が8,362万2,000円、説明欄2、特定保健指導事業が150万5,000円を見込みました。

続きまして、320ページをお願いいたします。

説明欄3、短期人間ドック事業に3,259万2,000円を見込みました。

322ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1,719万4,000円を見込みました。これは321ページの1目一般被保険者保険税還付金が主なものでございます。

3項1目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を国保会計を経由して繰り出すものでございます。

323ページをお願いいたします。

12款予備費は、前年度に対し3,000万円減の4,000万円を見込みました。

324ページは、給与費明細書であります。

続きまして、施設勘定についてご説明いたします。

325ページと326ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、327ページの歳入から予算の内訳について、順を追ってご説明いたします。

それでは、327ページをお開きください。

1款診療収入、1項外来収入は、前年度に対し2,290万5,000円、37.7%の減、3,782万

9,000円を見込みました。これは診療日の減による収入減を見込みました。

2項1目諸検査等収入は、459万7,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものでございます。

329ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目他会計繰入金は、一般会計より710万円及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

330ページをお願いいたします。

7款繰入金は400万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

331ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度に対して1,567万5,000円、39.6%減の2,391万7,000円を見込みました。これは診療日の減に伴う職員1人の減及び中央病院からの医師派遣の中止による委託料等の減によるものでございます。

飛びまして、334ページをお願いいたします。

2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は、前年度に対し930万1,000円、26.2%減の2,625万5,000円を見込むものでございます。

336ページから339ページは、給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月9日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議されたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の341ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億7,600万円と定めるものであります。

次の342ページ、343ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は345ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

345ページと346ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

347ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3 億3,528万5,000円、前年度に対して3,788万5,000円、12.7%の増を見込みました。内訳として、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2 億5,190万5,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に8,197万円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に141万円であります。

これらは市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする方法と普通徴収に分かれるものでございます。

また、保険料率でございますが、2 年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合で見直しを行い、改定することになっており、平成24年度がちょうど改定時期に当たっておりました。そこで、先般、広域連合議会において、料率改定の議案が上程され可決されたわけでございますが、この内容を申し上げますと、所得割が6.64%から0.33ポイント上げて6.97%に、均等割が3 万4,100円から1,700円上げて3 万5,800円になり、また賦課限度額につきましても50 万円から5 万円引き上げられ55万円となるものでございます。

また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9 割、8.5割、5 割、2 割の軽減措置がとられ、所得割でも5 割の軽減措置がとられるものでございます。

2 款繰入金は、一般会計から1 億3,366万9,000円、前年度に対し1,296万4,000円、10.7%の増を見込みました。内容といたしましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものでございます。

3 款繰越金は500万円を見込みました。

348ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は、100万8,000円を見込みました。これは過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額補てんされることから計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

349ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、903万9,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、257万3,000円を見込みました。

350ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、4 億5,838万円を見込みました。これは徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合に支出するものでございます。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は、100万8,000円を見込みました。これは歳入の4 款のところで申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

351ページをお願いいたします。

4 款予備費は500万円を見込みました。

以上で、議案第3 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第4 号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の353ページをお開きください。

第1 条で、歳入歳出予算の総額を42億8,100万円と決めました。

第2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の354ページから360ページまでは説明を省略させていただきまして、361ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第1 号被保険者保険料は、7 億9,709万円で、保険料基準額は5 万1,600円、納付義務者数を1 万6,811人と見込み、対前年度29.4%の増です。

なお、第1 号被保険者保険料につきましては、議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただきましたので、そこで補足説明申し上げます。

内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を、現年度分の91.6%に当たる7 億2,729万円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に6,669万5,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に310万5,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は7 億2,999万3,000円を、2 項 1 目調整交付金は介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、2 億6,648万円を見込み、2 目地域支援事業交付金に1,947万3,000円をそれぞれ見込みました。

362ページになります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億372万7,000円を、2 目地域支援事業支援交付金に460万2,000円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 6 億 1,901 万 2,000 円、363 ページになります、2 項 1 目地域支援事業交付金に 973 万 6,000 円を見込みました。

3 項 1 目返還金に 3,931 万 2,000 円を見込みました。これは保険料上昇抑制のため、千葉県財政安定化基金が取り崩されることになりましたので、その返還分を計上したものでございます。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は 5 億 1,884 万 9,000 円、2 目地域支援事業繰入金に 1,430 万 8,000 円、364 ページになります、3 目介護保険事務費繰入金に 5,436 万円をそれぞれ見込みました。

365 ページになります。

8 款 2 項 2 目雑入の 405 万 2,000 円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、366 ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務経費で 1,058 万 4,000 円、2 項 1 目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で 355 万円。367 ページになります。3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の開催を毎週 2 回、年 96 回と見込み 2,347 万 5,000 円。368 ページになります。2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を 1,560 万 7,000 円と見込み、それぞれ計上しました。

369 ページの下段になります。

2 款保険給付費は、第 5 期介護保険事業計画で推計し定めております。ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は 41 億 5,078 万 8,000 円で、対前年度 9.4% の増を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、14 億 7,384 万円を計上いたしました。

370 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に 10 人、グループホームに 45 人、小規模特別養護老人ホームに 45 人の利用を見込み、2 億 7,138 万 1,000 円を計上しました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設 410 人、老人保健施設 200 人、療養型医療施

設 4 人の合計614人の利用を見込み、18億4,598万5,000円を計上しました。

371ページの下段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億370万1,000円を見込みました。

372ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を200人と見込み、それぞれ計上しました。

373ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で346万2,000円を見込みました。

374ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は、5,907万円を計上しました。

375ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、490万円を計上しました。

6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄は次の376ページになりますが、1 億7,349万4,000円を計上しました。

377ページになります。

5 款 1 項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、597万4,000円を計上しました。

378ページになります。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、1,013万円を見込みました。

379ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,195万7,000円を計上しました。

380ページになります。

3 項 1 目任意事業費は、2,568万8,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

383ページになります。

7 款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、384ページから388ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の389ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億700万円に定めるもので、対前年度3億6,600万円、37.6%の減であります。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金、最高額を2億円に定めるものであります。

390ページから392ページの第1表歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書のほうで説明させていただきます。

393ページをお開きください。

第2表地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、6,980万円を計上するものでございます。

395ページ、396ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

397ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は2,519万6,000円で、対前年度690万5,000円、37.8%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成23年

3月までに供用開始した167.6ヘクタールの区域で分割納付される方の24年度納付分と、平成24年3月末に新たに供用開始するイ地区旭中央病院周辺16.9ヘクタールの受益者負担金を推定し計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は8,506万6,000円で、対前年度2,248万3,000円、35.9%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、23年度の実績及び平成24年度から供用開始となる旭中央病院分等をもとに推定し計上いたしました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は1,650万円で、対前年度1億8,145万円、91.7%の減であります。これは終末処理場、旭中央ポンプ場等の整備工事の完成により減少するものであります。

398ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億6,016万2,000円で、対前年度5,739万8,000円、13.7%の減で計上いたしました。

6款繰越金、1項1目繰越金は5,000万円で、対前年度3,000万円、150%の増で計上いたしました。

399ページをお開きください。

8款市債、1項1目下水道債は6,980万円で、対前年度1億8,630万円、72.7%の減であります。これは国庫補助金と同様、整備工事の完成により、減少するものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

402ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は61万3,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。

403ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億6,540万5,000円で、対前年度1,992万3,000円、13.7%の増であります。増の主な理由といたしまして、旭中央病院等供用開始による污水处理の増加、旭中央ポンプ場の稼働に伴う運転委託料の増加等によるものであります。

405ページをお開きください。

2款事業費、2項1目工事費は8,924万6,000円、対前年度3億9,223万1,000円、81.5%の減であります。減少の主な理由は、終末処理場、旭中央ポンプ場の整備工事の完成により減少するものであります。

説明欄 1 の下水道建設事業、15節工事請負費の管渠工事は6,930万円で、口地先 J A ちばみどり北側の周辺3.3ヘクタールの面整備工事と、23年度に面整備工事を実施いたしましたイ地区、旭中央病院北側進入路の舗装本復旧工事を予定したものでございます。

406ページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金は1億7,881万7,000円で、対前年度909万円、5.4%の増であります。

1項2目利子は9,631万円で、対前年度330万3,000円、3.3%の減であります。これは償還利子の利率の変更によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、408ページから412ページは職員の給与費明細書となっております。

最後になりますが、413ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成24年度末の現在高見込額は44億5,519万7,000円となる見込みであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

本年1月末におけます江ヶ崎地区及び琴田地区、それらの状況につきましては、処理区域内人口2,218人に対しまして、使用人口1,553人、普及率70%となっております。

それでは、予算書の415ページのほうからお願いいたします。

平成24年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,200万円と決めました。この額は前年度の金額と同額でございます。

次に、416ページの歳入歳出予算から420ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、421ページ、歳入から予算の順を追って説明させていただきます。

421ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金168万円で、対前年度84万円、33.3%の減であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,518万5,000円で、対前年度25万円、1.7%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用します世帯の見込みで計上させていただきました。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は3,013万2,000円で、対前年度141万円、4.5%の減であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金500万円は、前年度繰越金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

423ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に携わります職員の人件費及び管理経費925万6,000円で、対前年度15万円、1.6%の減であります。

続きまして、424ページ、お願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は2,057万9,000円で、対前年度124万円、6.4%の増であります。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,352万6,000円、主なものとしましては、光熱水費351万6,000円、修繕料649万4,000円、維持管理業務委託料270万6,000円であります。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費、これにつきましては705万3,000円で、主なものは、光熱水費144万6,000円、修繕料279万5,000円、維持管理業務委託料211万円であります。

続きまして、426ページをお願いいたします。

2 目資源循環事業費57万1,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥の処理費用でございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金1,401万円、2 目利子につきましては510万4,000円、これにつきましては農業集落排水施設整備によります借入金の償還額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、428ページをお願いいたします。

428ページは給与費明細書でございます。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表でございます。

429ページから431ページ、これにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させてい

たきます。

最後に、432ページをお願いいたします。

地方債の現在高に關します調書であります。表の右側でございます。24年度末現在高見込額は2億5,756万2,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） 議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を1万9,198件、年間給水量を596万4,080立方メートルとし、1日平均給水量は1万6,340立方メートルと予定いたしました。（2）主要な建設改良事業ですが、配水管布設工事に4,347万円を予定いたしました。

次の2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。

内容につきましては、5ページの実施計画によりご説明申し上げます。

次は3ページをご覧ください。

第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第8条は、たな卸資産の購入限度額を433万8,000円と定めるもので、これは量水器及び材料の購入費でございます。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成24年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億5,153万6,000円で、前年度に比べて4,877万5,000円、3.0%の減を予定いたしました。

1 項営業収益は15億5,012万5,000円で、主なものは、1 目給水収益15億2,699万5,000円の水道料金でございます。有収水量を572万5,517立方メートルと見込みました。2 目受託工事収益は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益で、3 目その他営業収益は、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料となっており、予定額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2 項営業外収益は、141万1,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2 目他会計補助金の140万円で、企業職員に係る子ども手当に要する経費としての一般会計からの補助金でございます。

次に、6 ページをお開きください。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は14億4,125万1,000円で、前年度に比べて3,406万3,000円、2.3%の減を予定いたしました。

1 項営業費用は、13億8,456万5,000円で、主なものは、1 目原水及び浄水費 8 億3,596万2,000円の受水費で、次に少し飛んで、5 目の固定資産の減価償却費 2 億3,590万1,000円などでございます。それぞれ各項目の予定額は記載のとおりでございます。

2 項営業外費用は、4,496万8,000円を予定いたしました。内訳は、1 目企業債の支払利息及び取扱諸費、2 目消費税及び地方消費税となっております。

3 項特別損失は、過年度損益修正損の171万8,000円、4 項は予備費の1,000万円を予定いたしました。

次の7 ページは、資本的収入及び支出です。

収入の部ですが、1 款資本的収入で4,684万5,000円、前年度に比べて9,437万2,000円、66.8%の減を予定しました。

1 項1 目負担金1,961万4,000円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金及び配水管布設等に係る工事負担金で、2 項1 目給水申込納付金2,723万1,000円は水道加入申込金となっております。

支出の部は、1 款資本的支出は、4 億7,792万8,000円で、前年度に比べて1 億1,572万4,000円、19.5%の減を予定いたしました。

1 項建設改良費は、1 億2,209万4,000円を予定し、1 目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2 目改良工事費は配水管の布設替工事費、3 目固定資産取得費は旭配水場塩素滅菌設備更新費及び干潟配水場高区圧力タンク更新費などとなっており、予定額は記載のとおりでございます。

2 項 1 目は企業債の償還元金で 3 億 4,583 万 4,000 円、3 項 1 目は予備費 1,000 万円を予定しております。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。

第 4 条の括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額 4 億 3,108 万 3,000 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 370 万 1,000 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 2,738 万 2,000 円で補てんいたします。

次に戻りまして、8 ページをお開きください。

この表は、平成 24 年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、5 億 3,769 万 8,000 円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは、職員給与費関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じでございます。

少し飛びまして 13 ページは、債務負担行為に関する調書であり、旭市水道お客様センター業務委託に係る当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めるものでございます。

14 ページから 16 ページにつきましては、平成 24 年度末の予定貸借対照表となっております。16 ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、当年度純利益が 1 億 637 万 7,000 円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で 2 億 3,115 万円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

次に、17 ページから 21 ページにつきましては、平成 23 年度の予定損益計算書及び 23 年度末の予定貸借対照表でございます。

21 ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、当年度純利益の 1 億 2,477 万 3,000 円が 23 年度末利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第 7 号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第 8 号、平成 24 年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は総則であります。

第 2 条は業務の予定量であります。

1、事業量の（１）事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数26万1,000人、ロ、外来患者数79万1,700人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数 3 万4,230人、ロ、通所者数6,410人を見込みました。

2 ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数 1 万7,880人、ロ、短期入所者数870人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数 1 万8,140人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所者数 1 万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数4,900人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,460人を見込んだところであります。

2、資本的支出の（１）建設改良計画ですが、①工事費 7 億6,968万5,000円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定いたしました。②資産購入費28億1,059万1,000円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費等を予定いたしました。

3、職員計画は1,814人であります。

3 ページをお開きください。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額であります。

次に、4 ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であります。実施計画によりご説明申し上げますので、7 ページをお開きください。

平成24年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1 款病院事業収益は359億7,777万4,000円を予定いたしました。

1 項医業収益は、321億2,949万円を見込みました。主な内訳ですが、1 目入院収益は170億2,826万7,000円、2 目外来収益は140億8,915万3,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、23年 6 月以降の患者数の実績及び単価をベースとし算出いたしました。

2 項医業外収益は、26億6,377万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2 目補助金 2 億9,753万7,000円は、臨床研修費補助金、地域医療再生臨時特例基金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3 目負担金交付金19億9,976万7,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上

いたしました。

なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,491万4,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,751万9,000円が繰り入れ予定でありまして、繰入金合計額は21億5,960万円余りでございます。

次に、8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億8,189万8,000円は、看護学生の授業料、寄宿舍費、繰入金などでございます。

4項介護老人保健施設事業収益5億2,287万1,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億4,669万8,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などでございます。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,589万1,000円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,727万5,000円は、入所者の使用料、繰入金などでございます。

8項訪問看護ステーション事業収益4,583万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料でございます。

9項グループホーム・ケアホーム事業収益404万5,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料等でございます。

次に、支出でございますが、9ページをお開きください。

1款病院事業費用は、358億8,946万9,000円を予定いたしました。

1項医業費用は、320億2,437万6,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費145億1,878万7,000円は、病院職員にかかわる給与費で、救急パート医師・看護師確保に伴う増加分を計上いたしました。2目材料費104億7,026万1,000円は、薬品、診療材料、給食材料などでございます。3目経費41億1,107万3,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などでございます。4目減価償却費は26億9,252万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は、16億263万5,000円であります。主な内訳ですが、1目支払利息及び企業債取扱諸費6億63万7,000円、2目雑損失5億2,622万6,000円、3目繰延勘定償却4億3,973万円などあります。

次に、10ページをお開きください。

3項看護師確保対策事業費用3億1,720万3,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金

などでございます。

4 項介護老人保健施設事業費用は 5 億 6,419 万 2,000 円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億 4,129 万 5,000 円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億 5,017 万 9,000 円、7 項ケアハウス事業費用は 7,537 万 2,000 円、8 項訪問看護ステーション事業費用は 4,960 万 7,000 円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は 1,717 万 8,000 円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容でございます。

11 ページをお開きください。

10 項特別損失 7 億 9,743 万 2,000 円は、4 号館東、5 号館及び 6 号館解体工事であります。

11 項予備費は 5,000 万円を計上いたしました。

12 ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は、15 億 5,130 万円を予定しました。

1 項 1 目企業債 15 億円は、病院情報システム設備整備事業に係る企業債借り入れ等であります。

2 項 1 目補助金 5,025 万円は、地域医療再生臨時特例基金、国民健康保険調整交付金であります。

3 項 1 目固定資産売却代金は、105 万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は 46 億 9,907 万 3,000 円を予定いたしました。

1 項建設改良費は、35 億 8,027 万 6,000 円を予定しております。そのうち、1 目工事費 7 億 6,968 万 5,000 円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定したものであります。また、2 目資産購入費 28 億 1,059 万 1,000 円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費などであります。

2 項 1 目企業債償還金は 11 億 1,879 万 6,000 円であります。

ここで、次に 4 ページに戻らせていただきます。

第 4 条資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入 15 億 5,130 万円、資本的支出 46 億 9,907 万 3,000 円により生ずる不足額 31 億 4,777 万 3,000 円を、損益勘定留保資金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は、継続費について定めるものであります。再整備事業改修工事その他整備工事、総額 39 億 410 万 5,000 円は、平成 23 年度から 24 年度まで 2 か年の継続事業として予定したもので、平成 24 年度の年割額は 2 億 5,500 万円であります。また、病院情報システム設備整備事

業は、平成24年度から25年度の継続事業として、総額15億7,500万円を予定しております。
平成24年度の年割額は10億5,000万円、平成25年度は5億2,500万円であります。

5ページをお開きください。

第6条は、企業債について定めるもので、病院情報システム設備整備事業として7億円、
医療機器整備事業として8億円の起債を予定しました。

第7条は、一時借入れの限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、超音波診断装置など13件を予定しました。

次に、13ページをお開きください。

平成24年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を75億5,427万2,000円と予定しました。

次の14ページからは、平成24年度予定貸借対照表であります。

18ページの下から5行目のハ、当年度末処分利益剰余金は、当期利益金を含めて1億7,024万7,046円となる見込みであります。

以下、19ページからは平成23年度予定損益計算書、22ページからは平成23年度予定貸借対照表となっております。その後、27ページからは給与費明細書、34ページからは実施計画内訳書、47ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,600万円を追加し、予算の総額を330億6,600万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、6ページ以降でご説明いたします。

2ページから5ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。掲載しております21事業、これは年度内に完了しない見込みのものでございます。この中には国の第3次補正予算関係の4事業も含まれておりますので、その4事業を申し上げます。

8款土木費の橋梁維持補修事業2,154万6,000円、消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業8,565万1,000円と非常通信設備整備事業9,108万6,000円、それと教育費の小学校大規模改造事業1,294万6,000円であります。

次に、7ページです。

第3表の債務負担行為補正でございます。東日本大震災による被害中小企業に対する低利融資のための利子補給の期間の変更で、債務負担の終期を平成28年度から1年延長して29年度までとするものでございます。

8ページになります。

第4表の地方債補正でございます。上の表の追加の2事業は、国の3次補正予算により、24年度から23年度に前倒しして実施するため追加するものです。

下の表の変更については、事業費の確定や財源の変更により、起債の限度額を変更するもので、一番上の災害対策債については、震災復興特別交付税で財源手当てされることとなったため、借入れを行わないこととするものでございます。

それと、下から5番目の消防施設整備事業、その下の防災基盤整備事業と下から2番目の学校給食センター統合改築事業につきましては、国の3次補正予算により事業の一部が前倒しになったため、限度額を増とするものでございます。

次に、歳入につきまして順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目の市民税の個人及び2項1目の固定資産税と7項1目の都市計画税の減は、

震災による減免の影響によるものでございます。

12ページになります。

9款1項1目地方交付税12億142万1,000円の追加は、留保しておりました普通交付税の全額4億5,134万4,000円と、特別交付税は震災復興特別分、それから病院事業に係る増額分等でございます。7億5,007万7,000円を計上したものでございます。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金6,017万1,000円の追加は、道路橋梁に係る災害復旧費負担金です。

2項4目土木費国庫補助金2億3,498万円の減は、社会資本整備総合交付金の減によるものです。

13ページになります。

5目消防費国庫補助金5,891万2,000円の追加は、消防防災通信基盤整備費補助金が増となったことによるものです。

6目教育費国庫補助金1億575万4,000円の追加は、学校給食センター統合改築事業等が増となったことによるものです。

7目災害復旧費国庫補助金9,415万6,000円の減は、社会福祉施設等災害復旧費補助金が県補助金に含まれて交付されるため等によるものです。

一番下の14款1項1目民生費県負担金8,663万7,000円の減は、保険基盤安定負担金等によるものです。

14ページをお願いいたします。

2項4目農林水産業費県補助金3,108万4,000円の減は、地域水産物供給基盤整備事業費補助金等によるものです。

6目土木費県補助金2億2,825万円の減は、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものでございます。

9目の災害復旧費県補助金2,604万1,000円の増は、社会福祉施設等災害復旧費補助金の増です。

一番下の16款1項1目一般寄附金2,961万円の追加は、災害見舞金としての篤志寄附を計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金は、平成22年度の保険給付費負担金等の精算分を繰り入れるものでございます。

17款の2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額1億1,000万円をすべて減額いたします。

19款4項1目貸付金元利収入は、国民宿舎事業会計からの返還金でございます。

一番下の5項3目雑入でございますが、9,898万8,000円の追加で、説明欄の2番、3番、4番は市町村振興協会からの災害に対する見舞金等でございます。

16ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正でご説明いたしました国の3次補正予算や事業費の確定等により、起債額を変更するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費203万5,000円の減は、説明欄1番の議会調査活動費の減によるものです。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金であります。

4目財政管理費2億5,488万円の追加は、災害復興基金への積立金で、特別交付税の算入額の一部を積み立てるものでございます。

8目電子計算費4,125万7,000円の減は、説明欄1番の広域情報ネットワーク運用事業と19ページ、説明欄2番の電算システム運用事業が減となったことによるものです。

3款1項4目国民健康保険費1億3,637万4,000円の減は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、保険税軽減分に係ります繰出金等の減によるものです。

20ページをお願いいたします。

2項4目介護保険費827万3,000円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金で、給付見込額が増となったことによる一般会計の負担分です。

3項4目保育所費1,116万6,000円の追加は、保育所運営費で、私立保育所に係ります運営委託料の増でございます。

21ページです。

6款1項5目農地費2,532万9,000円の減は、経営体育成基盤整備事業等について負担金が減になったことによるものです。

一番下の3項2目水産振興費3,810万1,000円の減は、地域水産物供給基盤整備事業で、震災により魚礁設置工事が未執行となったためでございます。

22ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費6,000万円の減及び3目の道路新設改良費の説明欄2番の道路新設改良事業1億2,500万円の減、説明欄3番の蛇園南地区流末排水整備事業1億3,950万円の減、23ページですけれども、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業1億7,300万円の減、説明欄5番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の2億6,000万円の減は、災害復旧工事を最優先に実施したこと等により、未執行となっている部分でございます。

24ページをお願いいたします。

8款4項2目住宅建設支援費2億2,825万円の減は、被災者住宅再建支援金で、液状化等により半壊・一部損壊の被害を受けた住宅を補修した世帯からの申請数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

9款1項1目常備消防費8,565万1,000円の追加は、消防広域化・共同化基盤整備事業で、国の3次補正により、消防救急デジタル無線移動局を前倒しして整備するものでございます。

25ページです。

3目災害対策費9,108万6,000円の追加は、非常通信設備整備事業で、移動系防災行政無線を避難所等へ整備するものですが、これも国の3次補正で前倒しして整備するものとなっております。

10款2項1目学校管理費1,294万6,000円の追加は、小学校大規模改造事業で、三川小学校を予定するものですが、これについても国の3次補正予算に伴う事業となっております。

26ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費4,377万5,000円の減は、飯岡中学校改築事業において、実施設計及び開発行為許可申請等、業務委託料が大幅に減となったことによるものです。

5項3目学校給食費6億9,180万5,000円の追加は、学校給食センター統合改築事業で、震災の関係で遅れて本年度の国の採択がなされたことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

11款1項1目民生施設災害復旧費5,982万6,000円の減は、日の出保育所改修工事、2目の衛生施設災害復旧費1億3,588万3,000円の減は、萩園生活排水処理施設の復旧工事費であります。ともに事業費の確定による減となっております。

一番下の3項1目道路橋梁災害復旧費9,666万5,000円の追加は、昨年10月22日の豪雨により被災した岩井龍福寺の道路復旧工事費等を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

12款1項2目利子5,847万8,000円の減は、借入金利子支払費で、借入額の確定に伴い償還利子を減額するものでございます。

13款2項1目水道事業公営企業費1,835万6,000円の追加は、災害復旧分として出資するものでございます。

2目の病院事業公営企業費1億493万1,000円の追加は、病院事業会計繰出金が特別交付税などで増となったその要因でございます、その額でございます。

29ページです。

3目国民宿舎事業公営企業費3億513万8,000円の追加は、国民宿舎事業会計の廃止に伴い企業債や借入金を一括償還するため計上するものでございます。

最後の30ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の確定等により、平成23年度の起債額を3億5,570万円減額するもので、これにより平成23年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、302億7,403万2,000円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林 一哉） 続いて、議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予

算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億400万円を減額し、予算の総額を90億8,200万円とするものです。

2ページと3ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、算定基礎となる一般被保険者療養給付費の減額見込みから、5,663万6,000円を減額するものであります。

2項国庫補助金は、一部負担金の免除等の増に伴い、1目財政調整交付金を5,407万5,000円、3目災害臨時特例補助金を2,104万8,000円それぞれ増額するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、交付額の決定に伴い、8,118万4,000円増額するものであります。

8ページをご覧ください。

7款2項1目県財政調整交付金は、交付額の決定に伴い、普通調整交付金を1,068万6,000円減額する一方、特別調整交付金を260万円増額し、合わせまして808万6,000円減額するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金における保険税軽減分の減額等に伴い、1億3,637万4,000円を減額するものであります。

2項1目財政調整基金繰入金は、保険給付費の減額に伴い基金の取り崩しが必要なくなったため、1億5,300万円を減額するものであります。

9ページをご覧ください。

12款3項1目特定健康診査等受託収入は、後期高齢者の受検者数の確定に伴い、621万1,000円減額するものであります。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出についてご説明します。

1款1項1目一般管理費は、電算システムの改修がございましたので、1,000万円減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、災害に伴う一部負担金の減免額の増により 3,000 万 4,000 円の増額となるものの、全体では医療費の伸びが見られず、2 億 5,999 万 6,000 円減額し、45 億 9,334 万 5,000 円とするもので、災害分は 9 月補正分を含めまして 6,334 万 5,000 円、通常の給付費は 45 億 3,000 万円と見込みました。

1 項 3 目一般被保険者療養費は、当初を上回る見込みのため、1,000 万円増額するものがあります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、当初見込みほどの伸びが見込まれないことにより、6,000 万円減額するものでございます。

11 ページをご覧ください。

4 項 1 目出産育児一時金は、出産件数が当初見込みを下回ることから 843 万 4,000 円減額するものであります。

8 款 1 項 1 目保健事業費は、特定健康診査の今年度の受診実績により、2,259 万 5,000 円減額するものであります。

12 ページをご覧ください。

11 款 1 項 3 目償還金は、前年度において概算交付されました療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の精算に伴う国・県支出金の返還金として、1 億 4,358 万 6,000 円を増額するものでございます。

3 項 1 目他会計繰出金は、直営診療施設及び病院事業に対し国保会計を経由する国・県の補助金でありまして、確定に伴い 343 万 9,000 円を増額するものでございます。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 11 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第 11 号、平成 23 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 40 億 4,600 万円とするものです。

飛びまして、7 ページになります。

歳入で、2 款国庫支出金ですが、2 項 3 目介護保険災害臨時特例補助金は 1,686 万 5,000 円

を追加し、5,086万5,000円とするもので、災害における介護サービス利用者自己負担額の減免等の増額に伴う国庫補助金の増額分でございます。

6款繰入金ですが、1項1目介護給付費繰入金は827万3,000円を追加し、4億8,250万3,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う市負担分の増額分でございます。

同じく2項1目介護給付費準備基金繰入金は2,803万円を追加し、1億3,732万2,000円とするもので、歳入の不足分を基金から繰り入れるものでございます。

7款1項1目繰越金は5,383万2,000円を追加し、5,383万3,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページになります。

2款保険給付費ですが、要介護認定者数の増加や災害における介護サービス利用者自己負担額の減免等により、給付費が増嵩していることから、1項1目居宅介護サービス給付費は、1,029万4,000円を追加し13億6,908万4,000円に、同じく1項2目地域密着型介護サービス給付費は、1,382万3,000円を追加し2億7,080万4,000円に、同じく1項3目施設介護サービス給付費は、4,212万6,000円を追加し16億8,174万1,000円とするもので、それぞれ給付費の支払いに不足が生じることが見込まれますので、今回補正をするものでございます。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、9万6,000円を追加し9万7,000円とするもので、基金の利息を積み立てるものでございます。

10ページになります。

6款1項2目償還金は、3,261万5,000円を追加し3,261万9,000円とするもので、平成22年度保険給付費等の確定による国・県及び市への交付金等の返還金でございます。

同じく1項3目災害臨時特例支出金は、804万6,000円を追加し1,544万6,000円とするもので、保険給付費と同様に災害減免の方が施設等を利用した場合の食費・居住費に対する補足給付の支払いに不足が生じることが見込まれますので、補正をするものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額354億8,611万4,000円に対し1億493万1,000円増額し、355億9,104万5,000円に補正するものです。

次に、8ページをお開きください。

平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書により補足説明を申し上げます。

1款病院事業収益、2項3目1節負担金交付金既決予定額18億525万1,000円に対し、特別交付税、普通交付税増額により1億1,106万9,000円増額し、19億1,632万円に補正するものです。

内訳ですが、特別交付税は、神経科、救命救急センター、小児医療病床の単価の増額等により7,672万2,000円の増額。普通交付税は、一般病床の単価の増、子ども手当等により、3,434万7,000円の増額であります。

3項看護師養成事業収益、1目3節負担金交付金既決予定額1億1,713万5,000円に対し、普通交付税の単価の減額交付により613万8,000円減額し、1億1,099万7,000円に補正するものです。

以上により、当期純利益を2億5,721万円、税抜きでは2億1,349万8,000円と見込んでおります。

以上で、議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年3月11日、東日本大震災の被害で、平成23年度は営業ができなかったため、業務の予定量、予定額ともに調整を図り、また国民宿舎事業を廃止するに当たって関連するものの補正予算となります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条ですが、業務の予定量を休業のため、宿泊・休憩ともゼロ人に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正について、また2ページの第4条ですが、資本的収入及び支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり行うものであり、当初予算になかった項の新設や科目の整理を行っています。内容につきましては、後ほど4ページにて説明いたします。

続きまして、第5条ですが、他会計からの補助金で、「国民宿舎事業運営のため」を「国民宿舎事業廃止のため」に改め、金額を1,348万8,000円を3億1,544万8,000円に改めるものでございます。

それでは、4ページをお開きください。

補正予算（第1号）の実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億1,891万7,000円から1億8,369万7,000円を減額し、3,522万円とするものでございます。

第1項の営業収益は、休業のため減額となります。

また、第2項1目営業外収益補助金の増額は、一時借入金の返済に充てるため、一般会計からの補助金でございます。

また、第3項特別利益、第1目固定資産売却益を新設し、送迎バスの売却益を計上しました。

次に、5ページをお開きください。

支出につきましては、国民宿舎事業費用2億4,221万円から1億7,414万4,000円を減額し、6,779万6,000円とするものでございます。この内訳につきましては、第1項1目宿舎経営費1億7,315万円を減額補正するものでございます。これは企業会計システムのリース料や機械警備等で発生する施設の維持管理費以外のものを減額するものでございます。

第2項2目繰延勘定償却298万6,000円の増額は、開発費の残存価格を償却するもので、現金支出を伴わない経費でございます。

第2項4目消費税は425万円を減額補正するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、第1款資本的収入に新たに追加する第2項1目他会計補助金は、事業廃止に伴い、企業債、他会計長期借入金を一括償還するための一般会計からの補助金2億8,213万8,000円です。

また、第3項1目固定資産売却代金は、送迎バスの売却によるものであり、残存価格分を計上し、残りを先ほど説明申し上げました収益的収入に計上したものです。バスの売却代金は、合わせますと263万6,000円です。

続きまして、資本的支出でございますが、まず第3項予備費を第4項に改め、新たに第3項に他会計長期借入金償還金を追加しました。

第1項1目建設改良費の工事費につきましては、震災直後の復旧費や施設の維持管理に伴う機械警備機器の設置費がございましたので、それ以外の100万5,000円を減額するものでございます。

2目の資産購入費に関しましては、すべてを減額するものでございます。

次に、第2項1目企業債償還金でございますが、収入の中でも説明させていただきましたが、事業を廃止するに当たり2億1,713万8,000円を増額し、2億2,980万円を一括償還するものでございます。

第3項1目他会計長期借入金償還金でございますが、こちらも事業廃止に伴い一括償還するため、6,500万円を新たに追加するものでございます。

なお、補正後の資本的収支不足額の財源につきましては、恐れ入りますが、2ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

第4条に記載しております補正後の財源ですが、5行目後半部分にあります「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額203万7,000円は、消費税資本的収支調整額10万2,000円、建設改良積立金193万5,000円」に改め、補てんするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

この表は、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算資金計画でございます。補正後における当年度末の現金預金を90万円と予定するものでございます。

8ページ以降につきましては、平成23年度の予定貸借対照表となっております。

以上で、議案第13号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで4時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時55分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第14号、議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例について、補足説明を申し上げます。

平成23年4月27日に地方税法が改正され、東日本大震災で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合には、被災した家屋の面積分の固定資産税及び都市計画税を、最初の4年間については2分の1、その後2年間については3分の1を減額する制度が新たに設けられました。

これを受け、市では、震災で住居に多大な被害を受けた方の経済的負担をさらに軽減するため、新たに住宅を新築または購入した場合、その固定資産税等の自己負担分を減免するため、本条例を制定するものであります。

それでは、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条は趣旨でありまして、ただいま申し上げましたとおりでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第1号では、対象となる被災住宅の被災程度を全壊、大規模半壊、または半壊と規定しております。

第2号及び第3号は、減免の対象となる建替住宅、取得住宅の定義でございます。

第4号は、建替住宅等の定義でございます。

第5号は、法特例の定義でございます。

第3条は、減免の対象となる建替住宅等の条件を定めております。

第1号では、減免の対象となる建替住宅等の取得時期を平成26年12月31日までと定めております。

第2号では、先ほど説明いたしました地方税法による被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の特例を受けるものと規定しております。

2ページをお願いいたします。

第3号は、所有者が建替住宅等に居住していることを規定しております。

第4条は、減免する額を規定するもので、第1号は、いわゆる専用住宅については、法特例後の税額を全額免除する規定です。

第2号は、居住用以外の部分がある場合の規定で、法特例後の税額から居住用部分の税額を減額する規定でございます。

第5条は、減免の期間を定めるもので、法特例による減額期間と同じ6年間とするものでございます。

第6条は、減免の方法の規定で、建替住宅等を取得した場合は、法特例を受けるための申請書を提出していただくため、その申請に基づき職権で行うものと規定しております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に建築され、または取得された建替住宅等に適用するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものであります。説明につきましては、お配りしてあります新旧対照表により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思います。

第95条は、たばこ税の税額の改正でありまして、1,000本当たり4,618円を5,262円に664円引き上げるものでございます。

続きまして、附則第9条の削除でございます。附則第9条は、退職所得金額に係る所得割の額の特例についてでありまして、条例第53条の3及び53条の4により計算した退職所得の所得割の額から10分の1を控除する特例措置でございますが、これを廃止するものでございます。

附則第16条の2につきましては、こちらまたばこ税の税率の特例でございますが、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6種につきましては、税の軽減措置がございまして、現在1,000本当たり2,190円でございますが、これを2,495円、305円引き上げるものでございます。

なお、第95条及び附則第16条の2による市たばこ税の引き上げの金額と同額の税、県のたばこ税なんです、同額の県税が下がりますので、たばこ税全体では税額は変わりございません。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例につきましては、文言の整理でございますので、内容の改正はございません。

飛びまして、7ページをお開きください。

右下の附則第25条でございますが、個人の市民税の税率の特例等についてでありまして、均等割の税率を平成26年度から平成35年度まで500円を加算し、3,500円とするものでございます。

次に、附則についてでございますが、大変申し訳ございません。附則につきましては、条例のほうへお戻りになっていただきたいと思います。

条例のほうの1ページの下の方でございますが、第1条は施行期日についてでありまして、本法附則第9条及び改正条例附則第2条の規定につきましては平成25年1月1日から、次のページの第95条及び本法附則16条の2第1項の改正規定及び改正条例附則第3条の規定については平成25年4月1日から、それ以外については公布の日から施行するものでございます。

第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、市たばこ税に関する経過措置についてでございます。

以上で、議案第18号について補足説明を終わりにいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第17号、議案第28号、議案第30号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、議案第15号、議案第17号、議案第28号、議案第30号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、新規条例でございます。暴力団排除については、全国の都道府県や市町村で暴力団を社会から排除するさまざまな取り組みが行われております。千葉県においても、平成23年9月1日に千葉県暴力団排除条例が施行されました。それを受けて、現在まで市原市を皮切りに5市4町において条例が制定されております。また、この3月には、35市町村が議会上程を予定していると聞いております。旭市においても、市民生活の安全と平穏を確保するため、暴力団排除の取り組みを明確にするとともに、千葉県暴力団排除条例と連携し、それを補完する市条例の制定が必要であると考えます。

それでは、議案の条文をご覧ください。

まず、第1条で、条例制定の目的を規定するものでございます。

第2条は、条例に掲げる用語の定義についての規定です。

第3条は、条例における基本理念を規定したものです。

第4条から第6条までは、市、市民、事業者のそれぞれの責務について規定したものでございます。

第7条は、この条例の運用に当たって市民の権利を不当に侵害しないように留意することについての規定でございます。

第8条は、暴力団排除の施策が効果的に行われるよう市が暴力団の排除を推進できる体制を整備することについて規定したものでございます。

第9条は、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するため、第1項に、市が実施する入札への参加の制限等の措置について、第2項に、当該措置を講ずるに当たり市長その他の執行機関が警察本部長から意見を聞くことについて、第3項に、市が契約等の相手方に対し下請契約等の相手方から暴力団員等、または暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めることについて規定したものでございます。

第10条は、市が設置している公の施設に対する暴力団の利用制限でございます。

第11条は、市が県の暴力団排除に関する施策に協力することについての規定でございます。

第12条は、市民、事業者及び関係団体が暴力団排除に取り組むために市の支援として市民等に対する情報の提供等を行うことについての規定でございます。

第13条は、暴力団の存在が黙認されている社会的状況を払拭し、市民等における暴力団排除の関心及び理解を深めるために、市が広報活動の充実等の措置を講ずることについて規定したものでございます。

第14条は、第1項に、第12条に規定する支援及び第13条に規定する措置を講ずるに当たり市が管轄警察署との連携を図ることについて、第2項に、暴力団の排除にかかわったことにより危害を加えられるおそれがあるものに対して警察本部長が保護の措置を行った場合における市の協力について規定したものでございます。

第15条は、第1項に、児童・生徒に暴力団排除の重要性を認識してもらうための教育に関する措置について、第2項に、当該措置を講ずるに当たり県との連携を図ることについて規定したものでございます。

第16条は、市民及び事業者に対し、第1項に、暴力団の威力を利用する目的等での利益供与の禁止について、第2項に、暴力団の活動等に協力する目的での利益供与の禁止について規定したものでございます。

第17条は、この条例に関し必要な事項は市長が別に定めることを規定したものでございます。

最後に、附則の施行期日でございますが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号について補足説明を終わります。

次に、議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の4ページをご覧ください。

社会福祉課に関する改正は、別表第1に身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬額を追加するものです。身体障害者相談員及び知的障害者相談員については、現在、市が適任者を推薦し、県が委嘱しております。それぞれ5名ずつが委嘱され、活動されております。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法による関係法の改正によりまして、平成24年4月より身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱等の事務が市町村に移譲されることになりました。

このため、各障害者相談員を非常勤職員として委嘱し、その報酬額を定めるものです。報酬額につきましては、県で支給していた金額と同額とし、年額2万4,000円としております。また、障害者相談員の定数、任期などの定めにつきましては、別に設置要綱を定める予定でございます。

次の体育振興課に関する改正でございますが、平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴い、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に変更されたことから、別表中の職名について、体育指導委員をスポーツ推進委員に改正するものです。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日と定めるものでございます。

以上で、議案第17号について補足説明を終わります。

次に、議案第28号をお願いいたします。

議案第28号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定であり、平成23年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、平成18年に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる現給保障額について5年間で段階的に廃止するというものでございます。

これにつきましても新旧対照表の22ページをご覧ください。

本改正は、平成18年に一部改正された旭市一般職の職員の給与条例の附則第5項、号給の切り替えに伴う経過措置の改正であり、具体的には、現給保障に係る差額相当額に5分の1を乗じて得た額を減額基準額と定め、平成24年度から1年ごとに現給基準額分を加算した額を減じて支給することとし、5年後の平成28年度をもって、差額相当額の支給が停止されるというものであります。これは千葉県の取り扱いに準じた措置となっております。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日と定めるものでございます。
続きまして、議案第30号をお願いします。

議案第30号は、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、この協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から平成24年4月1日から共同処理する事務の追加依頼があり、共同処理する団体に関する規定を改正するに当たり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の24ページをご覧ください。

今回の改正は、先ほど申し上げました銚子市及び松戸市について、別表第2の規約第3条第1項関係の共同処理する団体へ追加されるものであります。

第3号は、議会の議員等の公務災害補償、第4号は、非常勤の学校医等の公務災害補償に関する事務であり、ともに松戸市が共同処理する団体として追加され、また第11号の公平委員会に関する事務について、銚子市が共同処理する団体として追加されるというものであります。

なお、附則については、本規約の施行期日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

旭市国民宿舎「食彩の宿いいおか荘」は、平成24年3月31日をもちまして事業を廃止するもので、これに伴う関係条例の整備をするものでございます。

まず、第1条では、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例、第2条では、旭市国民宿舎運営委員会設置条例、第3条では、旭市国民宿舎使用料条例、第4条では、旭市営飯

岡海浜プールの設置及び管理に関する条例の4条例を廃止するものです。

また、第5条から第7条については、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、旭市使用料及び手数料に関する条例、旭市議会委員会条例のそれぞれにつき、旭市国民宿舎「食彩の宿いいおか荘」等に関係する部分を削除するため、一部改正をするものです。

さらに、附則においては、本条例の施行日を平成24年4月1日とするものです。

なお、新旧対照表につきましては、1ページから3ページとなっておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第24号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

このたびの地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定屋外タンク貯蔵所の手数料区分のうち、浮きぶた付屋外タンク貯蔵所に関する基準が制定され、これまでの固定屋根式屋外タンク貯蔵所の区分の中に含まれていた浮きぶた付屋外タンク貯蔵所が新たに区分されたものでありまして、手数料がこれまでの最低82万円であったものが112万円になるものであります。

続きまして、議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

先の東日本大震災により被災いたしました飯岡分署機能を飯岡支所内に移転するに当たり、条例で定められております飯岡分署位置の標記を変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 林 芳枝 登壇）

○子育て支援課長（林 芳枝） 議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第3子以降を出産した市民に対して支給している出産祝金と入学祝金の制度を見直して、出産祝金を10万円から20万円に引き上げ、入学祝金5万円を廃止するものです。

新旧対照表の9ページをご覧くださいまして、第3条で規定しておりまして、その他については文言整理を行っております。

なお、附則では、本条例の施行日と経過措置を規定しております。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険事業につきましては、3年ごとに事業計画を見直し、介護保険給付費を推計し、必要となります介護保険料を定める仕組みとなっております。このたび、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の介護保険料を変更するものです。

今回の変更の特徴といたしまして4点ございます。

まず、第1点目でございますが、財源の負担割合が変更となります。第1号被保険者の負担割合は、第4期の20%から1%上がりまして21%になります。したがって、第2号被保険者の負担割合は30%から29%になります。公費の国、県、市の負担割合は変わりません。

第2点目は、保険料段階を現行の9段階から10段階へと変更し、細分化いたします。

第3点目は、介護報酬を1.2%引き上げるための介護給付費の上昇を見込みます。

第4点目は、介護保険給付費準備基金を平成23年度末、約1億1,000万円と見込み、その全額を取り崩して、保険料軽減の財源とします。また、保険料上昇抑制のため、県において千葉県財政安定化基金が取り崩され、約3,900万円が返還され、保険料軽減の財源とすることです。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

第3条におきまして、対象年度を平成24年度から26年度までに改めまして、第1号から第10号で各所得段階の保険料を定めております。

第6号の年額5万1,600円、月額にいたしますと4,300円が第6段階になりますが、ここが基準になります。これは第5期計画期間内の標準給付費と地域支援事業費の合計を133億6,008万7,000円と見込み、第1号被保険者の負担率21%を乗じて、さらに介護保険給付費準

備基金の取り崩し及び県における千葉県財政安定化基金が取り崩されることによる返還金を充てることにより設定いたします。

基金の取り崩しと返還金により、本来必要とされる保険料より、月額263円下げて設定します。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものです。

なお、介護保険料の変更点につきましては、全員協議会時にお配りいたしました第1号被保険者介護保険料の表を参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、第6条の葬祭費の支給額に関する改正であります。

新旧対照表は13ページになりますので、後ほどご覧ください。

改正の内容ですが、現在、被保険者が死亡したときの葬祭費の支給額は7万円となっておりますが、これを5万円に引き下げるものでございます。

国保会計の財政状況は、景気低迷による所得の減少及び失業者の増加等により、非常に厳しい状況になっている中で、先の震災等の影響により予定した保険料率の引き上げも見送ることとし、不足する財源の補てんとして一般会計より多額の法定外の繰り入れをお願いしているところであります。

このような中で、県内各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の医療保険の現状を見ますと、国民健康保険で旭市を含む3市のみが7万円で、ほとんど5万円の支給額となっており、旭市を除く2市においても、平成24年度からは改正をする予定とのことでございます。このようなことから、本市においても支給額を他と同様に5万円に改正するものでございます。

なお、附則で施行期日と経過措置を規定しております。施行は平成24年4月1日からとなります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは平成23年法律第37号でございます。これは第1次一括法という形で呼ばれております。この公布に伴いまして、公営住宅法について、この中の32条で入居者資格等が廃止されることとなりました。この改正によりまして、現行の公営住宅法において規定されております同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されます。この中の政令を引用して、本市の条例が規定している部分がございます。

本市におきましては、県も同様でございますが、現行のとおり、同居親族要件を入居資格に含めるため、そのための所要の改正を行う。それと併せまして、入居者資格の特例、現行では、例えば入居後、暴力団になったとき、それが例えば違う住宅に移るとき、それが従前暴力団でなかったこととみなされるような規定が残っております。その部分等について、規定の整備を行う。要するに入居後、暴力団になった方は、新たに市営住宅には入れませんよと、そういう形をとるような改正になります。

同居親族要件を入居者資格に含める理由でございますが、市営住宅への入居の応募率が高い、それと、もともと単身者向けの住宅という形で設定しておりませんでしたので、現行のとおり同居親族要件を入居資格に含めるものとしております。ただ、高齢の方、身体に障害を持つ方は、従前どおり単身入居が可能となっております。

新旧対照表の14ページ、15ページで条文の整理をしてございます。これは引用の条文等の整理でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

施行期日は平成24年4月1日でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第25号、議案第26号について、生涯学習課長、登壇してください。

(生涯学習課長 高野晃雄 登壇)

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法の施行で社会教育法が改正されたことから、公民館運営審議会の委員の委嘱基準を条例で明文化するとともに、これまで館長が行っていた施設の使用許可の権限を、近隣市に倣い旭市教育委員会にすべく、所要の改正を行うものでありま

す。

改正内容についてご説明いたします。

第5条第3項の改正は、公民館運営審議会委員の委嘱基準を制定するものでありまして、これまで委員を委嘱する際には社会教育法第30条の規定を根拠に選出してまいりましたが、これからは市の条例でも記載することが義務化されたため、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、旭市教育委員会が委嘱する」という条文を本条例第5条第3項として追加するものであります。

続きまして、第6条から第10条までの改正ですが、これらはいずれも公民館の使用許可等の権限に関するものでありまして、匝瑳市や香取市等、近隣の市町は許可を出す権限は、館長ではなく教育委員会となっているところが多いことから、旭市においても同様の対応をすべく、条文の整理を行うものであります。

なお、施行期日は本年4月1日とするものであります。

続いて、議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法の施行で図書館法が改正されたことから、図書館協議会委員の任命基準を条例で明文化することになり、所要の改正を行うものであります。

第5条第2項の改正内容についてご説明いたします。これまで図書館協議会委員を任命する際には、図書館法第15条の規定により選出してまいりましたが、これからは市の条例にも「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」という条文を記載することになり、本条例第5条中に挿入するものであります。

なお、施行期日は、国の指導により、本年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 野口國男 登壇）

○体育振興課長（野口國男） 議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭文化の杜公園内に設置いたします庭球場を本年4月より供用開始するため、社会体育施設に追加するとともに、施設の老朽化により取り壊しいたします海上体育館及び飯

岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に伴い廃止いたします海上庭球場を社会体育施設から削除するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表20ページをご覧いただきたいと思います。

別表中の「海上体育館、旭市後草2295番地」「海上庭球場、旭市蛇園2464番地」を削り、同じく同表中の旭市卓球場の項の次に「旭文化の杜公園庭球場、旭市ニの2160番地」を加えるものであります。

また、この改正に伴いまして、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を附則において改正するものでございます。

新旧対照表21ページをご覧いただきたいと思います。

別表第1、旭市社会体育施設であります海上体育施設使用料の中の海上体育館及び海上庭球場を削り、同じく旭市社会体育施設であります旭体育施設使用料の中の旭市弓道場の次に、旭文化の杜公園庭球場「一般、1面1時間当たり400円」「高校生以下、1面1時間当たり100円」を加えるものでございます。この使用料につきましては、隣接いたします旭スポーツの森公園庭球場と同額とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、附則1におきまして、平成24年4月1日とするものであります。

以上で、議案第27号について補足説明とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第29号、議案第34号、議案第35号、議案第36号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第29号及び議案第34号から議案第36号までの4議案につきまして補足説明を申し上げます。

議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成19年に本条例の一部を改正し、自立支援医療制度及び本事業の補助制度である千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業に併せ、一定額以上の所得を有する方については、本事業の助成対象としない旨を定めました。

その際、長期間継続的に相当額の医療費負担が生じる人、いわゆる高額治療継続者につきましては、国・県の制度に併せ、一定所得以上の方であっても、平成21年3月31日までの間は経過措置として助成の対象とする旨を附則において定めました。

その後、平成21年、国・県の特例期限見直しに併せ、この経過措置は平成24年3月31日まで延長いたしました。さらに、このたび障害者自立支援法施行令の改正により、自立支援医療制度において、特例期限の3年間延長がなされました。これに伴い、千葉県も同様の特例措置の期限を延長いたしました。

この改正は、本市におきましても同様に特例措置の期限を延長し、助成対象とするため、附則に定めた期限を「平成24年3月31日」から「平成27年3月31日」とするものです。

施行日は平成24年4月1日とするものであります。

なお、改正する附則の中で適用しないとする本則第3条第2項の規定は、市町村民税所得割の額が23万5,000円以上となる重度心身障害者は助成の対象としないとする旨を定めたものでございます。

続きまして、議案第34号から議案第36号までの指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第34号、海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンターの指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第35号、飯岡福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を飯岡福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

議案第36号、旭市福祉作業所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同会を旭市福祉作業所の指定管理者として指定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第32号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第31号、議案第32号の2議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第31号、工事委託契約の変更について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、旭市浄化センター建設工事委託契約の契約額の変更にかかわるものでございます。

旭市浄化センター建設工事委託は、平成20年6月議会にて議決をいただいて、日本下水道事業団と随意契約を行い、平成20年度から平成23年度の4か年において、汚水量増加に併せ、水処理施設の増設工事を実施してまいりました。

各工事は、日本下水道事業団より一般競争入札によって工事発注し、施工しておりますが、今年度において、ほぼ工事が完了し、工事費が確定しましたので、工事費総額9億8,600万円を7,369万円減額し、9億1,231万円に変更するものでございます。

工事費の主な変更理由ですが、各工事の発注時に設計内容の精査を行い、経費削減を図るとともに、設計単価の見直しを実施したこと、また一般競争入札により落札差金が生じたことから、工事費の減額となったものでございます。

以上で、議案第31号について補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号、工事委託契約の変更について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、旭中央汚水ポンプ場等建設工事委託契約の契約額の変更にかかわるものでございます。

旭中央汚水ポンプ場等建設工事委託は、平成21年6月議会にて議決をいただいて、財団法人千葉県下水道公社と随意契約を行い、平成21年度から平成23年度の3か年において、市役所敷地内に設置した暫定マンホールポンプを、汚水量増加に併せ、ポンプ場施設へ変更する工事を実施してきました。

各工事は、財団法人千葉県下水道公社より一般競争入札によって工事発注し、施工しておりますが、今年度において、ほぼ工事が完了し、工事費が確定しましたので、工事費総額7億7,630万円を1億7,201万円減額し、6億429万円に変更するものでございます。

工事費の主な変更理由でございますが、各工事の発注時に設計内容の精査を行い、土どめ

工法の見直しなどにより、経費削減を図るとともに、機器の見直しや設計単価見直しを実施したこと、また一般競争入札により落札差金が生じたことから、工事費の減額となったものでございます。

以上で、議案第32号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

○建設課長（北村豪輔） 議案第33号、市道路線の廃止及び認定について、補足説明を申し上げます。

現在の市道は、合併前の認定をそのまま引き継いで運用しており、地区ごとにそれぞれ路線番号の付け方、道路台帳の作成方法が違い、路線の起点・終点も旧行政界で分かれて認定されておりました。これらを解消するため、今回統一した基準に基づいて、市道の見直し及び再編作業を行ったものであり、現在の市道は一括廃止し、新たに認定し直すに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 6時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第37号、財産の取得についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました

ので、その結果につきまして、佐久間委員長よりご報告をお願いいたしたいと思います。

佐久間委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第37号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成24年旭市議会第1回定例会議事日程(その2)の本日2月29日水曜日、この後、追加日程第1、議案第37号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については財政課長を予定しております。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(林 一哉) 佐久間委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第37号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、議案上程。

議案第37号の1議案を上程いたします。

議案第37号 財産の取得について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由について申し上げます。

議案第37号は、財産の取得についてでありまして、防災行政無線戸別受信機568台を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第37号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第37号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得財産の内容でございますが、防災行政無線戸別受信機568台でございます。取得金額は2,445万2,400円であります。契約の相手方は、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役、山中千郷であります。

次に、契約の経過をご説明いたします。

平成24年2月21日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。その結果、1社の入札参加がございました。入札の結果、予定価格に達しておりましたので、審査をいたしまして、入札参加資格要件を満たしておったことを確認いたしました。その結果、2月27日、一昨日、仮契約を締結したものでございます。

以上で、議案第37号につきまして補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 6時 6分

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成24年3月2日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行 政 改 革 長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄
企 画 政 策 課 長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
兼 被 災 室 長			
支 援 室 長			
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 長	石 井 繁
支 援 課 長		高 福 祉 課 長	
商 工 観 光 課 長	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
兼 国 民 宿 舎 人			
支 配 人			
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小 長 谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監 査 委 員 長	馬 淵 一 弘	農 業 委 員 会 長	加 瀬 恭 史
事 務 局 長		農 業 委 員 会 長	
		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第37号までの37議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） おはようございます。

1号の中で、特に国民宿舎いいおか荘の解体費、176ページですか、すみません、特にページはあまり気にしていなかったんで、1号議案とすればこれだけなんですね。これと、それから当然、議案第9号、そして議案第13号、議案第16号とみんなそれぞれ関係があると思うんです。それで、この関係、まずこの関係をちょっと一回説明していただけるとありがたいんですけど、かなり複雑で私は分からないんで、ざっと説明していただけないですかね。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案の関係ということでございますので説明させていただきます。

まず、議案第1号につきましては、ご案内のとおり、当初予算ということで、24年度のいいおか荘に関します経費で、当初、解体ということで予算計上させていただきました。この執行につきましては、施政方針でも申し上げ、市長のほうからありましたとおり、当面、執

行を見合わせるということですが、それが、まず予算書としてでき上がってこの予算書になっています。それと、若干そのほかの科目に、観光施設費ですとか、そういったところに、警備保障ですとか若干まだ維持管理費がかかりますので、そういったような維持管理費は、当然その24年度の新年度予算案、議案第1号、この中に計上させていただいています。

続きまして、補正予算、議案の第9号、この絡みですが、9号につきましては、23年度中にいいおか荘の会計を廃止すると、いわゆる公営での経営を断念したというようなことから、23年度中に公営企業の廃止するための補正予算を組むために、例えば企業債等に関しましては、償還、一括償還をしてからの廃止というのがしなければいけないということから、一般会計補正第9号のほうで、補助金という形でそれをいただきまして、併せましてそれを補正13号のいいおか荘の補正予算のほうで、それを組み替えしまして精算するといったような流れになります。

最後の16号、議案第16号のほうにつきましては、やはりその公営企業を閉じるということから、関連条例の廃止及び一部改正というような関係でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 16号で国民宿舎事業を廃止するということで、23年度は3月31日で終わってしまうわけです、この事業はね。そうすると、この議案第13号で出てきている最後の貸借対照表ですか、予定、補正で今までの借入金を3億数千万円返済して、補助金という格好で返して、借金はなしになっているわけですが、資産のほうは結構残っているわけですね。それで、それはそうすると1号議案のほうに当然入ってくるんだろうと思うんですが、その辺はどこかに書いてありますか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） いいおか荘の3月の決算、今回の補正によりまして、負債等が全部終わりました、議員おっしゃっているその帳簿価格とか現金とかの処理をどう引き継ぐんだというお話だと思いますけれども、基本的には最後のその補助金も、いいおか荘会計のほうで現金が極力残らないような金額を予定しています。

補足説明で説明させていただきましたけれど、現金のほうにつきましては、最終的には90万円前後というお金まで精算をして、その調整をしながら、補助金をいただいて精算するという形になります。

そのほかの固定資産等の財産につきましては、そのまま一般会計のほうに引き継ぐということですので、これは、予算上は出てきません。

現金のほうの引き継ぎ方ですが、金額が非常に小さいというようなこともありまして、雑入という形で一般会計のほうでは受け入れるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） すみません、ありがとうございます。

それで、市長、提案理由の説明のときにおっしゃっていただきましたけれども、当面、見合わせる、見合わせていただけると、そういうお話がございました。それで、見合わせるというのは、要するに25年度に繰り延べということがあるのかどうか。それから、海水浴までにできれば解体したいというお話だったんですけど、それを延ばして24年度中には何とかやっちゃうのかと。どういう意味合い、どちらでも、できれば少し延ばしてもらって、また利用方法を検討、考えていただければと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当初、解体の予算を組んだというときには、旭市の一大イベントでありますY・O・U・遊フェスティバルあるいはまた花火大会、海水浴、その大きな事業がありますので、行事がありますので、そこの辺、その今、壊れたままで置くよりは、そこをそのイベント広場といいましょうか、そういった部分で活用できないのかなと、そんなような思いの中でいたわけでありまして、市内の市民の皆さん方、大勢の皆さん方からいろんなご意見がありまして、今回は解体をしない、しばらくの間、見合わせるというような方向で進みたいと思います。当然、夏までには解体はしない、今年度中に新たないろんな方々からのご意見がありまして、検討した結果、検討を加えまして、年度内に壊すのか、繰り延べをするのかという部分は、そのこれからのみんなのそのアイデアをいただきながら考えていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第1号について、説明をしていただきたいと思って、質疑をさせていただきます。

48ページ、説明欄の中で、使用料及び賃借料の中で、建物等借上料219万9,000円ですか、

この辺があると思います。それで、それに関してつどいの広場の関係もこの後出てくるわけ
でございますけれど、同じ建物なのか、あるいはその契約状況がどういう形でなっているか、
お知らせいただきたいと思います。

続きまして、53ページ、一昨日の説明の中で、職員研修費、52・53にまたがることです。
職員研修費の中で職員資質向上のための予算であるというような説明をいただきました。し
かし、この職員研修委託料という形なので、その中でも598万8,000円ほどございます。その
辺の委託というのは、どのようなもの、内容を委託しながら、どのような研修をとっていく
のか、その辺をご報告願いたいと思います。

続きまして、57ページですね。

やはりこれも土地等の使用料及び賃借料がございしますが、その内容をお知らせいただきた
いと思います。

それと、説明の同じく15の工事請負費の中で解体・撤去工事が240万円ほどございますけ
れども、どこの部分を解体するのか、それのご報告をいただきたいと思います。

続きまして、59ページ、企画費でございしますが、企画事務費の中で、説明欄ですけれども、
やはり説明欄ですけれども、総合計画審議会委員15名の報酬が18万円ほど予算化されておる
わけでございますけれども、これは、多分、基本計画の後期計画、24年からスタートする計
画に対するものと思っていたんですけれども、24年度にこういった形で予算化されるってい
うことはいかなものかなと。もう既に終わったものと私は思っていたんですけれども、こ
れを予算化するということについて、説明をお願いしたいと思います。

続きまして、70ページになります。

旭駅バリアフリー施設整備事業、250万円ほど、これは補助金として出されているわけ
でございますけれども、これらに対する、これは、総事業費、JRに対する補助金なのか、そ
の辺が分かりませんので、説明をいただきたいと思います。

併せて、その下の5の国庫支出金等返還費が500万円ほどありますけれども、この支出金
を返還しなければならないということは、どんな、何のためにそういった返還するのかとい
うことの説明を求めたいと思います。

74ページになりますね。

賦課徴収費の中で、説明欄で納税貯蓄組合連合会運営補助金50万円、納税組合事務費交付
金142万9,000円ほど予算化されておるわけでございますけれども、それらがどのような事業
を行って、補助金と交付金ということでございますので、当然、組合のほうへ、納税組合で

あればそちらのほうへ支出されると思うんですけども、活動内容と併せまして、それらがどのような徴収のための成果を上げているのか、お願いしたいと思います。

続きまして、106ページになります。

この部分が先ほど言ったのと同じものなのかなと思いますけれども、児童福祉の関係、これはつどいの広場事業ですよね。でありますので、同じものなのか、それ辺も併せて先ほどと同様をお願いしたいと思います。

115ページ、民生費の災害救助費、東日本大震災災害救助費831万5,000円、これにつきましては、22年度補正で29億幾らを組みまして、そのうち繰越明許費で市として28億幾らしか23年度に繰り越されておると思います。その辺の関連と併せまして、23年度事業ももう終わりますので、その辺の関連と含めまして、この辺の予算を組まれることについて、説明をいただきたいと思います。

138ページになりますね。

塵芥処理費のうちの説明欄13の委託料のほうで、廃棄物収集運搬業務委託料4,483万5,000円、これにつきましては、多分、塵芥処理場への収集ですか、そういったものだと思いますけれども、その契約内容と台数だとか、いろいろ契約内容、その辺をお願いしたいと思います。

それと、ごめんなさい、138ページは終わりましたので、176ページになりますか。

先ほど佐久間議員のほうの関係で国民宿舎施設解体事業等がありました。今、市長のほうにも説明をいただきました。政務報告の中で、市長、当面というような、今後さらに関係各位の意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面、予算執行を見合わせることにしました、この中での関連になるわけですが、当面ということは差し当たってということ、これは、私も説明が分かりませんでしたので、実は日本語表現辞典を調べたんですよ。そうしましたら、具体的な期間を特定せず、期間を示す表現だと。何か分からないんですよ。具体的な表現を特定せず、期間を表す表現だと。それで、それにプラスして、これは、一般的には、当面だとか当面の間というようなことは、通常は違和感を感じるということらしいんですよ、表現の仕方に対して。それは、日本語表現辞典ですから、私が言っているんじゃないですから、そういうことで、ちょっと疑問、その辺が分からないものでありますので、この辺、どのような考えの中でいられるのか、24年度、それを併せて今、先ほど佐久間議員にも言われましたけれども、答弁されておりましたけれども、もう少しお願いしたいと思います。それと、この中で関係各位という言葉があるんですけども、関係各位というのはど

のような方を指しているのか、それも併せてお願いしたいと思います。

そういったことですね。お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課のほうに何点かご質問がございましたので、まとめてお答えさせていただきます。

最初に、48ページでしょうか。

土地の借り上げ、それから建物等の借り上げ、それからつどいの広場との関係ということでございます。

これは、確かに南分館の建物等の借り上げの費用が219万9,000円、その上の土地の借り上げにつきましては、これはその奥の職員駐車場等でございます。建物につきましては、ここで219万9,000円、それからつどいの広場のほうで174万4,000円でしょうか。これは分けてある理由も含めてお答えしたいと思うんですけれども、建物につきましては、つどいの広場、これは国庫補助事業になっておりまして、つどいの広場で使用するということであれば、借上料の半分が、歳入として入ってくるということがございまして、これを借りております。

契約でございますが、これは旧旭市の時点で既に南分館として借り上げしておりました。それで、相当の期間が過ぎて、一たん満期になったわけでございますが、その後、再契約をして、その時点では相当の金額を下げたということで聞いております。これはその支払いに充てる額ということでございます。

それと次に、幾つかあったんですけれど、53ページですかね。これは、すみません、うちのほうではありませんでした。

57ページです。

使用料及び賃借料、土地等の借り上げ、これにつきましては、雇用促進住宅の駐車場、これを隣接する地権者から借りております。これについては、雇用促進住宅の入居者から使用料をいただいているという形で、スルーで出しているのが主なものになります。

それと、そこの下の解体・撤去工事でございます。ここの中は二つ事業がございます。旧海上中学校のグラウンド、これは、災害廃棄物の置き場として使用しておったわけでございますが、今きれいになりまして、整地をした中で、実はトラック等の周囲のコンクリートの構造物、地下埋設物、それが相当実は出てまいりました。これらも、やはりきちんと撤去する必要があるだろうということで、一部それを盛っております。これが約80万円ほど。それ

からもう一つ、飯岡地区の横根という地区に木造平家の95平米ほどの建物がございます。これは、相当昔に、旧飯岡地区に八日市場法務局の登記所がございました。その建物が残っておりまして、それは市有財産という取り扱いになってございました。これは、去年の津波で被害を受けておることから取り壊ししたいということで、今回、計上させていただいております。これが160万円ほどということでございます。

それから、70ページですか。

国庫支出金等返還費の関係、これは、実は例年計上させていただいております。これは、主に福祉の関係の補助金、国庫補助金等があるんですけども、それは精算でどうしても次年度にお返しする分等があります。その部分は例年と同じ500万円という形で予算措置をしていると。ただ、去年と数字が違うのは、税務関係の返還金については、例年は620万円なんですけれども、その下に分けて120万円を計上したというものでございます。これは何ということでありまして、実際には、社会福祉課、子育て支援課等で行っている各福祉事業の国庫補助の返還が主なものです。

それから、115ページの災害救助費の関係、ちょっと22年度の補正で盛り込んだものの繰り越しも含めてということでございました。24年度は、当然必要なものを盛り込んだわけでございます。これについては、災害の弔慰金等、見舞金等、そういうものが入っております。それと、これは、本来、社会福祉課のほうが答えるべきところであるかと思うんですけども、災害の見舞金、それから災害の弔慰金で370万円、住宅扶助として福島県からの旭市へ避難されております方への家賃及び共益費等で399万6,000円等を見込んで、ここに計上しております。それと、22年度からの繰り越しの関係ということですが、これは全く別の形で必要なものを今回載せているということでございます。繰り越したものは、どのような使われ方ということも、ちょっとお聞きになりたいのかなということもあります。1月末で繰り越した事業費の繰り越しの見込み、決算見込み等をちょっとお出しいただいているんですけども、今のところ6億5,000万円弱程度を使用する見込みであるということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは、52ページと53ページにまたがります職員研修委託料598万8,000円の内容についてお答えをいたします。

この研修委託料につきましては、人材育成のための研修ということで、一つに窓口電話応

対診断業務という部分が46万2,000円を予定しております。それから、メンタルヘルス研修、これについては5万8,905円、タイムマネジメント研修、これが38万420円、それから新規採用職員コーチング研修という部分が9万8,280円でございます。この研修につきましては従来からある程度毎年実施しているものでありまして、24年度、新規なものとして、意識改革研修という部分を498万7,500円、これが新規に24年度に計上した部分でございます。この意識改革研修につきましては、行政改革を推進するため実施している事務事業評価を効果的に反映させるため、予算編成、事業実施に結びつけていくという部分の中において、職員の意識を変えて、取り組む方法を冊子にするというものでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 59ページです。説明欄上段、総合計画審議会委員の報酬の件でございます。

総合計画審議委員の任期は、2年間でありまして、平成23年から25年の8月24日までであるわけです。議員ご指摘のとおり後期基本計画は、間もなく完成すると、こんな状況ですので執行の予定はありません。ご理解をお願いしたいと思います。

それと、70ページです。説明欄の4番です。

旭駅バリアフリー施設整備事業、これはJRに対するものであります。旭駅のエレベーター建設のための調査費、2分の1の250万円の補助金ということでございます。議員から総事業費はとご質問ですけれども、総事業費につきまして、それを調査するためのこの費用であるというふうにご理解いただきたいと思います。ただ、近隣の駅の建設費用を参考までに申し上げたいと思います。それは建設費用に約1億円要しておると。それプラス設計費プラス今回の調査費というのが総事業費になるのかなというふうに思っております。また、詳細が分かりましたらご報告させていただきます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから74ページの納税貯蓄組合の補助金、交付金の効果等についてご回答いたします。

昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づきまして、自主納付を促進する目的で、今年度につきましては86の納税組合に補助金及び交付金を支出する予定でございます。納税貯蓄組合連合会につきましては50万円を補助金として支出し、銚子税務署連絡協議会主催の研修会や各種イベントに参加し、口座振替の推進並びに中学生の税に関する作文の募集、租税教

室の開催等を行って、納税思想の普及に寄与しております。交付金につきましては、86の納税組合に、納税貯蓄組合事務費交付規則にのっとりまして、1組合7,000円ということで、今年度につきましては142万8,800円を計上いたしました。また、取扱通知書につきましては、5,512枚の単価150円ということで、82万6,800円ということで組んでおります。納税貯蓄組合の効果といたしましては、一般と比較しまして、納付率も高く、役員の負担軽減を考え、口座振替に積極的に移行しておりまして、市税の納期内納付の推進に重要な役割を果たしておりまして、収納対策の一つとして位置づけております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、138ページの委託料、廃棄物収集運搬業務委託料についてお答え申し上げます。

廃棄物収集運搬業務委託料4,483万5,000円についてお答え申し上げますと、これにつきましては、市内ごみステーションからの収集に係る委託料でございまして、市内を4コースに分け、3社に委託し、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、それぞれ収集車両、併せて収集車両9台により回収を行っているところでございます。各コースの廃棄物収集運搬委託料でございますけれども、1コースは有限会社エーエムティーが収集車2台で1,033万2,000円、2コースは有限会社カナヤマが収集車2台で1,031万1,000円、3コースは東総メンテナンス有限会社で、収集車両2台で982万8,000円、4コースは東総メンテナンス有限会社で、収集車両3台で1,436万4,000円となっております。

なお、契約につきましては、長期継続契約により平成22年度から平成24年度までの3か年間の委託契約となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） いいおか荘解体ということでまたご質問がありました。具体的に、関係各位とはどのような人たちを想定しているかというようなご質問ですけれども、具体的には関係各位ということで想定しているわけではございません。これからどんな形で意見を聞いていくか等々も含めて検討していくということです。時期に、当面という時期の問題ですけれども、先ほど市長が答弁したとおり、ある時期を見て、もしかしたら予算の繰り越し、繰り延べ等も視野に入れながらということですので、これから議論の展開次第というか、そういうことで影響してくるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 南分館の先ほど詳しく、多分そうかなと思いましたけれども、契約は、確かに過去、旧旭市の時点で10年の契約をされて、これは短期に契約されて変更になったんじゃないかなと記憶あるんですけど、その辺、もう少し契約期間はどのような形でされているのかなということをもう一度お願いしたいなと思います。

それと、数が多かったから、わけが分からないですよ、本当に。ぜひ、余談な話になりますけれども、私どもは通告しますね。そうしますと、通告するということになりますと忘れちゃうんですよ、我々は介護保険第一号被保険者なっていますんでね。きょうも、けさになって追加させていただきましたけれども、ぜひこういったものはこの場でやるようにしていただきたいなと思うんですよ。そうしますと、もうじき我々も、聞いたり、聞く程度のものしかありませんので、ぜひそういったことは、副市長、ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、税務課長、詳しく効果を教えていただきました。多分ここは、実は昨年度、これは、いつでしたっけ、9月議会かな、どなたかの質問に答えているんですよ、やはり。だから、そういったものが、当時の86組合、4,064人の組合員が、86組合で四千六十何人の組合員で、これだけのかなりの費用に対する効果が上がっているということでもありますならば、4,000人くらいのことではなくして全域に広げてほしいんですよ。やはり今、徴収というのはかなり厳しいものがあると思いますので、こういった費用が、費用的には幾らでもないんです、これはね。しかし、効果が上がるということであれば、こんな費用よりも効果が上がってということであれば、やはりこういった全域に広げて、7万人、7万人と言っても別にあれですけども、こういった全域に広げてもらって、ぜひ徴収の効果を上げていただきたい。そうでないと、ますますこれから厳しくなると思うんですよ。ぜひそういうことを含めてお願いしたいなと思います。

それと、企画政策課長、計画審議会は、これは執行しないということによろしいですね。しかし、こういった予算を組まれるということになりますと、私はちょっと疑問を持ったんですよ。24年度に始まっちゃうものがこういった予算で組まれると、まだ決まっていないのかな、それとも去年の予定が、災害等が緊急に出ましたのもう少し延びちゃうかなと、そういったものがございましたのでお聞きしたわけでございますけれど、これはもう執行なしということですよ。

これは質問の回数が制限されていますので、国民宿舎事業の関係は、一般質問のほうでも聞かせていただきますけれども、何か私が今勝手な理解かもしれませんが、商工観光課長の話だと、これから皆さんの意見を聞きながら、それでこれは執行停止、今年度じゃないですね、24年度は新年度ですけれども、24年度中の執行はしないということもあり得るということなんですよ、あり得ると。ただ、予算が載っている以上は、ここでいつでも執行できるように我々は承認するわけですよ。でありますので、その辺をやはりしっかりと我々に説明してほしいということなんですよ。今までの、まあ昨年も、市長から説明を受けまして、間もなくもう千葉日報に出てしまっちゃったんですよ。それで、また昨年、この暮れから今年度の当初にかけまして、今度は貸し付け先の話が出まして、そうしたら貸し付けすることも、経緯が分からなかったんですよ。貸し付けすることが公募しましたと、そうしたらもうそのやつは駄目であるとか、そうしますと市民は、本当に我々のせい、であつても、自分のそういったものを不信、不信というかちょっと分からない部分が多くなるわけですので、これは、7万人の多くの市民は我々よりさらに多分そういったものに対して分からないと思うんですよ。でありますので、我々も、市民の一人である以上、代表ではありますんでね、ぜひその辺は、これから詳しくどんなことでもやって、一緒に我々も、執行も共有する形ができないかなと、そういうことを願っておりますので、ぜひその件はお願いしたいと思います。

何点か今忘れましたが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、48ページの南分館の契約の関係をもう少し詳しくということでした。

確かに、平成21年3月31日に一たん契約が終わりまして、その後、再度、契約をしております。そのときの契約でございますが、平成23年3月31日まで一たん結んであります。ただし、契約期間が満了する6か月前までに、甲または乙から別段の意思表示がないときには、本契約はさらに1年間継続するという形をとらせていただいております。あと、それで毎年更新するような形になっているということです。

建物の状況でございますが、3階建てであるのはご存じのとおりなんですけれども、正式に賃料を払っているのは、1階の部分の子育て支援課が入っているところと、2階のつどの広場、これが先ほどの金額になります。3階はどのような形になっているかという、こ

れは無償で使用してもらって構わないというその一言を入れてございます。ですから、3階部分は無償、これも約65坪から70坪の間ぐらいの面積があらうかと思います。ここを会議室として有効に活用させていただいているところでございます。確かに、本庁舎、非常に会議室が少なく、今、会議をやるのも奪い合いという状況もございますので、非常に有効に活用させていただいているという状況があるということをご理解いただくとともに、さらにつどいの広場があって、子育て支援という面からは連携をとりながらうまく機能しているんじゃないかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 納税組合の拡張なんでございますけども、滞納の原因に納税意識の欠如が大半を占めております中、組織、こういう組織があるということは、非常に税を携わる一員として心強くは思っております。ただし、隣人とかかわり合いが面倒だとか、プライバシーに触れられたくないと思う人が増えつつあることから、他の地域に拡張するのは非常に難しいと思っております。反面、この時代にあって、町内組織が残って活動していることは、今、申し上げましたように貴重な組織であると思っておりますので、現状維持に努めていきたいと思っております。将来的には、役員を引き継ぐ方も少なくなり、組織を維持するのが困難な状況も見受けられ、減少傾向になってきておりますので、行政改革の中で、費用対効果を検証しまして、組織の存続を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 予算の執行の件についてご質問だと思います。

今のところというか、市長は予算の執行については、当面、見合わせて意見を聞いて検討していきたいと。じゃ、それをいつやるのかと、予算が成立している以上、いつでもできるんじゃないかというご質問だと思います。ここで、市長に確認したわけではありませんけれども、普通は皆さんの前でそのような方針をおっしゃいましたので、執行についてはきちんと議会のほうで説明して了解を得られてからの執行というふうに担当課では考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 財政課長、確かにあそこは、南分館が近いところにあつてすごくいいんですよ、確かに。今度3階も無償で借りられると。それと、それはそれとしてですけれ

ども、行政改革推進課長のほうで、施設の庁舎の何かをやりましたよね。かなり空き庁舎、今現在あると思うんですよ。その辺の空いて使わないでいるものがかなりあるんじゃないかなと思いますんで、できるだけ、確か南分館は近いところにあって、多分、本庁の近いところですからいいんですけれども、いろんなものにつきまして、そういった改革を進めているわけですので、そういった空き施設をできるだけ使いまして、予算の縮減をしていただきたいなと、そんなことを思いますので、ぜひこれからの検討ですけれども、ぜひお願いしたいなと思います。答弁はよろしいです。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに、財政面、将来的なことを考えていただいて、行革のほうも進めているわけですので、できるだけ当然予算を縮減していく、節約していくというのは大事でございます。その辺がどのような形でできるのか、これは当然行革ともうまく連動しながらやれるところからやっていくというのは、財政課も考えているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、第1号議案で何点か質問させていただきます。

まず、52ページ、昇任試験委託料でございますが、今までの年功序列から昇任試験に重点を置いた昇格制度にするのか、そういう中で、この試験、受験資格の該当者、これは、例えば主査なら主査になったときのみに行うのか、それともまた昇格するためには都度行うのか、そういう中で合格者の取り扱いはどのようにするのか、お尋ねをします。

次に、57ページ、公有財産台帳整備業務委託料でございますが、この具体的な事業内容についてお尋ねをします。

次に、58ページ、備品購入費でございますが、ここに車両購入費というのがありますが、公用車の導入に当たっては、今、市では、購入とリース方式ですか、これをとっているようでございますが、何を基準にしているのか、また購入とリースではどちらが有利なのか、お尋ねをします。

次に、61ページ、道の駅施設整備事業について、これにつきましても具体的な内容及び今後の事業の進め方について、お尋ねをいたします。

それから、64ページ、コンサルタント業務委託料について、昨年もこれは計上してありますが、今年度の具体的な事業内容について、お尋ねをします。

次に、飛んで175ページ、長熊釣堀センター管理費の中で、消耗品費についてでございますが、この消耗品というのはフナの購入だと思われそうですが、その具体的な購入の方法について、お尋ねをいたします。

次に、また少し飛んで208ページ、地域防災計画見直し業務委託料について、防災アセスメント調査委託料についての具体的な内容、また事業の進め方について、お尋ねをします。

次に、223ページ、図書購入費についてであります。昨年と比較して減額となっておりますが、その理由。そしてこれは、図書購入費は交付税算入されていると思いますが、算入されている額を計上してあるのか、それともそれを下回っているのか、その辺、お尋ねをします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、52ページ、昇任試験委託料についてというご質問にお答えをいたします。

先ほど議員から、年功序列から今後はそういう昇任試験という部分という、当然これからはそういった昇任試験という部分が大事になるというふうに考えております。今回の予算上の中身でございますが、昇任試験につきましては、市に実施要領がございます。これに基づいた中において、人材育成の一環として、現在、ステップアップ試験と管理職適性考査試験の2種類を昇任試験としております。ステップアップ試験の受験対象者でございますが、2級主事で、次年度に主任主事で昇任するための在職年数要件を満たした者と、23年度については10人受験しております。

それから、もう一つの管理職適性考査試験ですが、これについては、4級主査を2年以上経験した職員を対象としております。今年度は39人が受験しているところでございます。

この24年度の委託料につきましては、ステップアップ試験で13人、それから管理職適性考査試験で43人を予定して、予算額としては26万9,273円というふうに予算を計上したところでございます。

それからもう一点の合格者の取り扱いという部分でしょうか。ステップ試験合格者につきましては、次年度、主任主事に昇格をいたします。管理職適性考査試験合格者につきましては、副主幹への昇任候補者として取り扱いをいたします。

なお、実際のこの昇任に当たりましては、必要経験年数、所属長が作成する昇任選考調査書、人事考課による勤務成績等を総合的に勘案して決定しているところでございます。

それから、今度は208ページをお願いしたいと思います。

地域防災計画見直し業務委託料と防災アセス調査委託料についてのご質問でございます。

初めに、防災アセスメント調査委託料についてお話をしたいと思います。防災アセスメント調査委託料の内容でございますが、今回の災害による千葉県の津波シミュレーションの結果を用いまして、津波の被害予測、倒壊家屋がどれぐらいあるのかという、そういった部分、それから液状化の被害発生場所の情報収集及び発生場所を抜粋しまして、ボーリング等の地質調査、分析を実施しまして、市内の液状化の原因並びに危険度の見直しを行います。これにつきましては、アセスにつきましては、専門的な見地から、地区別の防災状況、被害の危険性、課題を整理しまして、小学校区ごとの危険度を評価した防災カルテを作成したいというふうに考えております。

次に、地域防災計画の見直しのほうでございますが、これも、今回の東日本大震災による被害状況、そういったものの検証等に基づきまして、国では、津波に対する想定を2段階として対応するなど、過去に例のない指針を発表しております。その指針及び災害状況の検証等に基づきまして、防災計画の見直しに必要な津波避難計画、それから防災業務マニュアル、初動マニュアル、それから地域防災計画そのもののものに津波編というものを追加するなど、より実践的な計画も併せた部分、こういった新たな部分の作成をしていくという部分でございます。そのため、災害全体を総合的に精査しながら、計画の内容をより詳細なものとする必要がございます。今回、想定外と言われる大震災により、震災時における対応の課題などを整理しながら、防災アセスメントによる防災カルテを反映しまして、旭市復興計画などと整合性を図りながら、専門的な見地から大きな見直しをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、57ページの委託料、公有財産台帳整備業務委託料の具体的な内容ということでございました。ここの中で事業は二つに分かれております。

まず、公有、既に持っております公有財産台帳の各年度末現在において市が保有する土地・建物の加除・修正を行います。ですので、今現在、既に、合併後、地番のリスト、それから台帳の面積等、一覧にしたものは作成してございます。今回、さらに市が保有する未利用資産の処分及び利活用を進めるに当たりまして、ここの中で、その面積が、約27ヘクタールあるものが未利用地となっているということで、その中で、処分検討地、継続保有地、公共事業予定地等についての仕分け、それから現地調査等をすべて実施いたしまして、円滑

な処理等を進めるために、個別の調書を作成していくという事業をここに盛り込んでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） すみません、次の備品購入費、基準と、それからどちらが有利かということでした。

明確な基準というのはなかなか難しいのかなと思っております。リース事業自体は、やはり新たな事業でございまして、各地方公共団体、今、積極的に取り組んでいる団体、それとまだまだ慎重に入っている団体があります。ですので、すべて試行的な部分があるかと思えます。そういったところを見ながら、きちんとどちらが、有利、不利を判断しながら進めていく必要があるだろうと考えております。

公用車のリースにつきましては、毎年度の予算の平準化、それから管理業務等の効率化など、間接的な効果は高いのではないのかと。購入とリースを比較した場合なんですけれども、再リース後の残存価格、それからメンテナンスの方法、車両価格等、さまざまな要因がございまして、これら、入札等により決定するため、一概には比較できないのではないかなと思っております。あとは、予算ですので、ここに160万円載せてあるこの関係なんですけれども、実は、今、公用車、平成2年度から平成23年度まで非常に古い車があります。各課で要求を認めるということではなくて、万一壊れて急遽対応しなければならないときに、この中で必要なものを提供するような形がとればということで、一元的な管理の試行的にここで盛ったものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、61ページ、説明欄5番です。

道の駅施設整備事業318万2,000円についてのご質問にお答えいたします。

内訳ですけれども、8節報償費が234万9,000円、これはアドバイザーとして、国の総務省ですけれども、この地域人材ネット登録者1名を1年間お願いする費用が217万5,000円です。それと、視察及び研修会の費用17万4,000円である。続けて、9節旅費ですけれども、これはアドバイザーの交通費です。11節の需用費41万4,000円は消耗品及び整備計画書なるものを作ります、その印刷代であります。それから、12節の役務費は通信運搬であります。14節使用料及び賃借料29万8,000円は施設研修の際のバスの借り上げを考えております。

それから、今後の事業の進め方というご質問がございました。15名の建設準備委員会に、先ほど申しあげましたアドバイザー1名を加えまして、整備計画を作成するという、こんな予定になっております。

それと、64ページです。

説明欄上段の13節委託料のうち、コンサルタント業務委託料678万3,000円についてであります。これは情報技術に精通したITアドバイザーを活用する委託料でございます。具体的には、情報システムに係る委託経費の妥当性の評価をしていただきます。また、行政情報化のための各種の規定等の関係で助言をいただきます。それと、日進月歩の情報化に対する助言もいただくと、こんな内容でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、予算書の175ページ、長熊釣堀センターの管理費のうちの消耗品のご質問です。ヘラブナのは具体的には購入方法はというご質問にお答えします。

ヘラブナの購入方法につきましては、1者からの単価契約という形で購入しております。具体的には、23年度につきましては、購入のヘラブナの購入単価を約1キロ、ヘラブナにしますと、2枚半、2.5匹という単位ですが、これは800円という形で単価契約して購入しています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、223ページ、学校図書館の購入費の金額が減額されている理由はなぜかということと、地方交付税措置につきましてお答えを申し上げます。

予算の比較でいきますと、平成23年度の当初予算が1,400万円、平成24年度当初予算が484万円でございます。この減額している理由でございますが、実は、内容的には平成23年度の図書購入費にはいわゆるその教職員用の指導書などが一緒に計上されておりました。それで、昨年は、23年度につきましては、小学校で新学習指導要領が完全実施されまして、その関係で、それに合わせまして教科書が改訂されました。そこで、それに合わせまして、教職員の用務指導書が、1,290万円、この中に計上されておりました。本年は、小学校のほうは改定されませんので、これにつきましては4,000円を計上しておりますが、これを下にあります下段の教材備品のほうへ移行して、その上にあります図書購入費の中は、これは学校図書館

用の図書費のみという形にいたしました。ということで、いわゆる昨年に比べますとその図書購入費の部分では減額しているということでございます。

なお、これは中学校費でも同様でございまして、中学校につきましては、本年度、平成24年度に学習指導要領が完全実施されますので、教材備品費の中に教師用の指導書の予算が計上されておりまして、上の図書購入費につきましては、これも、小学校同様に、あくまでも図書館で使う、つまりは学校図書費という、純粹にそれだけで計上しております。

それからあと、図書購入費に交付税算入額を計上したのかというところでございますけれども、通年ベースから考えますと10%ほど増額をさせていただいておりますが、交付税額と比較しますと大体5割ちょっとという状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 議案の質疑が途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、52ページ、昇任試験の件でございますが、先ほどの答弁ですと、主事並びに主査ですか、この方々に対して昇任試験をやるということですが、そうなった中で、先ほど、じゃその合格者はどうするかとか、不合格者ですか、これをどうするかという答弁がありましたので、それらの取り扱いはどうするのかお尋ねします。

次に、57ページの公有財産の台帳整備業務委託ですか、年度末の加除の修正、それから未利用資産の処分、これらを仕分けして、現地調査をしてということでございますが、こういうことは基本中の基本じゃないんですかね。まして、これだけの優秀な職員がこれだけそろっていて通常の業務じゃないんですか。それとともに、この方々に委託して、果たして現地の状況を知らない中で、こういう土地の仕分けはできるんですか、その点をお尋ねします。

それから、58ページの備品購入ですか、これについて明確な答えが出ていないわけでござ

いますが、通常であれば、リースが安い、買い取りが安いという明快な計算をした中で、私は、購入するのは本当だと思うんですよ。それが、やはり効率のよい行政執行ですか、これにつながると思うんですよ。それが、何が何だか分からなくて購入する、一般の人にはこれは考えられないことなんですね。それとまた、行政の場合は、毎年、予算を平均化していくということでございますが、平均化しなくたって、普通、行政の資産というのは、みんなほとんど買い取りでしょう、建物でも何でも。それと同時に、やはり普通、リースというのは、リース会社はもうかるからやるわけですよ。もうからないものはやらない。むしろやはりそのときは、金が出たって、将来にわたって安ければそのほうがいいと思うんですが、それをどういうふうに考えているのか。また、当然このリースと買い取りでの計算は出してあると思うんですが、出ていればその辺を答弁いただきたいと思います。

それから、次の61ページ、道の駅の施設整備事業ですか、これは、ほとんどアドバイザー、外部からの人間を入れてどういうふうにするか検討してもらおうということですが、普通、一般的に、課長方でも同じでしょう、家を建てる時、50坪しか土地はありませんと、それで予算はこれですと、そういう中でうちの家族はこうということだと、基本的な計画はあるわけですよ。そういう中で、今度は、そこに設計屋ですか、それから大工を加えた中で計画する。しかし、この道の駅、何の計画もなくすべてあなた任せ、これで果たしてうまくいくのか。そのいい例がいいおか荘じゃないんですか。いいおか荘も、あれは、業者委託にして、現状を知らないで、ああいう改修したから最終的にはいいおか荘の経営がおかしくなっちゃったんですよ。そういう中で、それらの今後の具体的な計画はどういうふうにしていくのか。

次に、175ページ、長熊釣堀センターの消耗品の件でございますが、1者からの単価契約ということですが、このフナというのは1者しかやっていないんですか。市はほとんど契約じゃなく入札に基づいてやっているんですよ。それがなぜ1者契約なのか、その辺をお尋ねします。

次に、208ページですか、これらの問題について、今回の災害を踏まえた中で、より一層防災対策に力を入れていくということですが、今までの防災計画、例えば津波のハザードマップ等もありましたが、いざ、こういう災害が起こってみますと、その中に、かなり津波の来ているところに避難場所があるわけですよ。それと同じように、みんなあなた任せにするからそういう結果になる。やはり一番現状を知っているのは皆さん方なんですよ。そういう中で、皆さん方が、やはり中心になって現状をとらえた中で作っていかなくちゃならないと思うんですが、そういう中でこれをどういうふうに渡していくのか。

それから、223ページですか、図書購入費、その若干、科目が違ったというのは、これは分かります。しかしながら、国の交付税、国から来ている交付税に対して約5割しか図書購入費に充てていないわけですね。日本の、また旭市の将来を担う一番大事な子どもたち、その教育に、ほかに予算を割いて、何でこの図書購入費を減らしちゃうんですかね。一番の大事な部分なんですよ。5割しか使わないでしょう。ですから、それをどういうふうにしていくのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 昇任試験についてのご質問の部分ですが、試験の目的という部分については、あくまでもその人材育成基本方針に掲げます職員像「自ら学び、考え、行動する職員」というものを育成するという部分でございますので、合格者の決定につきましては、いろんなその標準となる基準点とか、そういういろんな部分の中で見て決定するわけでございますけれども、昨年については、すべての受験した者に対しては合格という部分もついております。また、少しそういう点に劣るという、そういう部分につきましては、再度のそういった追試といいますか、改めてまたそういう同じような部分について再度試験する、フォローするというようなことを考えております。

それから、防災計画の部分であります。当然、災害があったという部分については、市においていろんな部分を今後検討していくという部分が基本であるのは当然だと思っております。それでもありますし、また、今、ご存じだと思いますが、国、県、市においていろいろな部分のシミュレーションを含んで、今回の災害に対する対応という部分をいろいろやっております。また、地域的に違う部分もありますし、九十九里、今、九十九里で、東海岸の部分で広域的にある程度検討していかなければならないという部分もあって、首長が集まったのそういった部分もあります。ですから、当然そのノウハウというか、もともとの部分については、国、県、市の指針に基づいて市がいろいろな情報を集めた中で作っていくというふうになりますけれども、先ほど申し上げましたけれど、かなりその専門的な部分がある。通常の防災計画の見直しという部分については、修正という見直しの中でも、こういうところを直せばいいとかいろいろあるわけですが、今回については防災計画自体が今350ページあります。その中において、震災編という部分については150ページにわたってあるわけなんです。その中に津波というのは2ページしかない。当然今度は津波編という、今、言いましたけれども、震災対策編がありましたけれど、津波がない。今度は津波編も入れる、

恐らく100ページぐらいのそういう膨大な量になると思います。それには、今回初めての大きな災害という部分において、やはり専門的な部分という部分はかなり必要になる。ですから、基礎的な部分、そういう部分については、すべて国、県、市の指針に基づいて市がいろいろ考えますけれども、専門的な部分については、かなりそういう部分が、先ほど申し上げましたけれども、津波避難計画や防災業務マニュアル、初動マニュアルにつきましても、従来からこれはあったものではなくて、新たに今回のこういう大きな津波等に関してどう対応するかというふうになるわけで、かなりの専門的な知識が必要になると。

それと、アセスにつきましては、先ほど言いましたけれども、ボーリング調査、地質調査という部分がありますんで、それも特に専門的な部分として必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、57ページの公有財産台帳整備業務委託でございますが、これは、仕分けは職員でもできるのではないかと、そういう趣旨だと思います。確かに、相当数の時間をかければ絶対できないということはないと、それは言えると思います。ただ、この業務、その年度で一つ特別なものが入ったときに、常に平時の業務もございますので、そういう中でやはり委託事業というのは、各市町村はみんな組まれていると思います。今回これは、本当にその先の有効な処分ないしは利用、そういったところを踏まえて、一筆一筆を一つずつ明らかにしていただくやはり必要がある、個別の調書を作っていく必要があるという、そういう将来を見据えた一つの事業でございまして、今回このような形で載せさせていただいているということをご理解いただければと思います。

それと、続きまして58ページの備品購入費、これについては、どっちが安いちゃんと計算しているはずだと、そのようなご指摘でございますけれども、リースにつきましては、確かに今、車両は非常に丈夫でございます。リース期間というのは、やはり償却期間というのがある程度ございますので、そこまでは一定の金額で新車の購入をしたのとほぼ変わらない金額がある程度償却されていくんだらうと思います。ただ、その先に今度再リースになったときには物すごく安くできると。ですので、当初の段階ですべて試算してこうなるということではなくて、やはり再リースの段階での金額までも含めて考えていく必要があるのかなと。今回、確かに市として23年度にリース事業を取り入れたわけでございますけれども、その段階で、どちらが今の段階で有利か不利かということは、もう少しメンテナンスの状況等も

ございますので、見ていかなければ分からないのではないかなと、そのように考えております。

次にもう一つ、223ページの図書購入費でございます。

交付税の関係でございましたので、学校教育課のほうではちょっと答えづらいと思いますので、私のほうでお答えさせていただきます。

確かに、普通交付税の基準財政需要額で見込まれる額を下回っております。ただ、市が行っておりますさまざまな事業、これがすべて基準財政需要額に含まれているわけではございません。教育費の関係で申し上げれば、例えば市独自でさまざまな事業も実施しています。例えば、いきいきプラン等で学校の独自の教育方針を立てながら活用しているところもある。または、教諭の補助員の配置事業等の配置も、加配なども、これは別枠で完全に行っている。そういった教育行政全体としての判断に立った上で、予算措置しているということをご理解いただければなと思っております。

ですので、図書のみをとらえて、そこに来た分を全部つけるという形だったときには、教育行政全体のほかの部分はどうするのかというところも出てきてまいりますので、その辺はバランスを持って全体の中で考えていく必要があるだろうと。特に教育費については、小学校費、中学校費ということで算定されております。その総額と教育費全体で見たときには相当な差もございますから、教育費全体では相当上回っているという状況もあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 61ページ、説明欄5番、道の駅の件です。

外部の専門家任せかというご質問にお答えいたします。

道の駅につきましては、いろんなご意見を委員から伺いたいと思っています。我々市としては、15名の委員のご意見をまとめるという立場に徹したいと、こういうふうに考えております。アドバイザーは外からのアドバイスをもらうということで、全部任せではないということだけはご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 175ページ、長熊の事業ですが、ヘラブナの購入方法について、なぜ1者なのかという質問にお答えします。

現在、購入しているヘラブナは大きさ等の関係から約2年から3年ぐらいかかります。また、そのヘラブナの育成には、天候等、非常に影響されるというようなことから、数量の確保等が難しく、したがって実績と信頼ということが重要になります。これまで当地に納品の実績があり、信頼の置ける業者というようなことで単価契約をしているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず52ページですか、この昇任試験の件でございますが、これからの市の行政も、年功序列でなく、やはり実力ですか、これでいかないと乗り切れないと思うんですよ。この私が質問した中でも、いろいろありますけれどもね、みんなあなた任せになっているわけですね。ですから、その辺、やはりある程度は実力主義でやっていけるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それから、次の57ページの公有財産の件ですか、課長からいろいろ説明がありましたけれど、市が、これが普通であれば一般的に整備しておくことでしょう。これができていないということは、逆にこういうことは、市民に聞こえたら、いや、我々の財産、固定資産台帳ですか、そういうのもいいかげんじゃないかと、またそれに基づいて課税しているんじゃないかと、そういうことが言われかねないと思うんですよ。そういう中では、まず基本中の基本、伝票を見たらこれは固定資産台帳にすぐ記入する、それで何年かしたらこれは抹消すると、事務のイロハのイだと思うんですよ。そういうことを十分踏まえていただきたいと思います。

それから、備品購入、次の58ページですか、車の件でございますが、もうこれは、課長はいろいろ答弁されている。はっきり言ってリース会社はもうからなかったらやらないでしょう、普通であればね。もうかるからやるわけですよ。ですから、そういう中では、やはり市は、どういうふうにしたらメリットがあるのか。今まして、行財政改革に、真剣に取り組まない中では十分検討していただきたいと思います。

それから、64ページですか、先ほど質問を忘れてしまいましたが、このコンサルタントの業務委託料ですか。市では、かなり電算関係の業務委託、それからリースしているわけですよ。それが、委託料を含めて妥当かどうか、それを採択しなくちゃならない。じゃ、今まで高かったら、例えば、このコンサルタント会社が、その会社と近ければこれは妥当だと言う。しかし、正反対の会社だったらこれは高いと、そうなった場合、あなた方はどうしますか。全部それは値引きさせるということになるんですかね。いずれにしても、何が何だか、

高いか安いかわからない。それで、よく使いこなせないものを入れる、そういう中では十分検討していただきたいと思います。

それからあとは、長熊の釣堀センターのことですが、今までの信頼関係の中でやっていたということですが、このフナですか、フナを養殖しているところはたくさんあると思うんですよね。ですから、そこと買う、買わないは別にして、やはりある程度の値段は把握すべきだと思うんですけど、その辺、お願いしたいと思います。

それからあと、図書購入費、先ほど課長が答弁されていた。交付税として入ってきたら、極端に言えばこれは全然一銭も使わなくてもいいわけですよ、どういうふうに使おうと、これは交付税ですからね。しかし、実際、今、半分くらいしか使っていないわけですよ、交付税算入された中で。それで、特に今、子どもたちが、本を読む機会が少なくなって、漢字を書けないとかなんとかということ言われている中で、やはりその辺はしんしゃくすべきだと思うんですが、そういう中で、課長にちょっとお尋ねしますが、国は、学校に配備されるべき図書、その一応の基準は出していると思うんですよ。それが学級ごとに学校図書館の標準として定めておりまして、例えば18学級ある小学校では1万360冊、15学級の中学校は1万2,160冊ですか、こういう基準を出していると思うんですが、そういう中で、旭市の小・中学校ですか、現状、細かくはいいですけど、ざっくりとこれから見たら、半分なのかそれとも大体このぐらいの本はありますよとか、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 昇任試験の部分でのご質問で、これからについては、実力づくりの体制というのは必要だよというお話でございます。

私どもも、そういうふう考えており、冒頭申し上げましたように、そういうことは非常に大事だというように考えております。今の試験については、先ほど申し上げた2級から3級という部分については、役所へ入って10年という部分の中で、ある程度その区切りをつけた中で、その時期をある程度能力の育成期というふう考えております。また、その上の主査までの段階については能力の拡充期と、その上が能力の発揮時というふう考えておりますので、そういった節々の部分の中において、こういった昇任試験という部分の中、そういうものも定着させていきたいというふう考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、公有財産台帳の整備の状況、これは一般的に整備しておくことというご発言でございましたので、合併後の整備について若干お話しさせていただければ、まず合併前の財産台帳として整備があったのは、旧旭市と旧飯岡町でございました。

これは、公図の写しを基に、一覧の冊子を作ってございました。合併後、直ちに、旧海上町、旧干潟町の台帳の整理、それから旧旭市、旧飯岡町のデータの統合をしたところでございました。ただ、地番として相当の筆数がございます。それらを一覧として全部打ち出したもの、それから公図としてまとめたもの、それが今の財産台帳としてございました。これは、やはり実測で求めたもの等、さまざまな、確かにございます。その一覧があって、今その先にさらに進もうということで、今回、計画しているという状況でございますので、当然やり方、いろんなところを進める上に当たっては、十分ご意見、ご提言を踏まえまして進めていきたいとは考えております。

それから、車の件でございますが、確かにもうからなければ会社はやらないだろうと、それは、民営の会社であれば、利益が出るものについてすべて事業化していくというのは、当然のことでございます。ただ、そういう中でも、メンテナンス等さまざまなこと、逆に市の係る負担、そういったもののメリット、双方がメリットが出るものももしかしたらあるのかなど。そういうところもございますので、さらに研究させていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 64ページです。

電算のコンサルタント委託の件ですね。大切なことは、とにかく専門業者に任せて、その自分たちの努力を怠るということだけは避けたいと、こういうふうに思っております。できることはきちんと行うということを大切にしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 175ページのヘラブナの購入の関係です。

議員おっしゃるように、ご指摘のとおりほかの業者等もあります。単価等についてはきちんと精査して契約すべきではないかというご指摘ですので、いろいろまた調べさせて研究してみたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、図書の冊数の件でございますけれども、確かに文部科学省のほうから、平成5年に学校図書館標準の設定ということで数値が出ております。学

級数によって、今ご指摘がありましたように、確かに冊数が全部決められております。

市内の状況でございますけれども、昨年、実は台帳を電子データ化するという事で、いろいろと作業を進めてまいりまして、まだその最終的な結果が出ていないんですけれども、昨年の段階で、市内全体でそのいわゆる基準の冊数に対する実際の冊数ということで、小学校については一応平均で98%、中学校については平均で94%という状況でございました。ただ、一校一校の状況を見ますと、やっぱり格差はございます。いわゆる100%をかなり超えている学校もありますし、なかなかその数に非常に達していない学校がございます。いわゆる学校によってかなりばらつきがあるという状況でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議長に許可をいただきましたので、先ほど、自分の未熟さの中で、大失言をしてしまいました。

まず、自分の忘れるのは勝手でございます。それと併せまして、質疑の報告なしにという話をしました。それで、それについて、副市長、ぜひということで、自分の未熟さの中でちょっとそういう失言をしてしまいました。これは、議会の申し合わせ、自分たちが決めているものでございましたので、その辺、執行部の皆さんに大変失礼をしましたので、おわびしたいと思います。

○議長（林 一哉） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号についてご質問いたします。

303ページ、国民健康保険税について、国民健康保険税、市税と比較しますと大分低いわけですね、徴収率の予算が。そういう中で、この予算計上上の収集率の根拠はどういうことになっているのか。

それから314ページ、保険給付費について、去年は国保税の改正を見込んで予算計上したと思われませんが、ただ歳入の国保税が5億円程度減額しております。そういう中で、医療費

についてもその程度計上すると普通は思うわけですが、それが、今回の予算ではそれに比べて給付費の減額がかなり少ないのはなぜなのか。

それから、331ページ、診療所総務事務費について、これは海上の診療所の件でございますが、病院の医師派遣委託料がなくなっております。なぜ中央病院から医師が派遣されないのか、それについてお尋ねします。

以上、3点お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、国保税の関係をご答弁いたします。

平成22年度の国保税の一般被保険者分及び退職被保険者分を含めた徴収実績につきましては86.72%でございました。現在、平成23年度の推移を見ますと、大体、同程度の徴収率で推移しております。したがって、平成24年度の徴収率につきましては、これらを踏まえて全体で87.06%と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 314ページの保険給付費について、まず本年度の予算、そして24年度の給付費についてご説明させていただきます。

平成23年度の予算編成は、保険給付費の中でも一番割合の多い一般被保険者の療養給付費を前年度の当初予算と比較して約10%見込みました。金額にして4億5,000万円の増を見込みました。しかしながら、現在の状況では、本年度の当初予算に対しまして、災害分を除く通常分の給付費は、2億9,000万円の減を見込んでおります。24年度の予算編成に当たりましては、22年度の実績と23年度の決算を比較しますと約3.4%伸びておりますので、本年度の決算見込み45億3,000万円からおおむね3%の伸びを見まして46億5,000万円としたところでございます。ほかの給付費も本年度の実績を基に算定したものでございます。

保険税は、平成23年度の予算では、税率改正を見込み、22年度当初予算と比較しまして4億1,600万円の増を計上したところです。しかし、税率改正については、地震等の影響により見送られ、税収不足が懸念されましたが、23年度は、22年度の推計した22年度の後半の給付費が予想より伸びなかったため生じた前年度からの繰り越しや、前年度に推計しました本年度の保険給付費がやはり予想以上伸びなかったことなどにより、一般会計の繰り入れによりまして、税収の減額分が補えるものと思われま

また、24年度の予算では、税収は本年度の決算見込みとほぼ同じ23億6,453万9,000円を計上しましたが、保険給付費は、先ほどもご説明したように、一般被保険者の療養給付費は、伸び率が穏やかになってはいるようですが、来年度もおおむね3%の伸びを見込んでいることから、本年度の決算見込みに対し、保険給付費全体では2.5%増の見込みをしました。昨年度の当初予算と比較しますと、保険給付費全体では4%の減ということで、今回、予算計上させていただいております。

次に、331ページの診療所総務事務費の中で、中央病院の医師派遣委託料が今年度はないということでございますけれど、現状を申しますと、現在、滝郷診療所の医師は、臨時職員としての医師1名と、中央病院からの派遣医師で診療に当たっております。23年度当初予算では、臨時の医師が2日半、中央病院の医師が半日ずつ、3回の勤務体制で予算計上したところですが、昨年3月末に中央病院より連絡があり、医師の都合で半日ずつ2日の派遣しかできないところとなり、急遽、4月当初から水曜日を休診にすることになりました。その後、退職する内科医が多くいるということで、中央病院自体の勤務体系にも支障を来すとのことで、昨年の12月からは週1回の派遣とし、24年度以降は派遣できないということになりました。このことにより、24年度予算においては、医師派遣委託料を計上しなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、303ページ、再質問します。

税務課長、市税等は徴収率が約95%くらいいくわけですね。しかしながら国保税87%、我々一般から考えれば、本来なら国保税が上回っていいと思うんですよ。ということは、市税を納めなくたって、一般、普通にはそんなに影響がないわけですよ、すぐには。しかし、国保税というのは、納めなかったら、今度、医者にかかれない、それが世帯主だけでなく家族郎党みんな医者にかかれないことになっちゃうわけですよ。そういう中で、なぜこの国保税が市民税より下回ってしまうのか。そういう中で、この徴収率を上げるためにどういうふうに努力しているのかお尋ねします。

次に、314ページ、保険給付費です。

今年度、23年度は、結局、療養給付費ですか、それがもう上がってやりようもないということで、税率を上げた中で予算は組んだわけですね。そういう中で、24年度は上げないからということで下げた、約5億円下げているわけですね。これは分かりますよ。そういう中

で、当然、給付費も、約5億円、ざっくりですよ、5億円上げた分給付費でも、上げた分じゃなくて、健康保険を上げた分、今年は下げたわけですよ。そうなれば、給付費も、それなりの金額が下がって当然だと思うんですよ。先ほどの説明では、給付費はそんなに上がっていないということですから、そうしますと昨年の予算の立て方が何かおかしかったんじゃないかと思うんですが、その説明をいただきたいと思います。

それからあと、331ページですか、今度は中央病院からの派遣の医師がいなくなっちゃうからということですので、当然、海上の診療所のこれからの診療方針も変わってくると思うんですね。そういう中で、旭中央病院というのは市のどういう位置づけになっているのか。市の一部局でしょう。そういう中で、人事面は、これは、事業管理者に任せてあるんですから、これはやむを得ない。しかし、その事業管理者を任命する方は誰なんですかね。当然のこととして、私は、これは、市の責任で、一部局ですから、これは、派遣するのは当然のことと思いますが、そういう中でどういうふうに考えているのか質問します。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、国民健康保険税徴収率、非常に悪いというようなことなんですけれども、国民健康保険税につきましては、所得の低い方に対しても、世帯員の人数に応じまして一定のご負担をいただくため、住民税や固定資産税などの市税とは構造的に若干異なることから、他の税と比べて低い収納率とはなっております。

県内の収納実績を見ましても、90%を超える市町村は少なく、他の自治体も収納率の向上には苦慮しておるということでございますが、ちなみに22年度の決算の県内順位でございますけれども、旭市の場合、54市町村のうち37位でございます。銚子市が54市町村中28位でございます。匝瑳市が54市町村中36位、香取市が54市町村中26位というような、この辺、ちょっと一帯、それほど近隣はよくないんですけれども、対策なんですけれども、こちらは通常の税と同じようないろいろな対策はございますが、特に保険年金課と連携しまして、これは問題にはなるんですが、保険証の交付、資格証明書、それから1か月保険証、3か月保険証、6か月保険証ということで、税の滞納額に合わせて保険証を更新しております。そういう保険証の更新をしながら、税の納付も進めております。ちなみに、12月末、去年なんです、資格証ということで511世帯ございます。それから、1か月の短期保険証が510世帯、3か月保険証が371世帯、それから半年の6か月の保険証が490世帯ということで、税としましては、保険証をこういう形で厳しくやることによって、税のほうは幾分か当然上がりますけれども、

逆に給付の面で非常に市民の皆様の支援がちょっと縮小されるという矛盾点もございます。

それから、コンビニ収納なんですけれども、23年度から始めましたけれども、現状、こちら、12月末現在なんですけど、国民健康保険税の関係のコンビニ収納が全体の8%でございます。こちらにつきましては、一番多く納めていただいている、コンビニを利用いただいていますのが軽自動車税ということで21%でございます。したがって、コンビニもだんだんこの率的には増えてくると思いますので、さまざまな徴収対策を講じながら、国保税も一般税にまざるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 滝郷診療所へ中央病院から医師の派遣、設置者として事業管理者に言うべきだというようなお話だと思いますけれども、そのことにつきましては事業管理者と何回かお話をしました。滝郷診療所の存在の時点、設立の時点、一部事務組合というようなことで、1市3町ということでありまして、その当時は、たしかその医師会からの派遣をお願いするというようなことで、その医師会が中央病院へお願いをして中央病院から派遣してくれというようなことになっていたように聞いておりますけれども、そういった部分の中で、中央病院は、ご承知のようにいろいろと過剰労働とか、いろんな医師の皆さん方も大変な部分でありまして、各地に派遣をしております、各病院に派遣をしております医師につきましても、少し帰ってきてもらいたいというような部分でやっているそうでありまして、事業管理者にも、医師会のほうへもう1回申し入れて、医師の派遣を医師会か中央病院で、どちらかで派遣できないかというような相談もしたそうでありまして、そういった部分で、相談の結果、医師会も中央病院も今こういう状況の中で派遣をできないというようなご回答でありましたので、それはそれで、中央病院が、旭市の市の財政よりも大きな財政で本体がおかしくなったら、どうにもしようがないというようなこともありますので、経営そのもののことも、事業管理者のほうからも言われまして、そういったことの中で、新たに滝郷診療所につきましては、やってくれる医者を今懸命に探しているところでありまして、1週間のうちに何かと言いませんけれども、来てくれる医者もどうか方向性がついたのかなという、そんなような今状況でありますので、そういったことを理解していただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 先ほど再質問のほうで、昨年の予算の立て方が、給付費がおかしかったんじゃないかというご指摘ですけれど、昨年の予算を立てる際に、22年度の保険給

付費の予算を立てる11月ごろに相当の伸びがあったということで、それに基づいて23年度予算を立てておりますので、それが、大分伸びが、見込みが減ったというような状況で、見込みがちょっとずさんだったのかなと反省をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、303ページの国保税の関係ですが、結局、善良な納税者ですか、まじめに払っている人、払わない人がいますと、そのまじめに払っている人にみんなその負担がかかってきちゃうんですよ。ですから、そういう場合は、その善良な納税者に負担がかからない方法、つまりそれは、市が面倒を見るほかはないと思うんですよ。そういう中で、今、国保税、例えば22年で結構ですが、22年度の国保税ではどれだけ賦課してあるのか、そういう中で、今、滞納金額はどのぐらいになっているのかお尋ねします。

それから、次の314ページの保険給付の関係でございますが、21年度ですか、11月ごろ急に伸びたということの中で予算を立てたから、予算に大きな狂いがあったと。しかし、そのために、今度は、たまたまこれが、税率改正が行われなかったからいいけれど、そうなった場合は、かなり納税者に負担がかかるわけですよ。ですから、これらの問題、やはり職員の皆さん方には慎重に慎重を期した上でやっていただきたいと思います。

それから次に、331ページの滝郷の診療所の件でございますが、先ほど市長は、当時はたしか1市3町、みんな行政が違いまして、今は1本ですけど、そんな中で幾ら中央病院があっても、海上の診療所は診療所、これは別問題なんですよ。それで、そういう中で、当然、海上としては、医師会にも、話、相談をかけた、中央病院にも相談をかけた。これはいいと思いますが、しかし今、時は変わって、もう旭市は一つなんですよ。そうでしょう。一つで、そういう中で、私は、持論として、なぜ旭市に診療所であろうと病院を二つ作らなくちゃならないのか。それと、病院長、事業管理者が云々という話、先ほど答弁で聞きましたが、今、中央病院からほかの病院に一人も医者が行っていないのか。それと、なぜ市長は、一つの部局でしょう、市長は最高権力者ですよ。中央病院の事業管理者は市長が決めるわけ……

○議長（林 一哉） 質問者、予算に対する質疑ですから単刀直入に願います。

○20番（高橋利彦） ですから、そういう中で、なぜ市長がもっと決断を下せないのか、その辺、お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 市長が決断を下せないかということでありますけれども、地方公営企業法全適ということで、事業の一切を管理者に任せてあるということはお承知のとおりだと思いますけれども、その中で、相談というような部分で事業管理者とは何回も相談をしているところでありまして、お尋ねの診療所の件につきましても、派遣をお願いしますというようなことは何回も言ったんですけれども、事情もありますし、本体はお承知のように医師が重労働ということもありまして、その経営状況、労働体系、そういったものを聞かされまして、それはそれで、市として、最大限、診療所のほうについては努力していかなければならないのかなと、そんなような理解で、思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院から各近隣の自治体病院等へ派遣は行っております。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、国保税の22年度末の調定額でございますけれども、39億1,000万円ほどございます。収入の未済額なんですけれども、13億5,300万円ほどございます。以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 先ほどご質問で、慎重を期して予算編成していただきたいということで、本年は23年度の保険給付費に基づきまして、慎重を期して、予算を編成したところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 先ほどの件で済みましたので撤回します。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 先ほど大体済んでいるんですが、一応通告しましたのでちょっとお伺いします。

特別利益の中で、送迎用バス売却益が152万8,000円とあります。これは何か2口に分けているというような説明も聞いたような気がするんですけど、最終的な金額とどこにどういった形で処分されたか、お願いします。

それと、1回目だから、このバスのほかに、何かその売却して処分できたものがあつたかどうかをお伺いします。

○議長（林 一哉） 佐久間議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） バスのほうの売り上げに関しまして説明させていただきます。

合計で263万6,000円になります。その経理の仕方ですが、資金的収支のほうで、まずバスの残存価格分、これを資金的収支のほうに充てています。その残りを収益的収支のほうに分けて、合計で263万6,000円というふうに経理しています。

それと、ほかに売却したものということでございますけれども、それはありません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） どこにどういった形で売ったんですか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） ディーラーを含め3社ほどお願いしました。

その結果、一番高い金額ということで実施しています。

以上です。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 国民宿舎事業はこれで廃止ということであれば、これがその最終的な決算書みたいな形になるのかなと、そういうふうに思っているのでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） これから3月31日まで執行します。ですので、今回の補正予算が決算に近い形での補正予算を組んでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 決算に近いという形は、先ほどとは変わって新たな決算書を出されるということですか。

○議長（林 一哉） 佐久間議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 通常の決算事務は行います。決算の認定も、来年、今年の9月議会で決算の認定という作業に入ります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 議案第18号、税条例の一部改正する条例の制定について、質疑申し上げます。

95条中のたばこ税だと思います、これはね。たばこ税ですけれども、これらの値上げされた効果というか影響、その辺、それがどう影響してくるのか。それと併せて、個人市民の税率を500円ほど上げるわけでございます、3,000円が3,500円になるということで、それらの影響がどのくらい出るのか、それをお知らせいただければと思います。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(佐藤一則) それでは、個人市民税の均等割についてからご回答いたします。

均等割につきましては、平成26年度から平成35年度までの間、500円加算されまして3,500円となります。この影響額につきましては、平成22年度の決算ベースで試算しまして、1年間約1,600万円、10年間で約1億6,000万円の増を見込んでおります。

また、たばこ税の影響でございますけれども、95条の関係ですが、こちらにつきましては約8,100万円、それから旧3級品、こちらにつきましては約95万円の影響増ということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第27号について確認をさせていただきたいと思います。

庭球場ですか、海上庭球場については、これは、道路、連絡道にかかわる関係だと思えます。ただ、それと海上体育館というのは、旧海上中の体育館のことを指しておるのかなと思いますけれども、もしそのような体育館の廃止ということであれば、その後はどのような形になっていくのかなと、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） お尋ねの海上体育館の件でございます。

今回はその老朽化の関係で今年度予算のほうにも位置づけられておりますので、これを廃止の方向で進めておりますので、提案を差し上げたところでございます。その跡地につきましても、上の部分につきましては、教育財産ということで、これは廃止になってしまいますけれども、その跡地につきましては、アクションプランの中でも、公共施設の見直しの中で行革のほうと一緒に推し進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 解体ということになるかと思うんですよね、体育館は。海上中の体育館、旧海上中の体育館ですよね。そうしますと、あそこには、まだ特別教室はありますよね。その辺のものは、今後はどう、そっちは、今度は教育、その辺はどうなるのかお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） お尋ねの件ですけれども、体育館と併せて取り壊しの予定でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第36号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第37号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(林 一哉) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第9号中の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第28号、議案第30号、議案第37号の11議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第 1 号中の所管事項、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 8 号、議案第 9 号中の所管事項、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 29 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 36 号の 20 議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第 1 号中の所管事項、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 9 号中の所管事項、議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号の 10 議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、21 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 3 常任委員会請願付託

○議長（林 一哉） 日程第 3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 1 号の 1 件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

総務常任委員会に請願第 1 号の 1 件を付託いたします。

付託いたしました請願は、21 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は 7 日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 26 分

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成24年3月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病院事業 管理 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	行政 課	林 清 明

総務課長	神原房雄	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	斉藤馨	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	石井繁	商工観光課長 兼国民宿舎配人	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	増田富雄
会計管理者	花香寛源	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	高野晃雄
体育振興課長	野口國男	監査委員局長 事務局長	馬淵一弘
農業委員会 事務局 会長	加瀬恭史		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問をいたします。

私は平成22年5月より政務調査の一環として飯岡・田中の池の有用微生物による水質浄化に取り組み、継続的に水質検査を行っています。毎年夏には悪臭が発生していた田中の池ですが、福岡県のアクアサービス株式会社が販売している自然界に存在する有用微生物商品であるアクアリフトを散布した結果、平成22年夏より、アオコは発生したものの、悪臭が発生するまでには至りませんでした。その後、津波被害によりごみが流入し、水質が悪化しましたが、昨年夏も悪臭発生は防止できました。11月ごろには水の透明度が上がって池の底まで見えるようになり光が届くようになった結果、水草が生えてくるようになりました。田中の池は地元市民の散歩コースにもなっているため、さらにきれいな池にしたいと考えています。池の中にあったフェンスは既に撤去されたようですので、池の掃除と水草の刈り取りをお願いいたします。

2つ目の質問に移ります。

旭市は、行政情報の伝達や行事などにおいて各区に協力してもらっています。しかしながら名簿の管理等は区の役員個人のパソコンでなされることがあり、担当役員が交代するごとにデータを管理するパソコンが替わります。地域の集会施設にパソコンを置いておけばデータの管理も容易です。市が使っていて不要となったパソコンを、希望する区に無償譲渡することはできないでしょうか。

エコテックに関する質問に移ります。

千葉県は、最高裁判決は手続きの瑕疵であるとして、改めて管理型産廃最終処分場設置許可に関する審査をするとのこと。しかしながら県議会本会議及び環境生活警察常任委員会の議事録や中継録画を見ていると、県の対応に疑問の声を上げているのは市民ネットや民主党などの議員であり、最大会派である自民党議員は代表質問や一般質問で取り上げていません。

平成21年6月県議会における請願95号、産廃最終処分場設置許可取り消し訴訟の上告取り下げを求めることについてが、環境生活警察常任委員会と本会議の両方で否決されていることなどから見ると、少なくとも県議会では設置許可に反対する勢力は少数であり、最終処分場設置が許可される可能性が十分あります。

地域住民が危惧しているのは、経営が悪化した事業者に見られる不適正処理です。この問題を解決するには、旭市が土地を買い取って直営で一般廃棄物処理場を運営する方法が最善だと思います。問題の土地を旭市が買い取ることは可能でしょうか。

4番目の質問に移ります。

政府から公表されている数値を基に市町村の各種データをまとめているパッとマップ都市情報というサイトがあります。パッとマップによると、旭市の人口1万人当たりの刑法犯認知件数は152件で、統計に出ている1,725市町村中210位と上位に位置します。人口当たりの刑法犯認知件数は横浜市の1.5倍、島根県出雲市の2倍、岩手県一関市の3倍となっています。これは日本一住みよいまちづくりを目指して、とのスローガンがむなしく響く数字です。

旭市では防犯のためにさまざまな努力がなされているのは理解しています。しかしながら、犯罪抑止力に効果的な防犯カメラが導入されていません。最も安価に防犯カメラを普及させる方法は屋外設置型録画機の利用です。電源さえあれば設置場所には困らないからです。ダイワボウ情報システムで購入できるOR2300PRO屋外専用録画機は25万円程度で、カメラ設置場所近傍に録画機を設置できます。カメラ本体は夜間でも使用できる投光型、または赤外線型を利用しても3万円から5万円程度で済みます。まとめ買いをすることにより値引き

が期待できるので、工賃を含めても、1か所当たり25から30万円程度で防犯カメラが設置できると考えています。100か所で2,500万円から3,000万円です。メンテナンスも簡単で犯罪抑止に効果を発揮すると思います。

5番目の質問に移ります。

今年4月より中学校の保健体育で武道が必修化されますが、市内の中学校が採用する武道の種類と柔道の安全対策についてご説明願います。

6番目の質問です。

市長は道の駅をつくって観光客を呼び込むとの考えをお持ちのようですが、どのような方法でどこから観光客を呼ぶのでしょうか。想定している客層についてご説明願います。

7番目の質問に移ります。

旭市職員の退職手当負担金減免についての交渉の進捗状況について、千葉縣市町村総合事務組合の組織概要、事務局の職員数、職員はどこから出向しているのか、直接の交渉相手等も含めてご説明願います。

8番目の質問に移ります。

平成19年度から23年度までの5年間の一般行政職上級の一次試験合格者の成績上位4名と下位4名の二次試験合格率についてご説明願います。

9番目の質問に移ります。

旭市職員によるセクハラ、パワハラなどのハラスメント対策についてご説明願います。

最後の質問です。

1月に、筑波バイオテック研究所社長で筑波大学名誉教授の前川孝昭先生をお招きして議員研修会を開きました。同社は今年5月に阿見町にパイロットプラントをつくって、藻からつくる航空燃料及びバイオディーゼルを空港や航空会社に納入する予定です。100%バイオディーゼルの工場引き渡し価格は66円程度、旭市から阿見町までの距離は60キロ余りです。運送料と手数料を上乗せしても事業として成立する可能性が高く、旭市及び中央病院が保有するディーゼル車両、ボイラーなどにバイオ燃料を導入できないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、1点目の飯岡・田中の池についてお答えをさせていただきます。

初めに、議員自ら田中の池の水質浄化にご協力をいただきましたことに対しまして改めて御礼を申し上げたいと存じます。

この田中の池でございますが、昨年の大震災に伴う津波によりまして、議員のお話にもありましたように、ポンプ施設の浸水や土砂等による流出物の堆積などの被害を受けたものでございます。また昨年夏ごろには水質の悪化が確認されましたので、応急措置としてポンプ施設の復旧をいたしまして水質の浄化を図ったところでございます。

ご質問のフェンスでありますが、昨年末に議員からご意見をいただいておりますので、早速その設置した目的や必要性につきまして改めて調査をいたしました結果、そのフェンスは管理上不要であると判断をいたしまして、昨年末に撤去したものでございます。

次に、水草の刈り取りや池の清掃につきましては、津波により湖底に堆積した流出物や汚泥の環境調査を行う必要がございますので、新年度におきまして調査を行った後に速やかに撤去を検討したいと考えております。

また、水草などの水生植物の適正な維持管理を行う中で、議員からご指摘がありましたように、今後も地域住民の皆様の憩いの場にふさわしいような維持管理に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 不要なパソコンを区に譲渡できないかとのご質問にお答えします。

市としては、不要になったパソコンといえども、市の外部の方に譲渡しない方針としております。

その理由ですけれども、本年度、新しい機器との入れ替えによって処分しているパソコンがあります。でも、このパソコンは平成17年度から使用したもので故障が多くなっており、譲渡しても長く使えないんじゃないかと考えているからです。

それから二つ目に、市のパソコンは市民情報を扱っていますから、譲渡する場合、個人情報の漏えいを防ぐため、記録データを完全に消去すると、元データを復元できないようにしなければなりません。そのためにソフトを購入し、撤去作業を行うということになります。

三つ目の理由としまして、さらに、それを使用するにはソフトのインストールや設定を初めから行うことにより必要なソフトを購入しなければならない。

このように経費や手間がかかることや、個人情報の扱いの問題もあり、譲渡しない方針で

ありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、6番目の道の駅の関係です。お客の層、客層に関するご質問でございました。

道の駅のお客さんですけれども、大切なことは地元の市民に喜んでいただける交流施設で
ありたい、このように考えております。その上で、夏場の観光や交流イベントなどで旭市を
訪れた方々に道の駅の魅力を知っていただき、リピーターになって、その方々の口コミによ
り1年間、周年人気のある施設になればと考えております。

旭市には農水産物をはじめすばらしい素材があります。今後、道の駅建設準備委員会で設
置場所など重要な部分の協議を行って、旭市らしい道の駅となるような整備計画を策定して
まいります。

集客方法についても、さまざまな団体等から建設準備委員会に就任していただいた15名の
方から、幅広い知識とおもしろいアイデアをいただきながら進めたいというふうに考えてお
ります。議員さんからもいろいろな意見をいただいております。それぞれ議員さんからいた
だいた意見を準備委員会に報告させていただきますので、今後とも応援よろしく願いま
す。

それから、バイオ燃料の関係がございました。

市が保有するディーゼル車両だとかボイラーなどに藻類、藻を使ったバイオ燃料を導入で
きないかというご質問がありました。藻類を原料とするバイオ燃料は次世代のバイオ燃料と
して注目されているようです。これは議員さんから新聞記事をいただいて読ませていただき
ました。茨城県内の事業所が来年から航空機向けに本格生産するとなるわけですけれども、
価格面、供給の安定性、それから給油の体制だとか、車のエンジンやボイラーなどへの影響、
それから現有ボイラー施設改修の必要があるのかないのか、そういった不明な点がまだあり
ます。現段階では普及の動向を見守りたいと、こんなような状況であります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは3番目のエコテックが所有する土地につ
いて旭市で購入はできないのかというご質問にお答え申し上げます。

エコテックにつきましては、最終処分場設置許可処分取り消しを求める行政訴訟に関して、
平成22年9月9日に、最高裁において県の上告を不受理とする決定がなされたものでありま
して、この土地については、旭市は現在買い取る必要性はないものと考えておりますので、
お答え申し上げます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうから4点のご質問にお答えをいたします。

最初に、犯罪抑止についてということで、防犯カメラの導入をというご質問でございます。

旭市における刑法犯認知件数につきましては、確かに横浜市等から見ると高いという部分がございますが、旭市においても防犯指導員等のパトロール、それから自主防犯組織、地道な活動によりまして減少はしてきております。また、本年度から毎年7月1日を防犯デーと定めまして、各区において防犯活動を行っていただきまして一定の効果が得られたものと考えております。

その中でも多いのが自転車の盗難ということでございます。平成23年度上半期、旭駅東側仮設駐輪場で24台の自転車の盗難が発生したと。下半期につきましてはボランティアによるパトロールにより、現在では改善をされております。しかし、12月末の数字で見ますと、認知件数129件、県内23位という多いのも事実でございます。

市といたしましても、自転車の盗難対策としまして、旭駅東側仮設駐輪場に防犯カメラ2台を設置するための予算を計上いたしましたので、しばらくは設置後の推移を見守りたいというふうに思っております。

また、抑止力としての防犯カメラの設置につきましては、旭警察署より情報をいただきながら、ご提案をいただきました内容も併せて関係機関と検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、7点目の部分ですが、退職手当負担金についてという部分で、千葉県市町村総合事務組合との交渉の進捗状況、また事務局の職員数、職員はどこから出向しているのかというご質問でございます。

初めに、千葉県市町村総合事務組合の事務局職員数でございますが、これは33人でございます。全員プロパー職員でございます。他団体からの派遣されてきている者はいないということでございます。

それから、千葉県市町村総合事務組合との退職手当負担金の交渉の進捗状況ということでございますが、旭市の退職手当の累計収支につきましては負担金の支出超過ということになっております。これは議員のおっしゃるとおりでございます。総合事務組合では、負担金の是正措置としまして、平成23年度から負担金の減免制度を導入しております。内容については、累計収支超過額が市の場合76億円を超える分の額については負担金から減免するというものでございます。

旭市では平成22年度末時点で69億735万円の超過というふうになっていることから、昨年12月21日、これ以上累積収支を拡大させない是正措置をとるよう、要望書を提出する旨、組合事務局に伝えております。事務局では、旭市から要望書が提出されれば、組合長に報告し、組合議会にも報告することになるということでございました。いずれにしましても、組合議会での審議が必要になるとのことでありました。

これを受けまして、市では3月1日に市長が直接総合事務組合に出向きまして、要望書の説明、提出をしております。内容でございますが、1点目としまして、累計収支の黒字額の下限を76億円から70億円に引き下げること。2点目としまして、一般負担金の負担率を全市町一律ではなく、医師や看護師など勤続期間の短い職員の出入りの多い病院職については、負担率の見直しを早期に検討実施すること等の内容でございます。

続いて次の質問でございますが、職員の採用試験についてという部分でありまして、過去5年間の一般行政職上級の一次試験合格者の成績上位4名と下位4名の二次試験合格率についてのお尋ねでございます。

上位から申し上げます。1位40%、2位80%、3位80%、4位40%、下位につきましては、4位が40%、3位が60%、2位が20%、1位が40%というふうになっております。

次に、職場のハラスメントについてのお尋ねがございました。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントにつきましては、近年さまざまな職場でハラスメントの発生事例が報告され、社会問題になっていることは承知しております。また、厚生労働省から「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告が発表されるなど、ハラスメント対策が社会的にも求められている時代になってきているというふうに考えております。

市では、現在対応マニュアルについては作成をしておりますが、把握した場合につきましては総務課が中心になりまして、事実関係等の調査を行い、関係者と協議し、被害者の立場に立った対応を心がけているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうからは5番目の中学校保健体育の武道必修化に伴います市内の武道の種類と、それから柔道の安全対策はというご質問に対して回答をさせていただきます。

今ご質問がございましたように、平成24年度より中学校は新しい学習指導要領の完全実施

となります。その中で保健体育のほうでございますが、武道が必修化ということでございます。

武道につきましては、柔道、剣道、相撲の3種目の中から学校のほうで選んでいくというふうになっております。これにつきましては、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても履修させることができると、こうなっております。

平成24年度の各中学校の年間指導計画のほうでございますけれども、柔道のみを選択している中学校は干潟中学校1校でございます。

それから、剣道のみを選択している中学校は第一中学校、海上中学校、飯岡中学校の3校でございます。

それから、柔道、剣道、または相撲を選択している中学校は第二中学校でございます。

第二中学校では、1年生のときに柔道、あるいは剣道それぞれ6時間ずつ実施をする予定であります。2年生になりましたら、柔道、剣道、どちらか1種目を選択して12時間ほど実施する予定であります。3年生になりましたら、相撲を加えた3種目から1種目を選択して13時間実施する予定であります。2、3年生時では、種目を選択する際には、場所の広さとか、あるいは道具の数量、こういったものにも限りがありますので、ガイダンスをやっていく中で生徒の希望を尊重しながら実態を見きわめて決定していきたいと、このように考えております。

それから、柔道の安全対策のほうでございますけれども、旭市教育委員会といたしまして最優先課題と考えております。間もなく文部科学省のほうから指導の手引きが出るということで聞いておりますが、それを待たずに市のほうで独自に、安全対策を重視して、ガイドラインを保健体育科、特に柔道専門の保健体育科の教員と打ち合わせをしながら独自でガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。作成していくということでございます。それで、今申し上げましたように、年間指導時数が非常に少ないと、6時間程度でございますので、ですから、例えば礼節とか柔道の意味とかそういったもの、あるいはやるとしても受け身、こういったものを中心に指導していくと。2年目につきましては、今申し上げましたように非常に授業時数も少ないものですから、型練習程度まで行けばいいのかなということを今考えております。それで、よく乱取とか言われる自由練習でしょうか、こういったものについては、今申し上げましたように非常に時数が少ないというところでございますので、基本的には取り入れないという方向でガイドラインをつくっていきたいと考えております。

また、安全対策ということで施設設備の安全点検はもちろんでございますけれども、例えば畳の上にマットを敷いて衝撃をやわらげる手だてをとったり、あるいは授業の前、あるいは授業中、授業の後の健康観察をより一層綿密に行いまして、安全に対する配慮を徹底していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、病院のハラスメント対策についてお答えいたします。

病院ではセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規程を平成23年3月に定めたところでございます。6月には全職員を対象とした「ハラスメント防止について」の講演会を開催し、教育研修を行っております。また、各部署に相談窓口を設けまして、相談員を置いて防止に努めているところでございます。

ハラスメントの事案が発生した場合や、そうした申し出があった場合には、相談員が事実確認を行いまして、その報告に基づいて病院長を委員長とするハラスメント対策委員会が開催され、事実の認定、被害者及び行為者への対応、再発防止策等が協議・決定されることになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、1番の田中の池のほうですけども、都市整備課の課長さんをはじめ課員の方々には浄化にご協力していただきまして、誠にありがとうございます。あそこはあくまでもサンプルでありまして、有用微生物で水がきれいになりますよということなんです。水がきれいになるとどうなるかというと、農作物がよく育つ、その会社の社長によると硫化物を分解させる、窒素酸化物を分解させる、それによって単体の硫黄、それから窒素ガス等、無害なものになって味がよくなって根腐れが起こらなくなるということをおっしゃっていました。本当はこれ兼田貯水池なんですね、私は一番導入すべきなのは兼田貯水池、あそこはアオコがほぼ通年発生してしまっていて、あそこが水質が改善されたら随分違う。ここのアクアサービス株式会社のものは100万トン、200万トン規模の水質も浄化していますので、48万トンの兼田貯水池というのはその会社の許容範囲、これはもう人の手で散布するのではなく、環流ビオトロンという、買ったなら1,500万円、レンタルは月額20万円程度の機械で散布します。ぜひ一度福岡県に行く機会がありましたら、こちらの会社へ顔出して、あるいは施設を、ここは浄化した施設ですね、福岡城の美術館のところにあるお堀とか堀に

は思えないきれいな透明な水になっています。ぜひ見ていただきたいなと思います。1 番のほうは非常に都市整備課がよくやってくださっていますので、これで終わりにします。

次ですけれども、おっしゃるとおり確かにパソコンというのは五・六年もすると故障が出てきます。データの流出については消去すればいいのですが、それもお金がかかりますし、買った後、ソフトが必ずしも入っているとは限らないということで、こちらのほうも市のご回答のとおりでやむを得ないかというふうに思います。

それから、三つ目のエコテックについてですけれども、これが今のご回答と私の認識とずれているんですけれども、県のほうでは手続きの瑕疵があつて、申請そのものは生きていますよという解釈なんですね。それで、自民党がこれ反対していないんです。つまりこのまま行くと通る可能性、書類さえ整えば、あるいは資金が準備できれば通る可能性が十分あると思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

エコテックにつきましては、千葉県がその許可権を持っているところでございまして、現在その申請がまだ生きており、審査中ということでございまして、自民党がどうかということにつきましては我々は承知していませんので、お答えはこの辺にしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） 実は最近、解決する糸口が見えてきたと思うんですけれども、国が瓦れき処理の補助金を出すというふうに言っていました。2,000万トンに対して1兆円の予算ですね。自治体に対してかなり1トン当たり何万円という予算が下りる可能性があるんです。エコテックが事業を始めるに当たって110億円程度の資金が必要なんですね。それで、受け入れる量によってはそれをはるかに上回る、100億円単位で上回る助成金が入ってくる可能性があります。瓦れきといっても、そのままぼんと持ってくるのではなく、分別して、ある程度そろったものを持ってきて、燃やして、一般廃棄物として埋めるというだけで、千葉県としては受け入れを表明しています、知事が。それで2,000万トンの瓦れきを、ほとんどまだ処理が終わっていないんですけれども、もしこれ旭市が手を挙げて、県や国と協力して、エコテックに交渉を持ちかけて、その土地を旭市で買います、瓦れきを受け入れます、50万トン受け入れますとなれば、この問題、解決する可能性があるんですけれども、この瓦れき受け入れ、これについて検討する気はあるのかないのか教えていただけますか。なぜかとい

うと、ここ70万トン処理できるんですね。瓦れきを仮に50万トン受け入れて、エコテックの問題を解決しても、さらに一般廃棄物の最終処理場として利用できる。このような解決の糸口があって、地元の方としたら一番怖いのは、産廃を受け入れるだけ受け入れて、あと倒産して誰も管理できなくなってしまう、これを一番恐れている。それはもう市長もよくご存じのとおりなんですけれども、瓦れき受け入れ、つい最近出てきた話なんですけれども、これについて旭市は国や県と相談して解決に持っていくということは考えないのかどうなのか、市長のご意見をお聞かせいただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、大塚議員から新たな考え方を聞かせていただきました。確かに今、全国というより東北3県の瓦れきの受け入れというような部分で、国も深刻な問題になっているわけでありますけれども、私どものほうの最終処分場ということにつきましては、もう住民投票をしております、あくまでも最終処分場は駄目だという住民の固い思いがあるわけでありまして、その辺はこれからの瓦れきの問題と、最終処分場の問題、少し違うところがあるのかもしれませんが、住民の考え方、地域住民の思いを十分聞いてからでなければその行動には移れないと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 市長のおっしゃるとおり一番大切なのは住民のご意見で、理想的なのは何も無い単なる更地のままで終わらせる、これが一番いいんです。ただ、県の議論を見てみると、これはもう許可する方向に動いているとしか思えない。公平にやっていると言いつつ、引き続き厳正なる審査をすると、そして自民党議員は全く反対せず、数の少ない市民ネットが頑張っている、こういう状態なんです。これはもう通るんじゃないかと思ってしまうんです。それで、こちらについては確かに住民のご意見が一番大切ですので、意見を聞きながら、ただし、スピードも大切ですね、国はもう24年度末までに瓦れきを処理したいという方針ですので、助成金の額等もまだ正確には決まっていますが、かなりの額が出るはずですので、スピード感も必要です。その辺一気に解決する可能性のあることですので、検討していただければいいと思ひます。ここで、例えば退職手当負担金、後でやりますけれども、ここでやらないやらないと言って、最終的にはやっていたいので、そういうふうにここでは分かんないと言って陰でやっていたいでも、それは全然、やっていたければ問

題ありませんので、ぜひスピード感を持った検討をお願いしたいと思います。エコテックの問題はこれで終わります。

次、犯罪防止ですけれども、旭駅東側に防犯カメラを設置、やはり窃盗というのはカメラがあるところじゃなかなかできないですね、捕まりたくないですから、ちなみにこれは予算、カメラ何台設置するか分かりませんが、幾らぐらい予算をつけたのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 駅の東側ということで関連で私のほうでお答えさせていただきます。

予算としては、工事請負費で131万円ほど、それから役務費で27万5,000円弱、こういった状況でございます。カメラは2台でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） きょう私が提案させていただいたカメラはもっと安く済みますので、ぜひ次からそちらのカメラも、別にその業者と私、何のつながりもありますがありませんけれども、ダイワボウ情報システムってダイワボウの関連会社なのかなと思いますけれども、検討していただければと思います。やはり見回りだけは、夜間見る人がいませんし、逃走経路もいろいろなところを想定できます。カメラを例えば100か所設置して、カメラのないところに100か所、旭市内には防犯カメラを100か所設置しますと張り紙するだけでもかなり違ってきます。実際私自身は盗難被害ってあまりあったことがないんですけれども、中央病院で久しぶりに、何十年かぶりに、小学校のときに自転車を盗まれて以来、車を盗まれまして、結局やっぱり犯人はみんな見ているんですね。見ているんだけれども、結果的にはそういう抜け道があって盗まれて、結局警察の捜査によればそのまま外国人の経営する解体工場に持ち込んで輸出されたそうですけれども、そういうこともありまして、やっぱり都市部、横浜より犯罪が多いというのは決して褒められた話ではないので、ぜひこちらも検討していただければと思います。

次、中学校の武道必修化ですけれども、こちらについてはもう十分マスコミ等でも報道されていますし、旭市も最優先で取り組んでいただけるということですので、これで結構かというふうに思います。

次ですけれども、7番、退職手当負担金、こちらも初めは9月、12月の一般質問に対する

対応を見ていて、どこの自治体の答弁だというふうに思っていたんですけども、76億円まで待たずに70億円、もうこれ以上は払いません。早ければ今年度払った分が戻ってくるといふことですから、それについては執行部の方々よく頑張っていたなというふうに思います。あと議会でも意見書を今、最終日に審査して、議員さん方の協力をお願いしているところで、議員さん方も非常によく勉強して、協力してくださっていると感じています。

では次、8番の採用試験なんですけれども、上位の合格率が80%というのは理解できるんですけども、何か下のほうの合格率が妙に高いような気がするんですね。それで、二次試験の合格率というのはその年によって違いますけれども、19年度から23年度で一番低い年で41%、一番高い年で50%ですね、一次試験合格者の二次試験合格率というのは。5年間、トータルでやりますと45%程度なんですね。下の人が何でこんな、60%とか40%とか、成績悪い人が受かるのかなと。なぜかといいますと、一次試験合格者、一番少ない年は平成19年8名、多い年で15名なんですね。どの年の人だというのはプライバシーの問題でできないでしょうけれども、妙に下位の人の合格率が高いような気がするんですが、これは二次の面接試験の成績がよかったからと考えてもよろしいのでしょうか。その辺ご説明いただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 成績上位より下位の部分も二次試験採用になっているという部分でございますが、職員の採用に当たりましては、一次試験の筆記試験の点数のみだけではなくて、当然二次試験での集団討論、面接を実施して、市職員として社会性、積極性等の資質を有しているかどうかを見ていると、要は人物重視の採用を行っているというふうにうちのほうは考えております。そういった中において、一次試験下位であったという部分はあるんですが、その下位の部分につきましても、全国の自治体の受験者の平均点でいう、共通の試験の中において平均点以上という部分を合格の最低ラインというふうにしておりますので、たまたまその合格のラインの中の一番下の部分という中において、それが合格率としてある程度あるという部分については、集団討論、面接重視という部分の中で考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 公務員一般行政職というの、法律とかそういう項目になってくると思うんですけども、そのような筆記試験が低い人が集団討論でそんな優秀なのかな、目立つのかなという気はするんですね。あとは個別の面接でもそんなに光っているのかなということ

はあるんです。なぜかという、旭市の話ではないですけども、ほかの自治体とか、やはり明らかにその自治体の職員のレベルじゃない人が入り込んでいる、そして職場不適を起こす、そういうケースがあるんです。何で私はこれを絶対おかしいと思ったのか、もう中学校、高校のころから問題が出ている、それから職場に入ってからもしょっちゅう休んでいる、休職期間3年間終わってもさらに正職員として在籍している、これは絶対おかしいなと私は思ったんですね。旭市の話じゃないですけども、そういうことがいまだにまかり通っていると。旭市が、私は不公正にはやっているとはとても思えませんけれども、ペーパー試験下位の人がこんなに合格するのかなと少し不思議に思います。これ以上はもう個々に見ないと何とも言えませんので、いい悪いの価値判断は省きますけれども、合格点平均じゃなくて、上位30%とかもう少しランクを上げたほうが公正に見られるのではないかなというふうに思います。私この成績がちょっと下のほうの人の合格率が高過ぎるように自分はそのような印象を持っています。

では、次の9番目ですけども、旭市役所及び旭中央病院で総務課長、あるいは事務部長はこの1年の間、ハラスメントがあります、セクハラ、またはパワハラがありますよという情報提供を受けたことがあるのかないのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 市において、23年度についてそういったパワハラ等あったかという部分でございますが、うちのほうの認識としましてははっきりとしたセクハラ、パワハラの相談というのは受けておりません。おりませんが、その中においては人間関係に起因した相談ケースとして他の職員への不満等という部分については受けております。

こういった部分については良好な職場環境をつくるということで、職員同士の気遣いや思いやりが必要不可欠であるというような中において、職員に周知徹底をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） この1年間の事案でございますが、平成23年10月に職員から上司によるパワーハラスメントを受けたとの申し出がありまして、相談員が事実確認を行い、ハラスメント対策委員会で審議をいたしました。結果としてはハラスメントに該当する事実は認められなかったというものでありました。この1件でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） まず、市ではマニュアルを作るべきだと思うんですね。マニュアルを作らないと最低限の対応もできませんし、ハラスメントと疑われる事例について市長が知らなかったなんていうことにもなりかねませんが、マニュアルを作る、あるいはその他対策をするなどの予定はあるのかなのか、市役所のほうは、教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、議員さんからお話がありましたハラスメントが発生した場合に早期に対策がとれるマニュアルをということでございます。これにつきましては、今マニュアル等を設けるといふふうに考えております。マニュアルを設けると同時に職員研修を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 職員研修はぜひやっていただきたいと思います。なぜかといいますと、旭中央病院のこのマニュアル、非常に立派、よく書けていますし、制度としてはいいんですけども、じゃ、実際被害者がここまで到達するかというと、そうじゃないんですね。まずは周りに相談してどうしようと、じゃ、言ったらと言ったら、解決できるかどうか分からないから嫌だと、怖い、まずそこからなんです。ハラスメントをする人というのは自分がハラスメントしている意識がない。実はここに座っている方の中で2名、名指しで私のところにあの人ハラスメント、こうこうこういうことをやっていますという情報提供はあるんです。だから、こういうものは偉い人でもやってしまう。偉い人だからついつい、役所というのは権威主義で、上の人の言ったことそのまま通りますから、ついついそういうことになってしまふんだと思いますけれども、マニュアルをつくと同時に講習、それから信頼関係、特に担当する部署の人たちが信頼されないと、幹部が信頼されないとこれはもう形骸化してしまうと、ぜひ旭市役所におかれましてはマニュアルをつくって講習会をして、よりよい環境を作っていただきたいと思います。ここに座っている方というのはこれ氷山の一角で、そのほかの被害もこちらには寄せられています。

それから、最後ですけれども、バイオ燃料ですね。こちらにつきましてですけれども、実はこれ旭市にとってはすごくいい話なんです。課長さんの答弁は大体想定していたとおりなんですけれども、実はこういう答えにならないように12月に言ったんですよ。勉強会をしま

すから執行部来てくださいと、3月議会に出しますからと言って、秘書広報課に、この日にやるから来てくださいと、議員さん方みんなお金を出し合って、執行部はただ乗りできる、こんなおいしい話はないのに来なかったんですね。

それで、ドロップインフューエルといってそのまま使えるんですね、燃料は。私もそれ質問しました、先生に。国土交通省のBDF、これはバイオディーゼルです。アルカリ触媒法で製造生産されるBDFを対象にした案内です。弊社製造のBDFは過熱メタノール蒸気法、またダウ・ケミカル社の技術を導入し、バイオ燃料100%でも十分に対応できます。エンジンに影響するトラブルはないと思います。当日、実物でこの違いを示します。航空機燃料と同じく炭化水素にしまえばエンジントラブルの問題はありません。何言ってるかさっぱり分からないと思うんですけども、ここを勉強していただきたいかったですよ。

ここなぜ大きいかといいますと、バイオプラスチック、それから業務用車両、バス・トラックですね、使われると大きく発展する可能性があるわけです。バイオ燃料、どこでも作れるわけじゃないんです。土地が必要です。それから工業団地が必要、化学処理しますから。それから光合成を促進するための二酸化炭素供給源として家畜のふん尿が必要です。それから、できれば暖かい、冬でも暖かいところ。それから大消費地に近いところ。旭市ぴったりじゃないですか。道の駅に10億円つぎ込むよりこっちに20億円つぎ込んだほうがよっぽど産業になると思います。恐らく作れば作るだけ売れる時代がそう遠くない将来に来る。現にもう実用化価格ですよ、66円で工場引き渡しであれば。例えば、今もう少し値段下がっているんですけども、65円で阿見町まで取りに来る、輸送費がリッター5円ぐらい、それからそこに手数料を上乗せして80円、軽油80円で手に入るんです。それを旭市で使えばいい。今度、マツダがディーゼルの乗用車RVを販売しますが、ヨーロッパではもう半分はディーゼル車になっていますから、それが普及すれば需要がかなり増えてくる。旭市はもう先を行って、取りあえずここに工場を作るんじゃなくて、使ってみる、自分たちで。市長の公用車もマツダのRVにしてバイオディーゼルで、それで走らせるんですよ。黒塗りのクラウンよりはるかに格好いいと私は思うんですけどね。あとは輸送用の油であればリッター40円ぐらいできるそうです。これA重油の半額ですよ。非常にこれはいいビジネス。損をしないですよ。失敗したら撤退すればいいだけです。それで広がってきたら、旭市に作ればいい。そういうふうに思います。ぜひ、これも今のところ何も勉強していないので、執行部は答えようがないので、かわいそうなんでもあまり突っ込みませんけれども、議員さん方は一生懸命勉強して視察に行こうと、こういう話にまでなっていますので、ぜひ検討していただ

ければと思います。

それから、道の駅飛ばしていましたね、肝心の。道の駅については口コミでなんかは来ません。なぜかという、旭市の物は確かにいいですよ、おいしいです。私も毎年、イチゴ、メロン、梨を送りますけれども、物すごい好評で追加の注文が入る。今年も30箱近く送りました。それは初めからじゃなくて、初めは何箱か送ると、それを食べた人が欲しいといって注文がばあっと入るんですね。それくらいいいです。ただし、それくらいいいけれども、それだけ多くの人が食べているんですけれども、実際に旭市に足を運ぶのは私と妻の親兄弟だけです。来ないですわ、ここまで。観光施設が全然違うんですよ。1時間半かけたら、飛行機だったら札幌まで行けてしまうんです。新幹線だったら仙台へ行けてしまいます。勝てるわけがないんです。そこまでの、残念ながら観光都市として地位は確立できないと思うんですね。ですから、私はそんな観光、人を通年集めるような大それたものではなく、もう少し現実的に考えればいいと思います。駄目と言っているわけじゃないですよ。私は中央病院の敷地内、あるいは隣接地に直売所、それから座るスペース、お惣菜、地元の商店もありますから、そこと協力して、お惣菜を作る程度にしておけばいいと思うんです。そしたらお見舞いのお客さん用に果物を買う人もいます。逆に患者さんのためにお見舞い、買う人もいます。あの辺はスーパーがないですから、地元の人たちも利用できる。鮮魚店があるので鮮魚さえ売らなければ、地元の企業も圧迫しない。あの辺、市長の地元ですから、喜ばれるんじゃないですか、買い物スペースができれば。直売所を中央病院近隣に安く作る、それが一番いいと思うんですけれども、どうですか、課長、市長でもいいんですけれども。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 道の駅については、それぞれいろいろな考え方があろうかと思います。観光客を呼ぶということの大きな目標であれば、今大塚議員が言ったようなことになるのかもしれません。ただ、総合的にこの道の駅の目的というのは幾つもあると思って、私もそういった積極的に道の駅を設置したいというような思いでいるわけでありますので、これから今、建設準備委員会を立ち上げまして、十分その点、いろいろなことについて研究していただきまして、皆さん方にもアイデアを借りながら、いい方向で進めていきたいと、そんなように今の段階ではそれだけしか答弁もできませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 旭市政の一番大切なことはまちを発展させるということですので、道の

駅と将来バイオディーゼルとどっちがまちが発展するかということをよく考えて、道の駅、絶対反対のわけではありませんので、予算をよく考えて、ほかに振り分けるときに、バイオディーゼルが発展したときに、旭市でやろうと思ったときにお金がないとなったら困ります。ですから、よくよくその辺りバランスを考えていただきたいと思います。ご存じのとおり浦安市、成田市、豊田市、碧南市、今お金持ちですが、初めからお金持ちだったわけじゃないです。ディズニーランドができて、空港ができて、トヨタの工場ができてお金持ちになった。旭市だって今たくさん休耕田ができて、人口がどんどん減ってきていますけれども、バイオ燃料、これによってまちの姿が大きく変わる可能性がありますので、ぜひとも道の駅で無駄遣いをしないようにしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 1 2 番 滑川公英 登壇）

○ 1 2 番（滑川公英） 12番、滑川公英。平成24年旭市議会第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の東日本大震災から早くも1年が経過しようとしています。被災された方々には心よりお悔やみ申し上げます。

瓦れきの処理が東北3県ではいまだに5.6%の進捗率だそうです。旭市ではほぼ終了しようとしています。改めて東北3県の被害の甚大さが表れています。復旧・復興に向け、旭市政になお一層のスピードを求めます。

では、質問に入ります。

災害に対して行政、小・中学校等のマニュアルについて。

宮城県石巻市大川小の悲劇、教職員、児童84人が逃げ遅れて遭難いたしました。岩手県釜石市の釜石の奇跡、避難先を3度も変え、小・中学生全員無事がマスコミに取り上げられ、今でも話題になっています。

そこで、津波を含めた災害に対する避難マニュアルが東日本大震災後、旭市はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

2番目として、農業後継者対策について。

日本全国では既に農業者年齢が65歳を超え、団塊の世代がリタイアすると、農水省がいうカロリーベースの食料自給率45%以上なんて夢のまた夢です。立地条件に恵まれた東総地域でも高齢化が進んでいます。そこで、旭市内の農業者の平均年齢、専業農家の戸数、就農者数、平均年齢、また過去5年間の新規就農者、Uターン者数、定着率は旭市ではどのようなになっているのかお教え願いたいと思います。

3番目に利用計画が白紙のいいおか荘解体について。

このことにつきましては、今議会冒頭に市長から予算執行を見合わせるとの発言がありました。海上中の跡地が5年もたつのにいまだに白紙。2月の全員協議会では、とにかく更地にすると説明でしたが、利用計画があれば解体もやむを得ないでしょう。しかしながら、飯岡中が移転してから考えるとのことでした。旭市国民宿舎運営委員会が合併時の持ち込み試算プラス大改修費合わせて4億円近い改修費の投入を答申。その結果が、1億1,000万円の累積赤字、4,000万円近い一般会計からの持ち出し、大改修を答申した委員会が貸し付けに懸念。大いなる矛盾だと思います。その委員会が即いいおか荘貸付先選定委員会となりましたが、利害関係者もあり、安易だったのではないのでしょうか。

お隣の香取市では工業団地6ヘクタールの譲渡先が市の希望する満足がいく答えではなかったということで、公募を延長しております。

旭市では再公募のお考えはあるのでしょうか。

4番目として、各公共施設の管理にかかわる委託料について。

伊藤前市長は合併時に、大きな市になれば専門職の採用により経費の削減が図られると述べておりましたが、一般会計予算書には数え切れないぐらいの委託料が計上されております。合併してもうすぐ7周年を迎えようとしています。公共機関の単純な委託料の総額はアバウトでどのような額になっているのでしょうか、お示し願いたいと思います。

5番目として、共和保育所で要望していた施設とかけ離れた施設ができた経過について。

共和保育所は、ここ五・六年前から庭園の20%ないし40%増が常態化していました。1、2歳児の遊び場確保に21年に中庭を砂場に改修、22年に後援会長ら保育所役員の皆さんが保育室の混雑緩和のために中庭の教室化、遊戯室の拡大をお願いいたしましたところ、遊戯室の拡大は基礎と屋根の構造を大幅変更するため無理ですが、中庭の教室化、教室のリニューアルはできる限りいたしますとの担当の話でした。しかしながら、23年秋に工事の落札内容を照会いたしましたところ、中庭の件は省略されていました。そして優先順位は我々が決めるとの話でした。詳しい経過説明をお願いいたします。

6 番目として、震災復興特区について。

このことにつきましては、12月議会でも質問いたしました。県内では1月に3市が申請、総額1億7,000万円弱との報道がありましたが、旭市ではどの分野にどのような特区申請をするのかお示し願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 私のほうから滑川議員のご質問に対し、いいおか荘の解体について答弁をいたしたいと思います。

いいおか荘についてであります。施政方針でも申し上げましたように、いいおか荘につきましては解体する方向で考えてきたところでありますが、今後、さらに関係各位の皆さん方の意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面解体につきましては見合わせをしたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

なおまた、再公募をしてはということではありますが、同じ条件での再公募については現在考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、1点目の災害に対して行政のマニュアルはどのようなものがあるかというご質問にお答えします。

市におけるマニュアルといたしましては、旭市地域防災計画を基に旭市職員災害対応マニュアルを策定してございます。内容につきましては、職員の配備体制、避難所の設置、災害情報の伝達方法、被害確認報告等の系統、それと各課等が迅速かつ的確な措置をとるような地域防災計画を補完するものでございます。現在は地震、洪水、津波、大雨、暴風、大規模

事故などの状況に応じた職員並びに、災害対策本部と地区災害対策室の対応について記述をしてあるところでございます。

しかし、今回の東日本大震災というものを受けまして、今までの想定をはるかに超えている災害ということの中におきまして、地域防災計画の見直しと防災アセスメントを併せて実施しまして、小学校区単位の災害危険度の評価を行いまして、災害の形態を精査した上で、地域性を考慮した、今までにない津波避難計画、職員初動マニュアル及び業務マニュアル等を策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、小・中学校の防災のマニュアルについて回答させていただきます。

現在、市内の小・中学校全20校で、すべての学校で防災マニュアルは作成されております。ただ、昨年3月のああいふ震災がありましたので、その後各学校で内容について実態に合ったもの、あるいはその地域等に合ったものにどんどん修正をしております、ほとんどの学校で今修正済みというところでございます。

すべての学校で防災マニュアルあるんですが、2校ほど、どういう取り組みをするかというところでちょっと具体的な例をお話しさせていただきます。

最初に、昨年グラウンドまで津波が来た飯岡中でございますけれども、飯岡中につきましては津波の発生を想定いたしまして、その状況により第2次避難等を計画しております。具体的には、まず最初に、津波が屋上へ行って目視できる場合と、こういった場合は30分以内には津波が来るんじゃないかと、来襲する可能性が高いということで急いで特別教室棟、これは一番北側にある特別教室棟でございまして、ここは耐震基準をクリアしております。また南側、海側に校舎等がありますので、直接津波等の被害、そういったものが少しは緩和されるのかなということで、特別教室棟の4階へ避難すると、緊急の場合と、早く来る場合。それから、津波の予報は出ているけれども、波の到着まで余裕があるというふうに判明した場合には、ひとまず校庭へ避難して、その後徒歩で北の高台、これは横根の丘のほうですか、そちらのほうに向かうということでマニュアルができております。それから、津波の来襲が不明の場合はひとまず特別教室棟に避難すると。その状況によりまして、保護者への引き渡し等を考えていきたいということで、具体的な計画ができております。

それから、津波の被害があまり想定されない、内陸部にあります中和小学校の例なんです

けれども、中和小学校では第1避難場所を校庭、第2避難場所を体育館、第3避難場所を3階及び屋上としていますが、ただ、土砂崩れ等の危険が予想されるため、最終避難場所につきましては干潟支所という形で計画ができております。

今後、各学校に対しまして安全教育の充実と地震、津波、あるいは火災想定及び不審者対応の避難訓練等を実施していく中で、さらに修正を加えまして、実際に役立つマニュアルにしていくように指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから農業後継者対策につきまして、農家数、あるいは後継者の定着等につきましての数のご質問がございました。お答えさせていただきます。

最近の平成22年度の農業センサス、この結果によりますと、販売農家数、これにつきましては2,519戸でございます。この2,519戸のうち、専業農家につきましては843戸、第一種兼業農家につきましては729戸、第二種兼業農家947戸となっております。

議員のほうから平均年齢というようなことでご質問いただきました。申し訳ないですが、なかなか統計の中で農家の平均年齢が実はちょっと把握を我々もしておりません。ただ、国のほうでは、よくうちのほうも平均年齢、国が発表します資料ございます。国では平成22年度66.1歳、これどこからとったのかなとやっているんですけども、66.1歳になっております。ただ、統計の数字の中で旭市の農家数、農家をやっておる方々が5,077名います。そのうちの65歳未満の方が約6割の3,072名いるということで、我々とししましたら、国の平均の年齢66.1歳よりは旭市は低いのかなと、そんなふうに考えております。

それと、新規就農者の関係につきましてご質問いただきました。

平成18年から平成22年、この5か年の新規に就農された方の合計、我がほうでは95名ということで確認をしております。この95名のうち定着されている方が65名ということで、定着率は68%、そういう数値を持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは4番の各公共施設の管理にかかわる委託料ということで、アバウトで構わない、幾らぐらいかということでございました。

24年度予算におきます施設の管理に係ります委託料ということで、例えば清掃であるとか

自家用の電気工作物であるとか、その他もろもろ入れまして、施設管理に係る委託料として約1億6,000万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから5番の共和保育所で要望していた施設とかけ離れた施設ができた経過についてということについてお答えしたいと思います。

滑川議員さんがおっしゃっているのは中庭の、今回設置した屋根のことだと思いますけれども、今回中庭に屋根を設置した経過につきましては、中庭そのものが風を取り入れるとか光を入れるとか、それから火災が発生したときの排煙機能とかということを持っている場所でございますので、そういった機能を損なわないように中庭の機能を生かした施設としたものでございます。

それから、今回工事を実施するについては今年度、23年度の、俗に言う七役、役員と事前にご連絡をして、協議をさせていただいて、要望があった中から優先順位を決めて実施したところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興特区について、どの分野にどのような事業を予定しているのかについてお答えいたします。

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金ということでお答えをさせていただきたいと思います。旭市において、今月、事業計画書の提出を予定しているのは5つの事業であります。国と協議を進めていますので、各省ごとにご説明を申し上げます。

国土交通省所管の都市防災総合推進事業、具体的に申し上げますと避難タワーだとか避難誘導看板等の施設であります。

2つ目は、同じく国土交通省、都市防災推進事業、これはボーリングによります液状化の調査及び対策等であります。

3つ目といたしまして、やはり同じく国土交通省の所管のものでありますが、避難道路の整備というものも考えております。

4つ目といたしまして、農林水産省が所管しています被災した農業集落排水施設の耐震性に考慮した復旧というものも考えております。

それから5つ目、環境省の所管になりますけれども、被災地における合併浄化槽の入れ替

え事業、この5つでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

1番目のマニュアルについてなんですけれども、お答えの中では大体そろっていると、それでスタンダードのほかに各地域に合った個別のマニュアルを持っていると、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 小・中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、各地域の実態に応じたマニュアルということで作成をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 本庁に関しましては、個々のものよりも全体のものを考えているように見受けられました。それで、2月に竣工式が行われました矢指小は恵まれたすばらしい校舎に生まれ変わりましたが、すべてが平屋です。保護者の中には津波に対する不安があり、旧校舎の一部を残したらとの意見もあったそうですが、保護者に対する安心・安全の周知徹底については学校としてはどのようにしているのでしょうか。また、すぐ近くの日の出保育所の安心・安全についてもぜひ保護者に対する周知徹底をお願いしたいと思いますが、その辺につきまして。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、矢指小学校でございますが、昨年子どもたちと一緒に、飯岡小学校でも実施したんですけれども、避難を想定して遠足という形でやってまいりました。一応、まだ市のほうとの調整等も進んでいない状況ではございますけれども、あの辺で一番高いところということで、昨年につきましては中央病院のほうへみんな遠足に行ったということで、どのくらい時間がかかるとか、そういったことで確認をしたということでございますけれども、今、矢指小につきましては、もしも緊急の場合は体育館のギャラリーになってしまいうんですけれども、そこが大体海拔11メートルぐらいということでございますので、本当の緊急の場合はそこかなと、それから時間がもしも読める場合は、先ほど申し

上げましたように、今回遠足をやったわけでございますけれども、その近くの中央病院、あるいは旭農、こういったところを場所として考えていきたいと。ただ、その場所につきましては調整をまだ今後して、校長先生のほうから年度当初に、その辺については具体的に、保護者の方々に安心感を与えるという意味でも、もう一度検討して何らかの形でお伝えをしていきたいと、教育委員会といたしましても一緒に調整をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 日の出保育所につきましては、日の出保育所に限らないんですけれども、保育所は毎月避難訓練というものを実施しておりまして、唯一、小学校、中学校と違った点といえば、小さいお子さんがいて、自分の足では歩けないということをまず保育所は想定をしなければならない。まず第一義的には保護者に連絡をして迎えに来ていただく。前回の、去年3月の大震災のときもそうでしたけれども、お迎えに間に合わない保護者がいた場合には職員が例えば自分の車に乗せて、とにかく避難をするということで、そういった意識の啓発にはこれからも、保護者も含めて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

新聞報道によりますと、津波避難ビルの指定状況は2月末現在で、旭市では震災前も震災後も1だと思いますが、現在、どこのビルで、これから先の指定はあるのか。また、本年度予算に2か所、7,000万円と言われる津波避難タワーの設置予定地と収容人員、大きさ、高さ等、分かる範囲の中で説明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 避難ビルにつきましては、かんぼの宿でございます。今のところその1件でございます。今、議員さん言いましたとおり、新聞にもそういう形で載っております。ほかの地域については避難ビルという部分について、例えばお隣の匝瑳市は6か所というふうになっております。というのは今までなくて、結果的に小・中学校と総合支所、野栄のほうの役場という部分をそういうビルにするということで、従来の形で検討している中で、の安心・安全という部分かと思えます。うちのほうとしては、今回このような大きな災害が

ありましたんで、改めて見直した中での避難ビル等々についても検討していきたいということで今のところかんぽの宿だけというふうになっています。これから検討していきたい。

それともう1点、避難タワーのお話がありました。これについては場所的にはまだ決まっておられません。いずれにしても、避難ビルとかそういう高い建物がない場所について避難タワーを設置したいというふうに考えております。高さでございますが、その高さについては大体12メートルぐらいと、というのは津波の予想という部分については、高さについて、今の国のほうで2つのレベルを考えていると、最大のレベルという部分が10メートルというふうになると思いますので、それ以上の高さがなければという部分ですので、単純に言えば12メートル、ただ、海拔の高さがありますので、それについてはその場所によって違ってくるという部分であります。

それから、収容人員については80名から100名というふうに予定をしているところでございます。

よろしいでしょうか……

(発言する人あり)

○総務課長（神原房雄） 大きさについては50平米ですか、100人という部分の中において50平米というふうになっております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

ほかの市町村から比べると、県内でも避難ビルにつきましては大分遅れていると思いますので、もし指定するようであればなるべく早くスピードを持ってやっていただきたいと思います。

それでは、2番目の農業後継者対策について。詳しくありがとうございました。

後継者対策の中でもう一つ重要な対策を考えなければなりません。それは既存の後継者の配偶者問題です。皆さんもご存じと思いますが、同僚議員の木内欽市議員が婚活、出会いコンシェルジュということで大変奮闘しております。30代、40代の後継者で、配偶者がいないという方が市内各地に多々見受けられますが、少子高齢化対策にも関係しますが、農業だけにかかわらず、行政として配偶者対策をどのように考えているのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） それでは、農業委員会から農業後継者対策のうち、農業

後継者の婚活等について申し上げます。

後継者の婚活につきましては、市では農業者に限ったことではございませんが、市民生活課で行っております旭市出会いコンシェルジュ事業によりまして、さまざまな出会いを創出する事業を展開しております。農業委員会でも委員がコンシェルジュとして参加しております、運営に協力しているところです。今後も農業委員会、農業委員相互のネットワークを生かしまして、対象者となりそうな方々への働きかけ等を積極的に進めてまいります。

また、農業者の婚活につきましてはJ Aちばみどりでも活動を始めておりまして、これらの関係機関と連携を図りながら根気よく進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

例えばその場合、婚約できたとかそういうことに対しての報奨金ですか、そういうこともあるんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、今のご質問にお答えいたします。

今、結婚、婚約なされた二人に対して報奨金が出るかということでございますけれども、まず出会いコンシェルジュの中で、協議会の中でご結婚が分かって、こちらのほうに知らせが来た場合にはちょっとお祝い金的なもの、商品券をお渡しはしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

どのような小企業でも、魅力のある経営であれば、新規でもUターンでも参入していただけると思いますが、農業に限っていうとコスト削減だとか、耕作放棄地をなくせとか、零細農業者にも戸別所得補償をし、その上、全生産者に40%以上の減反を強要し、T T P参加。今、民主党政権のやっていることは支離滅裂です。旭市では、このような中で農業政策のどこに重点を置いて推進していくのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今議員のほうからいろいろご指摘いただきました旭市

の基幹産業は農業というところで、この産業が一番の市の活性化というところで理解はしております。特に若い後継者の育成が必要でありますけれども、個人的には今までいろいろ家業として農家の後継者を育てた時代があったと思います。長男だからと。時代的にはもう家業じゃなくて職業として農業を継いでいただく、そういう魅力ある職場、そういうことが必要かなと、特に所得がある一定以上行かないとやはりなかなか後継者の就農がままならない。そんなことで、市としては重点的に後継者の確保、それと確保と併せまして意欲のある優秀な後継者の育成につなげていきたいと。

特に、市単独では、今、新規就農者、この方々に実は、羽ばたくルーキー農業者激励会と称しまして、市長からいろいろ就農のお祝い、あるいは市長からのメッセージを送る、そういう機会を作っております。

あるいは、今ご指摘ありましたようにＴＰＰの問題、こういうのを視野に入れまして、国際感覚に優れた、そういう農業者の育成というようなことで、海外への農業後継者の研修派遣事業、こういうものにつきましても支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では３番目に、いいおか荘についてなんですけれども、いいおか荘貸付先募集要項についてお尋ねするんですけれども、契約方法が載っておりません。最終選考に残った１社に対し、貸し主である旭市の責任問題に発展してしまうおそれがある云々の文章がありますが、震災後のいいおか荘の火事の責任はどこにあるのでしょうか。一人でも責任をとった方がいたんでしょうか。起こるか起こらないか分からない未来の責任を今選択しても意味がないと思います。過去の大改修の失敗というのは当然市長、議会にあります。飯岡地区復興のためには英知を結集すべきではないでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議員さんおっしゃるとおりだと思います。施政方針でも市長が明らかにしましたとおり、解体については当面見合わせて、皆さん方からのご意見等々をまた伺っていきたいというようなことでございます。具体的には英知を結集すると、そのとおりだと思います、それを否定するものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 契約方法が書いてなかったんですけれども、契約方法については法律家や専門家のアドバイスを参考にしていたのか。例えば定期借家制度を適用し、解約時に旭市が借り主が投資した造作は買い取らないという特約をつければ、別に旭市の責任問題に発展するおそれなんか全然ないと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） その辺に関しましては、例えば具体的な改修計画が載っていたわけです。それについて十分な改修計画かどうかの判断は市のほうで選定委員会等の意見を踏まえてしているということでございます。そのとき、全員協議会のときもちよつと説明させていただきましたけれども、それを例えば十分な耐震計画等の計画がそこから見受けられない等の判断があった場合には、それを承知で貸し付ける等の責任が及ぶかもしれない等々の問題がありましたので、そのような表現をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 課長さんも飯岡の人ですから、飯岡のムードというのは分かっていると思います。ぜひ、いい方向で、飯岡地区ができるだけこれから復旧・復興に向けて、なおかつ観光に向けても、みんなが喜ばしいというような方向でぜひお願いしたいと思います。これは答えはいりません。

4番目なんですけれども、専門職を採用するのと、アウトソーシングすることについての比較検討は行政としてはしておるんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 専門職を配置して、その人件費、それから委託、アウトソーシングしたときの経費、それを考え合わせて委託にしているのかということでございますけれども、その者が行う業務、それが長期間あるのかとか将来的な予測がやっぱり必要になります。今、職員の削減を進めている中におきまして、時代の流れでも、実際には官から民へというような話もあります。少なくともさまざまな業務が出た中で、それがやはり地域の経済活動の中で回っていくお金になるんだろうということもございます。ですから、そのどちらがという形で、一方だけやります、一方だけにしますというのはなかなか難しいのかなというところ

ろは考えております。ただ、少なくとも、毎年経常的にかかる経費はあるということで、先ほど申し上げた金額なんですけれども、これはさらにやはりどのものができて、どのものができないかというのは今後は十分検討していく必要があるのかなと考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 単純作業の委託というのは1億6,000万円くらいと先ほど答弁いただきましたが、私が思っているのは単純作業のほうじゃないんですよね。最初に言いましたように、前市長がそういうような方向で合併のメリットなんかも訴えていたわけですから、予算の中には職員の年収をはるかに超える委託料がたくさんありますよね。職員の中に技術者や有資格者が能力を発揮できればそのような経費でも削減できるんじゃないかと思う。細かい委託料の累積が1億6,000万円という話を私は本当はしているわけじゃないんです。例えば電算機にしても、電気にしてもべらぼうなお金を払っているわけですよね。それは1者で委託したほうが安いというのであればそうですけれども、じゃ、例えば職員が、これ平均給料でいうものの何倍の委託料を払っているわけですよね。そういうことであればやはり優秀な技能職を持った職員を採用するというのも一つの選択肢ではないかと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今ご質問ありました合併してからの部分については、全然、その専門職がという部分ではありませんで、建築士、保健師の配置を増やしたり、初めて社会福祉士を採用したという専門的な部分も人員配置の中で取り入れてございます。ただ、今おっしゃったように、電算関係を含めた中での、そういった専門職という部分も必要だろうという、確かに必要だという部分にありますけれども、将来的な見通しという部分もある程度必要になってくると思います。その専門職をその場で採用した場合に、今、日々電算も変わっているという部分もありまして、その者がずっとこの新しい電算が変わるたびにその対応ができるかとか、いろいろな問題もあります。専門的な部分についてはそういった部分がありますし、その経費という部分についても、先ほど財政課長のほうから話がありましたけれども、官から民という部分、それから職員の削減という部分もあります。ただ、今おっしゃったようなことについては、今後も検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 例えばホームページ維持管理にしましても、たくさんのお金を委託料として払っているわけですね。今20代、30代、40代くらいまでの人だったらネットをできない人はほとんどいないと思います。そのような中でやはり能力のある、資格がなくてもそのような担当に任せられるということ、あると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、議員さんおっしゃったとおりでありまして、今電算の時代でありますので、簡単な部分、ホームページ等についてはある程度勉強すればできる部分もあると思います。そういった面ではそういう担当を作る、指導をするという部分、研修を含めてそういう職員を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

5番目なんですけれども、せっかく税金をかけて作る施設なんですから、市民の要望、住民目線に立った施設を作ってもらいたいものです。すし詰め保育室の緩和をメインにお願いしたわけですから、それが、職員が優先順位は我々が決めるというのはいかがなものですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 滑川議員さん、すし詰め緩和ということで今おっしゃいましたけれども、確かに共和保育所はこれまで定員をオーバーして入っているということが何年か続いております。そういったこともあって、先ほども申しあげましたけれども、今回きめ細かな交付金事業ということで、共和保育所に2,000万円という予算を投入してということで、じゃ何からやろうかということで、先ほど申しあげたとおり、後援会の皆さんを通して要望をお聞きしたわけです。

その要望をお聞きした結果としては、市のほうとしては共和保育所にかかわらず屋根の防水工事がここもう何年も何十年もやられていないという経過がありますので、屋根の防水、それから外壁、それから大分傷んでいる床の改修、それからフェンスの張り替えなどを予定していますよということでお話をさせていただきました。その結果として、後援会の皆さんから出てきた要望がトイレの便器を洋式にしてくれとか、確かにさっきおっしゃった中庭の

屋根の改修、それから遊戯室の増築、それから保育室のエアコン、あとはプールの改修、もろもろそういった要望が、お話が出てきております。

ただ、市のほうとしても限られた予算の中でどこまでやるかということもまずありますし、遊戯室の増改築とかエアコンとかプールとかということについては、共和保育所だけの問題ではなくて、ほかの保育所もあるので、簡単に工事をするのは難しいでしょうというお話を役員さんにはさせていただきました。予算が決められている中で、先ほど言った防水工事、それから床の改修、トイレは今、小さいお子さん方がなかなか和式トイレを使えないという現状がありますので、洋式のトイレに変えたりとか、そういったことを優先して行いますよということでお話をしています。

中庭の改修については、屋根をすっぽりかけてということの要望があったようですが、それは先ほど言った建築基準法上でいろいろ問題が出てくるのでなかなか難しいと、そこは持ち帰って、そういったことをきちっと調べた上でまた回答させていただきますよということで役員さんにはお話ししております。その辺は積算した後に、当然後援会長さんには回答を差し上げているところです。

今、工事をする段階で、共和保育所のすし詰め状況ということなんですけれども、これはどこの保育所もそうなんです、未満児が大変入所が多くなっています。その辺もいろいろ苦慮しているところなんですけれども、確かに平成20年度、21年度ぐらいまでは大変に常時定員オーバーということがされていたようで、ただ、それも認められた範囲での定員オーバーですから、同じような定員オーバーは共和保育所だけではなくて、ほかの保育所にも考えられていたし、事実あったというふうには思っております。それが、実際23年度になりました、定員は若干はオーバーしてはいるものの、それまでのオーバーの率よりは若干減ってきていると、少しずつ入所率が下がってきているという現状もありました。そういったことも踏まえて、今、共和保育所に、例えばおっしゃっていた遊戯室の増築だとか保育室の増築だとかということを考えるに至るまでには、まだちょっとあれかなと。これからどんどん定員が確かにオーバーをして、入所児童が増えていく状況が今後も続けば、それはその時点で考えなければならないことだというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 22年と23年の後援会の会長さんが言ったのは、今までそういうことだったからということだと思うんです。それで、実際には旭市の保育所は定員は90%くらいで

すよね。100%になっているところは何か所しかないわけですから、その辺のことをちゃんと考慮して、なおかつ前の担当者はお金がかかり過ぎることについては、最初から22年度の役員さんにこれは無理ですから、例えば建築法ないし消防法をクリアするような方向で検討しますというのが、去年6月過ぎたら全然お話にならない話になったんですよ。ですから、その辺であれば、担当が代わったからといって今までの話を全然ほごにするということは、内部の伝達ができていないんじゃないですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 議員さんおっしゃること、担当の職員がどういうふうに申し上げたかは分かりませんし、私も承知しておりませんが、先ほど申し上げましたように、担当が云々ということではなくて、共和保育所の現状と、市の持っている予算と、今早急に何をしなければならないかということで優先順位を決めたわけですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

私が言いたいのは、やはり職員の目線で上から見るのではなくて住民の目線で物を考えていただきたいと、そういうことを訴えたかっただけです。

6番に入りますけれども、このことにつきましてはこれからの一般質問にありますので、12月議会でも質問いたしましたので、5個の特区を作るという方向で動いているということで承知いたしました。どうもありがとうございました。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の一般質問を行います。

まず初めに、旭市土地開発公社について、用地取得の事業計画についてお伺いをいたします。

昨年12月議会において質問しましたが、答弁に啞然としました。土地開発公社の業務は、市の基本構想などの計画に基づいて土地を取得し、10年以内に買い取られることが確実にあることと定められています。しかし、現在保有している土地はすべて10年を経過し、しかも約4億4,000万円もの大金で取得した土地、それが今では6割以上も値下がりし、取得時と比較すると37.6%、現在の評価額でやりますと1億6,400万円と、実に2億7,000万円以上も目減りしています。市の事業計画に基づかなければできない土地の取得、事業計画はどのようになっていたのか、事業ごとに具体的にお尋ねをします。

2点目として、事業の期間延長のことでございますが、どのようなことであるかについてお尋ねします。

土地開発公社が取得した土地は10年以内に確実に旭市などに買い取られることになっていますが、なぜ延長が認められるのか。12月議会では事業用地ごとの年度を限定した答弁がありました。期限延長の根拠についてお尋ねをいたします。

3点目として、用地の管理についてでございます。

取得した土地、当然のこととして近隣に迷惑をかけないように管理するのは責務だと思いますが、公社の管理規定ではどのようになっているのか。また、現在事業用地ごとにどのように管理されているのかお尋ねをいたします。

4点目として、市が依頼をして公社に取得させた土地、公社に責任を負わせる、また負担をかけるのでは、市としてあまりにも無責任きわまりないと思います。この土地を市が取得する計画についてお伺いをいたします。

次に、大きな2点目として、旭中央病院についてお尋ねをいたします。

まず初めに、我が旭市、地方公営企業法によって旭中央病院の経営をしています。そして市長の任命権により、事業管理者を任命して経営をしておりますが、事業管理者は大きな権限があります。そこで、中央病院は市のどういう位置づけになるのか、関係についてお尋ねをいたします。

2点目として、公営企業で全部適用と一部適用の2つの方法がありますが、その違いについて具体的にお尋ねをいたします。

3点目として、条例等についてでございますが、水道事業と病院事業、我が市には2つの公営企業があります。企業経営だから幾ら行政が経営主体といっても、事業に合わせた条例、規定を作るのは当然のことです。しかし、事業に直接関係のない条例、規定などは統一されて当然のことです。現状はどのようになっているのか、これらの見直し、そして精査をしたことがあるのかお尋ねをします。

4点目として、中央病院分として交付税が算入されて、その全額が中央病院に拠出されていますが、その根拠についてお尋ねをいたします。

次に、3点目の行政改革についてでございますが、まず1点目として、合併による交付税についてでございますが、合併しない市町村は交付税を減らす、合併したところには合併特例債を認めるというあめとむちを使った平成の大合併、そのために合併が進み、市町村の数、大幅に減りました。我が旭市もそのうちの一つであります。しかし、国の財政、年々厳しさを増し、24年度の国の予算は約40兆円の税収に対して、歳出は92兆円、その中で交付税は17兆円、合併時と比較して1割程度しか増えていません。そこで、直近の決算での合併算定替での、また一本算定での交付税額とその差、つまり合併によって増額されている額、またこの交付税に含まれている国が面倒見てくれるという合併特例債、それから臨時財政対策債これらの公債費の算入額についてお尋ねをいたします。

2点目として、合併特例債についてでございますが、地域性、また政治手法が違う中で当然のこととして、インフラなどをはじめ1市3町違いがありました。しかし、合併したからには当然のこととして、地域格差は許されません。1つのまちになったからには均衡が求められます。そのための施策が合併特例債でございますが、合併から現在までの総額、それに伴う地域ごとの事業と地域ごとの額、またその比率についてお尋ねをいたします。

3点目として、行政改革推進課が設置されてからの具体的な実績と削減額、そして課を設置した趣旨についてお尋ねをいたします。

4点目として、平成22年から26年までの第2次行政改革アクションプランは、合併による財政支援期間を見据えた中で作成されていると思います。そこで支援期間が迫っている中で、現在の行政改革の計画目標と、それに伴う歳出削減目標の進捗状況などについてお尋ねをいたします。

5番目として、合併の特典である合併特例債等により、合併の原点である行財政改革、全

く忘れ去られておりまして、むしろ合併バブル、しかし合併の特例期間も間もなく終わろうとしていますが、終了後の財政、どのような対応を考えているのか伺います。

最後に、大きな4点目として、広域ごみ処理場について伺いをしますが、まず1点目として、現在3市での広域ごみ処理施設の建設が進められております。そしてこの事業は、東総広域事務組合で行っていますが、この建設のための事務所を含め、どのような命令、指揮、それから監督で行われているのか、現在の組織の体制と、現在までのごみ処理施設の進捗状況についてを伺います。

2点目として、ごみ処理施設完成の年度とともに焼却施設、そして最終処分場は同一地域に建設するということで計画して進められています。それが計画どおり整備できない場合の市の対応について伺います。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから市と旭中央病院との関係について申し上げたいと思います。

高橋議員も本当に内容については十分ご承知のことと思いますけれども、あえてもう1回確認のために私のほうからも言わせていただきたいと思います。

市と中央病院との関係でありますけれども、地方公営企業法第7条から第16条では、管理者の権限について規定しています。また、同法第3条では地方公営企業の経営の基本原則として、公共性の確保とともに企業の経済性の発揮が強く要請されています。

地方公営企業の経済性の発揮のためには、独立性を付与し、かつ機動的に活動できる体制をとることが必要とされております。このため、経営組織を一般行政組織から切り離し、経営のために独自の権限を有する管理者を置き、日常の業務執行をゆだねているところであります。

公営企業管理者には業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられ、管理者の名と責任において地方公営企業の業務を執行し、その業務に関しては長から一般的な指揮、監督を受けることがないとされております。ただし、予算の調製権、議案の提出権等については地方公営企業法第8条で規定されており、長に権限が留保されています。また、住民の福祉に重大な影響がある業務及び地方公営企業の業務と他の執行機関の業務との間の調整を図る場合

に限って、管理者に必要な指示が行えるとされています。

つまり、中央病院の事業管理者には地方公営企業法による権限に基づき、その創意と工夫を生かして自主的に業務に当たらせております。中央病院の経営については病院に任せていますが、今後とも市と中央病院との一体性を確保し、信頼関係のもとに管理者が業務を行うことができるよう今まで以上に配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから土地開発公社に関連するご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、長期保有の土地、これに関して受託時の基本計画、事業計画、この辺はどうなっているのか、個々具体的にということでございました。

現在、3か所の長期保有の場所がございます。まず1点目ですが、公有地取得事業、扇屋ジャスコ旭南店跡地の場所ですが、平成13年3月23日に市街地活性化施策の一環という事業目的が付された先行取得の依頼が出ております。具体的な事業計画につきましては添付されてございませんが、目的が付されまして、受委託期間につきましては平成13年3月30日から平成18年3月31日ということになっております。

次に、2か所目ですが、衛生施設周辺環境整備事業ということです。これにつきましては、平成12年2月17日に株式会社デリフレッシュフーズ跡地を衛生施設周辺環境整備用地として事業目的が付された先行取得の依頼が出ております。公社と市との当初の受委託期間ということですが、平成12年3月29日から平成17年3月31日となっているところでございます。

続きまして、3か所目ですが、旭駅前線事業につきましては、平成10年3月16日に旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」事業用地としての、これにつきましては事業計画書が添付され、先行取得の協議が出ております。事業の計画期間につきましては5年間、平成10年4月24日から平成15年3月31日となっております。

続きまして、2点目の事業の期間延長とはどのようなことかと、なぜ延長が認められるのか、その辺の期限、期間延長の根拠等はどういうご質問でございます。

公社が事業を受託するに当たりましては、市から、議員さんご指摘の事業計画、目的等が提出され、市との受委託契約を取り交わしておりますが、その後、長期保有地について、公社としては、過去平成19年度と平成23年4月に文書等で市への買戻しの要望はしているものの、社会経済情勢の変化等に伴い、市の事業計画の延長や事業化の遅れ等との関係からか、

買戻しが進まず、公社は市からの更新依頼に基づき変更契約を取り交わし、期間延長をしているものでございます。

根拠ということでございますが、市からの更新依頼ということと考えております。

続きまして、3点目の用地の管理等についてということです。管理につきましては適当かどうかということで、どのように管理するのかというご質問かと思えます。

業務方法書によりますと、業務方法書の第6条のほうに載っていますが、事業計画の遵守ということで、第6条に「公社は、事業計画に従い土地を取得、造成、管理及び処分するもの」ということで、業務方法書のほうに載ってございます。根拠としましては、事業計画に従いということでございます。

では、具体的にどのように管理をしているか説明いたします。まず、公有地取得事業、扇屋ジャスコ旭南店の跡地、これにつきましては、現在、臨時駐車場、イベント等の利用で直接公社が維持管理をしてございます。

2つ目の衛生施設周辺環境整備事業につきましては、当初の受委託契約書の中で、市は取得地を買い取るまでの期間、維持管理を行うものとなっております。

3つ目の旭駅前線事業の代替地につきましては、平成12年度に、市よりスポーツ広場として使用したい旨の使用貸借協議がありましたので、これに同意し、使用貸借契約を締結し、同年度に整備を行い、現在に至っております。

最後のご質問ですが、今後の計画はということで、公社への質問というよりは、市への買い取り計画はという質問の趣旨だと思いますが、公社としましては今までと同様、引き続き市のほうに買い戻しのほうを要望していきたいというふうに考えております。

ただ、議員さんご指摘の数々の問題等を抱えておりますので、今後解散に向けて問題点、課題等の抽出を行いながら、スケジュール等も含めた検討に着手してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 中央病院の関係で、全部適用と一部適用の違いというご質問でございます。

地方公営企業法第2条では、法律の適用を受ける企業の範囲を規定しています。この辺は議員さん、よくご存じだと思いますけれども、水道、工業用水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、この7事業につきましては、法律上当然に全部適用とされています。

一方、病院事業につきましては、第2項で、財務規定等は法律上当然に適用されています

けれども、財務適用を除く法の規定は任意とされています。

第3項では、地方自治体の条例によって全部適用か一部適用を選択できる、こういうふうになっています。

旭市の場合には、旭市病院事業の設置等に関する条例というものを作りまして、第3条で地方公営企業法の全部を適用するとしています。任意適用しますと、結果的に地方公営企業法の規定の全部が適用されるというふうになるわけです。

法律上の手続き論で申し上げましたけれども、どうかご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、中央病院について条例等についてというご質問がございました。議員さんのご質問の趣旨が分かりませんので、私の答えがちょっと違うかもしれませんが、管理者の権限ということでお答えしたいと思います。市長の答弁とダブルかも知れません。

地方公営企業法の全部を適用する旭中央病院につきましては、管理者の権限と具体的に、地方公営企業法第7条から16条までの規定が今度は生きてくるわけです。管理者の規定があるわけです。そのうち、基本的なものは第8条で、職員の任免を含めたものを決めてあるわけです。第9条で、今度は15項目に分けまして細かく決めてあるわけです。さらに、第15条で、企業職員は管理者が任免すると、そういう規定も設けてある。つまり、地方公営企業法の趣旨にのっとりまして、市立病院ですけれども、一般行政組織とは一本化しないで、企業組織として切り離して業務全般を実施している、こんな状況ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からは、何点かご質問いただきました中で、2の（4）からということでお答え申し上げます。

まず、普通交付税算入の繰出金について、これは病院に対するものでございますが、その根拠ということでございます。まず、病院に出せるその根拠でございますが、これについては地方公営企業法で経費の負担の原則という条項がございます。まず、ここに基づくものがあります。これを具体的にどういう形で出せるのかというのが、その次に、毎年4月、総務副大臣の通知がございまして、地方公営企業の繰出金という通知がまいります。ここの中で繰り出し基準、これだけ出していいですよというような形で物が出てまいります。ただ、旭中央病院につきましては、合併以前から、これは議員さんもお存じのとおり、一部事務組合のときから病院組合理約にのっとりまして、交付税算入分を繰り出してきたと、その状況がございます。それに抑えていただいているということでございます。実際に繰り出し基準で

計算すると、一部高額になる、相当の額に上る部分がございますので、ここの中で繰り出しているということでございます。

次に、行財政についての（１）合併による交付税についてということで、ここもちょっと、何点もご質問いただきましたので、漏れがありましたら、またご指摘いただければと思います。

まず、合併による交付税の一本算定と、それから合併算定替の数字ということでございました。

これについては、まず決算でということございましたので、22年度の数字で申し上げますと、合併算定替では81億3,823万8,000円と、これは普通交付税の中でのみの合併算定替になりますので、この数字になります。一本算定をいたしますと65億1,704万6,000円という数字になります。そうすると、じゃ算定替えて増えている部分、これは差し引きますと16億7,119万2,000円という数字になろうかと思います。

それと、合併特例債と有利な起債、それについて交付税の中でどのように加えられているんだということで、これについては個別算定の中で公債費という費目があります。特に代表的なものということで、臨時財政対策債と合併特例債がある訳なんですけれども、これは今23年の再算定の数字持っておりますので、これでいきますと……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 22年の数字、ちょっと今手元にございませんで、すみません。臨時財政対策債で基準財政需要額……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そうすると、年次によって若干変わるかと思いますがけれども、ただ、今ちょっと手元に個別の合併特例債が幾ら……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そうしますと、公債費ということで費目算定されるのは13億6,000万円程度でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） すみません、22年度のものが今手元にございませんで……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） よろしいですか、はい。

そうすると、あと合併特例債の額ということでございました。合併特例債の額でございま

すが、これは、では、17年度から22年度までの総額、起債額は65億8,260万円になります。各地区ごとということでございましたので、旧旭市分45億5,027万5,000円、これはパーセンテージで69.1%になります。旧干潟町分3億7,784万1,000円、5.7%、旧海上町12億6,799万1,000円、19.3%、旧飯岡町3億8,649万1,000円ということで5.9%になります。ただ、一部事業、すべてその市で借りたからその市だけと、そういうものではなくて、非常に全体としての利便性が高まるものがあります。あとなかなか地区が特定できないものについては若干案分させていただいていると、そういう状況があるということでご理解いただければと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 事業費、はい。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） では、全体の事業の中で合併特例債を借りた事業ということで、それについては102億5,790万円です。それぞれ事業費を申し上げます。旧旭市69億4,337万円、これは67.7%になります。旧干潟町6億6,014万6,000円、6.4%です。旧海上町19億7,228万7,000円、19.2%です。旧飯岡町6億8,209万5,000円、6.7%という数字になります。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 地区ごとの主な事業ということでございますが、旧旭市で申し上げれば、旭中央病院の南北線、それから東西線、それから市立小・中学校、例えば干潟小、共和小等の整備、旭二中の整備、そういったものがございます。旧干潟町でいけば、南堀之内の遊正線等、それが継続して実施されているもの、それから防災無線等の実施等がございます。旧海上町でいけば、海上中学校が代表的なものになると思います。あとは防災無線等を実施しております。旧飯岡町でいけば、やはり学校の関係で飯岡小の耐震を実施しております。それとやはり防災行政無線等は海岸沿いに実施しておりますので、そういったものはあるということでございます。

次に、合併特例期間終了後の財政状況ということでご質問がございました。

確かに、普通交付税につきましては、平成27年度までは旧市・町ごとに算定した金額が補償されまして、その後5年間をかけて段階的に縮減されます。その後ということでございますが、合併による国の財政支援の終期は当然いつも見据えた上でということで、それぞれ予算説明のときにも各職員にお話をさせていただいている。当然、今行革のほうにも力を入れていきたいと思いますということで、行革の推進課を作りました。

当然、将来にわたって持続可能な財政を構築していくということで、やはり一般財源の支

出を絞っていく必要があるだろうと、これは当然、常に考えているわけで、今回後期の基本計画を作った中でも全体的な事業としては、例えば24年度は260億円を超えた数字でございますが、平成28年度には240億円ちょっとぐらいの総額の数字にしていっていると、そういうこともあるということでご理解いただければと思います。これは当然みんなの意識を高めながら徐々に絞っていく、それが必要であるということでございます。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革に関する質問について2点お答えさせていただきます。

初めに、行政改革の成果を数字でというご質問です。

何度かお話はしておりますが、金額で表せるもの、これは少ないということであります。金額で表せるもの、最大のものはやはり人件費であります。平成22年度の実績としては16人を削減いたしました。その効果が金額として表れるのは23年度の決算を待たないということではありますが、現在の見込みとして約8,000万円程度の削減だろうと見込んでおります。ちなみに23年度、今年度につきましても16人減る予定でございます。

次に、未利用資産の処分として22年度は12件で、金額で2,200万円が実績として上がっております。

それから、数字で表すものとして市税の徴収率が現実には目標として掲げているのですが、成果として大きなものは総体ではありませんでした。その中で、滞納処分の強化、それから納付窓口の拡大等に取り組んできた中で、インターネット公売というのを22年度実施しております。これによって得た額、これが21万円。それから、納付窓口の拡大として夜間ですとか休日に納付窓口を開設しておりました。これは22年度では約2,500万円の徴収額、納付額となっております。さらに、23年度からはコンビニ収納も始めたところであります。

それから、公共施設の廃止による効果ということで、22年度は干潟のシルバー活力センター、それから青少年憩の家、茅野市山の家、大原幽学公園キャンプ場、これらの4か所を廃止いたしました。削減額は約600万円となっております。

それから、その他の実績については、4のほうの質問の計画目標と削減実績額というところでお答えしたいと思います。

それから、課の意義についてもお尋ねがありました。これは22年の第2回定例会のときに最初に質問があったことかと思います。市長からは、改革の推進役として行政改革に関するさまざまな課題について先進市の研究をしながら、担当課との調整を図り、第2次行政改革

アクションプランに基づく改革の進行管理を担うんだということになっております。

次に、行政改革の計画目標、削減目標、それから実績額ということでありました。実績の額については今申し上げたとおりです。計画の目標、それから削減目標、これを額でということではありますが、何度かお答えをしておりますけれども、行政改革の取り組みすべてが金額にかかわるものではないということをご理解いただいているかと思います。そんな中で、額で示せる目標というものと、何度もになりますが、職員数の削減、これが今のアクションプランでは平成27年までの5年間で50人を削減しますということが一つであります。これを単純に1人当たりの人件費、共済費などで計算しますと、額とすれば3億円以上になるのかなというふうに考えております。

それから、数字で挙げられる目標としてはもう一つ、市税の徴収率、これは年に0.2ポイントずつ上げて、5年間で1%上げようということで目標が掲げられております。

以上が数字で示せる目標ということではありますが、額以外の実績ということで申し上げれば、例えば市民サービスの向上という中で、23年度からは市民生活課にローカウンターを設置したと、これが大変評判がいいということでもありますので、新年度新たに保険年金課、高齢者福祉課にもローカウンターを設置したいというふうに考えております。

それから、市役所が非常に分かりにくいと、どこへ行ったらいいのか分かりにくいということで、案内表示、これも行政改革の取り組みの一つとして24年には分かりやすい案内表示をしたいということで、これも予算もついております。

それから、22年度、23年度と試行でやってまいりました事務事業評価、これも大きな実績だと考えております。事務事業評価を行っていく中で、職員それぞれが自分のやっている事務事業について詳しく顧みて、これからどうしようかを考えるという姿勢が出てきたというふうに考えておりますので、今後さらに事務事業評価を進めながら、事務事業の改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、今お話ししている目標で額で示せないものというのがあるということで、アクションプランをご覧になっていただいているとは思いますが、例えば事務事業評価の導入という取り組み項目がございます。これにつきましては、事務事業の改善、見直しにつなげるため、市が行っている施策や事務事業について数値や客観的な指標を使って評価する制度を導入しますということになっております。事務事業評価についてはいろいろな考えがあるようですけれども、これを導入することによって職員の意識改革等も図っていきたいということで、これが達成されたからといって、即金額にはならないというところをご理解をいた

だきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 失礼しました。先ほどの公債費の算入の額でございますが、ちょっと私の質問のとらえ方が悪かったのかもしれませんが、個別に合併特例債で幾ら入っているんだと、そういうふうに聞かれたのかと思ったもので、ちょっと手持ちがなかったというお答えをしたんですけれども、全体としては公債費の費目と、それから同じ公債費として返すものであっても、その他の費目に含まれるものがございます。その両方を足し込みますと、22年度の決算で21億2,111万5,000円が算入されております。ということでよろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは広域ごみ処理場のまず1点目、現在の組織と進捗状況についてお答え申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合の組織でございますが、銚子市内に広域ごみ処理施設及び最終処分場の整備を計画していることから、平成22年4月に銚子市役所内に担当課として施設整備課を設置し、課長以下5名の職員で業務を行っております。事業の進捗状況でございますが、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設建設候補地として周辺住民に対して説明会や先進施設見学会等を行ってきた結果、平成24年2月21日現在は、地元16町内会のうち9町内会と施設建設計画に係る事前協議を目的とし、諸条件を示した基本協定を締結するに至っております。

今後も引き続き地元住民に対する説明会等を継続し、協定を結んでいない町内会との基本協定締結を目指しているところでございます。

また、平成24年度からは、平成18年度に策定された一般廃棄物ごみ処理基本計画等各種計画の見直しや、焼却施設の処理方式選定等、具体的な計画を進めていくことと聞いております。

続きまして、計画どおり整備できない場合の市の対応はいかがかというご質問でございますけれども、東総地区広域市町村圏事務組合では銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の建設候補地とし、現在地元16町内会のうち9町内会と基本協定が締結され、残り7町内会についても基本協定を締結するため銚子市、匝瑳市、旭市と連携を図り、鋭意推進しているところであります。

なお、残る7町内会との基本協定については平成24年度内の締結を目指しているところでございまして、さらに平成24年度から建設工事着手に向けた各種計画等が順次進められることや、各市単独で複数の施設を整備することより、広域化により1施設を整備するほうが、建設費や維持管理費など経費の削減が見込まれることなどにより、今後とも構成市と連携を図り、事業を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) まだ、私、議員さんの質問の趣旨がよく分からないんですけども、いずれにしても同じ市の中に中央病院があって、水道事業があって……

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 本体もあるわけですね。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 議長、申し訳ございません。根本は一つだということ、つまり公営企業というのは根本が一つではないと、公営企業というのは経済性ということで、我々の本体とは違うところで仕事しなくちゃならないというところありますから、一本だというところがちょっと理解できなくて、ですので……

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) ちょっと再質問で聞いてください。個々でやってもしょうがないから。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 市長。

○市長(明智忠直) 条例等についてということで回答漏れがあったということでもありますけれども、基本的には一番最初に言いましたように、中央病院と市は地方公営企業法全適ということで、すべてのことは事業管理者に任せてあるわけでありまして、その採用、そういった部分もすべて権限を移譲しているということでもあります。ただ、住民の福祉に関する重大な問題があるとかいろいろなほかの部分で、市長がそういった部分で何かあるということであれば、事業管理者とよく相談して意見交換をするということになっているということでもありますので、地方公営企業法、法律でありますので、全部それに任せてあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、土地開発公社の問題でございますが、先ほどそれぞれ事業計画が出たということでございますが、この事業計画は本来であつたら、市の基本計画ですか、それに載っているのは普通の事業計画じゃないんですか。そういう中で、この事業計画に載っていないものを、じゃなぜ事業計画と見るのか。その時々勝手に作った事業計画が事業計画なのか、それとも基本計画、総合計画ですか、それに載せたのが基本計画なのか。そうしますと、その時々勝手にこういう計画ありますと作って持っていった場合、それで事業計画としてみなしちゃうんですかね。それではちょっと私はおかしいと思うんですが、その辺どういうふうに、その事業計画というのはこの基本計画に載っているのを事業計画とするのか、それともそのときに作ってきたものを事業計画とするのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 計画の位置づけに関してのご質問だと思いますけれども、基本的には基本構想が計画にはあり、私の立場で答弁するかというのちょっとありますけれども、議決を得た基本構想があり、それに基づいての基本計画、実施計画という流れになっていると思います。

公社が事業を受託するに当たりまして、高橋議員さんおっしゃるとおり、本当に基本構想、基本計画等に基づいた事業計画なのかというところの観点から審査をする、受託をするというのは、公社の本来あるべき姿だと思っています。先ほども答弁申し上げましたが、当時につきましては具体的な事業計画は付されていないものもございます。その中で、買い取りの事業目的だけ付されて受託しているというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、この事業計画というのは何ら根拠のない事業計画ということで理解してよろしいですか。この土地を買うために便宜上作った計画と、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それは非常に当時のことなので回答するには非常に難しいかなと思いますが、いずれにしても市側がその土地が将来こういう事業目的、

目的がございます、その目的のために必要な土地ということで判断をし、それで公社に依頼されたということだけは事実でございますので、それが計画に基づいて受託したということ自体が事務上好ましくないとは思いますが、それが計画かどうかという判断はまたちょっとこちらのほうではコメントできないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうなりますと、結局、便宜上作った事業計画、本来であったら、この基本計画ですか、そこに載っている、また急遽であれば当然予算化されるわけですね。そういう中で、こういう便宜上作った計画書、これに基づいて公社が買うということは、まごまごしますと、これは利益供与になっちゃうかも分かんないんですよね。その土地の所有者のために、利益供与になるかもしれない。それと同時にまた、これでは公社をそのときの為政者が財布代わりに使っているかも分かんないですね。そういう中で、いずれにしても、あとは、課長言いませんけれども、いずれにしてもやはりこういう場合は、そのとき、市が作っていた、やはり本当の意味での計画ですか、この中でやっていただきたいと思います。もう課長も全然当時は関係ありませんので、これ以上言いませんよ、私も。

それから、事業の延長の問題、この前の答弁では各課長さん方、事業の延長すべて年度を切った答弁をされていますが、そういう中でこの延長、事業計画のどこにあるか、またお尋ねします。しつこいようですが。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問でございますが、計画のほう、事業計画、その事業ごとの……

（発言する人あり）

○副市長（増田雅男） その関係でございますが、先ほど来、話が出ております、まず1点目で出ました扇屋ジャスコ旭南店、これにつきましてはいわゆる計画書がなく、事業目的だけで依頼を受けております。それと、衛生周辺施設環境整備事業、これにつきましても事業目的だけが付されて依頼を受けております。それから、駅前線につきましてはこれは事業計画書が添付されておまして、それで依頼を受けております。この事業計画そのものが、これが平成10年でございます、依頼を受けたのは。そのときに、高橋議員おっしゃっておりますように、そのときの総合計画、基本計画に掲載されていたのかということまで、ちょっと申し訳ないんですけども、確認しておりませんのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、何回も言ってくいようですが、やはり本来なら市はちゃんと計画あるわけですから、本来ならそれを添付させてやるのが本当だと思うんですよ。そういう中で、この前では各課長さん方、何年までには、年度を切って、月まで切って答弁されておりますが、これではあまりね、詭弁だと思うんですよ。その場繕いの答弁になっちゃうと思うんですよ。みんなそれぞれ何点かあったわけですね。ですから、そういう年度を切ったであれば、どこに、今度の後期計画ですか、ここのどこにあるか答弁いただきたいと思いますよ。

○議長（林 一哉） 質問者、要点のみ、項目に沿って質問してください。今、商工観光課長のあれでやっていますので、土地開発公社の問題ですから。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問ですけれども、契約の更新をした、その年度の関係でよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） たしかこの前の12月議会のときに、扇屋ジャスコのところ、合併したときに管財のほうにその土地の管理という形で書類が回ってきていたということで、財政課のほうでお答えさせていただいたと思うんですけれども、現実には平成13年に取得して当初5年、18年度、それがもう5年で23年度になっていた。さらに23年度までで事業計画が立てられていないということがございまして、それで5年間延長させていただいたと、その5年の中で、じゃ後期の基本計画に位置づけてあるのかと、そういう趣旨のご質問なんだと思うんですけれども、現実には中心市街地の整備構想という当時の構想は大きく思い描いたものがあったということで考えております。

そういう中で、今現在、駅前につきましては、駅前の道路拡張等で既にいろいろな事業が入っております。ですので、そこの取得した土地につきましても、全く何もしなかったのかと、そういう状態ではなくて、土地開発公社から一部買い戻しをいたしまして、代替地等に提供している状況はございました。ただ、その中で、あと残地についてはまだ具体的な計画を立てる中にないということで、もうしばらく期間延長が必要だろうということでお答え

申し上げたところでございます。

ただ、後期の計画の中では、例えばそれに関連して一つの案という形で、市民会館が相当老朽化しておりますから、その用地はどうだろうかというようなお話も出ておった。ただ、それはあくまでも話の中のことであって、それが事業化できるのかというと、それはまだ事業化するまでに至っていないと、そういう状況であるということでございますので、その辺の経緯を含めましてお答えさせていただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長の頭の中で描いていることでは、これは基本計画と合致しないわけですね。それはいいですよ、もう。

それから、この取得した土地、いろいろなことで管理されているわけですが、業務方法書では用途に供するまでは有効に利用できると、しかしながら、簡易な施設ということになっておりますが、そういう中で、かなり施設に金をかけているところもあるんですが、その辺どういうふうになっているかお尋ねをいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまのご質問でございますが、金をかけているというのは例のあれですか、衛生設備周辺の、その件でございますが、市のほうとの受託契約書の中で維持管理を行うとなっております。その当時にソフトボールの使用を主としたグラウンドとして、空いているなら使わせてもらえないかということで、一応市のほうで整備をして、それで現在に至っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、いずれにしても、これね、目的を持って取得しているわけですね、公社は。そういう中で、じゃそのためにどのぐらい施設費をかけたのか、お分かりいただければ答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

平成16年5月から6月にかけてネット、フェンス工事に294万円と、その後、平成17年4月から6月にかけて外野の土の入れ替え、防球ネットの設置、バックネットのかさ上げ、

ベンチの日よけ、水洗トイレの設置と水回りの施設、不陸整正、盛り土引きならし等々で2,597万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これだけの莫大な金をかけて、これが果たして適当な管理かと、これでは、市の公共用地も、それから土地開発公社ですか、くそみそになっちゃっているわけですね。そんな中でこれだけのいろいろなあれでしょ、中には公社なら公社の法律があるわけですね。こういうことのないように、これからはやっていただきたいと思いますよ。そういう中で、結局、先ほど4番目のこの土地ですか、市に買い戻しを依頼しているということでございますが、はっきり言ってもう市が利用しているようなものですよね。ですから、これは早急に市が買い戻す、そういう中で公社を解散したほうがいいと思うんですが、市長どういうふうに考えていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、話を聞いていまして、確かに事業計画書というものを作らないで取得をして、目的はあって取得はしたんですけども、事業計画書、それで期間、そういったものがある程度きちっとしていなかったという部分は反省をしております、後期基本計画には大きな意味でいえば少しは当てはまる部分があるのかも分かりませんが、事実、その土地は旭市土地開発公社が持っているわけでありますので、その土地開発公社が持っているものをいろいろと精査しまして、どういったような状況で市が買い戻したらいいのか、またきちっと事業計画というものをこれからでも作成するべきなのかという部分をよく庁内で研究しまして、これから対応していきたいと、そんなように思っております。

いずれにしても、土地開発公社の存在というものは長期保有ということでなかなか簿価で買ったものと現存価格がもう大変な開きがあるわけでありますので、そういった部分をよく精査しまして、市で買い取るとか、そういった部分を含めてこれから対応していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） さっきの公社のもうちょっと続きをやっているんですね、4番目の、いいですか。

先ほど、市長も公社の土地、検討しているとか何とかやっていました。また、昨年12月議会でも検討委員会とか何とか言っていましたけれども、結局、公共用地であれば、それが遊んでいるなら検討委員会もいいでしょうよ、しかし、公社はね、市長、よく理解してくださいよ、市がこういうことをやりますから先行取得してくださいよと頼んだわけですね。それで事業目的を持ってやった。それを検討委員会というのは、これはちょっと認識不足だと思うんですよ。それとまた、今回も検討しているとか何とかやっていましたけれども、そうじゃない、もうそれであれでしょう、ソフトボール場のところです、ソフトボール場を作って、そこに今度公費をあれだけかける、公社と市というのは全く組織が違うんですよ。その辺をよく認識してくださいよ。ただいま、市長、私が検討委員会云々と言ったら、ちょっと疑問を持っているんです。その辺、答弁したほうがいいでしょう。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員のおっしゃるとおりですけれども、正直、12月議会で検討委員会を設置して土地開発公社を解散というような部分は、今の自分の記憶の中になかったんですけれども、議事録を見れば……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） あくまでも土地開発公社が市の計画のもとに買ってもらった、先行取得をしてもらったということで、今は土地開発公社のものであるということもありますし、十分その市で利用するのであれば、その事業計画を立てながらきちっとしたものを作って買い戻すというような部分をしたいと思います。スケジュールを立てながらひとつ事業計画を作りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、中央病院について。まず1点目の中央病院、市と中央病院の関

係ですね、これは私も重々理解しております。しかし、福祉のために中央病院あるの十分、分かっています。しかし、今、市と病院、これは一体のものだと思うんですよ。早い話が市の一部局でしょう、病院というのは。そういう中で、やはり市はもっと中央病院に関与すべきだと私は思いますよ。これだけの大きな中央病院なんですよ、もし万が一があったらどうなりますか。市本体が駄目になっちゃうわけですよ。そういう中で例えば人事だって、幹部クラスは市長と事務局長の話し合いで決まるようになるんでしょう。そういう中で私は病院の規定の中には市から職員を研修に受け入れるとか何とかあります。そうじゃなく、やはり一般の企業でも同じですよ。親会社は子会社に重要なポストはちゃんと社員を送っているわけですよ。それと同じに、市はもっと関与する、そのためには重要ポストを市の職員がそれなりにやっていくと、これが私は本来の中央病院と市の姿だと思うんですが、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのことについてはやはり高橋議員と少し意見の違いがあるというような、考え方も違いがあるのかなと、市の一部局というような部分じゃなくて、企業体として、ある程度、市が必要だからということで企業を設置して、事業管理者に全部委託しているということでもありますので、市の一部局ということとはちょっと違うのかなと、そんなように私は考えているんですけども、公営企業法全適ということと、大塚議員などが言っています独立行政法人とかそういった部分でも、市から当然ある程度の距離があって、やはり自由な経営という部分ができるということに、中央病院本体がきちっとした黒字経営をやれる、経営をできるということだと思いますので、分からない私どもが病院の医療のことに口を出して果たしてそれがプラスになるのかならないのか、そこら辺も十分考えてやはりやっていたかなければというような思いでいますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 行政は営利企業はできませんので、これは早い話が非営利企業なんですよ。利益を出したらしようがないと、そういう中での公営企業だと思うんですよ。ただ、そういうことを言ったって、最後のしりぬぐい、もし病院が赤字を出した、水道が赤字を出したら、みんな市から補てんしなくちゃならないでしょう。そうなった場合、市民はどういうふうを受け止めますか。今、中央病院の患者、市内の患者は3割弱でしょう。そんな中でいざとなったら市民にとっては何だと、旭市の患者これだけしかいないのに旭市が何でその

責任を負わなくちゃならないんだ、そういうことになるわけです。そういう中で市長、中央病院と市はもっと人的な面を含めてこれから対応していただきたいと思います。答弁いいですよ、苦しいでしょうから。

次に、2番目の公営企業全適と一部適用ですか、この問題につきましては、今の1番目の問題とほぼ似ておりますので、これはあえてやってもしょうがないので、これは省略します。

そういう中で、条例等についてでございますが、先ほど私は市も中央病院も、それから水道ですか、これはやっぱり一つの組織です。市を本体とした一つの組織ですね。そういう中でそれぞれに、これは今度は企業的な要素を持っていますので、今度は市のような真っ直ぐな条例とかを作ったでは、これは当然営業が今度できなくなっちゃいますね。そういう中でそれぞれに合った規則とか条例を設けるのは、これは当然なんです。ただ、そういう中で、ある程度の部分、これには当然、例えば職員採用の問題だってどういうふうにするか、それはやっぱり水道の職員だって、今、東広でみんなやっているでしょう。そういう中で一つの条件を決めてあるわけなんです。それと同じでやはり中央病院も同じようにすると、根本は同じです、元は。枝は多少当然違うわけです。そういう中で今までは一部事務組合であったから、これは全く別の組織、今度是一个の組織なんです。経営形態は若干違って。そういう中で、そういう条例、規定は当然のこととして、一定にする、統一をとるのは当然だと思うんです。そういう中で、合併以来その辺の見直しをしたのか、その辺を含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今答弁いたしますけれども、高橋議員の求めている回答とはちょっと違って来るかもしれませんが、今お話がありました職員採用、人事の面でございますが、あくまでもこれについては旭市においては旭市職員の採用に関する規則、それに基づいて実施しておりますし、中央病院につきましては旭市病院事業企業職員就業規定6条によって職員の採用を行っている、当然、この部分については、何度もほかの職員も申ししておりますけれども、あくまでも職員の採用、人事の任免につきましては、事業管理者が任免権者ということになっておりますので、事業管理者が行うということになります。先ほどの話でありましたけれども、病院の職員の中での部分で、一つ、市長の同意を得なければならない職員、幹部という部分だと思いますけれども、これにつきましても、地方公営企業法15条によりまして、そのものを規則の中で決めると、企業職員の任免という部分でありますけれども、こ

れについても市長の同意を得なければならないという項目がありますけれども、基本的には事業管理者のほうで決めるというふうに理解はしております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題につきましては、また後ほど話し合いをさせていただいた中で次の機会にやらせていただきたいと思います。

4番目の中央病院の構成の関係でございますが、さっきは繰り出し基準に基づいて、それから前に組合規約で決まっていたからということでございますが、当然、当時は1市3町でやっておりましたので、中央病院、うちのほうはね、これしか患者行っていないのに何でそんなに出不さなくちゃなんないんだと、そういう面があったから、繰り出し基準、国から来た交付税分は全部中央病院ということなのですが、今度は市になったら市立病院になったわけですね。それでなぜ来ただけを繰り出不さなくちゃなんないのか。この交付税というのは、改めて、それと中央病院分として計算はされていても、どこに使ってもいいんでしょう。この前もそういうちょっと答弁ありましたようにね。そういう中でなぜ、もうかっている中央病院に出さなくちゃならないのか。それとともに、公営企業法では市が利益出たら取っというでもいいようになるわけですよ。ですから、その中でなぜ出不さなくちゃなんないのか、繰出金をそれを答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに地方交付税というのは市に国のほうから交付される、それはどこに使ってもいいという、それは一般財源でございますので、そのとおりではございます。ただ、中央病院の今まで培ってきた経営、それがあって初めて黒字になっているところもあります。あれだけの大きな病院として地域に与えている経済的な恩恵というのも相当あるんじゃないかと、私なんかは思っております。そういう中で、その一部事務組合からのずっと連綿と続いてきた交付税の、これはいわゆる密度補正で数字が変わるんですけれども、そういったところで、いわゆる市立病院以外の部分で出されている部分、これについては出しましょうということで、これはかねてからのずっとお約束であったんだろうと、そのようにうちのほうは思っております。

具体的にあと、先ほど総務副大臣が公営企業に対する繰り出し基準というのを出して、出せる通知という形ではあるんですけれども、その中で計算いたしますと、実際には相当の額に上ってしまう。それで計算されて出すよりは、少なくとも交付税の中という形で毎年度

ある程度ルールがあって、その中で決められたもののほうが将来的な財政推計もやりやすい。そういうところもあるかと思います。そういったところをご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 実際、総務省が決めた繰出基準ですか、それと交付税算入される、これは十分私も知っていますよ。しかし、そういう中で旭市として、中央病院が何かあったらそのしりぬぐいをやんなくちゃならないですよ。そのためには例えばこういう交付税ですか、中央病院がもうかってれば、それを旭市が基金としていざのために取っておく。やっぱりそういうのも必要だと思いますよ。一般の病院であれば交付税は入らない。それから固定資産税も取られる。もうかったら法人税も取られるでしょう。中央病院はそこは何もないわけですね。ですから、その辺を考慮した中でどうするか。もうここで議論しても始まらないと思うんですが、いずれにしても、1市3町事務組合のとき、こうであったからそのまま引き続きというのは、これは理由にならないと思いますよ。やはり市立病院になったらなったで変えていく、それが本当だと思います。あとそれ以上言いません。

それでは、行財政改革の合併による交付税ですが、先ほど答弁いただきましたら、この合併によって22年度で約16億7,000万円ですか、メリットがあるということです。しかし、これも間もなくなくなってしまうわけですね。そしてまた、交付税、今、算入され、交付税来ている中で21億円ですか、公債、借金の返済分として国から交付税に算入されているわけですね。これから見ますともう4分の1は使えないわけですね。借金に払っちゃうわけですね。そういう中で例えば課長、銚子市の数字も、銚子市は人口7万人、ここと約類似団体ですね、そういう中で銚子市は合併しなくても内容的に財政、旭市と同じくらいなんです。銚子市は約7万人で、市税が旭市より15億円多い、それから中央病院分も約20億円、今度は旭市のほうが多いですから、それを相殺すると、22年度の決算でやりますと、旭市と銚子市は合併、ですから旭市は合併しなくても合併しても全然メリットないようなんですね。

それと、そういう中で今、旭市の職員が676人、22年度で。それで住民の計算でやりますと102人に1人の職員、銚子市が553人、それで人口は7万人なんです。そうすると、住民127人に対して1人ということになっているわけですね。そしてまた、23年度において基準財政収入額なんかあってありますよね。そんな中で、国が交付税算定する際の人件費なんかも、23年は22年度と比べて落ちているんですよ。1人で月に1万6,700円、こうなりますと、かなり旭市の交付税は減っていると思うんです。ということは、私、先ほど申し上げましたよ

うに、国の交付税がほとんど伸びない。しかし、今度は国が面倒を見るといった臨財債なんかが多くなっていると。極端に言えば、一升ますの中で片一方が増えれば、片一方が減ることになっちゃうわけですね。そういうことの中で、それらを踏まえた中でどういうふうにこの交付税を現状見ているのか、まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 交付税の現状をどう見ているかということで、銚子市との比較の話がございました。確かに銚子市は、うちのほうよりも税収で13億円ほど多いんでしょうか、それで、その差を見たときにはそんなに変わっていないじゃないかというようなご指摘だったと思うんです。ただ、交付税自体はもともと国の税収があって、それでそれを交付税に入れますよということになっています。ただ、今、地方財政対策というのは国の歳出があって、それをまず基準にして総務省のほうで考えます。それで収入、国の税収の一定割合が入ったときに当然足りない部分が出ます。その足りない部分を今、国のほうで補てんする方法をいろいろ考えてやっているということで、ですから、地方財政計画の中で地方の歳入と歳出が必ずイコールにはならないわけですね、国のほうで。足りない分はどうするかというと、国の責任で地方の歳入を確保してくれているというのが今の現状なんです。

そうすると、国の財政が厳しくなったらその先どうなるかという話なんですけれども、先ほど1つの例として、単位費用の話なんだと思います。計算する上で、例えば職員1人当たりの人件費を見るときにはこのくらいで見ましょう、それを計算して何人かかるから、それを全部積み上げたのが歳出の必要額でしょうということだと思えますけれども、それは確かに、単位費用自体は若干の減というのはやはりあります。ただ、じゃあ合併したところにメリットがなかったかということ必ずしもそうではなくて、やはり有利な補助金があって、さらに合併特例債も有利な形で交付税算入されます。そういったものは、やはりしなかったところよりは有利な形でできてくるということだと思います。

交付税をどう見るかというのは非常に難しいので、私が国のことを考えられない部分ってあるんですけれども、ただ、今言えるのは、少なくとも地方財政計画の中で、こういった形で補てんしますよと言われたものについては積み上げて、きちんと計算して行って、今のところ合併算定替の数字はこのくらい、その先減っていくのはこのくらいという形で、確かにかえりは、最終的には20億円ぐらい出てくるんですけれども、そういった数字の中でどうやって考えていくかということで、行財政なり何なりをきちんとやっていく必要がある。一般

財源を少しずつ絞っていく必要があるということはあるということ、ちょっとお答えにはならないんですけれども、制度自体がなかなか難しいものですから、1つのこうなったらこうなるという、単純にイコールではないものでございますので、その辺はいろんなことを勘案してから考えていく必要があると思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） もう時間がないからはしょってやりますけれども、次の合併特例債の関係でございますが、地域によってかなりばらつきがあります。そういう中で住民からは、いや合併して損したなど、地域によってそういう声が出ているわけですよ。そういう中で、今後この合併特例債などを均衡ある発展のためにどういうふうに使っていくのか答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 合併特例債を使った事業、これがすべて1市だけのためという形で考えられてしまうと、これはどうか。例えば旭中央病院のアクセス道、これは少なくとも周辺からすべて人が呼び込めるような形というか、スムーズに行けるような形にするために整備をしている。これは旧旭市だけのものではないという、そういったご理解をいただくことが必要なかなと思っております。

今後の事業の展開ということでございますが、当然新市の建設計画に載った事業で、まだ積み残している事業もあるかと思えます。そういったものを精査しながら事業展開をして、新市、新しい旭市としてふさわしい形にしていくんだらうと。当然これは学校の整備なんかも率先して進めてきたわけでございますし、その辺は積み残した事業を進めていくということでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、この合併特例債を使った学校建設事業がかなり多いわけですよ。ということは、やっぱりその地域がそれなりに今まで財政厳しかったと。それが合併によってメリットが出たということで、これは時間ありませんので、あとは。

次に、行財政改革の件でございますが、先ほどいろいろ答弁いただきましたが、ほとんど検討とか何とかが多いわけですね。しかし、これではもう現実には済まないと思うんですよ。26年度ですか、これで取りあえず合併メリットがなくなっちゃうんですね、あとは段階的でしょう。

そういう中で、この間も大阪市のほうでバスの運転手が給料削減された。そうしたら、結局そんなに削減されたら生活設計が狂っちゃうという、大分騒いでいましたけれども、やはり事前から助走つけていかなくちゃできないわけですよ。もう例えば26年度にはそれなりの体制を整えておく、早い話がさっき十何億ですか減るわけですね。それだけは減らないかな、それに近い数字が減らされるわけですよ。ですから、すぐ対応できるような、そういう中では、幾らアクションプラン作って格好いいことをやったって、やっぱり数字で表さなくちゃ何にもならないわけですよ。数字が物を言う。企業だってそうでしょう。みんなこれだけやりますよって言ったって、それには事業計画にはどこでも数字が載って当然なんですよ。こういう数字の載らないアクションプランなんかっていうのは、これは絵にかいたもちなんですよ、菜っ葉の肥やしと同じなんですよ。そういう中で、これはどういう数字の積み重ねなのか答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） どういう数字の積み重ねなのかというところで、ちょっと何をお答えしたらいいのかが分からないんですが、行政改革のアクションプラン、行政改革の計画というのは、確かに議員さんおっしゃるように歳出を削減していくと、より小さな行政を目指すということが一番大きな目標であることは間違いないと思いますが、一方で市民サービスを上げていくんだということも行政改革の取り組みの一つだと思います。そんな中で、今あるアクションプランにつきましては、こういった形で金額の目標は人件費と徴収率ということででき上がっているということでご理解をいただきたいと思います。ただ、確かに交付税が減っていくというのは非常に大きな問題ですから、次のアクションプラン、27年からのプランになるかと思いますが、そこではできる限り数値目標のようなものを定めながら取り組めるようなプランにすることを研究していきたい、そんなふうに考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 行政サービスは、これは当然のことなんですよ。そういう中で、次のアクションプランでは云々って言いますけれども、既に22年度で合併算定替で、ここでは16億7,000万円という数字が出ていますね。これが減るのはもう目に見えているわけですよ。そういう中で当然このアクションプランには、これを見据えてアクションプラン立てているんじゃないんですか。そのためには、当然ここでこういう金額を減らしますと、それでなくちゃ何のためのアクションプランなんですか。じゃあ、例えば26年終わった段階で、そんな

に一気に削減できるんですか。削減するとなれば当然普通であれば自分の身は守る、身は守るというか、極端に言えば給料等はそのままにしたい。しかし、住民サービスをなおざりにしちゃう、こういうことになっちゃうでしょう。そういう中で、当然この数字があつてしかるべきなんですよ。それ、市長当然のことでしょう、どう思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに数値的な目標を立てて、これから合併特例期間の終えんに向けて計画的に財政計画を作っていくということが大前提だと思いますけれども、正直1回に全部一本算定になるわけではありませんし、9割、7割、5割、3割、2割、1割というようなことになっておりまして、その計画に沿って、十分どれが行政改革ができるのかというものを再度もう1回見直して、プランに沿った面で頑張らせたいと、そんなように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、そんな悠長なことを言ってられないと思うんですよ。だって、この数字を市長は知っての上でアクションプランも作り、また行政改革推進課を作ったわけでしょう。そういう中でちょっとあまりにも無責任過ぎるんじゃないかと思いますが、ちょっと時間がないので、次に。

あとは、広域ごみの問題でございますが、今、銚子市の野尻地区16のうち9つが事前協議が済んでいるということでございますが、そういう中で今なぜこの事務所、市長は東総広域の事業管理者ですね、それがなぜ銚子市に持っていったのか。やっぱり一番の責任者なんですよ。そうすると全然管理監督もできないわけでしょう、なぜ持っていったのか。それと同時に、この9つ済んでいる、あと残り含めた中で、いつごろまでに基本協定ができるのか。それと同時に、このごみの最終処分場、これは銚子市では不可能だという話があるんですが、その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東広の中で管理者という立場で施設整備課というものを銚子市になぜ持っていったかという部分は、高橋議員から12月議会、9月議会にも質問があったと思います。3市の首長間で話し合いまして、とにかく16町内をまとめるためにはすぐ近くというような部分も必要だということの中で、行ったり来たりの時間も合理化、軽減できますし、そして

また銚子市の内情に詳しい銚子市の職員を優先的にというような部分でありまして、銚子市に事務所を置くということでもあります。

しかしながら、東広の事務局長、かなりいろいろと精力的に働きかけていただいております。今、指示命令系統は東広の事務局長から、きちっと施設整備課のほうへ指揮命令系統は行っておりますので、そんなにも銚子市へ持っていったからといって、そういった高橋議員が心配するようなことは今起きていませんので、スムーズにその運営が行っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それと、銚子市でできないというような部分でありますけれども、最終処分場の問題ですけれども。銚子市で今、最終処分場の問題は、取りあえずごみ焼却場を最優先するというようなことの中で、最終処分場の話は首長間では多少話をしているんですけれども、具体的な進め方については、まだこれからということでもあります。

それと、16町内の中の、あと7町内がいつということではありますが、先ほど答弁がありましたように、24年度ということでもありますけれども、そんなに悠長なことを言っていては困るというようなことを私のほうからも言いましたので、恐らく上半期のうちには協定の締結ができるのではないかなと、そんなように思っております。

今、実際に施設を設置する場所の大きな部落は協定を結んでありますので、恐らくそういった部分の流れをみんなが聞きまして、きっと上半期のうちには締結を結んでくれると、そんなような状況を今聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長は今、私のほうから言っているということで、言っているって、市長は最高責任者なんですよ。言うのは当然なんですよ。それで、そういう中でやはり最高責任者としてしっかり指揮監督はする、そういう中で進める。また、ごみの最終処分場ですか、今あやふやな答弁ありましたが、当初からこれは焼却場と最終処分場ですか、これは一体のものということで決まっているわけですよ。それでできなかったら、旭市としてはどういうふうに検討するのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場のことにつきましては、まだ議論しておりません。ただ、首長間で話し合っているということであり、雑談的に話し合っている時点でおりますので、今きちっと、ごみ焼却場ができないのに最終処分場ができるという部分もありませんので、ご

み焼却場をまず最優先で造るという方向で今、頑張っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 当初の基本協定みたいなものでは、一体で同一地区に造るということをやっているわけですね。じゃあ、ごみの焼却場はできました、最終処分場はできませんとなったら、旭市だってそんなに時間がないでしょう、満杯になるまでは。ですから、どういうふうにその辺もうちょっと具体的に答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 答弁をしませんでして。一体化の中で進めるということは、もう3市の首長間での決め事でありますので、決めたことを破るというのは、やはり政治家としてちょっとどうなのかなと思いますので、2市の市長から強力に今責任を持ってやってくださいということを言っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 政治家として、そういう約束を守るという話ですので、これは銚子市の市長は関係ありませんから。はっきり言って、これを進めているのは東広で進めているわけですね。その管理者が市長ですから、その辺を念頭に置いた中でこの問題を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（林 一哉） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 2番、飯嶋正利です。

平成24年第1回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので、あの震災よりもう1年がたとうとしています。あの惨事がいまだに目に焼きついております。改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

一方、我が市の迅速な復興、もとのように直された道路、また水路を目にし、今後の復旧も速やかに行われるようお願い申し上げます。

私の地元でも日の出保育所、3月5日より再開させていただいております。地元にも子どもたちの泣いたり笑ったりする元気な声が聞こえてきます。非常にうれしく思っております。改めて執行並びに各課のご尽力に対しまして心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

大きく3点ほど質問させていただきます。

復興計画についてということで、市長の考えはということが第1点目。

小さい2点目です。昨年、総務委員会で、私ども大洗町のほうに視察に参りました。そのときに、大洗町では執行と議会が一体となって復旧・復興に全力を挙げるということで、そのような形が非常にスムーズに進んでいるということを知りました。

私も、議員になりましてまだ2年ちょっと、残りの任期まで1年ちょっとでございますが、この復興に全力を挙げたいというふうに考えております。市長のほうにも、この1点目、2点目併せまして、強いコメントをいただければありがたいなというふうに考えております。

2点目、この復興にやっぱり非常に大事な的是お金だと思います。被災した中小企業の施設整備の補助事業についてということで、昨年1次、2次、3次という形で、3次に千葉県まで認められたこの中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業というのがございます。まず、この概要について、ひとつご説明いただきたいと思います。

小さな2点目、この3次募集の中で、旭市の企業も何社かこの事業に参加できております。その状況をお聞かせいただきたいと思います。

小さな3点目、来年度以降のこの事業の予算、県、国の予算をお聞かせいただきたいと思います。

4点目、この事業をどのように旭市の中小企業の皆さんに周知していくか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

大きな3点目、児童・生徒の防犯対策についてということでお聞かせいただきたいと思います。

先日、東金市で発砲事件がございました。また、我が市でも昨年12月12日ですか、滝郷のほうで、狂言だということですが、事件が発生したということで、そのとき学校の対応ですね、たしかあのときには子どもたち全部小学校なんかは親御さんの引き渡しということで、その事件発生からメールを送信するまでの間を、時間を区切ってお知らせいただきたいと思います。

また、そういうことに基づいて、こういったものに対してマニュアルがあるのかなというふうに、先ほど午前中にも防災等で滑川議員のほうからもそういったご質問がありましたが、マニュアル等ございましたらお知らせいただきたいと思います。

以上質問です。再質問は自席でいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の復興計画について、市長のお考えはということで、1番と2番、執行と議会が一体となって早急に進めるべきと考えるということを含めて答弁をさせていただきますと思います。

復興計画は、「心をひとつに 共に進もう 復興あさひ」をスローガンにし、一刻も早い生活再建を第一に、本市を取り巻くさまざまな課題等に対応した新たなまちづくりを推進するとともに、震災から立ち直り持続的発展を目指すため、行政が取り組むべき施策はもちろん、市民と行政が一体となり夢と希望を持った発展を遂げるための道しるべとして1月30日に策定いたしました。

復旧・復興に向けて被災者の生活再建、地域経済の復興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりの4つの方針に沿って28施策、125事業を計画いたしました。

その中でも特に津波対策については、早い時期から国・県へ、散乱した消波ブロックの復旧や人工盛土を利用した海岸減災林等の設置について、議会とともに強く要望してきたところであります。おかげさまをもちまして、本件につきましては、県により速やかな事業着手が図られております、と同時に、旭市の要望がほぼ全面的に取り入れられるような計画が県でも示されているところであります。

しかし、今後市としては避難施設の充実、住民への情報伝達体制の改善、日ごろの防災教育、さらに住宅再建、観光を含めた産業振興など、まだスピード感を持って対応しなければならないことが山積しています。ハード面・ソフト面を考えながら地域住民の安全・安心のために、なお一層の前進をしていかなければと、そのように思っているところであります。

復興計画の中で大切なことは、計画を実行することです。しかも被災地のため、被災者のためでなければなりません。議会とともに震災前の旭市に、そしてより発展した旭市を一体となって作っていききたいと強く思っているところでありまして、そのためにも復興を強力に推し進めるために、庁内で専門のプロジェクトチームを編成しまして、スピードアッ

プで事業に取り組んでいきたいと、そのように今指示をしているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、2点目の被災した中小企業の施設整備の補助事業ということでお尋ねがありました。4点ほどご質問がありました。それに対して回答させていただきます。

まず1点目の、事業の概要について説明をしてほしいということです。まず初めに、国の中小企業庁が所管しております、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の概要を説明いたします。

名称につきましてはちょっと長いので、これからはグループ補助金という形で省略して申し上げます。

東日本大震災で被害を受けた複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画書を作成し認定を受けた場合に、施設・設備について補助を受けられる制度です。補助対象者は複数の中小企業者から構成されるグループ、事業協同組合等の組合、商店街となっております。

補助の要件ですが、「一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること」など、グループ等の機能の重要性及び震災により事業所に甚大な被害があることとなっております。

事業計画書の提出先及び補助金の申請先ですが、補助対象地域の県ということになります。補助率は国が2分の1、県が4分の1以内となっております。

続きまして2点目の、3次募集での旭市内の企業の状況はということで、説明させていただきます。

3次の状況ということで、併せて1次、2次も含めて説明させていただきます。1次につきましては23年5月、国の1次補正予算で155億円が措置され、青森県、岩手県、宮城県、福島県、この4県が補助対象地域ということになりました。

2次につきましては、23年7月、国の2次補正予算で100億円が措置され、1次募集地域から青森県が除かれ、新たに茨城県が対象地域になりました。

3次につきまして、23年10月に国の予備費ということで1,249億円が措置され、新たに千葉県と再度青森県が加わり、6県が対象地域となったところでございます。

これによりまして、千葉県では平成23年10月14日から募集案内を行い、7グループから計

画書の提出があったと聞いております。幸いに旭市の事業者を含めた49事業者で構成する水産加工関連事業者グループは認定を受けることができました。グループ内の市町別の事業者数は、旭市が15事業者、銚子市が23事業者、匝瑳市が1事業者、九十九里町が10事業者となっております。

次に、3点目の今後の国及び県の予算ということで新年度予算の状況です。

24年度のグループ補助金の予算の措置状況ですが、国においては500億円、千葉県においては、23年度と同じ事業費規模で、補助対象事業費を22億円と想定しまして、国から2分の1の11億円、県負担分として4分の1分の5億5,000万円を合わせた16億5,000万円を計上しているところであります。

続きまして、最後の4点目、事業の周知ということで、この新年度事業に向けまして、まだ予算成立前ですが、予算が成立するという前提で始めました。公募してからグループ作成まで非常に時間がない等々のことから、早目に動いて周知を図ろうというふうに思っていて、補助制度の説明会を今月の3月22日、23日の両日に、いいおかユートピアセンターで開催することといたしました。

なお、開催案内ですが、市のホームページへは掲載済みですが、広報への掲載を3月15日号を予定しております。周知につきましても同様、商工会と連携をとりながら事務協力したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番目の、児童・生徒の防犯対策についてということで回答させていただきます。

12月12日に、最終的には自作自演ということで終わったわけですが、刃物を持った人物が滝郷地区にあらわれたということで、それにつきまして、最初に時系列で当日の対応について説明させていただきます。

最初に、10時55分に滝郷の駐在、警察のほうから、警察官が滝郷小に来校いたしまして、それで滝郷小学校はその事実を把握したということでございます。それを受けまして学校は、校内すべて施錠いたしまして、教職員による校舎内外の見回りを行いました。その後も継続して教職員が見回りを行いました。その後すぐに、小学校の校長のほうから教育委員会の学校教育課に不審者の情報及びこういう対応をしているということで連絡が入ってまいりました。その後、11時55分に、旭警察署の生活安全課長より一報が入りました。情報を入手いた

しました。その後、教育委員会のほうから旭警察署の生活安全課長に連絡をいたしまして、対応について協議、相談をいたしました。

内容といたしましては、最初にまず市内各学校への情報内容あるいは不審者情報を配信する内容について、こういった形でいいだろうかということで警察と協議をいたしました。その後、12時45分に、市内の各小・中学校へ第一報を配信いたしました。これは教育委員会のファクスを使いまして全20校、滝郷小以外ですか、19校にすべてファクスで連絡をいたしました。そのときには事実のみを一応記載いたしまして、基本的に安全確保を依頼するという形で第一報を入れました。

その後、10分後の12時55分に、今度は市内各小・中学校へ第二報を配信いたしました。これにつきましては、いわゆる下校対応等、具体的な対応ということで、例えば全員を保護者に引き渡すとか、あるいは帰った後外出をしないとか、そういったことについて具体的な下校後の対応あるいは下校時の対応ということで、すぐに連絡をいたしました。

同時に、この段階で旭市の不審者情報によるメール配信も行いまして、地域にも注意喚起及び児童・生徒の下校における見守り等を配信いたしました。

その後すぐに、給食食べた後、小学校については授業を打ち切って、迎えに来ていただくようにということで全15校に連絡をいたしましたので、同時間帯に教育委員会では指導主事、指導班を2班に分けまして市内を巡回いたしました。同時に各学校でも教職員がその時間帯で見回りを行ったということでございます。16時半に生活安全課の課長から虚偽通報が入ってきたということでございます。

なお、中学校につきましては、当日、ちょうど12月ということで面談等が入っていたとかいろんな状況がありまして、若干対応が違ったというところでございますが、いずれにいたしましても早目に下校、同時に、帰る時間帯につきましては職員がすべてその時間帯を見回すということで対応いたしました。当日につきましては、そういった形でございます。

それからあと、マニュアルのほうでございますけれども、いわゆる各学校のマニュアルにつきましては、先ほど申し上げましたように防災のマニュアルと同じように、防犯マニュアルは既に全部できておりますし、また不審者対応の訓練等も各学校で独自で行っております。

ただ、今回の事件を振り返りまして、いわゆる教育委員会あるいは市全体の連携とか、そういった部分のマニュアルに若干ちょっと不備があったかなということで、これを受けまして、いわゆる教育委員会では旭警察署の生活安全課と連携・協議をいたしまして、具体的にどういったような、特に当日はさまざまな関係機関からいろんな連絡がございました。そう

いった連携・連絡でしょうか、そういったものを整理整頓いたしまして、そしてどういった形で各機関との連絡をしていくか、そういったこと、特に情報の共有化というのは一番大事だと当日思いましたので、その辺を具体的に作りまして、それを各学校へ参考マニュアルという形で配布をいたしました。ということで、市全体でこういう取り組みをするということで、具体的な教育委員会サイドのマニュアルを策定したということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。市長のほうには、本当に力強いコメントをいただきましてありがとうございます。私ども微力ではございますが、この復興に全力を挙げたいと考えております。ありがとうございました。

2点目の中小企業整備事業です。1つ、再質問をしようと思ったことを課長答えていただきたいんですが、銚子・九十九里地域の水産加工関連事業者を中心とした主要事業者復興グループということになっています。

私個人的には、旭市でやれたんではないかなというふうなことも考えております。その辺で、もちろん使っていただいた業者は確かに本当に役に立つと思うんですよ。ただ、知らなかった業者ももちろん数多くあって、その辺のところを周知的にはどうだったのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 第3次の周知の関係でしょうか。3次のほうにつきましては事業の始まりが、まだグループ補助金が千葉県に対象にならないような時期に、銚子市のほうから、水産加工事業所を何とか救えないか的な話が県のほうにあったというふうに聞いています。もちろん旭市でも市長と直接県のほうに行って、中小企業者を直接救えるような補助制度がないかというような要望は再三再四しております。その中で、このグループ補助金が、千葉県が3次で対象エリアになり、水産加工という形でのサプライチェーンというか、1つの産業群が形成できるのではというような動きの中から、銚子から九十九里までを広域とした水産加工グループを形成して、一つの申請団体となろうというような形で動いたというふうに聞いています。

市では直接受け付けるとか、先ほど申し上げましたけれども、県が直接の受け付け、申請提出先の窓口になりますので、あくまでも県のほうから情報をいただいたり、水産加工の

組合がございますので、そちらのほうからの事務依頼等々をしながら事務協力を行ったというような、事業者から持ち上がって補助金がついたというような、そんな流れが3次でした。

今回も、その辺の事業の周知が十分できたか等々の反省に立ちまして、新年度予算ではこのグループ補助金の千葉県枠をぜひ旭市で勝ち取りたいというような気持ちもございまして、早目に動いて、まだ予算成立前ではございますが、22、23日から事業説明をしていながら、グループ化がうまく組めればいいなということで動いていますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。もうその3次は終わったことなので、これ以上言うつもりはございません。この24年度予算もある程度きっちり用意されているということなんで、やっぱり今こそ政治が、行政が、このお金を旭市に引っ張ってきて、これかなり大きな効果があると思うんですよ。それについて、市長いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） このことについては、先ほど課長のほうから話がありましたように、市でも全面的に応援をしていかなければというような部分で、商工会と綿密に打ち合わせをしまして、グループ補助金、そういった部分はきちっと旭市で取ってほしいと、そんなような今状況で説明会、そしてまたどういうグループが旭市として数多くの被災者を含められるのかどうかという部分、商工会と本当に一生懸命、綿密に打ち合わせをしているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） このグループを組む場合に、1つのグループで大きな形をとるのか、それとも複数のグループで申請を出すのか、その辺のところもひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） これは、どのようなやり方ということについては規定ございません。ただ、補助対象要件は、先ほども申し上げましたけれども、地域において非常に重要な産業群を担う、これが最大の採択のポイントになります。

具体的に、この事業が始まったきっかけというのは、皆さんご存じのとおり、東北地方の

自動車のサプライチェーンの工場群ですか、これが機能しなくなったために非常に関連作業が大打撃を受けた。その産業群、サプライチェーンを救おうというような発想から、この補助事業ができたというふうに聞いています。

前回の3次とか、ほかの今までの採択状況等を見ますと、やはり大きなグループを作っているようです。ですので、エリアを大きくするか、事業所を大きくするか、経済効果を大きくするか等々の考えはいろいろあると思いますが、いずれにしても小さいグループで申請するというのは非常に不利かなというふうには考えています。その辺がグループを作るものの何かヒントになっていくのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

じゃ、4番目に入りたいと思います。

今、課長のほうからそういった答弁、これ東北のほうでは商店街から小売店、民宿、建設業、あらゆる部分の業種を助けております。これの周知についてですが、私どもにもぜひ手伝わさせていただきたい。そういった文書を作っていただければ、私たちも歩いてやっぱりつなげていこうかと思っています。ぜひ協力させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 非常にありがたい申し出なので、考えさせていただきます。

今、先ほど市長が言いましたように、きのうも実は夜の時間含めまして、商工会のほうでどのように説明会を持っていくか、どのように周知をするか等々で、今、実は事務的なレベルですけども、いろいろ詰めてございます。できるところがあれば、またご協力いただければありがたいなと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） このグループの事業ですが、代表者がもちろん必要だと思うんですが、ある程度その辺のところは、めどは立っておるんでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 先ほど申し上げましたように、グループ作り

が一本で出てくるのか2本で出てくるのか等々ございます。ですので、それぞれのグループの中でリーダーを作っていただけると、いわゆる代表者を作っていただいて取りまとめるといような、これはあくまでも事業者のほうで作っていくグループ、それを後押しするという形になりますので、それはその中でまた県に決めていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。この事業を本当にぜひ旭市のほうに持ってきていただきたいというふうに考えて、この2番目は終わりにいたします。

大きな3番目、先ほど、この事件以来、若干のマニュアルの手直しがあったということで、その前段とマニュアルの大きな違いというのがあればお聞かせいただきたい。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 手直しといたしますか、特に教育委員会サイドで、当日実は情報がすごい混乱をいたしまして、それで遠いところの市町村の教育委員会なども連絡があるとか、あるいは警察も旭市あるいは香取市の警察からも連絡があったりとか、情報がいろんなところから来まして、その辺のいわゆる連携がなかなかうまくできなかったと、教育委員会サイドなんですけれども。その辺どういうふうに情報のやりとりをしたらいいかということ具体的にフローチャートみたいな形で図示しまして、これがまず1つ一番大きな当日の反省点でございました。

もう一つは、いち早く連絡をしなきゃならないということだったんですが、実は当日、教育委員会からファクスで各学校に送ったんですが、ご承知のようにファクス20校ですと、これが同時に行かないんですね。1つ1つ電話回線でつながっていくというようなことがあったもんですから、これでは最初の学校と最後の学校では結構タイムロスといたしますか、それが出てしまうんじゃないかなということが、ちょっと反省で出まして、今メール配信もやっておりますので、今度はやっぱりいち早く、第一報をやる場合にはメール配信をします。ただしメール配信をしても、なかなか学校現場で常にメールを見ているというような状況でもありませんので、ですから、例えば教育委員会が分担して各学校にまず電話連絡を入れると。メールを見てくれということではいち早くやるとか、そういったその情報をいかに素早く、情報をどうやってどのように整理整頓していくかということが、今回教育委員会サイドで一番大きな課題になったと。そこを整理整頓したということでございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 当日、小学校は父兄に受け渡すということで、最終のお子さんというのはちなみに何時ごろ引き渡しができたのかなというふうにお聞かせください。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） すみません、その辺はちょっと具体的には、当日の最終のお子さんについて把握ができていないんですが、ただ、一応各学校で、いわゆる引き渡しが終わった段階で全部各学校から一応連絡を受けておりますので、それが大体夕方、ちょっと緊急だったものですから、なかなか保護者の方々が迎えに来れないと。その場合には、学校ですべて預かっていたきたいということでお話をさせていただきましたので、具体的に何時かというのは把握ができていないんですけれども、小学生についてはそういうことで、すべて親のほうに迎えに来てもらうということで対応させていただきました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今、親に迎えにということでしたが、すべての親が迎えに来れるということでは必ずないと思うんですね。そういった場合に今学校がというお話ですが、こういった例えばそれが遅くなるのとか、かなり遅い深夜になるとか、そういった場合に本当にどうするのかということをこれから考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。子どもたち、やっぱりストレスもたまるでしょうね。その辺のところ子どもたちを、誰が最終的に守るのかということで、学校のほうが責任を持ってということなので、この問題は結構です。

それと最終的に、田舎だからこういった事件が起こらないということは、これからないと思うんですね。親御さんは、学校に行っている子どもは安全だと思って学校に託しているわけですよね。その辺のところも十分考えながら、学校の運営をこれからも行っていただきたいというふうに考えて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（５番 伊藤 保 登壇）

○５番（伊藤 保） ５番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

初めに、東日本大震災から１年がたとうとしています。改めて、被災で亡くなられた皆様にはご冥福をお祈りし、被害に遭われました皆様にはお見舞いを申し上げます。

復興元年と言われるこの１年、さまざまな国・県の施策が出ると思います。今回、３項目６点にわたり質問をいたします。

１項目めの復興について伺います。

ようやく旭市復興計画ができました。内容を見ますと、計画期間23年から27年の５年間ということで、旭市総合計画の中の特別計画と位置づけております。国は復興庁を創設し、全国222市町村を復興特区と指定し、復興がしやすくなるような体制を敷きました。そこで、復興特区の内容について、分かりやすく説明をお願いいたします。

２点目に、旭市防災計画を見ると、津波・地震災害には重点を置いていなかったことが見受けられますが、ページも津波については２ページと、液状化についてもあまり掲載はしてありません。今回の旭市復興計画にある、災害に強い地域づくりで想定した災害の規模はどのぐらいなのか、想定震度、何メートルの津波の想定なのか説明をお願いいたします。

３点目に、旭市でも津波によって住宅を失い、液状化によって住めなくなった方々が仮設住宅におられます。被災者の住宅対策を今後どのようにしていくのか説明をお願いいたします。

４点目に、液状化によって壊れた私道排水整備ですが、昨年から質問をしておりますが、私道の整備にまだ時間がかかると思います。今、３分の２の補助がついていますが、再確認をしておきたいので、条件の説明をお願いいたします。

次に、農水省の新規事業の中で、青年新規就農倍增プロジェクトとありました。これは予算の中でもありましたが、新規就農支援事業とは同じものなのか伺います。

最後に、旭市グリーンパークについて伺います。

一般処分場としては、あと何年使用できるのか再度伺います。過去の一般質問でもお答えがありましたが、よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興について、復興特区はどのような内容かというご質問にお答えいたします。

先ほど議員が222と申しましたけれども、これは特区とは違いまして、特区とはというふうに今ご説明申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法という法律がありまして、その第4条第1項に規定する復興推進計画というのがあります。同じ法律の中で、46条第1項に今度は策定する復興整備計画、この2つ目になります。3つ目に、もう一つ、第77条第1項に規定する復興交付金事業計画があります。市町村がそれぞれ策定いたしまして、国の認定を受けた地域、これを復興特別地域、復興特区と呼んでおります。

1つ目の復興推進計画ですけれども、これは個別の規制や手続きの特例や税制上の特例等を受けるためのものが1つ目と。2つ目の復興整備計画は、土地利用の再編に係る特例許可を受けるためのもの。それから、3つ目の復興交付金事業計画というのが、国の5つの市町が所管する40事業の交付金を受けるための計画だということで、旭市が取り組もうとしているのは、この3つ目の復興交付金事業です。

それでは、旭市の5つの事業、これは先ほど滑川議員さんにもお答えしましたので、簡単にご説明申し上げます。避難タワーだとか避難誘導看板だとか、それと取り組む防災総合推進事業というのが1つ。それから、2つ目には、ボーリングによる液状化の調査等であります。3つ目には、避難道路の拡幅、それから4つ目には集排事業、震災により壊れた農業集落排水施設の復旧だと、5つ目には、被災地における合併浄化槽の入れ替え、こんな状況であります。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、私のほうから復興についての2番目のご質問で、災害に強いまちづくりで想定した災害の規模はどれくらいかという部分で、地震・津波の規模ということでございます。

国の中央防災会議におきましては、津波対策を構築するに当たっては2つの津波、レベル

1 とレベル 2 を想定するようにとのことでございました。千葉県では、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波、これを津波レベル 1 という。発生頻度が極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、これを津波レベル 2 というということで、2 つのレベルの津波を想定した基本的な方向性を示しました。

これを踏まえ、県河川整備課では、旭地区の海岸の防波堤などの構造物によって、津波の内陸への進入を防ぐための海岸減災林等の高さを 6 メートルで整備するというふうになったものでございます。

また、千葉県地域防災計画におきましては、東日本大震災から得られた課題等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波ということで、津波レベル 2 を前提とした計画の見直しを図り、10メートルの津波を最大想定として、今年度中に新たな津波浸水予測図が作成されるということです。最大規模は10メートルというふうになります。

当然、当市におきましても、県の想定に基づきまして地震の規模や津波高を協議し、県と市が整合性のとれた規模を想定してまいるという考えでおります。

それから、地震であります。地震につきましてはマグニチュード9.0以上という部分の中で、具体的な震度についてはまだ指針は出ておりません。これから行われる県の防災計画の見直しの中で、九十九里側、東京湾側といろいろございます。そういった中で、この地域が地震の震度としては幾つかというのが示されるものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 仮設住宅に入っている被災者のその後の住宅対策ということでございます。仮設住宅の被災者の住宅対策なんですけれども、今のところ、企画政策課が昨年末に被災者の生活再建支援金、これは住宅の再建をするということであれば加算金、例えば修繕するなり何なりということで、それがいただけるわけなんですけれども、その未申請者に対してアンケートを行っております。その結果の要望の中で、市営住宅に入りたいという形で回答をいただいた方が、実は10戸でございました。

まだ、態度を決めかねている方が相当数いらっしゃるんだと思うんですけれども、まずその10戸の方がいらっしゃるということで、市営住宅への被災者向けの特例入居の募集を、昨年引き続きまして、この5月に実施する予定でおります。

あと、雇用促進住宅につきましても、現在20戸程度の空きがございますので、これら施設への誘導を図る予定もしております。あと、県営住宅につきましても、空きが出た段階でス

トックしていただけるということもちょっとお伺いしておりますので、そういうことも含めて対策をいろいろ考えていきたいと。

ただ、市のほうで、例えばいわゆる災害公営住宅の話がよく出ておりますけれども、それをやらないのかということでございますが、ただ、それをやるためには、まず災害の査定を受検する必要があります。ですから、市のほうでは災害の査定を受けます。この3月23日に災害査定を受けまして、将来的に、災害公営住宅を建設するということになった場合に備えることとしております。

そのために準備をしていくわけなんですけれども、さらに仮設住宅の入居者が公営住宅に入りたいという形があれば、その入居促進を図るために、県営住宅それから市営住宅の募集については、その都度、仮設住宅の談話室等に募集のチラシを配布しているところでございまして、今後とも、引き続きそういった措置をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、3分の2の条件ということですが、東日本大震災による災害の条件ですが、通常の今までやっている旭市の私道条件とほぼ同じでございます。ただ、緩和された点は、幅員が4メートルなくてもいいということ、あとは従前ですと、その他権利を有する者の同意書を全部もらわなきゃ駄目だということがありましたけれども、全員もらわなくても、直す方のある程度のものがあれば、その辺はケース・バイ・ケースによっていいだろうという話にはなっております。

それとあと、事業の終わりですが、26年3月31日までに工事を終了させてもらうという形の条件をつけてございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員さんの青年新規就農倍増プロジェクト、これが今回24年度の予算書の中の新規就農支援事業、これは同じものかということでご質問いただきました。同じものというよりも新規就農支援事業、これは青年新規就農倍増プロジェクト、この中に入っているところでご理解いただければと思います。

国のほうでは、午前中も質疑がありましたように、実は後継者の育成を図ろうということでその目標、現時点での定着率、これは1万人というふうに見ております。これを国のほうとしましては2万人が実は目標であると、そういうふうなことで倍増計画ということで今回

24年度から事業を行うということで聞いております。この中の主な事業としまして、新規就農者の確保事業、これは2つあります。1つは、就農前の研修事業のところ、2年間農業青年に対して、就農に対しての給付金を行う。年額150万円を予定しております。

さらに、研修等終わりました後に就農しました後継者、就農直後の後継者に対しまして最長5年間、年額150万円給付金を交付する。市のほうとしましては、この就農直後の5年間、ここにつきまして市の予算書の中に盛り込んである、そういうことでございます。

さらに、市のほうの就農支援の要件の中で、今現時点で国から来ておりますのは要件が幾つかありまして、150万円の経営開始の給付要件としましては、独立・自営の就農時の年齢が原則45歳未満。さらに独立・自営就農、これが条件である。さらには経営開始計画、これを市が認めた者、さらには市がこれから作ります経営再開マスタープラン、ここに位置づけられること等々のいろんな要件がございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからはグリーンパークについて、あと何年使用可能かというご質問にお答え申し上げます。

グリーンパークは平成9年3月に設置し、本年度で15年を経過いたします。そして、一般廃棄物最終処分場として、年間約5,000立方メートル程度の埋め立て量を見込んでおり、平成23年度末の残余容量は約3万7,000立方メートル程度と考えております。これを基にして計算しますと、約7.4年の期間があと使用できると考えておりまして、平成31年8月ごろまで使用が可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど、復興特区の特区というよりも、復興特区と言ったほうが分かりやすいのかもしれませんが、このメリットとデメリットがあると思うんですけれども、その特徴というのはどういうものなんでしょうか。使いやすいとか、いわゆる使いづらいとかという、そういう部分もあると思うんですよね。ですので、この地方に合っているのかどうか、この旭市に合っているのかどうかというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興交付金のメリット、デメリットについて

ですけれども、メリットとしましては、交付金は一定の国の補助金、各メニューによりまして規定があるわけですが、それに加えて追加的に補助金や地方交付税の加算があるわけです。地方負担の全部を手当しますよと言っているわけですから、これがメリットなんでしょうか。多額の費用を必要とする復興事業においては、本交付金に大いに期待するものというものであります。

デメリットと申しますと、デメリットと言っていいかどうか、要件が各事業ごとに細かく設定されておりますので、国が計画を認定する事業については、ハードルが高い、このことをデメリットと言っていいかどうか分かりませんが、これだと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、地方にはちょっと向かない部分も出てくるということでしょうか。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですよ。というのは、旭市はかなり被災に遭われていますので、何とか私道とか、そういった公共施設の部分も含めて復興に使っていただきたいという部分もありますので、その辺がちょっと精査できないと、何とも国のほうとしてもやりづらいんじゃないかなというのがありますので、こういう要望がありますよというのを我々も協力してやっていきますので、その辺のところはまたちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 地方に向いていないのではというご質問なんですけれども、先日、新聞記事で発表になりました、第1回目の交付金の全国の総事業費が3,000数億円という記事があつて、千葉県は3つの市の1.7とか1.8億円程度だったんですね。だから、議員さんは地方に向いていないのではということなんですけれども、国はとにかく復興するためのまちづくりをどうするんだと、そのいい計画を持ってこいと、これを言っていますので、決して地方に向いていないと、こういう制度ではないと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今言われました第1次の募集では旭市が入っていなかったもので、あれ何でだろうなと思って伺ったら、まだ復興計画がきちっとできていなかったということだったんで、それで納得したんですけれども、今後また3月末にあると思いますので、それ相当の予定している、5事業ですか、5事業と言われましたけれども、そのほかにもしあったならば、やはりこの際ですからしっかりと要求をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

します。これは要望ですので。

では、次に移ります。

レベル1、レベル2という形でございますけれども、恐らくこの10メートルに修正したという県の部分があるんですけれども、神奈川県は鎌倉市で13メートルですか、後から出したんですね。それに伴って、当初千葉県は10メートル以下だと。それではどうだろうかということで変えてきたわけなんですけれども、恐らくこの10メートルという部分は、千葉県としては元禄地震と、それからもう一つの地震がありますけれども、そういったものが中心になっていると思うんですけれども。

地震というのはいつ起きるか分かりません。実際に元禄地震が起きたのが、大みそか夜中だったんですね。真冬でした。極寒のときでしたので、もし仮に想定している地震が起きた場合に、緊急避難公園とか、それから緊急避難タワー、それから避難路、これ夜だと真っ暗になるんですね。その辺のところはどう考えているのかちょっと伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、元禄地震を想定してというお話がありましたが、現在の計画自体は元禄地震、延宝地震という部分の中の計画でありまして、それよりも今回大きな災害であるということで10メートルという部分を設定したというふうに聞いております。それで今、夜間に発生した場合というお話がありました。これからの検討ということになるわけでございますけれども、夜間に津波が来襲する場合につきましては、地域住民の避難を安全かつ確実に行うために街路灯の設置、それから避難路指示標の設置が必要というふうに考えております。それから、来年度建設予定でございます津波避難タワーにつきましては、太陽光照明などの設置を検討していきたいというふうに考えております。

そのほか、お話にありました避難公園、避難路の照明につきましても、地震による停電に備えて、非常電源付街路灯、それから蓄光、反射材の設置も有効であるというふうに聞いておりますので、今後の事業の進捗に併せて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 分かりました。そういうことですので、しっかりと夜間のことも対策として考えていただきたいと思うんですね。元禄のときは2,000名近くが亡くなっております。ほとんどが家屋の倒壊と、それから溺死なんですね、凍死と言ったほうが早いと思いますけれども。

そういった中で、当時の古文書を見ると、1,700メートルぐらい足川では遡上しているんですね、1,700メートル。ということは、今の一宮線も超えてくると思うんですよ。そうした場合、考えてみると、やはり2時間ぐらいで津波が到達しています、23分ですか、23分ぐらいで津波が到達しています。ですので、いち早い避難が必要となるわけですが、そうした中で住民に惹起するといいますか、喚起するというんですかね、そうした部分では、海拔表示が以前からずっとありますけれども、今回300枚程度の予算がありますけれども、300枚ではちょっと少ないんじゃないかというふうに思うわけです。いすみ市では250枚程度と言っていましたけれども、いすみ市の場合には平野が少ないですので、この旭市は平野はかなりあるので、何とかもう少しふやしてもらえないか。そこで、今までついていた海拔表示というのはどのぐらいあったのかお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 海拔表示板、今まで何基あったかということについては、飯岡地区に100基という部分であります。今回300基を追加しているということを考えております。これについては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、津波のレベル1、レベル2というのがはっきり出ましたので、当然今度は10メートルの津波だとどこまで浸水するかと。県のほうでそれを作っておりますので、その浸水区域がどんどん広がるという部分であると思います。そうなった場合については、また5年間の計画でもありますし、それについてはふやしていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今5年間と言いましたけれども、実際にこの1月に入ってから1週間で310回ほど体に感じない地震が起きているということで、そうするといつ起きるか分からないんですよ。ここの沈降というんですか、地面が沈んだ部分が、やっぱり二十数センチあります。それから、萬歳にありますけれども、いわゆる測る機械ですね、それを調べてみると、やっぱり真東に二十数センチ動いているんですね。そうすると、それが徐々に今戻ってきているような段階なんですけれども、これがもし、これはサイレント地震と言っていますけれども、一気にこれが10センチとかという形でほんと1回になっちゃったら大変な災害になると思うので、安心感を与える点ではなるべく早くやっていただきたいと、このように思いますが、その辺のところはなるべく早く、市独自で県の出る前に住民に惹起するとか、そういう部分の動きがあるんでしょうか。以前マップとか古いやつがありますけれども、そのマッ

プに記入するというふうな形でどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今5年間と申し上げましたのは、計画が5年間ということで申し上げました。当然、復興交付金の対象にもなるというふうに考えていますので、そういうものもありますけれども、今お話のあったとおり、なるべく早い時期の中で進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） じゃ、次の質問の仮設住宅の件でお聞きします。

仮設住宅に入居している方から常に相談があるのはどのくらいいられるのかという、もう2年って知っていますけれども、どのくらいもう少しいられるのかなという、そういう相談が常にあるんです。もう一つは、ずっと飯岡にいたいとか、そういう相談はかなりあるんです。一例を挙げると、阪神・淡路大震災で最長5年ぐらいでしたか、延びましたけれども、この転居できない方に対して、どういうふうにするのか。また、仮設住宅の耐用年数というものもあると思うんですよね。ですから、これが5年以内なのか、それもちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、仮設住宅についてお答えいたします。

初めに、仮設住宅の設置期間というご質問がありました。仮設住宅につきましては、あくまでも仮設建築物としまして、災害救助法の適用を受ける中で建築基準法85条4項によりまして、現状ではリース契約により千葉県が設置し、2年間ということになっております。

この場合、この仮設住宅につきましては、原則としては一定の期間が終了した後、つまり現状では、通常2年後には撤去されるというふうに考えてございます。

それから、仮設住宅の耐用年数という話がありました。その耐用年数というのは、基本的に通常の軽量鉄骨造の建築物、いわゆる恒久建築物であれば27年程度というのはされていますけれども、これはあくまでも恒久的な建築であると。仮設住宅につきましては、あくまでも仮設建築物ということで、耐用年数というのはありませんけれども、あえて申し上げますとすれば3年から5年というものは可能かなと。ただし、これにつきましては千葉県が特定行

政庁の許可権者でございまして、安全上、それから防火上、衛生上、これらについてが安全であるとクリアされないと特定行政庁は許可をしない。

一方では、設置者が県でありますので、こういったものにつきましては、県がそういったものについて対応する補修工事等を必要なものについて行うということが大前提になると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今、仮設住宅のお話で、入居期間が2年ということで、大体2年なのかなというふうには考えていたんですけども、最大で5年ぐらい、できればいいなというふうには思うんですけども、市営住宅、先ほど優先的にということでありました。市営住宅で入居を優先的に行っているということでございますけれども、一般の募集者もあるわけですね。そうすると、その一般の募集者が後回しになったりということはないのか、その辺のバランスというのはいかがなものなんでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 昨年なんですけれども、まず6月に1回、被災者だけということで募集しております。今回も5月にやると。それ以外は一般の方も併せて募集しております。去年は6月、8月、11月と3回、あと2月に今募集してまして、これはこれから審査になりますけれども、その状況なんですけれども、去年の6月、8月、11月の3回の募集で被災者の方は4名入居しております。それ以外の一般の方は3名になります。

このバランスがどうなのかという話になってしまいますと、それは一概には何とも言えない。確かに募集に応じてこられる方、非常に生活状況等やはり大変な方が多うございますので、その辺は選考委員の方々の意見等で決定している状況でございますので、何とも言えない状況ではございます。ただ、入居者の中で、被災者に対しては点数的に優遇しているという状況があるということです。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 私の心配しているのは、その辺のところなんですけれども、結構生活に苦しい一般のアパートに住んでいて、どうしても生活が苦しくてという相談もあります。ですので、この住宅ですけれども、それからもう一つは、今まで年金で、実際に自分の家で住んでいました。そうすると、今まで光熱費がかかっていた部分があるんですけれども、今度

は家賃を払わなくてはならないということで、ほかのアパートに住めないということが出てくるわけですね。これらのことを考えると生活が今後厳しくなる、またはできなくなるという声もあるので、ぜひこういう声も参考にして復興住宅というんですか、復興計画に出ていましたけれども、そういったものを考えていただきたいなとこのように思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほどちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、この3月に災害査定を受けるといったのは、災害査定を受けないと災害の公営住宅の建設をすることができないということで、これも通常であれば、その市町村で100戸以上の滅失家屋がないと災害公営住宅を造れないと。その滅失した戸数を確認して、国土交通省と財務省のほうで、そちらの地域については、まず建てられるかどうかの査定が入るということですね。そのための申請をまずしておくというのが大前提であります。そのための準備をしておりますので、今のところ住宅の戸数については相当数あります。市営住宅にしても何にしても。それはいろんな形でローテーションを組んでいけば、結構埋めていける数だと思うんですけれども、その先については、やはり個々のヒアリングが必要になるだろうと。そのときに急にというのはできませんので、そのための準備は、うちのほうで今しているということでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ準備をしていただきたいなと、このように思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、これは何回か質問を私道の件ではいたしました。市長は前回の質問でも、最後に考えると言ってくれましたけれども、今、液状化の地区では、定住をあきらめて引っ越しする世帯が見えております。今まで、例えば5軒なら5軒とまとまっていたんですけれども、2軒になっちゃったとか、そういうふうにどんどん少なくなっているところもあるんですね。ですから、なかなか話もまとまらないところも出てきているんですね。そんなにお金が出せないという部分であります。ですので、この補助金ですか、そういった補助率をもう少し上げてもらえるとか、そういった形のものはできないのかなというふうに考えているんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私道整備につきましては、震災前より1.5倍増額をしまして補助をしていたところでありまして、確かに議員がおっしゃられるように、被災を受けて、それでまたさらに私道のほうの整備も、自分である程度のところを出さなければというふうな部分で、そこを離れるという人も出るというようなことも聞いておりますけれども、その辺もう少しよく精査しまして助成金とか、あるいはまた、ただ、その私道の補助金については、やはり一応条例といいましょうか、そういうことで決められますので、規則ということで決められますので、その別な枠で何か方法があればというような部分で、これから検討していきたいと、そんなように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ検討していただきたいと思います。私道といっても、集配で公的な車も通るところもあるんですね。ですから、できればそういった寛大に見ていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

先ほど話しておられたと思います、滑川議員の質問でもあったと思いますけれども、平成18年と現在の就農の差というのはどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の議員のほうから、新規就農者の数ということでご質問だと思います。今資料を出します、すみません……。平成18年には新規就農者の数が27名いました。22年には9名、こういう数字になっております。ちなみに、19年には19名、20年には25名、21年には15名、そういうことで年度のばらつきがあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ちょっとこの新規就農総合支援事業という、一緒だと思うんですが、法人職員として18歳、高校卒業してということですが、法人職員としての就農ができるということがありましたけれども、法人側に対して雇用事業、研修経費として年間120万円を助成するというのがありましたけれども、この市内に、市内というよりも育成機関、青年の育成機関というのは、県内または市内近くにあるのでしょうかお聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから法人に対しての就農、実はこれは県の予算とは別に、国が法人に対しまして農の雇用の事業というようなことで研修経費、月額10万円、こういう事業がございます。これは紹介しておきます。

さらに、県内この近くに農業研修する場所がということでご質問があったと思います。この近くでは、千葉県につきましては東金市にあります県の農業大学校、ここでの研修、これにつきまして研修を受けている後継者、これを実は就農の準備の給付金、そういうことで想定しているということで聞いております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） よく分かりました。今ばらつきがあると言っておりますけれども、農家を継ぐ方というのは非常に少ないんですね。ですから、ほかから入ってきて、新しい青年が農家に着手するというのが今話題になっているんですけれども、そういった意味でやはりこういった青年新規で就農するというのが非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですね。人数も人口も増えますし、そうした場合にどんどんこういったことをやっていただきたいなと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほどグリーンパークの件ですけれども、グリーンパークの焼却灰の放射能ですけれども、ホームページで見ましたら、1月7日にかなりの放射線が出ているんですけれども、この飛灰の放射線が出ていました。そのものはどこへ行ったのかなというのがちょっと疑問だったので、お聞きしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

1月7日のセシウムでしょうか、これは焼却灰、飛灰でございまして、飛灰がセシウム2つ合わせて1,190ベクレルという数字でございます。これは、飛灰はすべて民間委託で処理をしております、茨城県鹿嶋市にあります中央電気工業というところで処理をお願いしております、いわゆる基準が8,000ベクレルというところでございますので、昨年7月にはかったときの数値とは比べものにならないほど、2分の1程度に薄くなっております。

一方、主灰についても、昨年の7月と比べて3分の1程度のあたりということで、昨年と比べると、どちらも下がっているということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、干潟のグリーンパークですね、最終処分場には、そのものは行っていないということでよろしいんですね。そうすると、この最終処分場の単位が違っていて、空気中のやつなんで全く問題ない数字になっておりますけれども、周りを見てもほとんどありませんので、安心していいのかなというふうには思いますので。

これは市民の皆さんにもやっぱり周知していただきたいなと思うんですよ。何回も聞かれるんですね、あそこは大丈夫なのかとか、はかっているのかという部分がありますので、ぜひその辺のところは周知をしていただきたいと、このように思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 先ほどの飛灰についてはすべて民間委託、グリーンパークに入っておりません。主灰の一部も民間委託にして延命化を図っておりますので、2割程度は民間に委託して処理しております。

今のお尋ねでございますけれども、例の放射線量についても、グリーンパークもクリーンセンターも1週間に1回はかつておりまして、これはホームページ等でも公表しているところ、基準を下回っているというところがございます。

先ほどの線量じゃなくて物質、セシウムだとかヨウ素だとかというものについても、はかったものについてホームページで皆さんにお知らせをしているところでございますので、それで皆さんにお知らせしているといったところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） コンピュータを持っている方はいいんですけれども、やはり1回でもいいですね、全く出ていませんよということをすれば安心できると思うので、ぜひ広報なり何なりでちょっとお知らせしていただければ、また違うと思いますので、ぜひそういうふうな検討をしていただきたいと思います。

私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時21分

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成24年3月9日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案上程

追加日程第 2 提案理由の説明

追加日程第 3 議案の補足説明

追加日程第 4 議案質疑

追加日程第 5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行政改革推進課長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄
企画政策課長 兼被災者支援室長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子育て支援課長	林 芳 枝	高齢者福祉課長	石 井 繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横 山 秀 喜	農水産課長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下水道課長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小長谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監査委員局長 事務局長	馬 淵 一 弘	農業委員会 事務局 長	加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） おはようございます。15番、木内欽市です。

平成24年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。

未曾有の大被害をもたらした3.11大震災、あと2日で1年です。今回私は、震災関係と道路問題、3項目6点について質問を行います。

まず最初に、農業問題について伺います。

福島原発の爆発事故の影響により、本市の農業は多大な被害をこうむりました。それまで高値で推移していた野菜をはじめ農畜産物の価格が暴落いたしました。風評被害です。生産者への補償等どのようなになっているのか伺います。

次に、JAの施設（フレッシュグリーン等）への補助金の予定について伺います。

本年度の予算書を見ますと、新規事業として農業流通基盤強化支援事業12.5億円の2分の1、6億2,500万円が載っております。基幹産業である農業施設です。市からの補助金は出せないものか伺います。

次に、道路問題について伺います。

安心で安全なまちづくり、交通事故対策として道路問題について伺うわけであります。交通事故が多く起こっている箇所、起こりそうな箇所、いわゆる危険箇所について何か所くらい把握しておられるか伺います。また、こういう箇所は道路改良を含め何らかの対処が必要と思われませんが、どのように考えておられるか伺います。

最後に、震災復興について伺います。

この問題については、一般質問登壇者10名中7名が関連した質問を行います。重複する点もあろうかと思いますが、私なりの観点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長が最優先で取り組むという震災復興、1点目として、今後の取り組みについて市長の見解を賜ります。2点目として、仮設住宅についてはどのように考えておられるのか、ともにお答えください。

以上で私の第1回目の質問を終わります。詳細については再質問で行います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の質問に対し答弁をいたします。

私のほうからは、3番目の震災復興について、今後の取り組みということでお答えをしたいと思います。

被災者の生活再建を第一に、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりの四つの方針に沿って28施策、125の計画事業により復旧・復興に向けて取り組んでいきたいと思っております。

特に津波対策については、既に県によって散乱した消波ブロックの復旧や保安林再生の工事着手も図られております。市といたしましても、避難タワーの設置や海拔表示板の増設、避難案内板の設置、避難施設の充実、住民への情報伝達体制の改善、防災教育の徹底などに努めてまいりたいと思います。

また、住宅再建のための支援、観光を含めた産業振興などにも、被災者のため、被災地のために意見を伺いながら取り組んでいきたいと考えています。

そして、旭市には今後大勢の人に来ていただきたいと願っているところであります。そんな中で、昨年中止をしたイベント等、交流事業の復活にも積極的に取り組み、みんなが元気

になっていただけたらと考えているところであります。

なお、時間の経過とともに大震災の現実が風化されないためにも、また市民全員が被災地であるという意識を持ってもらうためにも、各種イベントにはできるだけ「復興」という冠をつけた事業にしていきたいと、そんなようにも考えているところであります。

仮設住宅につきましては、今、交付金事業で手を挙げさせていただいておりまして、詳しいことにつきましては企画政策課のほうからお答えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員からのご質問の農業問題につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、福島第一原子力発電所の事故に伴います放射能汚染、これのいろんな農産物の風評被害につきましてご質問をいただきました。

ご承知のように、旭市は多くの野菜が放射能被害を受けたわけでございます。そんな中で、現在、出荷制限あるいは出荷の自粛をしたもの、さらには議員からご質問ありましたように風評被害、これで価格が低迷したもの。こういうものにつきまして、J Aグループ等につきましては専門の弁護士の先生をつけまして請求事務の手続きを行っております。その他いろんな生産団体で実施をしている、あるいは個々で直接東電に対しまして損害賠償請求手続きをしている、そういうケースも見られます。そんなことで、現在農業者が東電に向けて損害賠償をやっている、そういうことでお答えさせていただきます。

もう1点、J Aのフレッシュグリーン、ここの施設の更新につきましての補助金のご質問をいただきました。

ご質問のように、実はJ Aは今フレッシュグリーンが老朽化している、いろんな形で再整備が必要だ。そんなことで県と連携をとりまして、現在、先月2月8日に成立しました国の23年度第4次補正の中に「強い農業づくり交付金」、予算額では245億円あるわけですが、ここの事業の事業採択に向けまして現在調整を続けております。事業費的には12億5,000万円、この2分の1というようなことですので、この補助金なくしてはなかなかこの事業を実施できない。そんなことで、現時点ではこの補助金の獲得に向けまして市としては精いっぱい努力をしたい、そういうように考えております。

市のほうの補助金というようなことでご質問いただいたわけですが、実はこの事業を実施するにつきましては既存の共同利用施設、ここを今回更新するわけでございます。単

純な更新ではなかなか国の補助金が出ない。そういうようなことで規模の拡大、こういうものを目指すというように今回申請をさせていただいているわけであります。

そういうようなことで、24年度の予算案におきまして規模拡大あるいは規模を更新する、そういう生産現場、この農家の力がなくしてはこの施設の事業採択はできません。そういうようなことで、生産現場を支えるということで農業者の施設更新、あるいは施設の拡大等につきまして、県の25%の補助、これに対しまして市が5%上乗せする。そういうようなことで、合計30%の支援というように現時点では生産現場を支えよう、そういうことで考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、道路問題のうち危険箇所、市内に何か所ぐらいあるかというご質問に対しお答えいたします。

交通事故の危険箇所につきましては、警察署、交通安全指導員等の方々と協力いたしまして、交通事故の多発する箇所の把握に努めております。現在、旭警察署管内で把握している交通事故多発箇所でございますけれども、旧旭地区9か所、また海上地区が3か所、干潟地区5か所、計17か所ございます。

特に危険な箇所といたしましては、新町地区にございます千葉県干潟土地改良区南側の東総広域農道と市道が交差する付近。それと後草地区の飯岡バイパス北側ですね、県道飯岡停車場線と市道との交差点。これは日華化学の手前になります。次に、清滝地区にありますJ Aちばみどりライスセンター西側の交差点、これは両方市道でございますけれども交差する、その3か所が特に危険な箇所と、今、警察のほうでは把握しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、危険箇所の改良予定はということですが、事故防止対策としまして路肩の雑草の草刈り、カーブミラー、ガードレール、それから道路照明灯、道路標識、区画線、視線誘導標などを行い、事故防止対策に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目の仮設住宅のご質問についてお答えいたしま

す。

仮設住宅の今後ということでございますけれども、この仮設住宅につきましてはご案内のように災害救助法の適用を受けて建設されたものでございまして、建築基準法に定める仮設建築物として被災者に対して一時的に居住の場を供与するものでございまして、供与できる期間は建築基準法に定める期間、つまり２年間というふうになってございます。

しかしながら、昨年12月に企画政策課のほうで行いましたアンケート結果におきましても、検討中というふうにお答えされた方が30件、それから加算支援金につきましては42件の方が検討中、また22件が無回答、こういう状況でございました。このアンケート結果を見ますと、まだ大勢の皆様が、まだまだ住宅再建への方向性が定まっていらないのかなということがうかがい知れるかと存じます。

市としましては、１世帯ごとに適切な時期をとらえて丁寧に取り組みを行いたいと、このように思っております。１年という区切り、すなわち仮設住宅への入居開始から１年となる５月をめどに入居者の意向調査を再度実施した中で全体を取りまとめたい、このように考えてございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） 風評被害の件なんですが、ＪＡ分については約９割補償されています。ただ、一般の個々に出した分についてはなかなかスムーズにいったないというのが現状のようございます。いろいろ前年の出荷した数とかそういった面があって苦慮していると思われそうですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからご質問ありましたように、ＪＡ出荷分につきましてはＪＡグループ過去３年間の平均価格、これがこれだけ下落しているということでスムーズに資料の提供等もしていただいている。それと顧問弁護士等につきまして適正に損害賠償の請求の手続き、あるいは事務がスムーズにいったいる、そういうことで聞いております。

今議員からありましたように、ＪＡ出荷以外の生産者、これが実は旭市内は多くいらっしゃいます。そんなことで、昨年６月21日に実はＪＡ以外の生産者、この方々にお集まりいただきまして、市の中で旭市東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会、こういう協議会

を立ち上げをいたしました。現在77名の個人あるいはいろんな団体の方が加入しまして、協議会として現在請求手続きを行っております。事務局は農水産課のほうで実施をさせていただいております。

この協議会が中心となりまして、現在まで7回にわたりまして請求金額約6,500万円を実は請求をさせていただいております。現在7回ですので、5回の分までにつきましてはすべて東電のほうで請求しました金額すべて補償するということで、個人の口座等に振り込ませていただいております。その金額は約5億1,000万円。そんなことで請求手続きをやっている農業者はスムーズに我がほうでも手続きを指導している、そういうことで考えております。

ただ、この77名以外にまだまだ農業者がいると我々は思っております。そんなことで、今後とも請求漏れのないように農家指導を徹底したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 実はJ Aも役員さんは大変骨を折ってくれて、正直9割もこんなに早く補償を受けられると思ってなかったんですね。一般のJ A以外の方々も、どうせやっても無駄だろうと思っている方も大勢いるわけです。ですから、今、課長おっしゃったように、そういう漏れのないようにまた周知徹底させていただいて、やるだけのことはやっていただきたいと、このように思っております。

あと、野菜のほかにも畜産物も当然下落したわけです。乳牛は幸い大丈夫でしたけれども、例えば豚であろうと何であろうとみんな安くなっているんですね。乳牛にしたって、牛乳のほうは大丈夫でもスモールといいますか、子牛のほうはやはり下落しているわけなんですよ。そういった面の被害はあるので、そういった方々が個々でやるよりも今言ったように、行政が入ってやったほうがスムーズにいかうかと思うんです。先ほどもおっしゃいましたが、J Aは弁護士を立ててやっていますから、個人で弁護士を立ててというのはなかなかできないと思うんですよ。

ですから、農水産課が窓口になってぜひ続けていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから請求漏れのないようにということで、実は以前、いろいろ県の行政とも相談した中でこういう声が出ました。課長さん、民事不介入です

よということですね。ただ、今回の問題については市なり県なり国なりが野菜の出荷の自粛の要請をしたり、あるいは出荷の制限をしたと。その部分についてはいろいろ問題がございます。そんなことで、今、議員が言われましたように請求の手続きにつきましては、弁護士と違って我々は代償を求めませんので、そういう点で続けてまいりたいと思います。

それと、畜産関係につきましては、特に肉牛の被害が多い。そんなことで、肉牛につきましては県の畜産協会が窓口となりまして、現在、損害賠償の請求手続きにつきまして万全を期している、そういうことで聞いております。

それと、ちょっと先ほど請求受領金額が５億１,０００万円、これにつきまして訂正をさせていただきます。５億１,０００万円ではなくて５,１００万円ということですのでよろしくお願いいたします。

これはＪＡ以外の生産者が受け取っている金額でございます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○１５番（木内欽市） 何でこういうことを言うかといいますと、今回たまたま私、ＪＡの役員をやらせてもらっていますが、ＪＡは非常に組合員が見直されているんです。やはりＪＡに出荷しておいてよかったなど。それで補償が全部受けられているわけですから、今度から肥料もＪＡを通して買いますよと、お世話になったんだからと、こういう気持ちなんですね。

ですから、今回のことに関しても市が、農水産課がやれば感謝されるんですよ。市役所はよくやってくれているなど、こういうことがありますので、もうここまで来たらあとやっても幾らでもないと思うんですよ。せっかく一生懸命やってくれたので、ぜひまた課長、一骨折っていただいて、市民の皆さん方に農水産課はよくやってくれるんだという、そういう意見も出ていますけれども、ぜひ頑張っていたきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

それでは、次のＪＡの施設に対する補助金なんですが、これはやはり、こういうことを言うのと逆に反論する方もあるんですよ。ＪＡは銚子市から横芝光町のＪＡだろうと、何で旭市が補助金を出すんだという意見もあろうかと思います。議員の皆さんもそう思っている方がいらっしゃると思うんですが、そこでお聞きするんですが、このＪＡのフレッシュグリーン利用者は全員旭市の方ですよ。トマトとかキュウリをやっているのが、ＪＡちばみどりの資産なんですが、利用者は全員旭市民ということですよね。ちょっとお尋ねしますが、分かりますか。分からなければ結構です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　これからフレッシュグリーンを更新する上で、使う方々の農家の方たちだと思います。現在まで旧旭市の農家が主であった。これは旧干潟にも野菜、キュウリを作っている農家等に呼びかけて、議員が言ったように我々はほとんどが旭市内の農家ということで現時点では認識をしております。

○議長（林　一哉）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　であれば、やはり利用者が全員旭市の方なんですから、JAちばみどりという枠にとらわれず、旭市にできる施設なんですから、ぜひ国の補助だけでなく市のほうも補助金を出していただきたいと。新規ではないんですが、震災の被害も受けているんですよ、実際に、この機械。大震災の被害も受けています。それでパートの雇用も相当いるわけです、あの中には。そして、農家の方も夜なべをやらないで済むようになったと、労働力も軽減されてその上規模拡大もできて、キュウリ農家、トマト農家には大変喜ばれている施設なんです。

当然収入も上がっていますから市税も納めているわけでございますので、税金ということにもなりますが、通告してないんですが、あの施設ということで市に相当税金が入っていると思うんですよ。これは、機械は機械で償却という資産ですから税金が入るでしょうし、建物も固定資産、土地も固定資産、相当税金が入ってますよね。うなずいていただければ結構です。相当額のお金が市に入っているわけなんです。ですから、そこに市が補助金を出したって固定資産で返ってくるんですよ。

ですから、例えばこの施設が銚子市にできてしまった場合、銚子市に固定資産が入ってしまうわけですよ。旭市にあるんですから利用者也旭市、それで旭市に固定資産も入ってくるんですから、JAという枠にとられないで市のほうから補助金を、課長さん、補助金を見つけてくれるのすごく上手なんですから、そこはいろんなことで対応になると思いますのでぜひお願いしたいとご提案申し上げたいんですが、いかがですか。

○議長（林　一哉）　木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　今、議員からご質問いただきましたように、我々は補助金をいただいた方々には常に言っております。この補助金で債務は返してくださいね。その「返してくださいね」というのは何を言っているかということと税金です。ですから、補助金を次は税金で返していただいて、その税金がまた次の農業者に行くと。これでお金が回りますよということですね、そういう理解であります。

ただ、今回の件につきましては補助金が6億円を超えているということで、現時点で国のほうには、この事業なくしてはこの事業はできないと。それと、国のほうからしてみたら補助金の残はどうするんですかという、そういうことで今、JAとはシミュレーションをやっております。JAとしましては、近代化資金等で融資を受けたいとか、そんなことで現時点では国のほうに対しましてはお金がないから補助金ということで、我々も無理やりお願いをしていることもございます。そんなことで、現時点では国の補助金6億2,500万円の獲得を目指すということで、この席でのお答えは以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。これをいただけないと、キュウリ農家は200件ぐらいしかないわけですから、それで約12億5,000万円というのは非常に大き過ぎるんですね。ですから、先ほど申し上げましたように更新ではありますが、震災の被害も受けています。雇用の確保にもつながっています。規模拡大にもなっていますので、ぜひここはうでを振るっていただきたいと、このようにお願い申し上げます。

それでは、続いて道路問題についてですが、今、危険箇所が結構あるということですが、やはり危険箇所は十分把握していると思いますが、実は私、このほかにももっとあると思うんですが、そういったところをそのままほうっておかないで、標識ということもあります。例えば、田んぼの中の農道、新しくできた農道は非常に危ないんですよ。標識も一時停止の標識があるところとないところがやっぱりありますので、いずれつけるのであれば早目に付けていただきたいと、こういうふうに思うんですよ。死亡事故があってからつけるとか、そうするとすぐつくんですがね。それがあってからでは遅いので。そういった面、早急にはできないんでしょうかね。そのほかにもあるんですよ。

例えば、滝郷地区、今言ったように海上中学校からずっと行くところの道路であるとか、それが広域農道にぶつかりますね。広域農道にぶつかったら、広域農道がそのまま東庄町へ向かいます。あの道路も非常に事故が多いんですよ。現実には死亡事故も起きているわけで、例えば父兄なんかには言わせると車がとにかく飛ばすんですね。80キロ以下で走っている車はそんなにないんですよ、昼間は。大体100キロぐらい。それで中には若い人なんか携帯を片手に100キロ以上で走られちゃうんですからたまりませんね。

ですからそういった面での、例えば警察と相談して、あまり取り締まりされちゃってもこれもまた……例えば市のパトロールカーですか、あれでもいいからいて注意を促すとかしてもらえれば大分違うんじゃないかなと、こう思うんですがいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） 議員さんのおっしゃるとおり、東総広域農道だと思うんですけども、あそこのところが大分交通量が多いということでいろいろと警察のほうでも考えておるんですけども、警察のほうの対策としましては、私どものほうでやっているものは警察署の交通課とか県警本部、それと交通安全指導員、また道路管理者であります海匠土木事務所ですか、それと市の建設課。そういう方々と一緒にまず危険箇所の共同の現地診断というのを行っております。

そういった中で、ここのところが危険だなということになるとやはり、警察のほうでは当然規制標識とかそういうものはやりますけれども、また横断歩道等の設置、信号機の設置は警察を通して県の公安というような形になります。

また、児童等の横断歩道等の危険箇所につきましては、電柱に対しての横断幕、横断歩道がありますよとかそういうものは、市のほうでも建設課と一緒に安全対策は講じておるんですけども、今言ったような形でいろいろ、今パトロールというお話のほうもございましたけれども、その辺のところにつきましては登下校の学校等との連携も含めながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね。ですから、田んぼの中の新しくできた道路は見通しいいでしょう。ですから一時停止しないでみんな通っちゃうんですよね。ですから、車は速く走っていると、私も1回あったんですが、前の車を見ないで後ろの車にばかり目がいつちゃって目の前を通る、すごい危ないときがあるんです。ですから、一時停止を本当にやるべきなんですけれども、見通しがいいのでつい一時停止やらないんですがね。

あの辺を本当は一時停止の取り締まりをやればみんな気をつけるんでしょうが、あんまりやって農家の人がみんなつかまっちゃって、これもあれなんです。ですから、一時停止をやるように市が幾らか指導という意味で言ったんですが、できたらお願いします。

それと、危険箇所はもう1か所あるんですよ。広域農道、清滝から大正道路向かっていくとカーブがあるんですよね、ご存じでしょうけれども。あのカーブはもうガードレールがぶつかったままずっとなっていますね。あそこは非常に事故が多い。あそこでやっぱり死亡事故も起きているんですよ。それで、あのカーブがきついんですよね。ですからカーブがきつ

いから直線を100キロぐらいで来て、あれ100キロじゃなかなか回れないですよ。ですからそのまま飛び込んでしまうと思うんですよ。

ですから、あのカーブを幾らか、これは建設課になるのかな、幾らか緩やかにね、アジサイが植えてあるほうに幾らか道路のカーブを緩やかにしてもらおうと大分防げるかなと思うんですが、多少道路の改良。もう事故が多いですよ、あそこ。ですから、そこら辺はどうでしょうかね、危険箇所ということで。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 広域農道、確かにあそこは事故がありまして、現在ガードレールの設置と視線誘導標と線形誘導標の事故防止対策の工事はこれから行うような形になっておるんですけども、あの道路は昭和50年代に今の海匠農業事務所、昔の八日市場土地改良事務所で工事はしておりまして、線形的には道路構造令に合った線形にはなっていると思いますので、あと議員さん言われたように内側にという形がありますが、あれは内側に新七間川がございまして、かえって川にという形もあると思いますので、今、現在工事をこれから行うガードレールと視線誘導標、線形誘導標なんかの形が終わりましたら、路面表示がかなり古くなって消えていると思うんですね。えんじ色になったカーブがありますという形の路面表示が消えておりますので、今後もしそれでまた事故があるということであれば、路面表示としてカラー舗装などにやり直すような形で考えております。

ですから、道路改良は線形に合った構造になっておりますので、道路改良をやるのではなくて路面表示とかそういったもので対応していきたいと考えております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） あのカーブを、クロソイド曲線というのがあるんですが、少し曲がりやすく、そういったようなことはできないものなんじゃないかな。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 先ほど言いましたように、道路構造令に合った曲線、線形になっておりますので、あとは表示とかそういった面で自発光のセンターラインとか車線部分に分離びょうだとか、そういったもので対応していきたいと考えておりますけれども。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先日も同僚の大塚議員のほうから防犯カメラの質問がございました。

やはり安心して安全なまちづくり、このランキングに交通事故が入っているんですよ。ですから、これを減らさないとランキングは上がらない。それと火災発生件数ですか。一生懸命それをランキングを上げて、旭市は安全なまちだということをアピールしたいと思っているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

少し先になりましたけれども、先日も広域農道で4人、1人重体でその方も亡くなられたそうで4人亡くなっちゃったんですね。うちのほうの方だったんですが本当にお気の毒で、そういったあれを減らすためにもやはり交通安全対策をお願ひしたいと思います。

先ほど七間川という話がありましたが、そこにもやはり私の知り合いが、ちょうどガードレールが切れていたんですね、あそこね。そのまま入っちゃってシートベルトがとれなくて中で溺死しちゃったでしょう。まだ最近ですよ。ですから、そういうところにもガードレールをやっていただくとか、できるところはやっていただいて交通安全対策に努めていただきたいと、このようにお願ひして次の質問に移ります。

最後、震災復興ですが、これは市長の答弁にございましたが、やはり最優先に取り組むと、こうおっしゃっているわけですので、ぜひこれをお願ひしたいと思います。ほかにいろいろ事業もあろうかと思いますが、もう1年たつわけで結構瓦れきの処理とか順調に進んで、もうほとんどきれいになりましたけれども、まだまだ被災者にとっては相当、全部いいとは言いませんが相当不満が今たまっております。

ですから、復興支援金でしたか、やはり伊藤保議員が質問したときにまだ旭市は申請していなかったというなんことですが、こういうのも何で1月に、この大きな災害を受けた旭市が申請しなかったのか。まだその点も私だけじゃないと思うんですが、どうして1月に申請しなかったのか、もう一度お尋ねします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 木内議員さん、復興交付金のことだと思います。1月が第1回、3月が今度は第2回となるわけです。なぜ1月に提出できなかったか。これは国と何回も協議をしまして、はっきり決まってから持ってこいと、これはしつこく言われていまして、はっきり決まったのが今でありますので3月に提出すると、こんな予定になっております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほどの風評被害と同じで、やはり3月まではっきり決まったら持つ

てこいよと言われて、それで3月に出すということですので、ひとつ漏れのないようにはっきりと出していただきたいと、このように思います。

じゃ、仮設住宅のほうですが、やはり先ほど5月までということですよ。実際聞いてみたら分からないとか、正直なところそうだと思うんですよ、5月まで。でも阪神・淡路のときには5年ぐらいいられたという話もあるんで、入居者にとってみては行くところがないんだから5月にすぐ出ろということはないだろうと、私たちもそう思っているんですが、その辺はどうなんですか。ぴったり2年でということで行くと思いますか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど5月と申し上げたのは、意向調査を1年の区切りの中で行いたいと。ですから、今の存続期間は2年ということですから……

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 来年の5月ということになります。今年の5月にしっかり意向調査をして全体を把握したいと、先ほどご答弁させていただきました。

それから、存続期間の延長でございますけれども、これにつきましては一昨日もお答えしましたが、設置者が千葉県でありまして、仮設建築物の許可権者も千葉県ということで、千葉県の意向が大事になると。一方では、これらにつきましては市からの要請ということは非常に大事になるだろうと、このように思っています。先ほどアンケートの結果を申し上げましたが、やはり2年では多分に難しいだろうというふうに私は感じています。直接また住民の皆様からもご意見をちょうだいしています。そういった中で、これは法律上の問題がありますので。

一つご紹介したいのは、阪神・淡路の後に特別法ができまして、その中で仮設建築物の延長についての定めがございます。昨年の6月1日で国は政令を出しまして、仮設建築物につきましては特定行政庁の許可を受ければ安全上・防災上いろんなもののクリアの中で、1年ごとに延長が可能になっていると。法律上は事実上可能となっています。

先ほど申しましたように、これらはまだ170世帯近くの方が入っているという状況の中で、一件一件個々に丁寧に聞き取りをする中で、旭市の実態というものを県に訴えたい。この中で、当然ながら1年の延長というものを視野に入れながら、今はまだ決まってはいいないです。千葉県のほうでは決定はしていない。これから市のほうでそういった細かい意向調査をした

中で、要望して協議をしていきたいと、このように私は考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） たしか仮設住宅は県なんですね。ですから、旭市がどうこう言えないのは分かるんですよ。実はそこに入っている人からこういう相談を受けたんです。大人が3人で入っているんですが、2Kでしょう、本当に狭いんですよ。大人が2人、子どもが1人ならまあまあ同じ3人でもいいんでしょうが、あくまでも3人だと2Kしか入れないと。4人だと3Kに入れる。その3Kが空いているんですよ、現実には。飯岡かなんか。きのう見に行ったら七つぐらい空いているのかな。空いているんだからそこへ入れさせてほしいんだよと、家では嫁入り前の娘と3人でいて、空いてないならいいんだけど空いているんだから入れさせてほしいんだよと、ノイローゼになっちゃうよと。

私見せてもらったら本当に狭いんですよ。こたつをもらったけれどもこたつを置く席がないと。本当にそうですね。こたつを置いたら寝る席がないので、幾ら3人といっても荷物があるでしょう。そのほかに人間が入るわけですから。行ったことございますでしょうけれども見てくださいよ。これではやっぱり隣の部屋が空いているんだから入れてくれと言ったらやはり県だからというんですが、こういったところはどうかね。空いていてもやはり入れないんでしょうかね。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 答えいたします。

確かにそういった声は何件か私のほうにも入ってございます。ただ、私も千葉県千葉県ということで逃げているわけではなくて、積極的に千葉県とは交渉しています。ただ、やはり今27室、旭と飯岡で空いています。これも1DKと2DKと3Kと3タイプありまして、そういった中で空き室の活用についてということで、これまでも県と話はしてございます。

今、議員からお話がありました3人世帯で、確かにいろんな世帯の構成がございます。若い娘さんとお父さん、お母さんであるとかいろんな境遇の世帯があつて、当初は200世帯に対して満室になった状況があるわけでありまして、現状27室空いてきていると。それは空いているからすべてにそれに対して対応していいのかというのが、一つそこに問題があると。

今170世帯近く入っている中で、やはりそれぞれいろんな問題を抱えている家庭がございます。朝早く出勤をしなきゃいけない、朝4時ごろに出勤する家庭であるとか、夜11時ごろ

に帰ってくる家庭であるとかいろんな家庭が中にはございますので、そういった中で空き室の活用についてはこれからしっかり考えていきたいと、このように思いますけれども、一律的にこれを開放するとなると今度は取り合いになってしまう可能性があります。27室しか物理的にありませんので。その辺も含めてこれから県ともしっかりと、その辺については協議をしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 確かに取り合いになるということもあろうかと思います。それは私も話をしました。ですから、そういった場合には抽せんでもいいと言うんですよ。やってくれば満足するというんです。それで、見たら3Kの部屋の一つは荷物を置く部屋になっているんですよ。もったいないじゃないですか。荷物を置くなら2Kに置くとか、あるいはコンテナを買ってくればそれで1部屋空くわけでしょう。ただ荷物を置くだけに仮設住宅を使っちゃって、そういうのをみんな入居者は見ているんですよ。

ですから、先ほど言いましたように不満がたまっているんです。誰も回ってきてくれないと言っていますよ。共産党さんが回ってきてくれただけだと。議員は誰も来てくれないですよ。選挙近くになったら来るのかも分からないけれども、今のところ誰も来てくれないと。今度3.11があったらね、幾らなんでも市長は来てくれるでしょうねと、こう言っていますけどね。正直、昼間行ってもいないので、私は夏に来ましたよと言ったら全然取りつく暇がなく、とにかく不満は予想以上にたまっていると感じました。

被災者の身にならないと分からないと思うんですよ。仮設住宅があるからもういいだろうじゃなくて、阪神・淡路のときにはそれから、この間、おとといでしたか特集をやっていましたが、東北地方でも自ら命を絶っている方が何人もいるんですね。そこまで追い詰められなくても、それに近い状況の人は本当にいらっしゃいます。

ですから、ぜひ担当課の方々も行っていていただいて、話せば不満は和らげると思いますよ。やはり市役所の人をよくやってくれたと、議員さんはよくやってくれたと、市長はよくやってくれたということになれば、被災者、今120世帯ぐらいいらっしゃるでしょうが、そういった話というのは集会所でみんな話をしているんですね。そこできっと何もやってくれない、何もやってくれないという話ばかりのところに私が飛び込んだのか分かりませんが、一緒に行った入居者が初めて集会所に入ったんです。その方が言ったんですよ。ここはいいところだねと言ったら、仮設に入っている人にいいところとは何事だと私が怒られちゃってね、私

が言ったんじゃないのに。

ですから、ちょっと混乱というか、相当ストレスもたまっているようなので、ぜひ入居者に対する対策を。ですから、もう1年たっているわけで、そういう不満があるところに、例えば来年の3月ごろになって片さってください、出ていってくださいと言われたって、その人たちは何も分からないというのが正直今のところなんです。ですから、今からそういうことを言っておかないと、民間のアパートだって出ていくには6か月ぐらい前には大家さんは通知しないと出すことできないんですから、まして仮設で、自分で出られる人はいいいんですよ。家を建てられる人だとかアパートを借りられる資金のある人はいいいんですが、そのない人たちは一体どうするのかと、そこが一番聞きたいんです。もう一度ちょっとお答えください。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

確かにお年寄りだけの家庭というか、70歳以上の世帯だけでも二十五・六世帯を数えます。そういった中で、期限というのはおのずとやってくるわけでありまして、そういった中で、先ほど申しましたように、まだまだ再建の方策が見出せないという方が非常に多いというふうには思っています。ただ、「じゃ、どうしますか」というのをいきなりは言いたくないというのが私の考えでありまして、先ほど申しましたように1年という区切りの中で丁寧に一件一件聞き取りを行っていきたい。その中で実態を把握して県のほうにも要請をしたい。

また、先ほどの空き室の問題につきましても、こういった形で提供できるかというのはこれから勉強させていただきたいんですが、例えば2DKの1室を倉庫で使ってしまうと1室しか使えない。3Kでも倉庫で使っていて2室しか使えないという方は非常に多いようです。ですから、倉庫で貸していただけないかという方もいらっしゃいます。ただ、それには個人資産の問題が当然ながらあります。一つの部屋を1人の方に貸すのではなくて、皆さんに貸すことはできるのかとかいろんなことを考えなきゃいけないと思います。物理的に27室しかありませんので。

そういったことを含めて、これから5月に向けて入居者対策についてしっかりと取り組んでいきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） すみません。先ほど仮設住宅に議員さんは誰も来てくれないと、共産

党さんだけというのがありましたが、それは入居者の一人がおっしゃっていたことであって、実際には公明党さんも行ってると思いますし、個々の議員さんも行っていられると思います。ただその人が言っていたということなので、ほかの議員が行ってないということではありませんので、おわびさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 佐久間 茂 樹

○議長（林 一哉） 続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） おはようございます。16番、佐久間茂樹。一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、あさって3月11日は東日本大震災の1周年になります。ここに改めて被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。

本年1月の成人式の中で、筑波大学の女性だったかと思いますが、日本人1人に対して韓国人は3人、中国人は8人、ベトナム人は20人が使えるといった旨の意見発表がございました。非常に分かりやすい表現をしてくれたと思いました。今の若い人たちは大学でそういった勉強・研究をしているんだなと、つくづく思わされたところでございます。労働力コストの差を実に見事に表現してくれたと思いますが、日本の人件費は韓国の3倍、中国の8倍、ベトナムの20倍だということでしょう。大ざっぱではあるでしょうけれども、いずれにしてもこれだけの差があれば産業の移動・流出、そしてデフレは当面仕方がないことなのかもしれません。

産業の空洞化と言われていると思いますが、国内でも仕事が減り雇用の場が減りつつあるものと思います。時給700円から800円での非正規職についている人も少なくないと思いますが、仕事にありつけない人もいるわけでございます。

日本を含む先進主要国の失業率は、ここ10年から20年、4ないし10%前後と高いところにずっと張りついております。ここにいらっしゃる皆様の時給は多分6,000円台、日当にして4万から5万円前後になると思います。これは私、旧飯岡町の議員のときにも整理してお話しさせていただきましたけれども、実際の手取りはその7掛けくらいかもしれませんが、こ

れを時給700円とか1,000円にはできないと思います。日本国の上たるもの、そう安い給料ではできないと思います。

それにしましても、市町村合併による行財政改革が行われ、今回も国家公務員の給料を一気に7.8%下げる法案がスピード可決され、成立したと言われております。公務員の給料削減等、7.8%下げましたけれども、今では焼け石に水状態であると思います。が、それでも一歩前進だと思います。

先進国の蓄積された資本は安い労働力を求め流出していき、国家はこの安い労働力の前にお手上げ状態のように思います。旧飯岡町の議会で中国元の大幅な切り上げを訴えさせていただきましたが、東海の果ての遠ばえ、届くべきありませんでした。また適度なインフレが望まれたわけですが、逆にデフレスパイラルに陥るありさまでございます。

大塚議員の言われますように、再生可能なエネルギー産業と早急に国内の産業構造の改変が必要なのではないでしょうか。そして、それまでの間はなお一層の無駄を省き、今あるものは大事に使い、少しでも多くの雇用の場を確保し、仕事を共有し助け合っていかなければならないものではないかと思います。旭市民のためによかれと思うことを、皆さんと協力してやっていければよいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

一般質問をさせていただきます。

1 番目の、旭市復興計画について。

東日本大震災、3月11日、まだ1年たっておりませんが、短期間の間に通常業務とは別の大変なお仕事をまとめていただきまして、大変ご苦労さまでございました。心から敬意を表しますとともに御礼を申し上げたいと思います。

この旭市復興計画をいただいてからまだ1か月たっておりません。内容を隅々まで見させては、目の届かないところもございますけれども、大ざっぱに申し上げまして被災者の生活再建について、1 番目ですね。2 番目、地域経済の再興について、3 番目、災害に強いまちづくりについて、4 番目、見通しについてをお尋ねしたいと思います。

大きな2 番目として、旭市総合計画について。

(1) 総合計画についての市長の考え、(2) 前期基本計画による進捗状況をお願いしたいと思います。(3) 後期基本計画について。

大きな3 番目で、食彩の宿いいおか荘について。

(1) 前期基本計画による進捗状況は、(2) 地震及び津波による被害額は、(3) 今後について、(4) 国民宿舎事業会計についてをお尋ねしたいと思います。

再質問は自席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 佐久間議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、総合計画について市長の考えということ、食彩の宿いおか荘について、今後についてということでお答えをしたいと思います。

総合計画について私の考えを述べさせていただきます。

総合計画で定めた将来都市像「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、その実現を目指し、基本理念であります自立・共生・協働のもとで六つの基本方針、いわゆる「安全で魅力のある、快適でうるおいのある、健やかでやすらぎのある、心豊かな人と文化をはぐくむ、活力と躍動感に満ちた、共につくる夢のある」、そういったまちづくりを進めていきたいと、そのように考えております。

そして、旭市の地域資源、医療・福祉、食、交流の郷をリーディングプランに、また震災からの早期復興を目指すための復興計画や定住自立圏共生ビジョンと連携したまちづくりを進める考えであります。

次に、特に三つの郷づくりについては、医療圏100万人の中央病院が、皆さんにさらに信頼される中核病院として市民の安心のため、また経済面でも貢献したいと、そのように考えております。食の郷づくりについてですが、旭市は農業のまちです。震災による放射能対策では安全キャンペーンを実施し、乗り切ってきました。TPPにも対応し、基幹産業である農業を守っていく覚悟であります。交流については、旭市に周年人が集まる施設として道の駅を設置したい。また、スポーツやまつりをさらに充実させ、震災前よりにぎわいのある旭市を市民一体となって作っていきたい。そして、地域社会の活力を低下させないよう少子高

齢化対策に、またさらなる行政改革を進めることで引き続き健全な財政運営を維持するための計画としたいと思っております。

次に、食彩の宿いいおか荘についてであります。

いいおか荘の今後についてであります。施政方針で申し上げましたが、いいおか荘につきましては解体する方向で考えてきたところでありましたが、今後さらに関係各位のご意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面、解体につきましての予算は平成24年度としては見合わせたい、このような思いでいるところでありまして。ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員さんからは7点、今、市長は1点申し上げましたので6点、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

1点目は復興計画についてでございます。被災者の生活再建ということでありまして。

このことにつきましては、市長からほかの議員さんにもお答えしたと同じことをまた言うかも知りませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

復興計画は、一刻も早い生活再建を第一に策定いたしました。

復興計画で大切なことは、計画事業を実施する、実行することというふうに考えております。しかも、被災地のため、被災者のためというものでなければならないというふうに考えております。被災者の生活再建につきましては、生活基盤である住宅は再建するだけでなく安全な住居環境づくりが重要です。また、被災者は心身に疲労やストレスを抱えていることから、健康の回復と心の復興の支援が必要です。さらに、雇用の確保も重要と考え、7施策36事業を計画いたしました。

次に、地域経済の再興であります。

地域経済の再興につきましては、市の復興に極めて重要と考えています。特に飯岡地区の商店街は、まちづくりと連動した形での検討をすることが必要であります。また、全体として企業誘致や新たなビジネスの創造に努める必要がある。さらに、観光資源である海岸の早期復旧、農水産物の安全・安心を提供する体制づくりなど、積極的に取り組む考えで5施策29事業を計画したものであります。

続きまして、災害に強いまちづくりについてです。この辺についてはちょっと長く答弁させていただきたいと思います。

その考えですけれども、まず一つ目の津波につきましては、人工盛り土を利用した海岸減

災林の整備、避難タワーの設置などハード対策と、避難体制、住民への防災教育、情報伝達の改善などソフト面の防災対策も適切に組み合わせた複合的な対策としなければならないというふうに考えております。

また、防災組織の整備につきましては、防災計画の見直しによりまして他の自治体との防災協力体制、警察、消防といったその連携も改めて強化しなければならない。そういったことであります。

それから、次に今後の見通しについてというご質問がございました。

このことにつきましては、復興計画の見通しですけれども、復旧事業は2年、復興事業は5年。これはあくまでも軌道に乗せるための期間としてずっと説明させていただきました。したがって、計画事業のすべてが5年で終わるんですねと言われると、これはそうではありませんというふうに考えております。具体的に数字で申し上げますと、計画した125事業のうち何年から何年までという矢印で記しております。60事業は平成28年度以降も継続するだろう。言いかえれば継続すべきと考えている事業もあります。

今度は総合計画につきましてはです。前期基本計画事業の進捗はというお尋ねだったと思います。

平成23年3月31日現在で進捗状況を、後期基本計画の5ページに記載してございます。68項目の目標に対して達成率を進捗度として記載させていただきました。でも、最近2月27日現在でもう一度どうなんだということを調べさせていただきましたところ、5の段階を満点とすれば4.3ということで、ほぼ順調に推移しているというような状況であります。

続きまして、最後、後期基本計画についてという議員さんのご質問でございました。

この辺につきましては先ほど市長から述べましたんですが、私からは、そのうち新しい事業がどれだけあるのかなということでお答えさせていただきたいと思います。前期と後期を比べまして、全く新しい事業は26事業あります。主な事業を六つほど述べさせていただきますと、どうしても災害関係が多くて海岸減災林の整備だとか、避難タワーの設置だとか、液状化対策だとかいう事業を盛り込んであります。そのほかに太陽光発電システムの設置助成のことだとか、これは災害ではありませんけれども蛇園南地区の排水路整備だとか、そういったことが新しい事業ということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから3番目の食彩の宿い

いおか荘について、四つの質問のうち今後については市長が先ほど答弁されましたので、三つについて回答させていただきます。

まず1点目の、前期の基本計画の進捗状況はというご質問でございます。

前期の基本計画の進捗状況ですが、計画では施策の展開というところで、「国民宿舎の整備・充実」という項目を掲げまして、具体的には国民宿舎整備事業、それと国民宿舎経営改善事業の二つの事業を計画してございます。一つ目のハード事業のほうにつきましては、平成19年、20年に耐震補強と併せて改修整備を行っております。次のソフト事業につきましては、宿泊商品開発ですとか運営システム等の見直しから、市民感謝デーなど企画商品をはじめ各種のイベントを企画し、集客の向上に努めたということでございます。

2点目のご質問ですが、地震及び津波による被害額はというご質問です。

いおか荘の地震及び津波による被害額ですが、建物部分とその他施設等を含めました合計被害額は約2億3,000万円ということで概算見積もりをしてございます。

続きまして、最後の国民宿舎事業会計についてというご質問です。

具体的に国民宿舎事業会計についてというご質問であったので、ちょっと勘違いの答弁になるかもしれませんが、考え方としましては市直営での経営を断念し、関連する条例を本定例会に提案させていただいたところであります。

したがいまして、国民宿舎事業を廃止するということから、国民宿舎事業会計については3月31日をもって廃止し、4月以降は一般会計に引き継ぐという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 質問項目をいっぱい並べてしまいまして大変申し訳ないんですが、復興計画、後期基本計画、まだ拝見してから1か月たっていないものですから。

それでは、旭市復興計画について、1番目の被災者の生活再建についてということで再質問させていただきます。

先ほど木内議員からの質問で、特に仮設住宅の問題が出てございました。一昨日、財政課長のほうで何でしたか、災害公営住宅、これの査定が今月1月23日にあるという話がございました。ありがたい話で、何とかまとめていただきたいなと思うんですけども、これの件数とかどういうふうになるのか。全然こちらは分からないので、予想がつくのであればご説明いただければと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 件数の予想がつけばということでございます。まず、災害の査定をなぜ受けるかということなんですけれども、基本的に災害公営住宅というのは大規模半壊以上の被災者しか入居できません。そのために滅失家屋の数を国土交通省と財務省が査定をいたします。その数によって公営住宅が建てられる件数が決まってくると。その建てられる件数が決まった中でもさらに、本当に地域の住宅の供給の状況とかそういうものがすべて勘案された中で最終的に数が決まっていくということになります。

ですから、例えば既にある公営住宅が活用できるところで、そこに入ってください。それでさらに本当に残ってしまうのは何戸あるんでしょうか。そこについて建設を認めましょうかという形になるので、この数については査定後、ある程度の数はいけるのかなという思いはありますけれども、今の段階で何戸という形はちょっと言えない状況です。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 皆さん、ほかの議員さんもそうでしょうけれども、仮設を出た後、本当に心配しているんですね。ですから、できればいいお話を聞ければと思ったんですけれども、そういうことでございましたら今は仕方がないとしても、後々またいいお話を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

それで、1番目の中で生活再建についてということで、家の問題もそうですけれども、特に雇用の問題。特に飯岡はもう壊滅状態ですから、（2）番目の地域経済の再興についてということで関連もあると思うんですけれども、この雇用の見通しというのは、市長、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 具体的には、一昨日お話があったようにグループ補助金、国の第3次補正でありましたようにかなりの水産加工業関連企業、そのグループに対して補助も国から認められまして来ているわけであります。そういった方々に対しての雇用は従来どおりいけるのかなと、そんなような思いがあります。

一番、今、私が心配しておりますのは、やっぱり個人経営の事業所、それに対する国・県の支援というものがほとんどないというようなことの中で、個人経営事業所に対する支援について今、全力で国・県へ、少しでも補助金を旭市に回してくださいというようなことでお願いをしてありますし、これは行政がやるというよりはそれぞれの企業が、個人が県に要望

したり国に要望したりするというのが建前で、その応援を商工会と商工観光課のほうで後押しをしているというのが状況でありまして、そういったような状況で、それで少しずつ個人経営の方々にも立ち直ってもらいたいなと、そんなような思いで今、一生懸命補助金の申請といひましようか、旭市に落としていただくための努力をしているところでありまひす。よろしくおひいします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） （2）番の地域経済の再興についてなんですけれども、いいおか荘の跡地利用をどのように経済再興に結びつけるようなお考えなんでしょうか。

これは載ってましたですね、跡地利用についてということひ。いいおか荘がなくなひて、あの辺全部更地になひて飯岡の市街地がほとんど壊滅状態の中で、地域経済の再興という話かどのように見えてくるのかなと、ちょっと見えないんですね、私どもには。何もなくなひちゃっているのに地域経済の再興という話はどのようなのかなと。市長はどのようにお考えなんひでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めまひす。

市長。

○市長（明智忠直） いいおか荘の問題は一般質問で各議員の皆さん方もいろいろとご意見がございました。そういった中で、今年は取り壊しという部分で、当初は7月末のYOU・遊フェスティバルですか、そこのところにイベント広場とかイベントを開催できるような広場が欲しいなと、駐車場も必要だなというふうな部分で、そういった考えであつたんですけれども、確かにあの景観、外から見た景観の中で果たして一気に解体までやひていいのかどうかという部分は十分反省をしまひて、議員の皆さん方、あるいは専門家の皆さん方、地域の皆さん方、そういった部分で跡地の利用と同時に今のいいおか荘が再利用できるのかどうか、専門家に少し意見を聞きながらもう1回考えたいと、そんなように思ひていまひて、最悪いつか解体というようなことになるれば、あれがやはり旭市の数少ない観光拠点ということもありまひて、何かやはり早速にでもやらなければというような部分、それが今まだ現在解体をしないということひでありますので考えておりませんけれども、いいおか荘に匹敵する、それ以上のものを何かやりたいというような思ひは今、持ひておりますので、よろしくおひいたひと思ひまひす。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） いいおか荘の問題は前期基本計画にも載ひておりますので、それは

また先に送るといたしましても今度災害に強いまちづくり、これは国や県のほうで結構やる部分が多いのかなと思うんですけれども、4番目の見通しなんですね。今の（１）（２）を含めて平成23年から27年ということで本のほうには出ております。もちろん、そこから先にも延びるだろうという説明はございましたけれども、一応復旧と復興ですから、23、24、25、26、27年の5年くらいでやろうと、そういう意気込みはすごく感じるんです。

ですけれども、今の（１）番、（２）番をとっても、本当にこれだけは27年ぐらいまでにやっていただければありがたいなと思うんですけれども、これからいろいろ考えるという話になってくると、何か27年度までに本当にできるのかなというような感じがするんですけれども、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 先ほど私、この復興計画の中で125の事業がありまして、そのうち各事業には実施期間が表示してありますということで、そのうちの60事業は平成28年度以降も続きます、というふうに申し上げました。そのとおりでありまして、もう既にほとんどが始まっているわけでありまして。

議員さんが心配されるのはその期間で終わるのかということで、例えば高齢者の支援とか被災者の心の支援とか、職業相談とか、被災経験の継承、あと耐震化の補助、協力体制の強化、子どもたちの防災教育だとかというのは、この中で終わらなくてはいけないものではないと思うんです。ですから、この復興計画ではあえて28年度以降も続けていきますよというふうに表示いたしました。ご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） すみません。旭市復興計画ということで、本当に事故ですよね。本当に不慮、あってはならないことなんですけれども突発してしまったわけで、通常の業務のほかにこれを執行の皆さんが作っておやりになってくださっているわけですから、あまり無理も言えない、ただただ感謝するばかりなんですけれども、実際困っている市民も多くいらっしゃるわけですので、ぜひその辺はよろしくお願いしたいと思います。

では、旭市総合計画について再質問させていただきます。

復興計画というのは、震災は不慮の出来事と申し上げましたけれども、もともと旭市の計画というのは総合計画があったわけでございます。前期が平成19年から23年、後期が24年から28年ということで、市長に先ほどご答弁いただきましたけれども、総合計画に基づいて順

調に進めていくということですが、震災によって前期基本計画にあったものが壊れたり、いいおか荘もそうですよね。前期基本計画で達成できたんですけれども震災によって壊れてしまったです。前期基本計画に少し後戻りがあったと思うんですよ。いいおか荘だけではなくてほかにも。旧飯岡市街地、液状化等でやって、私はかなりこの進捗状況——2番目に入ってしまいますけれどもね、進捗状況ということで書かれているんですけれども、分かりにくいというか、かなり細かくやってくれているからなんでしょうけれども、先ほど5段階にして4. 幾つまで達成できているという話だったと思うんですけれども。

私、いいおか荘の例をとってもそうですけれども、前期基本計画で達成されたんですけれども、震災によって壊れてしまった。ということは、前期基本計画が達成されてないわけですよ、今現在。一昨日の答弁でも市長は、まず震災前に戻すとご答弁されています。そうすると、まず壊れたものは震災前に戻して、そして初めて前期基本計画が達成できるのかなというような気がするんですけれども、その辺はいかがでございますか、市長。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 幾つかご質問があったと思います。達成状況、分かりにくいというお話がございました。確かにおっしゃるとおりであります。後期基本計画の5ページに前期分の達成状況を載せてあります。この5ページに載せてある達成状況は、この当時は3.9、今は先ほど申しましたように4.3、5段階ですね。5を満点にすればということなんですけれども。

これはあくまでも後期で言えば370ぐらいの事業をずっと並べているんですね。370の事業のうち目標設定をしたのがあります、具体的にあの道路は何キロ整備するというふうに目標設定をしてある。その目標設定をしてあるのが68項目あるんですね。68項目の達成状況はということで、先ほどご説明させていただきました。

では、議員さんがおっしゃるように、いいおか荘は震災で壊れたよなど、あの道路は震災の液状化がゆがんじゃったよなど。せっかく新しくなったのが戻るんでしょうと、こういうふうに言われますと、そうじゃないとしか言いようがないんですけれども、本当に申し訳ございません。答弁になっているかどうか。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 前期から後期に後戻りといいましょうか、できなかった部分があるんじゃないかというようなことでありますけれども、今回の震災を受けても前期の基本計画に沿

ってほとんどの事業は順調と、ちょっと遅くなった部分もあるにはあるんですけども、ほぼ前期基本計画にのっとってやっているわけであります。

ただ、その中で今、議員がおっしゃられますように国民宿舎の問題、あるいは臨時職員等の見直し、それから証明書等自動交付機の設置、そういった部分は前期基本計画に載っていたものが後退したのかなと、そんなふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 再三で申し訳ないんですけども、やはり基本計画というのがあって、一昨日も市長はやっぱり、まず震災前に戻すとおっしゃっていました。だから、そういう意味でそこにこだわってしまうんですけども、その辺のところをもうちょっと明確にご答弁いただければと思うんですけども。総合計画、前期基本計画を変更するのかしないのか。実際、今、かかっているわけですけども、守るのか守らないのかというところで。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） おっしゃっていることは国民宿舎の問題だと思いますけれども、国民宿舎につきましてはやはり2億3,000万円、被害があつてその修復をするということについて約2億円くらいの見積もりが出ているということの中で、果たしてこの5年間の実績を見ても毎年3,000万円、5,000万円の借入れをしているということの中で、赤字を出しているというような状況の中で、この震災で受けた災害をもとに戻してやるということが果たして妥当なのか。今の行財政改革の中でそういったことが本当に妥当なのかという部分は、いろんな関係の皆さん方にもご審議をいただきまして、そういった状況で後期に対しては見直して、いいおか荘については新たな観光拠点づくりにやっていきたいと、そんなような思いで今いるところでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今回の一般質問は地元市民といいますか、地元市民の要望ということで何とかいいおか荘を残してほしいと、そういうスタンスで一般質問をさせていただいています。

旭市の基本計画があるわけですので、その基本計画をもう1回おさらいといいますか、させていただいて、経営上の問題もあろうかと思います。これは3番目の食彩の宿いいおか荘になっちゃいますけれども、まだ2番目ですが、そうしますと前期基本計画であっ

たいいおか荘がなくなってきた、後期には道の駅の記載が出てくるんですね。軸として、海浜・リゾートレクリエーション軸というのがあります。後期基本計画の中ではどうもこの辺に道の駅が——いいおか荘が消える、跡地の問題が出ている、消える。そうすると、道の駅がどうもこの辺に出てくるのかなと、そんな感じがするんですけども、その辺の構想は何かあったんでしょうか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） いいおか荘跡地と道の駅の関係だと思います。復興計画の説明を議会全員協議会で説明させていただきました。そのときも、たしかこの絵で道の駅は枠外に入れてあります。したがって、おととい、大塚議員さんからも中央病院の近くがいいとか、あとはいいおか荘の跡地がいいとかいろんな意見が出ています。ただ、今までの道の駅推進委員会の中では5か所の候補地を挙げてある。今この段階です。

ですので、この先どこにするかは、この5か所の中で選んでいく。今この段階ですのでご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） じゃ、（2）番目はそれで済ませさせていただきたいと思います。

次に、後期基本計画（3）番ですね。これで、100ページに観光客の宿泊数というのがございます。宿泊数、当初は12万8,000人。平成21年で12万1,600人になって、平成28年の目標は12万8,000人になっています。これは前期にも出ているんですけども、いいおか荘の宿泊利用率40%を切っていて約1万3,000人あるわけですね、宿泊者数が。60%くらいになると2万人近くなるんですけども。そういった意味で、この100ページの目標というのはかなり厳しいものになってくるのではないかと。

これは数字の話ですからあれですけども、やっぱり1万3,000人とか2万人近い、うまくいけば1万5,000人とか2万人くらいになるんでしょうけれども、この辺の考えは、ここではまだいいおか荘があるという前提なんじゃないかな。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 観光客の入り込み数ということですので、商工観光課のほうからご説明させていただきます。

いいおか荘の数値が、具体的にはこの計画にどう反映されたかというようなことだと思います。

ます。実は、数字だけの話をさせていただきますと、前期基本計画から後期基本計画ということで、前期の宿泊者数は13万4,400人を見込みましたけれども、今度の28年の目標では12万8,000人ということで若干ですが下方修正させていただいています。これがすべていいおか荘による宿泊者数の減ということではなく、例えば、いいおか荘がない場合にその分、かんぼの宿に流れたり民宿のほうに流れたりというような数も当然ありますので、その辺はあくまでも、議員さんおっしゃるように集計数値ということで、若干の微調整はさせていただきましたけれども、イコールいいおか荘の減ということではないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 前期、後期通じましていいおか荘は確かに赤字という話ですけども、これはまた3番目でまたお話しさせていただきますけれども、それにしても利用率が40%を切っていて1万3,000人、うまくいけば1万5,000人とか2万人近くなるわけですので、かなりこういった面でもすごく、なくなるということはマイナスなのかというような気がするんですね。これはやっぱり基本計画に前期も後期も載っているわけですから、そういった意味では前期基本計画でその宿泊施設の整備、要するに海浜・リゾートレクリエーション軸の整備というのは、私は正解だと思うんですね。ただ、後期になるとそれが見えないんですよ。その辺、市長、もう1回お願いできますか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） その辺が後期では見えないということであります。いいおか荘を例にとってみますと、ちょうどでき上がる段階でこういう事態になりましたので、いいおか荘については記載してございません。だから、まさに見えません。

でも、観光については観光情報発信の推進だとか観光施設の整備だとか、いいおか荘を除いた形で記載させてもらっております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） では、後期基本計画はその辺にさせていただきます。

3番目の食彩の宿いいおか荘についてに入らせていただきます。できればお昼前に終わらせたいと思っていますので、よろしくお願いします。

前期基本計画による進捗状況はということで（1）、先ほどお伺いしました。市長は今ど

のようにお考えでしょうか。さっき、壊れて戻っているわけですね。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど答弁したとおりで、いろんな状況を考えまして後期の基本計画にはいいおか荘という部分は盛ってなかったというようなこと、盛らなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それで、前期基本計画の中に民営化の手法を取り入れて経営改善に取り組むというお話が書かれています。それは具体的にどういうふうにとったのかお伺いたいんですけども、その前に、私、平成20年の12月の定例会で、もういいおか荘は赤字になりそうだから、赤字になってもどっちにしろお金を入れるわけですね、市から。今回も3億円補正予算で入れているわけですよ。赤字の部分、長期借入金を調整するために結局入れるわけですよ、お金を。ただ入れるわけですよ。どうせそうなるんだったら、お年寄りの順にお一人ずつ、合併記念事業としてお年寄りの順に泊まっていたらということで提案させていただきました。かなりしつこくさせていただいたと思います、あのときは。もうちょっと頑張らなきゃいけないなと思って、かなりやらさせていただいたつもりです。

それくらい赤字になるというのはもう見えていたわけですから、それを補てんする、やっぱり執行側でのバックアップは皆そうですけれども、何とか、どっちにしろ長期借入金6,000万円とか1億円近いお金を今回ただで入れてしまったわけですね。これから補正で入れるわけですよ。それだったらそのときに、1億円という1万円にしても1万人近いですから、1万人の市民の方にいいおか荘に泊まらせていただいてサービスを受けてもらったほうがよかったんじゃないのか、私はそう思うんですね。あのときもっと強く言っておけばよかったなと。3年たって1億円近くになっちゃったわけですから。

その辺は、当時市長は違うんですけども、申し訳ないですが、そういう意味では案の定というとおかしいんですが見えていたわけなので、その辺を何とか、民営化の手法はどういうふうに——努力はしてくれたと思います。時代も悪かったのかもしれませんが。その辺をもう1回ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） リニューアルした時点の経営方針といいたいでしょうか、ブランド化という

か、ある程度高級志向とか、そういった部分で確かにリニューアルしたと思いますし、それがよかったのか悪かったのかという部分、今になればはっきり分かっているわけですが、当時はそれで新たな観光資源といいましょうか、観光客を呼ぼうというような思いでやったと思います。

それ以後、やはり宿泊業といいましょうか、それといろんな部分でのちょっと高額料金であれ過ぎるのではないかというような中で改善はかなりして、本当に22年度以降は少し回復の兆しが見えてきたところなんですけれども、それは支配人あるいはまたいろいろな方々のアイデアをもらいながら改善策を、市外サービスデーだとか女性サービスデーだとか、宿泊料もかなり切り下げて6割、7割くらいにしたと。

そのような経営努力をしているわけでありまして、そういった中でも時代の流れといいましょうか、やはり公が宿泊施設、観光施設をやるということはちょっと無理な時代になってきたということは、議員の皆さん方もご承知だと思いますけれども、そういった時点で今回の災害を受けてしまったということで、本当に結果は悪いほう悪いほうばかり向かったんですけれども、この辺でやはり決断といいましょうか。先ほども申しましたように再利用できるものがあれば専門家に、この宿は何に価値があって観光拠点としてやれるのかということをもう1回見ていただきますけれども、宿泊施設としてはこの辺で決断をしたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） あまり深く問い詰めてもしょうがない。取りあえず討論というか、お話を分かっていたいただければ、経緯をですね。市長がそういうお考えであれば、それはそれで仕方がないと思うんですけれども、やはり基本構想というのはあったわけです。今現在もあるわけですので、その辺をもうちょっと尊重していただければありがたいなと思います。基本的には、市長が一昨日にもおっしゃってくれましたけれども、もどに戻すというお話だろうと思います。

じゃ、（2）番目に入ります。被害総額が2億3,000万円というお話でした。保険か何かは入ってなかったんですかね。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 建物等の津波に関する保険等はありませんでした。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 保険に入ってなかったという話、非常に残念だなという話をしているんですけども。農協は入っていたそうです。それは過ぎたことで仕方がないかなと思うんですが、時間もちょうどあと7分くらいなのでそろそろ。

私ね、このお話を伺いまして一つは税金の使い方の問題といたしますか、資産が6億5,000万円、土地代を含めて6億8,000万円あるわけです。土地代が3,000万円ということで資産が6億5,000万円です。これを1億円かけてぶっ壊すという発想がすごいなと思ったんです、まず。旭市はすごい金があるんだなと、こういう税金の使い方をするのかなと。旭市がやって、匝瑳市がやって、銚子市がやって、これを全国でやられたら納税者はたまらないですよ。まずそれが一番だと思います。6億5,000万円の資産を1億円かけて直すというならいいんですよ。ぶっ壊してゼロにするという、こんな税金の使い方をされたら困ると。匝瑳市がやって銚子市がやって日本全国でやってごらんなさいよ、どうなりますか。大変な話ですよ。まずそれが肝心なんです。責めているわけではないですよ、私がそう感じたんですね。それは分かっていたきたいと思います。

それで、基本計画もありますけれども、まずなくなるということは雇用の問題、あそこで20人近くの人がお仕事をしていました。これもなくなります。それから、先ほど申し上げましたけれども観光客も、単純にいいおか荘に泊まる人が年に1万人から——ほかに泊まるという話もありますけれども、通常で見ればそれくらい減るでしょう。かなり減るわけですね。

そしてもう1点は、あの震災で緊急避難ビルとして使える可能性というか、それを実証できたわけですね。あれを残しておけば緊急避難ビルとしても使えるし、あえて緊急避難タワーとかそういったものを建てる必要もないでしょうし、そういった意味でいいおか荘の北側の特別室ですか、一昨日もお話がありましたけれども緊急避難ビルとして——いいおか荘ではなくて飯岡中学校ですね、残しておくことも可能かなとは思いました。

そういった意味で、いろんな目で見るとやっぱり残しておいてほしいなと、そう思うんですね。旧飯岡の市民にとってもシンボルですので、何とか残していただけるようなご配慮をお願いしたいなと思います。まだその議案を拝見していませんけれども、1号議案に補正していただいて、解体費は見送るというお話ですので、何とかそういう格好でお願いしたいなと思いますので、市長、よろしくお願いします。答弁どうですか、ちょっと1回だけ。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　今ご意見を伺いまして、まだ私も残しておくということになれば何かに利用しなければという部分もありますし、そういった部分で専門家の意見、あれを避難ビルにして下のほうを震災記念館とかそういった部分にして残しておくということで、どのくらいの——利便性ももちろんありますし、今部屋で、ツインルームといった部分の中でそのままやれるということは恐らくないと思いますし、そういった部分で改造してどのくらいの予算でやれるのかという部分。それから利用方法、避難ビルだけではなくて何かそこを基点に何かほかのものをつけ加える施設を造るとか、そういった部分で専門家とか地元の皆さん、そしてまた議員の皆さん方にも、ぜひ今後の利用方法についてはいろんなアイデアを伺いたいと、そんなようにも思いますので、議会の中でも検討していただければありがたいなと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林　一哉）　佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹）　そういった意味では、時間のない中で復興計画、後期基本計画を——後期基本計画は時間あったのかもしれないですけども、復興計画と兼ね合わせで時間がなかったわけで、こういうときですから予算書、あるいは議案、ある程度二転三転あっても仕方ないのかなと私は思うんですね。去年もそうでしたけれども。それは執行側のせいではなくて、やっぱり震災のせいなので、震災に対応して随時変えていっても当然だと思うんですね。

最後に1点だけお伺いしたいんですが、復興計画検討委員会がございます。それから、総合計画審議会、それから国民宿舎運営委員会がございますね。この3会で12月から1月くらいで、ぎりぎりで審議していると思うんですね。ダウンロードしても執行側から出たたたき台というのが見えないわけです。多分、復興計画も後期基本計画も、最後は委員の皆さん、ただ、有無を言わずというとおかしいんですけども、賛成するしかなかったというか、そんな状態なのかなというふうに思えるんですけども、この委員会の皆さんはその6億5,000万円の資産を壊すのに約1億円、この間1億二千幾らとおっしゃいましたけれども、1億円かかるんだよと。そういったことを承知した上で解体ということの結論を出されたんでしょうか。

これは多分、もし解体するという話になれば、その辺まで審議委員会の皆さんのところまでお話は行くと思うんです。この話を聞いていて承知の上で、6億5,000万円の資産を1億円かけてぶっ壊すと、それを承知の上で解体に賛成しているのかどうか。それをお聞かせ願

いたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興計画の検討委員、後期基本計画の総合計画審議会委員ですね、この委員さんにも、もちろんいいおか荘のことについてはご説明を申し上げました。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そういった質問があつてご説明は申し上げました。

ただ、特に復興計画検討委員会は、とにかく二転三転していました。その建物を解体する前でたたき台だったんですね。解体しようというその前にもうたたき台だったんです。一番最後へ来て解体しようということにしました。跡地利用を検討しますというように変えたんですね。復興計画検討委員会ではその議論はあんまりなかったです。もちろん質問はありましたよ、どうするんだという質問はありましたけれども、あんまりはなかった。総合計画審議会委員でももちろん質問はありました。でも、そんなに深い議論はなかったというのは事実ですね。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

（発言する人あり）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 選定委員会の前にいいおか荘の運営委員会を開いているんですけども、市長のほうのごあいさつの中から解体に関しては触れてございません。説明してございません。ただ、今ちょっと議事録を確認というか、ざっと見ているんですが、議論の中で解体したらどのぐらいかかるんだというような質問が、たしかあったような記憶をしています。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） ちょっと答弁になってないから。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 整理しますと、残存価格というか、帳簿価格が6億8,000万円あるにもかかわらず、1億円で解体するという議論にはなってございません。そういう議論の持っていく方にはなってないです。

(発言する人あり)

○商工観光課長兼国民宿舎支配人(横山秀喜) はい、そういうふうにはなっていません。

○議長(林 一哉) 佐久間茂樹議員。

○16番(佐久間茂樹) してないということでもいいんですか。それだけ確認できればいいです。

○議長(林 一哉) 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人(横山秀喜) そうです。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長(林 一哉) 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

(17番 日下昭治 登壇)

○17番(日下昭治) 17番、日下昭治です。平成24年第1回定例会において一般質問を行います。

質問は、大きく分け5項目であります。また、今までに質問されていて重複されているところもあろうかと思いますが、私なりに角度を変えながら質問したいと思います。

では、通告に沿って質問を行いますが、答弁は簡潔明瞭にさせていただくことを期待いたします。

1項目め、国民健康保険会計について伺いますが、国保財政は危機に直面していると言っても過言ではないと思います。少子高齢化が進み、社会保障費に対する不安も広がる現状において、国が進める医療費の抑制という観点から、予防を中心とした中長期的な取り組みを

必要とすることは言うまでもありません。したがって、保険開設者である市は、将来にわたり市民が安心して医療が受けられる保険制度を持続可能にしていくことこそが責務であり、また、給付と負担は市民にとっては公平でなければなりません。

そこでお尋ねしますが、国民健康保険は被保険者が納める保険税と国・県・市からの公的財源等により運営されていますが、事業を安定的に運営していく上には最も基幹的な財源である保険税を適正に賦課し、確実に収納していただくことが重要であると思っています。

したがって、保険税率も保険給付費等の伸びに見合うよう見直していくことが理想ではあると思いますが、本市における現状、国保税、国・県支出金の将来見通しについてお尋ねいたします。

2点目として、国民健康保険は特別会計で運営されており、特別会計の原則から独立採算による運営が基本ですが、一般会計からの法定外繰り入れに依存される、本来の独立採算とはほど遠い状況にあると思います。被保険者の高齢化、医療技術の高度化に伴い保険給付費の増大や税負担能力の低い被保険者の増加による徴収率の低下など、国民健康保険が抱える構造的な問題による収支バランスを補い、国民皆保険制度を堅持するためには一般会計からの法定外繰り入れは必要ではあると思いますが、一般会計も厳しい状況にあり、このまま事業運営され続けていかれたら、国保特別会計の破綻のみならず一般会計さえも破綻に及んでしまうことが危惧されます。

そこで、一般会計繰入金の指針及び県外他市町村の繰入金の状況など、分かる範囲でどうなっているかお尋ねします。

次に、総合計画について伺いますが、旭市も合併して7年目も終盤になりました。前期基本計画も今年度末で終了になりますが、前期計画5年の中間において伊藤市長から明智市長に代わりました。行政は首長の更迭による計画が変わることはありませんが、思うところは多少の差異があってもやむを得ないと思うが、後期計画を策定する際は前期計画の進捗状況等を確認、評価した上で後期計画の策定に入ったと思います。だとはいえ、昨年発生した大震災の影響により、前期計画から後期計画へ先送りしなければならない事業もあったと思われますが、全体的にはほぼ計画に沿って進まれたのかと思うが、まず1点目として、前期計画の検証の経緯についてお尋ねします。

2点目として、後期計画を策定されるに当たっては22年度早々、あるいはそれ以前に始められていると思いますが、いつから始められ、どのような会議を持ち決定に至ったか。それらの手順というか流れといったほうがいいのか、決定までの経緯についてお尋ねします。

3 点目、後期 5 か年の財政計画は後期基本計画財政推計資料において提示されていますので、質問する点は特にありませんが、25年度は償還額よりも起債発行見込額が上回る23年度起債見込残高から比較しても、後期計画終了年度の28年度末であまり減額されているような計画とも思えない。さらに、28年度は合併算定替期間も終了し激変緩和措置期間になる。また、30年度をめどに新庁舎の建設もするとなるとさらに財政状況は厳しさを増すことが想定されますので、もう少し詳しく説明を願いたい。

4 点目として、新庁舎建設の基本構想をはじめ大きな事業が計画年度内に数多く計画されているものと思います。財政計画が示されているわけですから、各計画の積算はされていなければならないはずです。私たち議会には当然のごとく、あるいは市民の皆さんにも分かりやすく表示することが行政としての責務ではないかと思います。そのための手段となる直近の実施計画を示すことこそが一番よい方法だと思うが、なぜ示されないのかお尋ねします。

次、3 項目め、職員採用について伺います。

職員を採用する際は定員適正化計画に基づき採用されるものと思いますが、それらの基準点がはっきりされない中で採用されているように思える。市長は過去の答弁でも、本市は他の類似団体と比較しても多い職員を抱えていると言われるのを排して、24年採用予定13名のところ18名採用される。特に一般行政職上級、保育士職は大幅に採用予定であり、一次試験合格ラインもはっきりしていない。そのことは一昨日の大塚議員の一般質問でも明らかになっていますが、そこで、1 点目として、職員を採用する際の基準及び一次試験の合格基準についてお尋ねします。

2 点目、行政改革を進めていく上で適正定員数について、市長のお考えをお尋ねします。

次の4 項目め、食彩の宿いいおか荘について通告してあったわけですが、市長の施政方針並びに提案理由の中で、当面解体については予算執行を見合わせる。また、本会議開会前の全員協議会の中で、予算を補正で減額する旨の説明がありましたので、伺おうとしていた内容はほぼ理解しているところです。

ただ1 点だけ、解体のための予算約1 億円の予算計上があったわけですが、解体するという協議はいつごろ始められたのか。それと、提案理由で、今後さらに関係各位の意見を伺う必要があると言われているように、貴重な市民の財産を処分するわけでありますので、説明をしっかりとっていただきたい、その点だけをお聞かせください。

最後の質問になりますが、中学校保健体育の武道必修化については、大塚議員の答弁で伺

わせていただきましたので特にはございませんが、干潟中と二中で柔道を選択することですが、学校事故の中でも柔道事故で命を落とした中高校生は、1983年から2010年までに114人あり、そのうち14人は授業中の事故であるそうです。これらのデータは、名古屋大学の内田准教授が分析されたものだそうです。本市では、事故につながるような十分配慮し、取り組まれることを提言させていただき、第1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 国民健康保険会計について2点、ご質問がございましたのでお答えさせていただきます。

国・県支出金の将来見通しということで、まず1点目でございますけれども、現在国保会計は全国的に厳しい状況にあるということは変わりございません。国ではいろんな国民健康保険の財政基盤強化策の恒久化とか、都道府県調整交付金の割合の引き上げとか、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険制度の改正が検討されているところでございます。

このような中で、本市の国保会計の収支状況であります。歳出の約6割以上を占める保険給付費では、被保険者数が減少しているにもかかわらず1人当たりの給付費が伸びており、今後も毎年三・四％程度の増が見込まれます。一方、歳入における国・県支出金は、当該年度の保険給付費に要した額に対し定率の負担割合に応じて算出されるものであることから、これに応じて増加していくものと推測されます。ただし、この公費負担が約50％であることから、何らかの財政措置を講じなければならないと考えております。

2点目の、一般会計繰入金の指針または県外の状況ということでございますけれども、一般会計繰入金は平成22年、ご存じだと思いますけれども財政調整基金がほぼ全額であります1億8,600万円を取り崩し不足することから、法定外繰入金として5億5,000万円お願いしたところでございます。また、その際、23年度におきましては、税制改正案、これは見送りましたけれども、23年度から25年の3か年の収支推計における不足分に対しまして、この不足額の半分を一般会計からの繰り出しをしてもらうということで、保険税率の値上げ幅を抑えたところであります。特段、指針とかはございませんけれども、そういうことも一つの方策かなとは考えております。

そのようなことがありましたけれども、現在、23年度は5億円、24年度は法定外として、

やはり 5 億 5,000 万円お願いしているところでございます。依然として医療費の増加が見込まれる中で、やはり財政不足に対しましては、法定外繰り出しにて対応していくことはどんどん厳しくなるので、財政的にはまだ難しいと考えております。

なお、県内の状況でございますけれども、36市のうち26市が法定外の繰り出しを、24年度ですか、行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、国民健康保険税の関係なんですけれども、過去3年間の収入額から傾向をご回答いたします。

平成20年度については、収入額26億843万円でございます。平成21年度が25億6,175万円でございます、対前年度比1.8%の減でございます。平成22年度が24億1,764万円で、対前年度比5.6%の減でありまして、平成23年度の決算見込額につきましても、対前年度比2.8%の減を見込んでおります。

減の主な要因としましては、加入者の所得に応じて算出されます所得割額の減、被保険者数に応じて算出されます均等割額の減等でありまして、その他さまざまな要因が多岐にわたっておりますので、今後もこのような傾向が続くのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、総合計画につきましてお答え申し上げます。

1点目ですけれども、検証結果のご報告です。これは先ほど佐久間議員さんにもお答えしたとおりでございます。前期基本計画に68項目の目標値を定めていますので、その達成率を進捗度というふうなもので数字にあらわしたものであります。今年2月27日現在ですけれども、5段階評価で4.3ということでございました。

それと、二つ目の後期基本計画策定のフローというか、そういった流れが分かるように説明してくれという話だったもので、お答え申し上げます。

初めに、22年度の業務であります。6月28日、基礎調査業務委託契約を締結いたしました。契約方法は一般競争入札でございます。それから、7月に基礎的な資料を整理し、8月には市民の意識調査のためのアンケートを実施いたしました。11月には6会場で地区懇談会を実施しました。12月から3月までは、各課の事業の進捗状況等を調べましてという、こんな作

業であります。それから、3月には委託業者から、市民意識調査の報告書を提出させた、こんな流れであります。

それから、23年度を申し上げます。4月20日に後期基本計画策定業務委託契約を締結いたしました。契約方法は随意契約でございます。それから、5月から7月には施策ごとの現況と課題、それから向かうべき方向性を整理した、この作業を行っております。それから、11月から2月までですけれども、計画の素案について職員による策定委員会、それと総合計画審議会を繰り返し開催いたしまして、2月、第4回目の総合計画審議会で答申をいただいたと、こんな流れであります。3月、今月ですけれども、計画が終わりましたら委託した業者から後期基本計画を、概要版ですけれども、概要版を2万部、計画書を1,000部、こういったものを印刷したものを納品させるというような状況であります。

それと、3点目は、5か年の財政状況についてということで、実施計画を示したらどうかというご質問がございました。後期基本計画期間、24年度から28年度までの5か年の財政フレームについては、過去の実績や人口見通しなどを考慮しまして、1,289億円と推計し、後期計画の事業費は377億円ということでお示しました。

ご質問の主要事業の実施計画は示さないのかということであります。主要事業の実施計画につきましても、作成しておりませんので、配布する予定はございません。合併前に各市町で策定していた実施計画には、たしか計画事業の実施期間を記載してあったかと思えます。その後は策定しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思えます。

なお、ご質問の趣旨とちょっと違うかも知れませんが、毎年議会全員協議会で新年度予算の説明をする際、主要事業の説明をしております。その際、全体事業の内容も併せて説明しておりますので、基本計画と比べて見ていただけたらありがたいと思っております。

それと、その際、先ほど25年度の起債額が多くなっているのはという話がございました。これは25年度は、起債対象事業が多くなっているためということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、4点目、実施計画をなぜ示さないのかと。示さないなら、その理由をということであったかと思えます。それは、策定しなかった理由ですけれども、四つございます。

一つ目は、国・県の施策などの変更によって、実施計画事業内容に影響が出ること。

それから、二つ目に、3年のローリングシステムで策定していた実施計画は、半分、つまり5年になったらまたこの基本計画なり総合計画を作っていくということになりますので、それが無駄になってしまうということ。

それから、三つ目に、実施計画策定事務の負担がかなり多いということ。また、経費もかかるということでもあります。

四つ目には、基本計画、前期にしても後期にしても、ある程度事業内容を細かく示すようにしておりますので、実施計画は作っていません。

こんな理由でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは私のほうから、職員採用についてということのご質問2点にお答えします。

その前に、議員さんのほうから、当初の募集人数と採用予定者の数字が違うというお話がありましたので、ちょっとそこから説明したいと思います。

今年度の採用に関しましては、募集当時、一般行政職の退職予定者は16名ということで見込みました。適正化計画の中においては、2分の1というふうになっておりますので、その2分の1程度の8名について、一般行政職上級4名程度、初級が2名程度、技術職の建築上級が1名程度、同土木初級が1名というふうに募集をしたわけでございます。その後、退職予定者が20名というふうになったことから、事務職の採用につきましては、その2分の1ということで、10名といたしたものでございます。特に議員さんのほうから、保育士職を大幅にというお話がありました。これにつきましては、保育士職及び消防職につきましては、専門職ということでもありますので、原則退職者数そのままを補充するということにしております。そういう部分の中におきまして、退職者が増えたということで、保育職についても4名採用するという部分でございます。

それでは、質問のほうにお答えいたします。

1点目の採用基準、一次試験合格基準という部分でございます。職員の採用基準、一次試験合格基準につきましては、我々と同じ試験を統一的にやっている参加自治体を含めた全受験者の平均以上の成績をとった者の中から、採用予定数のおおむね2倍の人数を成績上位の者から順に選定し、合格としております。したがって、例えば、採用予定数のおおむね2倍に入ったといたしましても、平均以上の成績をとっていなければ、一次試験は合格としてはおりません。これが一次試験の合格基準というふうになるのかと思います。

なお、採用に当たっては、一次試験合格者に対して、集団討論、個人面接を実施して、積極性、社会性、表現力、判断力、態度などから、市役所職員としての能力、資質、適正や熱意がある、そういうものを判断をしているところでございます。

それから2点目の行政改革と職員の定員数という部分であります、行政改革を進めていく上での適正な定員管理についてのお尋ねという部分でございます。職員の定員管理につきましては、職員数の適正化の目標を設定した定員適正化計画に基づいて行われております。第1次の計画では、平成18年度から5年間で65人、7.6%の職員を削減するという目標に対しまして、新規採用者の抑制、それから民間委託等の推進によりまして、80人、9.4%の削減となり、計画を上回っております。

第2次の定員適正化計画におきましては、平成22年4月の職員数771人を、5年後の平成27年4月には50人減の721人、6.5%の削減を目標としているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、食彩の宿いいおか荘につきまして、2点ほどご質問があったと思います。解体という考え方はいつごろからの話かということと、関係機関ということは、具体的にはどのように意見聴取していくんだというようなご質問であったと思います。

まず、1点目の解体という選択肢ということですが、これ実は震災後、そのたびに議会等で市長の施政方針並びに一般質問等で回答してきて、少しずつ修正されてきていると思います。

まず、震災直後の6月ごろの話、市長の施政方針の内容ですけれども、どういいおか荘の利用というか、あの場所については、あくまでも観光拠点だというような考え方から、どう復興、復旧に結びつけていくかというようなことを検討していきたいと。皆さん方の意見を聞きながら検討していきたい。どう位置づけていくか、考えていきたいというような考えがありました。

続きまして、9月のときですが、そのときでは、経営状況、それから被災額等々が、分析研究していった結果、市での経営はこれ以上はできないだろうというような判断から、公営企業としての市での経営はそこで断念するということを表明するとともに、今後は公募型のプロポーザルで利用していきたいというようなことで、そこでの検討に入りたいといったような表明してございます。この間、もちろん公募型プロポーザルの方向でというふうになった段階でも、仮に利用できなかった場合にはという選択は常にあったのかなというふうに思っています。

いずれにしても、最後まで再利用して、観光拠点として利用したいということで、ずっと

動いてきました。最終的には12月議会で中間報告という形ではありましたが、公募型のプロポーザルの状況報告をさせていただき、1月の全員協議会において解体をするといったようなことを全員協議会のほうで説明しています。ですので、最終的に市長が解体をするというふうに結論を出したのは、内部会議でももちろん検討はしてきましたけれども、1月になって、最終的に結論を出したというようなことだと思っています。

それともう一つは、関係機関ということですが、これ先ほど佐久間議員さんの質問の中でもあったと思いますけれども、専門家等の意見を聞いて、どう利用できるのか。それから、議員の皆さん方にもアイデアをいただければ。それから、地域の方々にも聞いてみたいといったような三つの方法を、市長先ほど説明していましたが、そのようなことで検討していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、中学校の保健体育の武道の必修化の件でございますが、一昨日申し上げましたように、平成24年度から、中学校の新学習指導要領完全実施ということで、それに伴いまして、先日お答えしましたように、柔道につきましては、干潟中学校と第二中学校が学校で実施していくということでございます。当然のことながら、教育委員会といたしましては、年間指導計画等を確認いたしまして、監督、指導をするものでございます。

また、特に柔道を選択しております二つの中学校に対しましては、安全面の配慮を十分行うということと、それからあと、授業に当たる教員に対しまして、さまざまな指導者研修会への参加を指示し、さらには独自のガイドライン等を作りまして、それを示していくということで、十分安全面での配慮は考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、再質問させていただきたいと思います。

先ほど税務課長、現在の税の徴収等について説明をいただきましたね。実はこれ、いつもらった資料でしょうね。年度別徴収率、実はあるんですけれども、21年度までありますけれども、実は21年度で健康保険の現年度、21年度までありますね。これ17年度からあるんですけれども、17年度に徴収率等、現年度分でありますと89.8%、その後21年度が87.22%とかなり落ちているんですね。それで滞納分が17.76%が14.17%と。

そして17年度の不納欠損が7,924万9,000円、21年度が1億2,396万2,000円、さらに22年度決算では、1億4,307万3,000円と。それで収入未済額が調定額に対して35%余りあると思うんですね。そういうことでございますので、その辺はやはり税については公平でなければならないと思いますので、今後さらにそういったものが厳しさを増されると思うんですので、ぜひその辺はしっかりやっていただきたいと。

実は見通し、これ県の年報なんですけれども、もう既に将来見通しというの、県のほうで出ているんですね。やはりそういった市町村国保の財政はより厳しい状況にあるという形で。その中で収納率の低下、当然これはあれですよ、高齢化が進むということと、無職者の割合が高いという。これ県の年報ですからね。あるいはそういう形の中で、やはり法定外繰入金が増えてきていると。そういうことが、もう既に県の年報で出ているんですね。

そのほか4点ほどありますよ。医療の高度化に基づき、当然高齢化、あるいはまたそういうものにつきまして、どんどんどんどん上がっていく可能性がある。増加していくものと考えられます。あるいはまた、4点ほどここにあるんですけれどもね。財政基盤の強化をするために、安定化施策をさらに検討していかなきゃならないと。そういった県の将来見通しがここにあるんですよ、実は。これは我々でもネットでとれますので、そういう形で聞かせていただくわけでございますけれども、当然今後少子化の進行とともに、当市でも当然人口が減少されることが顕著にあらわれてきているわけですよ。でありますので、これからさらに高齢化、あるいは医療費が増加していくと。そういうのにおいて、これはもう税務課長でなく、保険年金課長のほうなんですけれども、現在の年齢、階層別といったほうがいいですかね。医療費の現状等、あるいはまた今年度、今年度でなく24年度が診療報酬の改定がございまして、その辺をどうとらえているのか、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 医療費の現状と診療報酬のことでご質問がございましたけれども、医療費の現状は、このまま3%から4%程度伸びていくと思っております。先ほども県の将来見通しをおっしゃってございましたけど、やはり医療の高度化とか、あと生活習慣病のほうとかがありますので、どうしても3%から4%は伸びていくんじゃないかなと。

あと、医療報酬の改定につきましては、今回の24年度の医療報酬の改定は、全体で0.004%の引き上げということで、国の試算では、1人当たり年間平均6円から10円の見込みと見ておりまして、影響は少ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり地方自治体だけで、市だけで対応できるものではないと思うんですね。まずそういった背景というのは、国庫支出金の割合がもうかなり減っていると。もう当時から、多いときは、84年ごろ、84年ですね、これ。50%あったものが、今半分の24%、半分以下ですね。そんなことに落ち込んでいるということもございますので、当然市のみでは対応できないこともあろうかと思います。しかし、国保会計は市の会計でございますので、開設者は市長でございますので、その辺は健全な会計を維持するためには、やはり相当将来を見据えた中でやらなければならないと思います。

一般会計であれば、なければやらないということでしょうけれども、やっぱりかかる医療費はもうどうしようもないわけですよ。これからましてそういうものが進むんじゃないかなと思うのが考えられるわけですよ。そういうことでございますので、その辺と併せて。

それと、特に今これからの中という、生活習慣病ですか。いわゆる死亡原因でもかなり生活習慣病が高い率になっていると思われるんですね。そういったものが医療費に占められる割合等、分かればお知らせ願いたいということです。

それと併せて、医療費適正化対策の一環として、レセプト点検が重要な役割を担っているわけですが、同一疾病等、あるいはそういったものにおいて、複数の医療機関を受診しているとか、あるいはまた多数回にわたって受診している、何というかこれ、頻回受診者といったほうがいいですかね。そういったものが把握されているのかどうか。

それと併せまして、生活習慣病の関係でございますけれども、現在、生活習慣病に基づいて死亡される方が120万人ほどあるのが、30年後には170万人だと。それだけ、30年後ですから、我々もう関係ないといえそうですけれども、そういったものがあるということだそうでございますので、当然それに基づいた医療費はかさんでいくものと考えられますので、その辺をどう考えられているのか、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 将来を見据えた中で、死亡原因と医療費でございますけれども、割合ですか。これは申し訳ございませんけれども、今手元に資料がございません。申し訳ございません。

あと、レセプト点検につきましては、毎年年4回やっておりまして、全点検をやっており

ます。3か月ごとを4回にまとめてやっていただいているということでございます。その中で、同一疾病を把握しているのかということでございますけれども、同一疾病については、あと多重受診を把握しているのかということでございますけれども、それについては、レセプト点検は業者委託でやっておりますので、多重受診のことは、調査はしておりません。うちのほうに保健師さんとかがいます、多重受診の調査とかは若干しては、訪問もやっているような状況もございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、レセプト点検を業者に委託してあるということでございますけれども、当然それに基づいた、市ではやらないんですか、それ。まとめてやるのは業者でしょうけれども、やはり直接開設者は市ですので、市では全く関与しないということなんですか。その辺ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） レセプト点検につきましては、私ども専門的な知識がございませんので、業者にお願いして調査をしていただいております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり医療費を抑制する上においては、その辺をできるだけ把握してほしいなど。それは要望しておきたいと思います。例えば医療費、これからどんどんどんかかっていくということでございますので、あるいは先進地の自治体では、ある程度予防医療を当然重点に置いているわけですよ。やっぱりかかって負担するんじゃなくして、かからないように、病気においてかからないようにということが基本だと思いますので、ぜひその辺を含めて、これからお願いしたいなと思います。

一般会計からの繰入金ではございますが、当然直接かかるのは税負担、要するに国保税にかかる負担でございます。しかし、やっぱりこれ将来的に考えなきゃならないと思うんですよね。繰入金がいままで続くものなのか。当然あれの関係もございますし、一般会計からの関係もございますので、当然繰入金は医療費の急激な増加、あるいはあまり税負担が大きくなってしまう際の緩衝的な対策の一環として、一般会計から繰り入れられると思うんですよね。そのように私は考えているんですけれども、だといっても、やみくもに入れるものでは

ないと思うんですよ。

例えば昨年の議会の中でも、税率の改正案が一たんは提案されました。しかしそういったのを、もう今は取り下げ、災害ということで取り下げたわけでございますけれども、今後ますます被保険者の高齢化、あるいは先ほど言いました医療技術、そういった高度化による保険給付費が増大されるわけですよ。そういったものが考えられるわけですよ。

でありますので、国民健康保険制度を安定的にこれから運営していかなければならない。そのためには、医療費の適正化対策というのが当然必要になると思うんですね。その際、いろいろな国保会計を運営する上において、国保運営協議会ですか、ありますよね。そういったものを多分開かれる、何回か開かれたと思うんですけれども、それらについて、現職の医師も入っているんですか。あるいはそういったことについて、医師のほうから意見等、求めることがあったかどうか。お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 国保運営協議会のお話が出ました。国保運営協議会は、委員としましては、被保険者を代表する者3名、保険医と保険薬剤師を代表する委員3名、公益を代表する3名、9名で構成されております。医師は今現在3名入っていただいております。

その中で、お話があったような意見ですけれども、医師のほうからは、今年はございませんでした。23年度はそういったお話はなかったんですけれども、22年度におきましては、特定健診のときの必要項目ですか、それを追加したほうがいいだろうと。そういう生活習慣病の対策のために、意見とかが出ておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） もう1点それと、その辺はあまり詳しく私も、専門的なものは分かりませんので、その辺にしておきますけれども、今、県議会が開催されておりますね。それで、県議会の中において、予算委員会の質疑項目の中で、国保の広域化という項目があったんですよ。質問内容は分かりませんよ、私は。聞いていませんので、分かりませんけれども、質問項目がこういうことがございました。過去に私、質問した経緯あると思うんですよ。いつだったか忘れましたけれども。県議会の広域化の議論がされていると。その中で、出席しましたかということを聞きましたら、そのときはございませんでしたということですが、現在そういったものが、どのような形で進められているのか、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 広域化のお話ですけれども、広域化につきましては、国民健康保険法の改正によりまして、平成22年5月に、都道府県は広域化等支援方針を策定するという趣旨が規定されました。千葉県におきましては、同年12月ですか、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針を策定し、それが広域化の方針だということで示されている状況でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 多分、県では、そういった形で進められているのかなと思います。

そういうような議論がされるわけですから。しかし、旭市ははっきり言って、県下一番安いんですよ。ここで21年度の、保険年金課からいただいた資料持っていますけれども、1人当たりの総医療費、20万9,576円、県下54番目なんですね。一番高いところがどこになるんですか、これは。ちょっと時間たちやいますんで、あれですけれども、かなり変わっていると思うんですよ、これ——ああ、こっちにあるね、ごめんなさい、長南町ですね、32万円。

32万のかかるところと20万のところが一緒になるなんということは、我々考えられないんですよ、はっきり言って。それだけの差、12万あるんですね。これが医療費。また後期高齢者の関係、ここにありますがけれども、これも県下では、はっきり言って旭市は、一番安いところが東庄町で、これ22年度ですね。21年、20年とありますがけれども、22年度で東庄町が55万6,861円、旭市が56万932円ですか。ほぼ同じなんですけれども、流山市87万3,000円なんですよ。50万台と80万台が一緒になるなんということ、考えられないですよ。

そういうことが今後、県一元化や広域化なんという単純な中で進められることそのものが、我々で勝負できない部分があると思うんですよ。その辺しっかり、やはり担当部署では把握していただきたい。それだけはぜひお願いしておきたい。もう既に県議会の中で、そういった県への質疑項目に入っていましたので、先ほど言いました、内容は分かりません。これ時間がありますので、その辺でぜひこれ把握していただきたいと思います。

総合計画のほうに移らせていただきたいと思います。

総合計画の中で、いろいろな話がございましたね、先ほど。22年6月28日に基礎調査ですか、そういったものが始められたと。基礎調査が6月28日。しかし、ここで入札やっていますよ、6月22日に。ここで入札をやるときに、基礎調査はここでやって入札するということはありませんんじゃないんですか。そうじゃないんですか。6月22日にダイレクト入札でアジ

ア航測やっていますよね、378万円、これは税抜きですけれども。397万9,000円、税込み。
6月21日、入札執行になっているんですよ。であるならば、本当はもっと早い時点でいろんなものが出ていなければならないと思うんですよ。その辺どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員から今、6月21日の入札で6月28日の基礎調査。私6月28日に基礎調査の業務委託契約を締結しましたと申しあげましたので、その辺よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 前段というか、その契約した後に、6月28日に契約し、7月から基礎的な資料の整理を始めましたと、こういうふうに申しあげました。よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 22年度と23年度に、先ほど分けて説明しました。22年度は基礎調査を作成すると。23年度は計画を策定すると、こういうふうにわけると。今言ったように、22年度の6月に契約し、7月から仕事に入ったというような状況です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、ちょっと私も勘違いしたものですから、その辺はちょっと修正させていただきたいと思いますが、この事業、私、たしか議案の質疑だったと思いますが、債務負担行為でやるべきじゃないかということをお聞きしましたね。そうしたら、22年度と事業別であるということ、答弁いただいていると思うんですよ。事業が別であるならば、本来ならばこういった随契をやることがおかしいんじゃないかと思うんですよ。別な事業ですのでね。そのときもやはり入札を執行すべきではないかなと思うんですよ。であるから、事業が同じだから、債務負担行為でやるべきじゃないかなということを私は言ったんですけれども、その辺は過去のことだからいいですよ。終わったことですから。

例えばそのときに、22年はそういう形で、これ策定委員会というのがあるんですか。実務者会議というんですか、これ。それがあって、さらに審議会があると思うんですよ。審議会が多分8月だって、この間、聞かれたとおりですけれども、策定委員会というのはどういった会議をもって、まず、そういった形に、前段ですから、策定委員会ね。その辺はちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 策定委員会につきましては、これは各課の庶務機能担当者を集めての会議になります。総合計画、後期基本計画でいえば、370の事業を並べるわけです。それを一つ一つの事業を作っていく上で、各課の担当者に集まってもらって、一つ一つ作り上げていくと。これが策定委員会であります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 分かりました。当然そこでできたものを、多分業者等の委託に併せてやったと思うんですね。

実は、この総合計画というのは、多分旭市の今までできている総合計画、今年度は終わるわけですがけれども、これから後期の5年の総合計画というのは、旭市をむしろ占うくらいのものだと思うんですよ。これによって、これはもう合併した市でございますので、これによって将来の旭市が決まるんじゃないかと。私は個人的にはそんな感じを持っているわけですよ。いかに大事な後期計画だろうと、そういう認識はしているんですけどもね。

あまり先ほどの、どなたでしたか、佐久間議員のでしたっけ、あまりその内容が変わっていないんだと。何か二つくらいあるとか——二つでない、6事業ですか。そんな事業があるという話は聞きましたけれども、あまり変わっていないと。変わっていないのいいのか、悪いのかは別にしまして、例えば策定委員会があり、審議会があると。

実はちょっと私もあるところで、前期計画に携わってくれた友人がいますので、過去のそういったものはどのような経緯がありましたかと、実は話したことがあるんですよ。そうしたら、何ですか。実はそんなのやった記憶ないよと。だってメンバーに入っていますよと言ったんですよ。そうしたら、ああ、そうやって言われれば、そんなことあったなと。ところが今期に後期計画をやる際には、何回かやっておると思うんですけども、その辺は内容的には相当な詰めがあったと思いますけれども、その辺どうですか。担当課長、かんかんがくがくの議論があったのかどうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ご質問と、ちょっと先にご説明申し上げたいのは、佐久間議員さんに私、新規事業はということでご説明申し上げました。そこは前期との違いは26事業ございますということでご回答申し上げましたので、その辺はひとつよろし

くお願い申し上げます。

それと、今のご質問です。大体、後期の基本計画を作るについて、会議時間を2時間にしようというふうにめどを立てました。でも、大体それをはるかオーバーしまして、そういった面ではかなり議論したんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間もありませんので、はしょらなければならない部分もあると思うんですけれどもね。

そういった2時間の時間を目いっぱいやったと。何回ですか、4回でしたっけ、予算が。8時間を超えたものをやられたものと理解します。そういうことですが、やはり本当に、前期は合併直後だったから、そういうこともあったかなと思いますけれども、いろんな中で、この次のものは聞く予定でいますけれども、新市建設計画が基本になって、多分前期から後期計画が入っていると思うんですけれども、新市建設計画の中においても、変わってきているものはかなりあるんですよ、やっぱりね。

だからそういったものがありますので、我々は、最後にまた言いますが、そういうことでお聞きしているわけですが、やはり計画を策定する際には、相当の労力も費やしていかなければならないし、そういった中で市がスムーズな、よりよい市民のための行政が運営されるわけですから、その辺また今後も何かありましたら、そういったものをぜひお願いしたいなと思います。

それで、次の財政計画に入りますけれども、財政計画、これもらった資料ありますよね、推計資料。これ財政課で出されていると思うんですけれども、これだけの財政計画が、当然のごとく財政のほうは出されるわけですが、積算に基づいて、これが出ておると思うんですよ。はしょりますからね。

それで、なぜ実施計画が、そういったものがあるにもかかわらず、実施計画が出ないのかなということが一つなんですけれども、これだけの積算根拠が、各担当課と財政の中で、ヒアリングに基づいて出ていたと思うんですよ。それを例えば企画のほうで、今度企画になるのかどうか分かりませんが、実施計画、3年間ローリングが、当然ローリングしなきゃならないと思います。直近の3年間でこう出す。それで国のいろんな事業の中で、変更があるとか何とかという、先ほど言われたように聞いてきましたけれども、県が出ていますよ、県はね、実施計画。県があれだけの事業量であるのに出せるんですよ。260億台の市ですよ。

当然こういった積算根拠があるわけですので、出すべきと思うんですけども、その辺、市長、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） では、市長。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 担当の専門の係でありますので、そういった部分では……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） その実施計画が持っていないというようなことでありますけれども、フローチャートというか、そういった部分ではきちっと出ているように思うんですけども、その年次ごとの予算ということなのかなと思いますけれども、今、議員がおっしゃられましたように、県が出ているということを言われましたけれども、県も実施計画は出ていないというようなことを今聞きましたので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、市長申されたとおりであります。これ以上のことはないと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 実はこのときは、実施計画があるかないかは私も分からなかったんですよ。この間、県議会のテレビ中継見ていたんですよ。そうしたらそういう話があったんですよ。どなたでしたか忘れちゃったけれども、実はそういうの、予算委員会だったかね、多分出たんですよ。だから私はあるものと理解したわけでございますけれども、県のほう調べたわけじゃないですよ。それがあるものと理解しただけでありますので、ちょっとその辺はまだ今後の課題として、もし何かの中で調べてきてください。それは要望したいと思います。

それで、ここでやはり、こういった歳入歳出が入ってくるということは、何の根拠もなく入ることはないと思うんですね、財政課長。そうですね。当然前段があるわけですよね。例えばあれが、次の中に入っちゃう、何かいろいろ兼ね合っちゃいますけれどもね。市の財務計画、単年度の計画、財務計画の9条、10条、11、12までですか。13条まであるんですか。

もっとありますけれども、関係するところ。予算編成方針、ありますよね……これ時間なくなっちゃうからね。多分そういった、市長には12月1日までですか、出しますと。当然それ財政課を通じまして。それで各財政課1号様式から、関係する7号様式ぐらいまで当然ありますよね、財政課長。そうですね。それをお答え願います。時間たっちゃいますので。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算編成方針につきましては、毎年10月に来年度予算をこのような形で作りますと。そのときに各課にすべて予算の説明会のときに、こういった様式でお出しくださいというのは出しております。特にその中でも、将来的な財政の状況等を、これは直接お話をしながら、厳しい状況の中で、例えば経常的な経費については、できるだけ節減というようないろんな方針を伝えながら、それで各課から数字が上がってくるという形になっています。

今、総合計画との関連の話なので、総合計画はその先の5か年間でどういうものをやるかという形で、各課が計画事業費を立ててまいりますので、それは当然企画に出ます。その企画の数字というのは、ある程度把握しながら、アバウトなものと理解していただいて構わないと思うんですけれども、その集計を基に、うちのほうは将来的な歳入を見込みながら、5か年間の財政推計を立てるということになります。予算編成と一緒にしてしまうとどうかなというところがあります。あくまでも計画の中では、少しアバウトな形で、来年度の予算立てたときには、もう少し精査したものという形になりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） それと、財政の中でいろいろお願いしたいと思いますが、今、旭市、ともかくこういった総合計画進められている上において、あれですよね、合併特例債等、有利な財源を利用しながらということが進められているわけですが、これは交付税措置をされると。一昨日、高橋議員だったと思いますが、21億円くらい返済、公債費の中に、21億円くらいの公債費の中において、あれですか、交付税措置されていますということでございますけれども、多分そういった形の中で、今、合併しているから、いろんな財源が、有利な財源が使われるということは事実でございます。しかし、やはり基本はこれ、借金の一つでございますので、これからいろんなものを見て、その辺を運営する上でお願いしたいなと思います。

それで、ちょっと調べてみたんですよ。そうしたら、12年度か13年度が、まあ13年度以前はちょっと調べられませんでしたので、分かりませんが、多分12年度辺りが一番交付税の多い時期だったんでないかなと思います。19年度、1市3町であれしますと89億くらいあるんですね。それで17年度に合併したとき75億円になりまして、20年度は75億円、約同じですよ、17年、20年と。それでここへ来て21年は増えていますけれども。実際同様にやはり20年、21年というのは、県下全域が増えているんですね。県が1,370億円、20年度ね。21年1,578億円と増えているんですよ。

それで合併しないところはどうなのかなと。総務省とけんかしました矢祭町。矢祭町は、13年20億8,000万円あったそうですよ、13年度。17年度が14億4,000万円、それでさらに20年度が14億2,000万円。ほとんど同じなんですね、合併をしなくても。それで21年度になると15億円。やはり上がっているんですよ。そういう現象がもうあるわけですね。これ合併したか、しないかでなく、やはり今後はそういう行政運営をする上では、相当厳しいものが想定されると思うので、その辺は財政課長を中心にやることだと思いますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

時間もございませんので、次に進みますけれども、職員採用について伺わせていただきたいと思います。

先日の大塚議員の中で、詳しい、出ておりますので、あまりあれではないんですけどもね。例えば80名ですか、減員があったと、5年間で。しかし、退職者に対する採用を見てみますと、19年度末、19年度末というのは、さかのぼれば20年の4月1日現在の資料として出ているものなんですけれどもね。15名の退職者に対して、採用が、19年度の採用ですかね、試験合格者。15名に対して21名ですよ。これ出ていますからね、皆さん。それで20年度末、要するに、20年に合格者が19名、これは11名になっています。21年度が、8名のところ14名採用。22年度末の16名のところ15名と。何か2分の1、2分の1というのは何か分からないんですよ。どうですか、その辺は。

○議長（林 一哉） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、採用人数のお話がありました。2分の1というのは、後期の定員適正化計画でございまして、今、議員さんがおっしゃった18年、19年については、3分の1と。退職者の3分の1という部分の結果の中で、当初の募集については、予定する退職者、定年退職者でありますけれども、その後に勧奨であったり、普通退職であったり、そういう

部分がございます。その中において、募集よりも多くなった結果として、そういうふうになっているということでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。質問時間少なくなっていますので、簡潔に質問願います。

○17番（日下昭治） 簡潔にいきます。もう時間ありませんので。

実は本当に執行部の皆さんにはちょっと失礼なことを、発言になるか分かりませんが、これ会議録に載っていますからね。12月議会の会議録に。宮澤議員の質問の答弁だと思います。第1次アクションプランの成果についてお尋ねします。そして2点目として、第2次アクションプランの進捗状況についてお尋ねしますという答弁なんです。これ多分担当課長、勘違いしたと思うんですよ。

「それでは、行政改革について2点お答え申し上げます。最初に、第1次行政改革アクションプランの成果についてということでありました。まず、経費削減と歳入確保という分野では、職員数についてたびたび申し上げておりますが、目標の65人に対して80人を削減しています。これによりまして、人件費として、5年間の累計額で約29億円、単年度で見ましても8億円の削減となっております。」。

何か気づいていますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、議員さんおっしゃったとおりでありまして、第1次適正化計画の中での人件費の削減というのは8億円という部分でございます。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 29億円は累計でございます。ですから、平成17年の人件費の額、それから22年度の人件費の額という中での部分については8億円でございますが、毎年減って、足し込まれる部分で29億円というふうになります。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） じゃ、改めて数字を申し上げます。

18年度の削減額については、2億8,700万円、正確には2億8,798万5,000円。2年目ですが、これについては、18年、19年の削減額が1億6,400万円、1億6,496万2,000円。そうすると2年目の削減額としては4億5,200万円になります。3年目、20年度の分が加わりますので、20年度の削減額が1億5,283万5,000円。ですから18、19、20を足すと、ここで6億

500万円になります。4年目、21年度が加わりますので、そのトータルとして7億5,900万円ということ。それと5年目については、22年度が5,173万1,000円足し込まれますので、8億1,147万円がその削減額ですが、その累計としては毎年度ですので、そうしますと29億1,792万9,000円になるということです。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) では、暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時27分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日下昭治議員、よろしいですか。

では、副市長。

○副市長(増田雅男) それでは、ただいま日下議員の質問でございますが、もうちょっと市民に分かりやすい公表の仕方をしろということございまして、それで5年間の、トータルですね、累計という言葉、置いておきますから。8億1,100万円。このような要するに分かりやすい形で公表するようにいたします。

以上です。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 累計の意味は分かりますけれどもね。これを単純に出されますと……

○議長(林 一哉) 日下議員、了解したら、次へ移ってください。

○17番(日下昭治) はい、それであれします。

それで、先ほど、もうこれ終わりにになりましたので、いいおか荘、若干時間ありますので、やらせていただきますけれども、やはり当然あれですね。担当課長と財政課の予算、1億円余りの予算をつける際には、かなり前からそういった形で議論されていたということでしょう。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人(横山秀喜) そのとおりでございます。解体というその選

択肢に関しましては、いいおか荘をどう利用していくかという中で、足湯に使ったらいいんじゃないとか、避難ビルに使ったらいいんじゃないかみたいな等々の、公募、民間プロポーザル以外の選択肢も当然中で検討しました。そうこうしているうちに予算の編成時期、今、日下議員さんおっしゃるように、予算の編成時期があった中で、当然事務局側としましては、公募がうまくいかなかった場合の予算とうまくいった場合の予算と両立てで検討しましたので、その発想はもう去年の末ごろにはありました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 最後に。今、担当の商工観光課長、そういった話が両面にわたって考えられていたということですよ、これはね。例えばこれ、あれですか、総務課長の関係になるんですか。予算書のフローというのは、どういう形でやるのか。できるまでに、我々の手元に来るまでに。財政課長のほうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、予算書の編成なんですけれども、説明会があります。その後、各課から、まず、主要事業について上げてもらいます。主要事業をある程度固めて、投資的な経費ですから、その部分でどの程度の事業が来年度あるか、それを固めます。それについては市長ヒアリングまでやって、ある程度のものは固まった段階で、今度は一般経費についてすべて上げてもらいます。その一般経費については、財政課でヒアリングを実施して、財政課の査定を入れまして、その後まとめたものを市長ヒアリングをするという形になります。懸案の事項につきましては、最後まで決定しないわけです。

今回の、例えば言われているのはいいおか荘の解体費がどこで盛られたのかなという、そういうことだと思うんですけれども、最終的には20日以降だったと思います。20日以降に最終的に決定して、1月31日、ちょっと日にちが定かではありませんけれども、1月の末か2月1日には最終的な24年には予算案を決定して、印刷のほうに発注をするような、そういう形になっています。そこまででよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） はい、分かりました。ちょっとそうしますと、もう1月の早々にいわゆる、ある業者との公募の選定をやりましたね、11月11日だと思いました。それ19日に我々多分聞いたかと思うんですけれども、その時点ではまだ、その辺は、どっちなかなということ

があったということですね、その予算書の段階で。ただ、どうしても我々が予算書で示されますので、当然先ほども言いました財務規則の中で、市長には12月1日までには担当課長まとめて、通常ならあると。編成方針ですか、方針だから決定ではないでしょうけれども、そういうことがあるということでございますので、そういうことがあったということで、ちょっといろいろな行き違いのあれがあったこともありましたけれども、やはり我々も一生懸命、いろいろなものを、分からないながらも見ていますので、そういったことも気がついたもので、あれします。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 申し訳ございません。先ほど総合計画の日下議員さんの説明の中で、こういう説明しました。千葉県の総合計画は、基本構想の部分と実施計画の部分があります。日下議員さんのご質問は、旭市の総合計画は、構想の部分と基本計画の部分があります。もう一つ、実施計画は何で作らないんですかという質問がありましたので、私は作らないし、県ありませんと、市長に答えていただきました。

県の計画には、言葉としましては、構想部分と実施計画部分があります。内容的には旭市でいえば、基本計画部分でありますので、そういう言い方をしましたので、やっぱり県はあるんじゃないかとは言わないように、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○副議長(林 七巳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（林 七巳） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（８番 伊藤房代 登壇）

○８番（伊藤房代） 議席番号８番、伊藤房代。

平成24年第１回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回私は、大きく分けて３点の質問をさせていただきます。

まず１点目、復興支援について、２点目、児童福祉について、３点目、農畜産業の支援について質問いたします。

まず、１点目、復興支援について。（１）復興住宅の建設について質問いたします。

企業の用地だった土地が津波により被害を受け、企業が土地を売却予定というところがあれば、旭市として用地を買い上げ、市営の住宅、アパートとして建て、１階部分は駐車場として、２階部分以上を住宅として貸し出せるようにして、復興住宅という名で建てることはできないか、質問いたします。

（２）液状化現象の修復の状況を報告していただきたい。

12月度の定例会で質問しましたが、飯岡地区と海上地区の社会体育施設、このうち野球場について液状化現象、あるいは地割れの被害が出ており、その復旧工事は、災害廃棄物の仮置き場に指定されているとのことで、その後、１月末、少し延びるようだけれども、早く市民の皆さんにスポーツを楽しんでいただけるように、公立の社会教育施設災害復旧事業の中で、原形復旧に向けて取り組むとの答弁がありました。その後の経過を報告していただきたい。

（３）防災グッズ支援について質問いたします。

現在も余震が続いています。４年間の間に震度７以上の確率が50%以上と聞いております。住宅に被害があり、予算以上の出費をして修復し、それ以上にまたの地震に備えなければならないという状況が続いております。その方たちに少しでも役に立てるように、防災グッズ（飲料水、20リットル入りポリタンク、軍手、ガムテープ、懐中電灯、携帯電話の予備電池、乾電池、乾電池式のラジオ、ろうそく、救急キット、カセットコンロ、マスク、簡易トイレ、トイレパック、携帯用トイレ、寝袋）等を被災した家庭に配ることができないか、質問いたします。

（４）放射能測定器の購入について質問いたします。

現在、千葉県において一番詳しく放射能の詳細の出る測定器は、御宿町に１台あると聞いて

ております。しかし、我が旭市は、米、野菜、果物、鶏、肉、魚と収穫できる地域です。詳しく放射能濃度のはかれる測定器を取り備えて、安心して出荷し、我々も食することができるようにできないか、質問します。

2点目、児童福祉について。

(1) 現在は小学校3年生まで医療費が無料です。しかし東京では、中学3年生まで無料ということです。我が旭市として、せめて小学6年生まで通院費、入院費を無料にできないか、質問いたします。

(2) 子どもの健康診断の回数を年1回から年2回程度にできないか。

ノロウイルス流行とか、子どもの抵抗力低下も問題です。早期発見、早期治療ということも考えて、例えば春と秋、年2回に健康診断を実施することはできないでしょうか、質問します。

3点目、農畜水産業の支援について。

(1) 旭市の農畜水産物は、米、肉、野菜、鶏、果物、魚等、十分に収穫できます。その農畜水産物を学校給食、また、市営の旭中央病院の食事等に使用し、共存共栄をして他に頼らなくてもよいようにはできないでしょうか。

(2) 旭市の農業は、全国でも有数な地域だと考えます。今後とも後継者の問題等もあり、支援に力を入れ、新種の改良等の発表会を催し、優秀な作品には旭市として賞を与えられるような場を設けることはできないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の一般質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からは、復興住宅の建設についてということでお答えいたします。

復興住宅ということでございますが、これは災害公営住宅の整備ということでお答えさせていただきたいと思います。

この建設につきまして、津波被害を受けた企業等の土地、それを買い上げて住宅を建設できないかと、そういうご質問でございました。逆に津波被害を受けたところをそういう住宅にするということ自体がどうなのか。安全・安心の面からも非常に難しいだろうと。逆にそういう形で持っていって、交付金事業として採択というのは難しくなってしまうような気がします。現状では難しいということでお答えせざるを得ないと思います。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、液状化現象の修復の状況ということで、飯岡野球場、また海上野球場のその後についてということで答弁をさせていただきます。

両球場とも、広い範囲で液状化、あるいは地割れの被害があったわけですが、一方で、ご承知のとおり、災害廃棄物の仮置き場ということで指定された経緯がございます。現在のところ、飯岡野球場が6月ごろ、また海上につきましては4月ごろというような予定を聞いているところでございます。したがって、今年度了解いただきました予算化されました復旧工事なんですけれども、年度内の実施は非常に難しいということで、次年度へ繰り越して実施をしたいというふうに考えております。このことにつきましては、補正予算のほうにもお示しをさせていただいております。

工事の予定のほうですけれども、やはりこの仮置き場が解消された後ということになりますので、海上については5月以降、また飯岡地区については7月以降ということで予定をさせていただきます。

そしてまた、野球場につきましては、公立の社会教育施設ということで、激甚災害の対象の施設となっております。この申請もしておりますので、工事の計画に当たりましては、国・県ともよく連絡をとり合いながら、連携をとりながら進めていきたいなと、そんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（林 七巳） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、基本的な防災グッズを被災した家庭に配布できないかということにお答えいたします。

災害などで避難時にすぐ持ち出せるような携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水、非常食などの非常持ち出し品をリュックサックなどに詰めて、各家庭で用意しておくことは必要だと考えております。家庭での防災対策をしっかり行っていれば、万が一のときも被害が少なくすることはできます。

市では、旭市復興計画の施策としまして、今後の震災に備え、多くの避難者があった場合でも不足を生じないように、非常用の食料や保存水など、避難時の備蓄品の充実を図ってまいります。市民の皆様にも、自助という観点からも、災害時の備蓄品は各家庭で準備していただければ、行政と一体となった災害対応が可能となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

たいと考えております。

○副議長（林 七巳） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは私のほうから、放射能の想定器の購入についてという部分で回答させていただきます。

放射能の測定器の購入につきましては、千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金の一部を利用しまして、平成24年3月30日、今月末ですね、を納期としまして、購入契約をしてございます。

ご質問の詳しくはかれる測定器を購入できないかということでございます。この件に関しましては、購入する機器の性能ということで、放射性のセシウム137、これの検出下限値がキログラム当たり7ベクレルをはかれるもの、これを予定してございます。これは4月1日からの食品中の放射性物質に係る新基準値、4月1日から厳しくなります。この基準値が牛乳及び乳児用の食品、これは200ベクレルから50ベクレルのほうに変わります。また一般食品の基準ですが、500ベクレルから100ベクレルということで、基準が厳しくなりますが、今回購入のやつは7ベクレルまで検出できるということで、それに十分対応できるものということで予定しています。よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは私のほうからは、大きな2番目の児童福祉についてのうち子ども医療費の件についてお答えしたいと思います。

子ども医療費につきましては、小学校6年生まで拡大という伊藤房代議員のご質問でございますけれども、現在旭市は、県の補助基準と同様に小学校3年生まで、入院1日、通院1回300円ということの基本にして、非課税世帯と、それから市民税均等割の世帯については無料で助成しているところでございます。現在は所得制限を設けておりまして、所得制限によって対象とならない世帯が若干ございます。

平成22年12月から、今の小学校3年生まで拡大ということにして、1年が経過したところでございますけれども、旭市としては、平成24年度、その人口減少対策あるいは子育て世代の負担軽減ということで、24年度から独自に所得制限を廃止して、小学校3年生までの全世帯に子ども医療費の助成をしていくということで決定をさせていただいております。現在、所得制限があることによって、対象となっていないお子さんが約140人くらいというふうには見込んでおります。

ご質問の6年生までの拡大ということにつきましては、もう既にご存じかもしれませんけ

れども、今年の12月から千葉県が中学3年生まで、入院については助成しましょうということの方針を出してきておりますので、その時点をとらえて、旭市として今後どうしていくかということについては検討していきたいと思っています。

以上です。

○副議長（林 七巳） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、子どもの健康診断の回数を年1回から年2回程度にできないかについてお答えいたします。

乳幼児健診につきましては、12月議会で申し上げましたとおり、現在、生後4か月ころに行う乳児健診や1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を行っております。また、月1回の育児相談や妊婦や親子を対象としました両親学級、子育て学級及び離乳食教室などを開催しており、現行の母子保健事業を実施する中で、早期発見、早期治療につながるよう、育児支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、2番の（2）学校現場におきます定期健康診断の回数増のご質問についてお答えいたします。

学校における定期健診につきましては、学校保健安全法の13条に規定されておまして、基本的な項目につきましては、学校保健安全法施行規則に示されております。

臨時の健康診断等につきましては、感染症あるいは食中毒が発生した場合には、必要な項目について行う旨規定されております。

このように学校現場におきましては、法律に基づいて健康診断を実施しているという状況でございます。したがって、現状では独自に行うことは難しい状況でありまして、回数増も難しいということをぜひご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の農畜水産物の支援について、これにつきましてお答えをさせていただきます。

最初に、市内施設等で農畜水産物の流通、いわゆる地産地消につきましてのご質問をいただきました。ご承知のように本市の農業、千葉県第1位、全国でも第12位、そういう産出額を誇っております。野菜の栽培、本当に豊富でバラエティに富みまして、さらに畜産では、豚、あるいは牛、卵、特に卵の中ではウズラ、これが全国的な産地となっております。

漁業では、ご承知のように新鮮な魚介類、これが水揚げされまして、漁獲量の多いイワシ、さらには近年、ハマグリ等も多くなっております。

このような豊富な資源を学校給食等に供給し、地産地消等を推進すること。こういうことで農水産業がますます活性化する、そういうことで理解をしております。現在は学校あるいは病院ともに、食材の仕入れのルール、こういうことに従いまして、供給は限られておりますけれども、なるべく市内の農畜産物を多く活用していただくように努めております。特に教育あるいは病院、さらには保育等の給食担当者、こういう方々に市内の生産現場を見ていただく。そういう機会を作りながら、さらには野菜の旬の状況、こういうものにつきまして、情報提供等を農水産課から発信しまして、市内施設での地産地消に努めていきたい、そういうふうに考えております。

それと、2点目の農業への支援、新しい品種の改良等につきましてのご質問をいただきました。農業につきましては、補助事業あるいは融資事業によりまして、市内の施設の規模拡大、さらには生産現場への直接支援、さらには土地改良事業によります生産基盤の整備、さまざまな側面から支援をしております。

農産物の品種の開発、改良、これにつきましては、専門的な知識、あるいは技術が必要です。技術者の確保あるいは何年、何十年とかかる時間、また開発に必要な労力、費用等を考えると、簡単に取り組めるものではない、そういうふうには理解をしております。

しかしながら、一部の市内農業者、特に花の農家に見られますけれども、新しい品種の栽培、さらには個人で品種改良に取り組む生産者、こういう姿も見られるわけでございます。

農業の新しい取り組みを紹介することは、市の農業技術を高める上で重要なことであります。現時点では、秋の産業まつり、こういうところで花の館、ここで花を紹介したり、あるいは海上のまつりの中では野菜の宝船、こういうものを展示しまして、市民の方に豊富な農産物を紹介しております。

市の施策の中では、ベンチャー農業支援事業、さらにはブランド化推進事業、こういう事業で支援をしておるところでございます。

最後に、議員さんのほうから優秀な方の報奨制度、そういう提案をいただきました。これにつきましては、市内の農業者等と、制度の必要性を含めまして、今後話し合いをしてみたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

1点目の復興支援についての部分であります。復興住宅の建設についての中で、仮設住宅の延長というのはできるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、仮設住宅の延長についてお答えさせていただきます。

午前中のご質疑でも若干触れたと思いますが、千葉県において災害救助法の中で設置しているものでありまして、仮設建築物として県が設置をしている。この期限については、設置後2年という状況になってございます。

先ほども申し上げましたが、国の政令が発令されておりますので、これにつきまして、特定非常災害というふうに指定されておりますので、法律上は延長は可能。1年ごとに可能となっていると。

今後につきましては、仮設住宅の入居者の、要は実態を把握する中で、対応を把握する中で、やはり仮設住宅の延長について、慎重に私のほうとしても取りまとめる中で、千葉県と積極的に協議をしていきたい、このように思っております。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員。

○8番（伊藤房代） それでは、雇用促進住宅はこれからどうなるのか。またどうするのか。

その辺をお伺いします。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 雇用促進住宅についても、今、半年ごとの更新をしております。少なくとも仮設住宅の期間、取りあえず2年は延長をしていく必要があるだろうと。その先の状況でございますが、個々の家族の状況ですね。これをうちのほうできちんと把握しまして、どのような形をとりたいのか。その辺の要望を伺った上で、やはり仮設に入っている方々と同じような形で、その先のことを考えていってあげる必要があるんだろうと、そのように考えています。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員。

○8番（伊藤房代） 例えば家賃のほうはどうなるのか。その辺もお伺いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 少なくとも仮設住宅と同じ期間の間については、家賃については減免をしている状況であるということでご理解いただければと思います。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。いずれにしましても、先ほど被害で津波を受けたところというのは、ちょっと厳しいということでありましたので、津波で被害を受けたところじゃなくても、企業の例えば用地だった土地を売却予定というところがあれば、旭市として用地を買い上げることが必要じゃないかと考えます。すぐには、住宅を建てるにも、その期間がかかると思うんですね。ですので、早急に、すぐとはいかない部分があるとは思っていますので、早急に検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど（2）の液状化現象の修復の状況を報告していただきたいということで、若干遅れているのかなというふうに思います。その中で、公立の社会教育施設災害復旧事業の中で、原形復旧に向けて取り組むとの答弁がありましたけれども、これは12月にもありましたけれども、海上野球場の土止め部分というのがあるんですけれども、かなり液状化により傾いています、その辺の部分というのは、修復の予定には今あるのか、その辺をお尋ねいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、お答えをいたします。

12月までに復旧工事ということで、野球場のほうで計画した事業の中にはちょっと含まれておりませんが、やはり外周の一部で、全体的には液状化、そして地割れ、そしてまた地盤沈下等も認められておりますので、議員ご指摘の内容につきましても、これから検討をさせていただくのと同時に、国・県のほうとも十分協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 検討ということは、やる方向でいるということでしょうか。前回かなり液状化により、土止めの部分というのはかなり崩れかけてきたにもかかわらず、予定がないという、非常に厳しい回答でありましたので、これが仕上がった後ではもう遅いと思いますので、ぜひとも、そのときにはやはり下にはパイルを入れていただいて、土止め

が崩れないように、基礎からしっかりやり直すということが大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。やはりこの部分につきましては、非常に技術的な面もございまして、判断をするのに非常に難しいと。しかし、この被災した当時の写真を、私のほうも十分とらえておりますので、それらを基に、県のほうが、この激甚災のほうの、何といいますか、最終的には国の査定が入ってまいりますので、そういったところ十分に踏まえながら検討をしていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、私も12月の定例会でも質問しましたけれども、公共の土地、また本当に道路に対して、個人宅が幾ら補強されても、その家に面している土地や道路というのが本当に補強をされなければ、そこからまた雨だとか水が入って、個人宅にも影響が及ぶということでありますので、ぜひともその辺は考えていただきたいというふうに思います。

道路の部分でありますけれども、その後、修復の道路の状況でございますが、どの辺まで復旧しているのか。その辺をお尋ねいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路について回答いたします。

道路に関しては、小さい工事を除いて60区間ほどございまして、2月末までに56区間ほど終わりました。あと今月中に4件ほど残っております。それは小工事で、見積もりでできるような工事でございますので、すべて今月中には工事の発注は終わって、排水路とか、土地改良の部分と競合する部分に関しては、何本かは繰り越すこともありますけれども、一応3月中には発注は全部終わるような計画でございます。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも早急をお願いしたいと思います。

1年たつと、道路のほうも全体に、旭市全体の道路が徐々に地盤沈下してきたりとか、地割れだとか、また段差が出てきたりとか、歩道の部分がとか、いろいろな面で時間がたつに

したがって、徐々に道路が沈下しているところもありますので、またこれから早急に自然体の道路の見直しというの、これから必要になってくると思いますので、お願いしたいと思います。

次の（３）の防災グッズ支援についてでございますけれども、被災されたご家庭にぜひとも防災グッズの支援というものは、現在は考えていないという部分でありますけれども、今後ともぜひ検討していただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 基本的には先ほど申し上げたとおりでございますが、これから要援護者に対する支援という部分を検討をしていくことになっております。そのための要援護者台帳を作成して、弱者に対する支援について、どのような支援ができるのか。災害支援を検討してまいりますので、今言われたことにつきましては、それも一つの提案として受け止めたいと思います。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、（４）の放射能測定器の購入についてということでございますけれども、実は先日、飯岡漁港に視察に行っていました。海匠漁業協同組合では、詳細の出る放射能測定器があるといいのという、そんなお話がありました。その測定器というのは、１台３,０００万円ぐらいするということでありまして、その辺、旭市でも１台、ぜひ取りそろえていただきたいというふうに思うんですけれども、簡易型の３００万円ぐらいであるそれではなく、もっと詳細の出るものがあればいいのになという、そんな漁協のほうでお話があったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、放射能測定器につきましては、漁業の関係でのご質問いただきました。

現在、漁業につきましては、イワシ、週３回操業というようなことで聞いております。きょうみたいに天候の悪い日は操業できない。そういう中で、売却先、冷凍業者の方々からは、

出荷ごとに放射性物質のサンプリング、これを義務づけられていると。調査をしてこないと、要は買わないよという、そういうことだということでございます。

そういうようなことで、週3回実施しております。週3回のうち2回につきましては、聞くところによりますと、銚子市にあります県の水産総合研究センター、ここで週2回実施をいただいている。ここは簡易検査器でございます。今回旭市で納入をする予定の機械と同じようなものです。

ただ、この検査器につきましては、検出限界値がキログラム当たり25ベクレルと。そういうことで、25以下ははかれませんということですね。

これからもう1か所、実は週3回のうち1か所につきましては、議員ご質問の中にありましたように、夷隅郡の御宿町、ここに海洋生物環境研究所、これは財団法人でありますけれども、ここに持ち込んでいるということで聞いております。ここにつきましては、国の組織ですので、検査機につきましてはゲルマニウム半導体、俗に言いますと3,000万円前後の機械ですかね、こういうもので取り扱っていると。検出限界値、これにつきましては、先ほどのキロ25ベクレルじゃなくて、ここはキロ0.8ベクレルという、そういう数字。実際には0.5まではかれる、そういうことを聞いております。

そんなことで、漁協さんのほうは、要は25ベクレル、これがこの4月から食品につきましては100ベクレルが基準値になります。国の指針では、25まではかれないというようなことで、これを今危惧しているわけであります。

そういうようなことで、先ほど商工観光課長が答えましたように、3月末には市のほうに機械が入る。これにつきましては、7ベクレルまではかれるということで、この25ベクレル、これにつきましては相当低い数字でクリアできるのかなと。そういうことで、この機械で対応を今後検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） またぜひ県へも要望していただきたいなというふうにも思います。飯岡漁港で水揚げされているカタクチイワシというのは、すべての魚のえさになるということで、非常に一番大事だというふうにもおっしゃっておいりましたので、ぜひともまたその辺の検討もお願いできればというふうに思います。

次に、大きな2番目の児童福祉についての、医療費の小学校6年生まで通院費、入院費を無料にという部分でありますけれども、こちらのほうもぜひとも県の、入院費のみはこの12

月から無料というようなあれがありますけれども、それまでぜひまた市としても、6年生までの拡大というのは、その辺は市長、どんなお考えでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、県下一斉に乳幼児の医療費の助成ということは、どこの市町村でも検討課題ということで、議論になっているわけでありましてけれども、県が今、来年度に向けて、小学校6年生まで無料というような部分、その先中学生まではどうなのかなという部分がありますけれども、そのことも踏まえて、今、旭市は300円の自己負担金を今年なくすということでやりましたので、県と歩調を合わせながら検討していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、まずは一気には無理だと思いますので、6年生までの入院費、通院費、その後に中学3年生までの入院費、通院費というように、ぜひともまた市のほうでも今後検討していただければというふうに思います。

次に、（2）の子どもの健康診断の回数を年1回から2回ということですが、非常に法律に基づいてやっておるということで、回数的にも、回数を増やすというのは難しいというのは、課長さんのお答えでありましたけれども、市として考えていってはどういうふうにも思うんですけれども、その辺も市長、いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど課長がお話がありましたように、健康診断、確かに大切だと思いますけれども、1回の健診料、かなり大きな額がかかるわけですし、そのことは今、やはり国保の問題にもかかわってくるというような部分ありまして、慎重にこれから検討していかなければならないというような思いで今いるところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） その早期発見、早期治療という観点からも、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

また、旭中央病院にもまた声かけをしていただいて、その辺の協力というの、もしできたというふうにも思うんですけれども。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） 先ほど課長、そして今、市長のほうからお話がありましたけれども、本当に1回よりはもちろん2回ということでありますけれども、いろいろ経費の面、それからもう一つは医師等のいろいろな多忙といいますか、そういうような日程調整とか、それからもう一つは、学校では授業時数という関係がありまして、今の現状では1回ということでご理解をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 例えば券を発行して、各自で医療機関にかかるというようなこともできるかなというふうに思いますけれども、またぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、3点目の農畜水産業の支援についての部分でありますけれども、（1）の部分の学校給食の部分でありますけれども、今現在、旭市の農畜水産物を学校給食で使用している割合というのはどのぐらいあるのか、お伺いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 平成22年の調査でございますけれども、第一給食センターでは、いわゆる食材のうち市内産の使用率については、第一センターが33%、第二が41%、第三が33%となっております。県内産を全部合わせますと、すべての給食センターで50%を上回る食材の使用率となっております。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 次に、例えば今、県内全体では50%ということでありますけれども、その辺もう少し拡大がこれからできたらというふうに思うんですけれども、例えば野菜のカットセンターだとかそういうものもこれから検討していかれたらなというふうにも思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） なるべく本当に地元のものを使っているという状況なんですけれども、例えば、季節的なものもございまして、例えば薬物等、そういう野菜等におきまし

ては、時期的にはかなり厳しい状況もあるということで、ですからなるべく、今ご指摘がありましたように、今後ともこの自給率を上げるように努力はしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） あと、中央病院の関係ですけれども、やはり食事等に使用している旭市の農畜水産物というのは、どのぐらいの割合があるか、教えていただければと思います。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ご説明を申し上げます。

旭中央病院の、まずお米ですが、これは旭市産のお米ということで、入札の段階でそれを規定して、現在は無洗米ということでやっております。

それからあと、カット野菜とかこういったものを使っているんですが、これは業者からの仕入れなんですけれども、その業者が全部旭市産かどうかはちょっとそこまでは分かりません。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） なるべくこれから使っていただければというふうに思います。

また今後、この農畜水産業と、本当に商工業が一体となって、旭市の農畜水産物を、例えば学校給食や旭中央病院の食事等に使用し、本当に共存共栄をして、他に頼らなくてもよいように、本当に頑張っていただければというふうに思います。

旭市は本当に食材なら何でもそろ、自給自足のできるまちなので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（林 七巳） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○副議長（林 七巳） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず大きな第1に、仮設住宅入居者の要求についてということで一般質問をいたします。

東日本大震災より、あと2日で1年となります。被災された市民の方々に心から哀悼とお見舞いを申し上げます。また、災害救助のために奮闘されました関係者の皆さんに、心から敬意を表するものであります。

震災後、応急仮設住宅が5月中旬に完成され、避難所生活をしていた市民の皆さんの仮設住宅への入居が始まりました。被災地の後片づけも進み、被災者の皆さんの住まいの確保がされたことから、何となく物事が一段落したというような錯覚に陥りました。

昨年、共産党としまして、夏と冬に仮設住宅の皆さんがどういう要求を持っておられるかということ进行调查するために、アンケート調査を行いました。その中で非常に、どういう調査に要求があるのか分かりませんでしたので、とにかく丸、バツだとか、選択型の調査ではなく、なるべく文章で書いていただくということでお願いしましたところ、かなりたくさんの生の声が届いております。

集約が大変だったんですけれども、最も深刻なことは、やはり先般来、出ております2年間しかいられない。この先どうするかと。住宅のめどが立っていないというのが、やはり一番大きな問題のようです。これにつきましては、また後で2番目として一般質問させていただきますけれども、まず第1に、夏の暑さ対策、冬の寒さ対策、これに伴います湿気とか結露、こういったものは大変な大きな問題になっているということです。今まで仮設住宅に対してどのような対策をとってきたのか、ひとつ質問いたします。

また、暑さ、寒さのためにエアコン等の使用が非常に大きいということから、大変夏と冬の電気料金がはね上がっているということで、非常に大きな負担になっているそうです。

それからまた、仮設住宅には市営水道しか入りませんので、水道の使用料も大変だということで、公共料金の一部助成をお願いできないだろうか。災害救助法でお願いできないだろうかということを質問させていただきます。

次に、大きな問題としまして、先ほど来、復興住宅の問題が出ておりますけれども、回答によりますと、災害復興計画には入っておりませんが、今後査定があり、建設する方向でいくのかという、この辺の確認をちょっとさせていただきたいと思います。

もう一つは、この住宅を建設するのに、県とか国の支援はどういう形で行われるのかと。その条件等ですね、そういったものをちょっと分かる範囲でご説明していただきたいと思います。

3番目の問題といたしまして、大きな問題といたしまして、社会保障と税の一体改革につ

いて質問いたします。

野田政権は、社会保障と税の一体改革大綱を発表し、今国会に議決をする方針でございます。震災復興や社会保障のためと称し、消費税率を2014年、15年と2年連続で引き上げ、10%にするという方向です。

しかしながら、一体改革のほうの社会保障の中身というのは、年金の減額があったり、支給年齢の引き上げ、各種保険料の値上げ等、給付の削減といった中身で、国民の負担を合わせると20兆円を超すと言われております。こうした負担増しが国民に押しつけられるということになります。これらを押しつけますと、1997年の橋本内閣が消費税を5%に上げたとき、このときの負担が約9兆円だったんですね。景気がよくなってきていたというところにこの負担を押しつけたところ、腰が折れてしまって、大不況に陥ったということが過去にございました。ですから、今度の負担増しというものは、橋本内閣の2倍以上の負担を、景気の悪くなっている現在に押しつけるということになります。

その結果、特に利幅の薄い商店街の商店、この方々が一斉にシャッター通りとなっていったということがございます。今度5%から10%になりますと、製造業とか農林水産業、それからサービス業といったところにまで倒産の波が、あるいは廃業の波が押し寄せるのではないかと心配されるところでございます。

私も商工関係の団体の職員をずっとやっておりましたので、消費税の値上げというのは、これは今回の値上げというのは大変大きな問題になるだろうと。私のところの私人も高齢化しておりますから、これを契機に一気に廃業が進むという、こういう可能性も否定できません。消費税というのは、地域経済に破綻をもたらすということが、一つの税金の特徴です。それから、低所得者ほど負担率が高いということがございます。そして大企業だとか大資産家の方々というのは、相対的に税負担が軽い。特に大きなところは、抱き合わせで出ております法人3税の減税、それから金融関係の要するに所得、そういったものに対して非常に軽い税金になってきて、ずっとまけ続けてきているということから、非常に負担の不均衡が激しいという税金でございます。

ですから、もう一つは、消費税は大企業の法人税の減税にほとんど消えてしまったというのがこの間の実績としてあるわけです。導入以来、大体、消費税額の税収は、去年までですと238兆円ほどです。この間の法人3税の減税というのは、223兆円となっております。ですから、ほとんど消費税の税金というのは、法人税の減税で消えてしまったというのが実態なわけです。

それから、大切なことなんですけれども、輸出に関しましては、非課税といいますか、税金がかからないんですね。ですから、ゼロ税率ですから、輸出企業というのは大変大きな税額が、戻し税として返ってきます。トヨタ 1 社だけで2,000億円を超えます。ですから、非常に輸出企業に対しては輸出のドライブがかかる税金だということです。

また、消費税というのは、売上げがあれば税金がかかりますので、たとえ赤字であっても税金は払わなければならない。ということから、滞納が非常に増えるという。税金の半分ほどが消費税です。また、現在の納税者の5人に1人が滞納している、こういう実態がございます。

ですから、非常に消費税の増税というのは大変な状態になるということになると思います。ましてや旭市におきましては、被災した自治体でございます。こうしたところに10%の大増税をやられますと、復興や復旧に対して水を差すというような大きな影響が出てくるのではないかと心配されております。

そこで、具体的に一体改革の中で、社会保障の関係と税の増える問題について、どういった影響が市に出てくるのか、行政として出てくるのか、質問いたします。

2 番目として、こういう震災を受けたところの自治体の長として、こういった大増税に対する市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、第4 番目としまして、環境行政についてご質問させていただきます。

日本の経済というのは、大量生産、大量消費。その結果、大量のごみが発生する社会となっております。最初のうちはごみは埋め立てておったんですけれども、そのうちに、大量に出てくるものですから、焼却するという形になってきております。この焼却場の建設に対して、大変多額な交付金が助成されるということから、焼却施設がだんだんだんだん大きくなっており、今、日本列島の中に焼却場が林立しているという状態になっております。世界中の大型炉の3分の2が日本列島に建っているというふうになっているそうです。ですから、完全に燃す社会になってきている。これが今の日本のごみ行政の実態なわけです。

ですから、現在の状況ですと、大型の焼却炉でハイテク装置、そして大変なコストをかけてごみ行政が行われている、こういうことになっております。

東総地域では、旭市はじめ3市で広域ごみ処理を行うための事務組合を結成しておりまして、ここでごみ処理の行政を行うということが決まっております。現在、焼却場建設を中心としたしました一般廃棄物のごみ処理基本計画策定事業として、委託料として1,700万円ほどの予算がつけられまして、こういった計画を作るという、こういうところに現在、東総広域で

は事業が進んできております。

これとはまた別に、旭市独自の環境課の環境行政というのがございます。そして旭市では、特に、あとちょっと不勉強だったんですけれども、後期の基本計画の中にはきちっと位置づけられておりますのは、三つのR、要するにリデュース、リユース、リサイクルということで、要するに減量化して、再使用して、あるいは再生利用するというのが行政の基本として位置づけられております。同時に、大型焼却炉を広域でやるということも書いてございますけれども、一応そういう形での計画になっております。

この3Rというのは、市民の皆さんと行政と事業者が非常に密接に民主的に話し合って事業を進めていきませんかできないという事業なわけです。

世界の常識では、ごみになるものは作らない。燃すな、埋めるなというのがごみ行政の常識になっているそうです。最終的には旭市の言うておりますごみ行政の基本は、循環型社会を作るということでタイトルがついております。その前には、恐らく持続可能型という形の前置きがあるんじゃないかと思うんですね。最終的にはゼロ・ウェイストという考え方。要するにごみをなくす、ゼロにする。あるいは無駄をゼロにするという、そういう運動に終結していくんじゃないかという、これが世界の常識らしいんですね。

ですから、こうした方向に行くには、キーワードというのがありまして、五つのLということなんです。一つはローカル、要するに地方がやる。地域主権、非広域、こういった考え方です。それから次に、ローコスト、要するに安いコストで処理すると。それからローテクノロジー、要するに地元で対応できるだけの技術力で大丈夫だという、そういう技術でやるという。それから、ローインパクト、要するに低環境負荷という形ですね。それから最後にリンクという言葉、僕の知っている方は入れているんですけれども、つながりとかきずなという。この五つのLによってやられるということになっております。

方法といたしましては、バックキャスティング方式でやるというふうにされております。これは地球温暖化の、CO₂削減のための目標を設定して各国政府がやるという方法と全く同じ方法です。要するに削減目標をきちっと決めて、削減のためにはすべての技術や資源、そういったものを投入していくという、そういうやり方です。これはかつて日本の会社、随分やってきたことあるんですね。排ガス規制なんかの問題、全部こういう形で処理してきました。日本のエンジン技術は世界最高になったというのは、やはりこういったやり方をとったからだということになっております。

平成18年、東総広域の作成しましたごみ処理の基本計画というのがあるんですけれども、

これにつきましては、従来どおり集めて燃すというのが基本になっておりまして、残渣は最終処分場で埋め立てるという形になっております。

現在、東総広域では、基本計画の作成については、理念からコンセプトまで全部自分で考えない。全部民間に委託して、理念から何から作ってもらうという形の委託です。旭市の後期の総合計画につきましては、恐らく3Rと広域処理の焼却ということは、ちょっと矛盾するんじゃないかと私思うんですけれども、その辺を含めまして、幾つかの点で質問させていただきます。

旭市のごみ処理の現況につきまして説明をお願いしたいと。ざっくりした説明で結構でございます。

それから、2番目として、旭市の一般廃棄物処理計画について、総合計画といえますか、後期の総合計画が出ましたけれども、それよりもっと細かい計画があれば説明していただきたいと思います。

それから、先般、リサイクル率46%という、非常に高い、日本でもトップクラスの再生をしているところの、鎌倉市に視察に行ってみまして、啓発活動という形でいろいろやっているんですけれども、旭市でどのような啓発活動をやっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、旭市長と東総広域の管理者を兼務しております明智市長に、東総広域の事務部門と旭市の環境課がやるべき事務部門と、どこでどういうふうに分けるのかということについて説明をお願いしたいと思います。

次に自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 七巳） 一般質問は途中ですが、3時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時55分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問にお答えをいたします。

社会保障と税の一体改革大綱に対する私の考えということでもありますけれども、あくまでこれは国が決定することですので、個人的な私の考えとしてお答えをしたいと思います。

この一体改革につきましては、持続可能な社会保障の機能強化、機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであり、子育て支援、医療・介護・年金、就労支援、税制改革などに取り組むものであります。この中で、消費税の増税については、2014年に8%、2015年に10%、段階的に消費税を上げるということではありますが、社会保障改革の財源確保をするということになっておるわけであります。

しかしながら、現在の日本経済は、東日本大震災の影響や、円高・デフレなどによる景気の低迷、復興増税との関係と多くの問題を抱えております。このような状況を考えると、この一体改革については、国での議論が尽くされていないことや、国民への十分な説明がなされていないことから、社会保障財源分として消費税5%の引き上げは今すぐやるべきか、甚だ疑問であると私自身、考えております。

次に、環境行政についてであります。

社会、経済状況の厳しい中で、行政運営については、市民サービスの向上や経費削減等が強く求められております。このような中で、各自治体のごみ処理施設等では、老朽化が進み、その更新が急がれ、多大な施設建設費用がかかるものと思慮されております。

本市においても、処理施設等の建設については、広域化により1施設を整備するほうが、建設費や維持管理費等のコスト削減が見込まれることなど、自治体運営の効率化を図ることが可能となることから、引き続き広域事業として進めてまいりたいと考えております。

東総広域市町村圏事務組合と市の環境課の関係ということでもありますけれども、あくまで東総広域市町村圏事務組合は、環境だけの問題ではなくて、さまざまな3市共通の事業があるわけであります。そういった事務を、東広の事務局、局長以下職員が事務手続きをしながら、また環境面では、市の環境課と綿密に連絡をしながら、行政を推進していくと、そういうような関係であるわけでありまして、東広のまとめ役としての立場、そういったものをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（林 七巳） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、大きな1点目、仮設住宅入居者の要求についてのご

質問、2点にお答えをさせていただきます。

1点目は、仮設住宅内における環境対策についてでございます。

応急仮設住宅の仕様であります、あくまでも応急的な仮設建築物でございますので、ご質問の寒さ、暑さ対策等につきましては、必ずしも十分なものとはなっていない状況でございます。これまでも市としましては、仮設住宅の入所者の皆様からのさまざまなご要望にお答えするために、設置者である千葉県と、これまでも再三にわたって協議を行ってまいりました。

ここで、これまでの取り組みということで、仮設住宅における主な取り組みということで、ご意見がありましたので、お答えをさせていただきます。

行政側としては、まず、大きくは7点ほどあるんですが、主なものを申し上げます。

昨年8月に網戸を全戸に設置してございます。これは仮設住宅の建屋の一環としてということです。それから、同じく8月ごろには、ネズミの対策ということで、これらも講じてございます。それから、12月には玄関ひさしの改修、これも行っております。それから、同じく本年2月には、ガス管の凍結防止対策、これも行ったところでございます。

通告にありました除湿対策につきましては、本年1月に全戸ですべて完了をいたしてございます。また、民間では、こたつの贈呈であるとか、ホットカーペット、物干し等の提供があったものでございます。

いずれにしても、これらにつきましては、今後とも入所者の皆様のご意見を伺いながら、県当局と協議を進めていきたいと、このように思っております。

それから2点目の、公共料金の助成についてお答えをさせていただきます。

都市整備課からは、仮設住宅における公共料金の現状を申し上げたいと存じます。

災害救助法により建設された仮設住宅につきましては、千葉県と被災者が使用貸借契約を締結しておりまして、この当初の契約の中におきまして、住宅の使用料は無償でありますけれども、電気、ガス、水道等の公共料金につきましては、入所者がそれぞれに契約をしていただきまして、負担をしていただく、こういったことになってございます。またこれらにつきましては、入居契約の際に、手引等でお示しをいたしまして、ご説明をしたところでございます。

なお、共益費としての公共料金、これは公共下水道の使用料、それから合併処理浄化槽の維持管理費、それから防犯灯の電気料金及び集会所等ありますけれども、これらの費用につきましては、市の負担もしくは免除としているものでございます。

一方で、民間企業の協力によりまして、公共料金の一部が減免または無料とされているケースもございます。一例としては、ガス料金、それからNHKの放送受信料、それから固定電話の移設工事費及び電話機等につきまして、一定期間減免または無料となっているところでございます。

なお、ご質問にありました公共料金の免除に対する災害救助法による補助制度、これにつきましては、適用はございません。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、復興住宅の建設についてということでお答えいたします。

最初に、ちょっと確認なんですけれども、旭市の災害復興計画の施策と事業、これ種々載っておるという中で、被災者の住宅再建支援の項目を設定しておりまして、事業名として、「被災者に対する市営住宅への入居支援」、またその概要では、「住宅に困窮している被災者に対し、家賃が低廉な市営住宅を確保します」というような、そういう位置づけで記述しておるところでございます。

この災害公営住宅の整備事業というものがございます。これについての内容でございますが、まず、その地域で滅失した家屋が100戸以上まずあることが必要になります。これは旭市は問題ないものと思っておりますが、建設する場合には、国からのまず補助金が4分の3、あと残りが地方負担となります。この地方負担についても、別途交付税措置があるのではないかと、そのようなことを言われております。

あと、入居の関係でさまざまな特例措置があるんですけれども、先ほど条件的なものでちょっとお話ししたことがありますけれども、まず、公営住宅を建てるという、これは災害であっても同じなんですけれども、その区域内の住宅の事情というのが国のほうで勘案されます。さらに、低所得者の住宅の不足、それを緩和するものでなければいけない。これは公営住宅法の規定を適用しますよというのは、通知の中できちっと書かれております。

そういう中で、復興推進計画というところに位置づけて、特例措置が認められて、さらに復興交付金の事業計画に盛り込む必要があるということです。今その前段の査定を受けるという段階にあるということでございます。

次に、もう1点、3の社会保障・税の一体改革についてということで、旭市の行政への影響というお話でございました。まず、直接的に影響があるものなんですけれども、ご存じのように消費税率の引き上げでございますから、これについては、市でさまざまな事業を行っ

たときに、消費税のかかるものがあります。これはざっと計算して、最終的には2億5,000万ほどの影響額があるかなと。そのようなことを思っております。

逆に、歳入面でございますが、歳入とすれば、最終的には増税分の消費税率換算で1.54%が地方に回されるということがあります。そうした数字、まだ国のほうもこれからの議論になっておりますので、どういう形で決着がつくかは分かりませんが、そういうような歳入面での実際の実入りもあるということでございます。あくまでもこれは、社会保障と税の一体改革ということで、地方で実施しております社会保障、さまざまなもの、それが地方単独事業費もある程度積み上げた中で、この数字が決定しているということで、今伺っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、3番目の社会保障と税の一体改革についての保険年金課に係る、現在分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず最初に、国民年金の給付減についてお答えいたします。

現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金より2.5%高い水準、これが特例水準と言われますけれども、支払われております。この特例水準について、現役世代の年金額の確保につなげるため、平成24年度から26年度までの3年間で解消することとなっており、今回、先ほども申されましたように、通常国会へ提出されることになっております。法案が成立すれば、平成24年度の年金額が10月分が支払われる12月の支払いから、さらに0.9%を引き下がることになっております。

もう1点、70歳から75歳未満の医療費の窓口負担についてでありますけれども、医療機関における患者負担は、現在、69歳までが3割、70歳から75歳未満、これは特例の措置としまして実際には2割、75歳以上は1割と、年齢に応じました負担割合を設定しておりますが、70歳から75歳未満については、毎年度2,000億円の予算措置によりまして、1割負担に凍結されております。

24年度は予算措置を継続しますが、25年度以降の取り扱いについては、25年度の予算編成で世代間の公平を図る観点から、見直しを検討することになっております。

いずれにしても、国民年金の給付減、窓口負担の増が実施された場合、行政への影響につきましては、直接的なものはございませんが、年金受給者などの方々の購買意欲の低下

などによる市経済並びに景気への間接的な影響は生じるものと考えられます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、旭市の行政への影響についてというご質問で、介護保険関係につきましてお答えいたします。

社会保障と税の一体改革大綱で示します介護サービス分野のうち、低所得者に対する介護保険料の軽減強化につきましては、税制抜本改革と同時実施と示されております。

具体的な内容についての検討や、法案提出に向けて関係者の意見を聞きながら検討すると示されておりますが、国の改革案が実施されるのは、平成27年度より実施となる第6期の介護保険事業計画からになると思われま。

国の改革案では、公費を投入することにより、65歳以上の1号被保険者の保険料の低所得者軽減を強化することとしておりますので、介護保険者であります市には直接的には影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら、適正に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、環境行政のまず1点目でございますけれども、廃棄物処理の現状について申し上げます。

まず、広域ごみ処理施設の建設計画等につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合により、その事業を進めております。それまでの間につきましては、構成市においてそれぞれごみ処理を行うことになります。

なお、旭市内における平成22年度の廃棄物は、ステーション回収や直接搬入などで2万4,124トンでございます。この内訳といたしましては、可燃ごみ1万9,461トン、不燃ごみ1,824トン、資源ごみ2,839トンでございます。焼却などの中間処理をし、グリーンパークで埋め立てをし、最終処分される量はおよそ3,000トンとなっております。また、資源化量は、焼却灰等を含め3,600トン程度でございます。

次に、旭市の廃棄物処理計画についてお尋ねでございますので、お答え申し上げます。

旭市では、平成19年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定しており、計画期間は策定年次の平成18年度から平成32年度までの15年間となっております。この計画では、旭市における

一般廃棄物の排出抑制のための方策、分別排出、収集運搬、中間処理、最終処分に関することがうたわれております。

また、老朽化した焼却施設や最終処分場については、広域化施設で整備する計画であるため、それまではごみの発生抑制、減量化、資源化を推進し、既存の施設の延命化を図り、焼却処理及び埋め立てを継続いたしたいと思います。

次に、啓発事業についてお尋ねがございました。お答え申し上げたいと思います。

ごみの減量化や分別に対する住民意識の高揚を図るため、毎春秋、2回のごみゼロ運動や、生ごみの堆肥化による可燃ごみの減量化を促進する生ごみ処理機の購入費に対する支援、地域住民等による資源ごみ回収を奨励することを目的にした資源ごみ集団回収に対する奨励金、または不用品のリサイクル促進を目的とした情報コーナーの設置、新規転入者等へのごみの出し方等のPRなど、さらには市内小学校4年生を対象としましたごみ処理施設、焼却施設の見学会を開催し、ごみの資源化や減量化の重要性を説明し、今後の取り組みなどをお願いしているところでございます。

また、市内河川の水質浄化、保全など、さまざまな取り組みを、広報あさひに掲載し、啓発活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 太田將範議員。

○4番（太田將範） では、再質問を行います。

厚生労働省の社会・援護局総務課長より、千葉県の担当部局に通知が行っていると思うんですけども、東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策につきましては、これまでも地域の特性や入所者の方の要望に応じて、断熱材の追加や窓の二重サッシ、畳の後づけなど、追加的に対応した場合に必要な経費の増額について、災害救助法による国庫負担の対象になるという通知が行っていると思いますけれども、こういった通知を利用しまして、現在、かなりまだやはり寒さ対策、また来年の暑さ対策ということにつきましては、いろんな事業が行わなければならないと思いますので、その辺につきましては、今後も担当課のほうでご支援をお願いしたいと思います。

それから、一つちょっと苦情的なものがあるんですけども、この議場の中には建てた方いらっしやいませんで、ちょっと悪口を言わせてもらいます。

次に、仮設住宅の方々の建て方について苦情があるんです。飯岡の場合、敷地の北側に耐震性の住宅があるんですけども、二つの連棟の間に道路を挟んで、玄関と水回り施設が向

かい合っています。ここでは西向きに玄関のある棟では、真夏は朝4時ごろから、おてんとうさまがびっしりと照りつけてくると。それから、東側に玄関のある棟では、夕方遅くまで、7時近くまで西日が入り込んでくると。物すごい暑さだということです。

それからまた、南側に建てられた住宅では、二つの棟の間に道路を挟んで南北に玄関と水回りが向かい合っているというパターンになっております。この場所では、南側に向けた玄関の方々は、まるっきり日が差さない。一日じゅう真っ暗ということで、冬の寒さは大変なものだということが報告されております。

夏によく暖房がききまして、冬冷房がよくきくのは、鉄とプラスチックの素材だけとか、構造だけではなくて、建てる仕方もあると。これはちょっと普通の大工さんだったらもう怒られます。ですから、この辺につきましては、担当課のほうから県のほうにきちっと苦情を申し上げていただきたいと思います。その結果、公共料金等が非常に高くなるという、こういうことになっておりますので、その辺も含めて文句を言っていただきたいと思います。その点ちょっとご承知おきいただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えさせていただきます。

初めに、建て方のお話がありましたけれども、冒頭来申し上げておりますように、設置はあくまでも千葉県ということで、逃げているわけでも何でもございません。仮設住宅の建設用地につきましては、これは市の市有地を提供していると。ただ、建て方につきましては、残念ながら私のほうには相談がございまして、結果として建築確認が必要であれば、必ず私のほうを通るんですけれども、そういった事態ではありませんで、結果としてああいった建て方になっていると。

ただ、若干東西向きと南北の向きというのは飯岡の場合ございまして、今、日射の関係とかいろいろございまして、そちらにつきましては、暑さ、寒さ対策については、先ほどご紹介したような状況と併せて、今後も県とお話をさせていただくと。今、議員からお話のあったものにつきましては、県当局には伝えたいと、このように思いますけれども、今から建て替えるということにはなりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点は……。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 公共料金につきましては、確かに南向きの方と。玄関の問題で

すよね。

ただ、一方で、私が今思うのは、玄関が両方に、真向かいにあるということは、やはりそこに住まわれる住民の皆様のコミュニティというのには、必ず役に立つだろうと。つまり、玄関が全然あかないとか、いろいろなことがあるのかもしれませんが。そういったことにつきましても、近所の住民の皆様が、一緒にコミュニティがとれるのではないかと。一方では、南向きの方はちょっと寒いとか、いろいろなことがございますけれども、そちらにつきましても、これからも積極的に支援できるような体制ができればと、このように思っております。また県当局とも話し合っておりまいます。

以上です。

○副議長（林 七巳） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 1番目の問題につきましては、以上で終わります。

そして2番目の復興住宅の建設についてということですが、一応建設に前向きなということで判断してよろしいということですのでよろしいですね。

○副議長（林 七巳） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 都市整備課長も、仮設住宅に入っている方々の意向を十分確認をしていきたいというようなことがございます。

まず、建設に前向きというよりは、今はとにかく査定を受けて建設できるように、市のほうは準備をしているということでございますので、その辺はご理解いただければと思います。査定の日には3月23日でございます。よろしくお願いします。

○副議長（林 七巳） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 要望ですが、回答は結構でございます。

被災者の方、かなり高齢の方が多くなっておりまして、雇用促進住宅等ですと、階段ちょっと上るのができないような方が随分と出てきているのではないかと思います。そうしますと、平家であるべく木造みたいな形の戸建てみたいな、小さな単位で造れるような復興住宅とか、そういったものがちょっと検討できればと思いますけれども。

とにかく、高い高層的なものを造りますと、恐らく今、仮設住宅に入っているお年寄りの方々は、入居が非常に困難になるのではないかと思います。ですから、その辺を含めまして要望したいと思います。

以上で2番目の問題は終わります。

次に、3番目の問題といたしまして、社会保障と税の一体改革についてですが、先

ほど来、担当課等から回答がありましたけれども、社会保障に関しては、よくなるどころがほとんどない、こういう中身ですね。やらずぶったくりという、そういう感じの社会保障の制度改正です。

税金のほうもそうなんですけれども、1997年の橋本内閣が消費税率を上げたとき、その上げた前後と現在の税収を比べますと、1996年の、上げる前です、そのときは地方税と国税の税金の総額ですね、これが大体90兆円ちょっとあったらしいんです。それが2010年、このときには76.2兆円に減っている。14兆円も減っているんですね。消費税を上げたんですけれども、その内訳がどうなっているかといいますと、所得税・住民税の総額というのは、28兆円から24.5兆円に3.5兆円減っている。そして法人3税の税金は、23.3兆円から14.6兆円に減っている。減少額は8.7兆円です。消費税額だけは、7.6兆円から12.7兆円に増えているんですけれども、その間増えているのは4.9兆円です。

ですから、法人税減税や高額所得者への過大な減税が財政に大穴をあけているということなんです。現在の財政危機の原因はそこなんです。ですから、ここを見ないとまずいということなんです。ですから、この税額をもとに戻せば、90兆円入ってくるんです。ですから、私が言いたいのは、過大な税金をまけてもらっている部分に対しては、きっちりと取っていくという、そういう方向性を国とか市のほうがやらなければならないというのが税制改正の一番大きな問題だろうと思います。この辺につきましては、回答は結構でございますので、市長も慎重にという話でしたので、次に進みたいと思います。

次は環境行政の問題なんですけれども、先ほど課長からお話ございまして、大体、先日、東総広域のほうで資料請求いたしまして、平成18年の基本計画から先の資料をいただきました。3市の状況を見ますと、ごみの性質、中身の問題とか、プラスチックごみだとか、そういうものの比率だとか、そういったものはあまり変化はないけれども、人口が減っているところと、節約ムードがあったということから、3市ともごみの総量は減っているということが分かりました。大変ありがとうございました。

そういったことを延長していつやる方法というのが、フォアキャスティングという方向ですね。過去からさかのぼって未来を見るという形で事業計画を立てていくという方向なんですけれども、ごみ処理の問題につきましては、地球温暖化の問題等々ありますと、逆に大きな課題を設定して、それを解決するために何をやるのかという、こういう目標の設定をしなきゃならないというのが、現在のごみ処理行政の一番肝心なところだろうと思うんです。

ですから、とにかく燃やすものを作らない。再利用する、あるいは再生利用する。これを

徹底していくという、その利点がないならば、ごみ行政はうまくいかないというふう思うんです。ですから、広域化して、燃すという方向性というのは、もうそろそろ考えなきゃいけないという時期に来ているのではないかと。環境関係の方々も、そういう発想になっていると思うんですけども、それがあから3Rというのが中に入ってきているというふうに私考えるんです。ですから、広域化というのと3Rというのは、あまり一体として考えられないという。

逆に、広域行政が平成12年ですか、ごみ処理計画を始めるというのが。それ以来10年間たっているんですけども、そういったバックキャスティングの方向による計画の策定というのは一切やられていないわけですね。ですから今後、環境課が中心になって、そういった方向性でごみをどれだけ減らせるかということを考えなきゃいけない時期になる。10年間、あまり計画的なものはできなかったわけですね、今まで。ですから、これが現在の東広の事務処理の形態からまいりますと、焼却場ができるのは6年、7年後なんですよ。社会変革についていけないんです。ですから、環境課が中心となって、中期計画、5年ぐらいの計画、その中で何をやるか。10年の計画で何をやるか。これやっぱ作ってってもらいたいです。そうしますと、ごみ行政というのは解決の糸口が見えないだろうと思うんですね。

その辺で旭市独自の中期計画なり、そういったものの計画性を作る気があるのかどうか、ちょっと担当課長で無理ならば、市長にお願いしたいと思います。

○副議長（林 七巳） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

中期の旭市独自の計画をというご質問でございますけれども、ただいま広域でもって事業を進めているという中でございまして、旭市が独自に計画を作るということについてはいかがかなと私は考えております。

一方で、広域の中で、3市のそれぞれ環境担当が集まって、将来を見るという、計画を、素案を作るという作業を今後進めていくということになっておりまして、それをたたき台に検討委員会に持って行って検討していただくと。そういったことで、それぞれの3市の環境担当職員は、計画の策定に十分かわっていくという中で、今のお話を反映していくということになればいいのかなという考えを持っています。

以上でございます。

○副議長（林 七巳） 太田将範議員。

○4番（太田將範） 先ほど、2月に東総広域の議会があったんですけれども、東総広域の中で一般質問がほとんどされないんです。といいますか、できないんですね。具体的に東総広域というのは、ごみ処理の問題について議会で議員が選出されて、向こうに行って議論して、さまざまなことを決めていくというのが議会の役割だと思うんですけれども、今現在あるのは、焼却場をどこに建てるのか。それは地元の説得だけなんです。東総広域の議会の中で、こういったごみの問題をどうするか。生ごみをどうするかとか、減らすためには何をどれだけ減らせるのかという議論というのは一切ないんです。

ですから、あそこはちょっと今の状態では、むしろ環境課のほうがスタッフがそろっておるし、技術屋さんもあるし、現場の人もいるということから、信頼性が高いものができるんじゃないかと、私はそう思っているんですね。

ですから、先ほど言いましたように、ごみ処理計画のハートも頭もみんな民間にお任せなんですよ、委託で。意味分かりますでしょう。だから3Rとかそういったものは一切、発注のときのスペックに入っていないんです。ですから、その点では環境行政をつかさどる環境課長として、その辺も少し頭に入れた上での施策をやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（林 七巳） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東広のほうで全然ごみ焼却場とかそういった部分のノウハウを発揮していないというようなことでありますけれども、今、そのための協定書を、3市の合意の基に協定書を今、合意をもらっているのがいっぱいいっぱいということもあります。

それと同時に、これから建設準備委員会といいたいでしょうか、建設委員会ですか。そういったものを立ち上げて、それでこれからどういろいろな工法とか、焼却炉とか、そういった部分を今、これから検討していくという段階でありますので、今は取りあえず、とにかく協定を結んで、焼却場の用地を獲得するということがまず最優先でやっているわけでありまして、これからそういった3市の環境課の職員、そしてまた地元の人の建設委員を含めました、そういった委員会を立ち上げるということで、それでやっていくわけありますので、東広のノウハウが何もないということではないと、そんなように思っております。

それと、各市には一般廃棄物処理基本計画というものがあまして、一般廃棄物の処理基本計画ということをしきと、減量化とかそういった部分でも、その処理計画の中に計画をされておりますので、そのことも十分理解をいただきたいと、そんなように思います。

○副議長（林 七巳） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 話がちょっと平行線になるようですので、また改めて発言の機会をもらいたいと思うんですけども、環境行政というのは、今、これから非常に重要な一つの地場産業になるという、そういうことだろうと思うんです。商品の包装のプラスチックの関係でも、分別が進んできております。その中でやっぱり結構、雇用が生まれているんじゃないかと思うんですね。

それから、生ごみにつきましても、畜産農家との協力等で、バイオガスという形でのメタンガスを回収して発電ができる。発電した後は液肥ができるという、こういうような形で、もうこれからは、燃さないというのが原則になっていくだろうと思うんです。そうなりますと、一つの地場産業みたいなものが環境行政を通じて出てくるというんですね。ですから、太陽光等もそうなんですけれども、そういう点でいきますと、環境関係の行政というのは、これからかなり行政の中で大きな比重を占めてくるという、そういうふうに思うんです。

地産地消を含めまして、エネルギーの。そういったものを含めまして、より一層幅広い形での環境行政を行っていただきたいとお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（林 七巳） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

◎会議時間の延長

○副議長（林 七巳） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 七巳） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○副議長（林 七巳） ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時50分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないもの認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第38号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成24年旭市議会第1回定例会議事日程（その3）、本日3月9日金曜日、この後、追加日程第1、議案第38号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については、財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。議案の付託については、建設経済常任委員会を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第38号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、議案上程。

議案第38号の1議案を上程いたします。

議案第38号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第38号は、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,800万1,000円を減額し、予算の総額を264億2,199万9,000円とするものであります。

今回の補正は、国民宿舎施設解体事業について、施政方針で申し上げましたとおり、今後さらに関係各位の意見を伺い、当面、予算執行を見合わせることにしたことから減額するものであります。

歳入の内容は、財政調整基金繰入金を9,800万1,000円減額し、歳出については、商工費から同額を減額するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長(林 一哉) 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３ 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第１号）について、補足説明を申し上げます。

今、市長のほうから説明のあったとおり、総額については、今申し上げたとおりでございます。

内容につきまして、５ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、17款２項１目の財政調整基金繰入金を9,800万1,000円減額し、補正後の繰入額を２億3,799万9,000円とするものでございます。

その下、歳出になります。

7款１項３目、観光費の説明欄１番、国民宿舎施設解体事業については、当初予算計上額の全額であります9,800万1,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第38号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第４ 議案質疑

○議長（林 一哉） 追加日程第４、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第38号について、質疑はありませんか。

滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 管理委託料というのがありましたけれども、これを全部削っちゃって、例えば１年間、何も管理をしないままということもいかないと思うんですけども、これら

よっと聞いた話ですけれども、月35万くらいかかるという管理料が計上されていないということは、これは雑費か何かで出すのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 今の管理委託料につきましては警備保障ですとか電気料等のご質問だと思いますけれども、新年度予算のほうでは、これはあくまでも解体費ということの事業費でございまして、新年度事業のほうにつきましては、施設管理費のほうにそれらの経費は計上してございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私はこの内容が云々でなくして、お聞きしたいのは、これ議案第1号、まだ可決されていないわけですよね。そういった中において補正をされるということですが、これらに基づく法令根拠を教えていただきたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 法令の根拠ということでございました。これにつきましては、まず当初予算があって、それから補正予算だろうと。ただ、この予算を同時の議会に出すことができないのかどうかというのは、過去先例がございまして、これについては出すことはできると。財務実務提要の中でもそのような説明がございます。

ただ、通常その予算が成立していないのに補正という形でありますから、その議案の順番、当初予算が議案第1号で、そこの採決を行った後で補正予算の採決をする必要がある、こういうことはございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私、法令根拠というのは、例えば自治法に基づく何条によるというか、そういうのはあると思うんですよ。それを教えていただきたいんです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これは補正予算の関係の規定でございまして、地方自治法218条の1項にございます。補正予算は予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加そ

の他の変更を加える必要が生じたときに編成するというので、今回は変更の必要が生じたということで提案させていただきました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 変更じゃないと思うんですね。まだあれをさせていないんですよ、決定されていないんですよ。変更というのは、決定以前に変更されるということは、私はおかしいと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

あと、これで終わっちゃうんですか、質問もね。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算を同時に提出することが認められております。例えば補正予算の1号を出した後で、その後でさらに2号を追加して出すことができるというようなことで、これについては認められているということでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

建設経済常任委員会に、議案第38号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、21日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

長時間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時 2分

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成24年3月22日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程 議長辞職勧告決議の動議の件
 - 追加日程 議長辞職勧告決議の動議撤回の件
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代

9 番 林 七 巳
 11 番 景 山 岩三郎
 13 番 嶋 田 哲 純
 15 番 木 内 欽 市
 18 番 林 俊 介
 20 番 高 橋 利 彦
 22 番 林 一 哉

10 番 向 後 悦 世
 12 番 滑 川 公 英
 14 番 柴 田 徹 也
 17 番 日 下 昭 治
 19 番 嶋 田 茂 樹
 21 番 林 正一郎

欠席議員（1名）

16 番 佐久間 茂 樹

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄
企 画 政 策 課 長 兼 被 災 室 長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
商 工 観 光 課 長 兼 国 民 宿 舎 支 配 人	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小長谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男

監査委員
事務局 長

馬 淵 一 弘

農業委員会
事務局 長

加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長

堀 江 通 洋

事務局次長

向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号から議案第38号までの38議案及び請願第1号の請願1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第38号までの38議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、

工事委託契約の変更について、議案第32号、工事委託契約の変更について、議案第33号、市道路線の廃止及び認定について、議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についての11議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の新規就農総合支援事業について、事業内容はどのようなものかとの質疑では、新規に就農し、農地と農機具を持ち、自らが栽培や販売を行い自立した経営を目指す方で、今後、策定する経営再開マスタープランに掲げた市が認定する農業者に対し、年間150万円、最長5年間給付するというものであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、旭中央病院アクセス道整備事業は、今後どのような計画で進むのかとの質疑では、国道から広域農道までの区間2.3キロメートルを平成24年度から整備していくもので、事業完了時期は平成26年度を予定している。しかし、今まで整備したアクセス道約2.3キロメートルの整備には8年を要しているので、国道126号から広域農道までの整備についても8年程度かかるものと考えているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、あさひ健康パーク維持管理費について、指定管理者ではなく今年度は市直営で行うということだが、将来の見通しはとの質疑では、平成24年度については直営で運営するが、平成25年度以降は関係者の方々と相談しながら、指定管理者や民営化などのさまざまな運営形態を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

下水道普及促進費について、報償金は何に対する報償金か。また、どのような方法で普及促進を図るのかとの質疑では、受益者負担金の全期前納分についての報償金で、またパンフレット等を印刷、配布し、普及促進に努めていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、11議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年3月22日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第３号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第４号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第８号、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第９号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、指定管理者の指定について、議案第35号、指定管理者の指定について、議案第36号、指定管理者の指定についての20議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑３点について申し上げます。

１点目として、民生費の延長保育促進事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の３事業について、希望者全員がこのサービスを利用できているのかとの質疑では、延長保育促進事業については中央第一保育所と干潟保育所、一時預かり事業は中央第三保育所、病児・

病後児保育事業は干潟保育所と鶴巻保育所で実施している。いずれの事業も、希望者全員がサービスを受けられているとの答弁がありました。

次に、２点目として、衛生費の合併処理浄化槽設置促進事業の３つの補助金について、それぞれの補助金の内容はとの質疑では、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に替えた場合、合併処理浄化槽設置事業補助金と合併処理浄化槽転換事業補助金をセットで補助するもので、５人槽で51万2,000円、７人槽で59万4,000円、10人槽で72万8,000円である。また、被災地浄化槽復旧補助金は、人槽にかかわらず一律30万円を補助するとの答弁がありました。

次に、３点目として、教育費の中学校施設改修事業で中学校の教室90室に扇風機を設置するとのことだが、１室当たりの値段と購入方法はとの質疑では、１室当たり２台を設置し、２万5,000円から３万円を見込み、購入方法は入札を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第８号の主な質疑２点について申し上げます。

１点目として、企業債償還金の今後の見通しはとの質疑では、平成24年度の企業債償還元金が11億1,800万円、平成25年度が11億3,800万円、平成26年度が14億9,000万円、平成27年度が17億6,300万円で、平成27年度が元利償還のピークで23億800万円となるとの答弁がありました。

次に、２点目として、医師確保対策費についてどのような方法で医師を確保していくのかとの質疑では、採用を担当している医師に意欲を持って積極的に活動していただき、広告媒体等も活用しながら取り組んでいきたい。また、都内の病院にも積極的に働きかけ、医師の確保に努めていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、20議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年３月22日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第９号、平成23年度旭

市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について、議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号、財産の取得についての11議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、総務費の広域情報ネットワーク事業についてどのように利用しているのかとの質疑では、平成16年度に旧1市3町で整備した光ファイバーケーブルを使用して、住民情報系、内部情報系、教育情報系などの情報をネットワークを組んでシステムを運用しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、職員手当関係で住居費、通勤手当について、どのように認定をしているのかとの質疑では、通勤手当については、本人の申告に基づき地図で距離数等を確認している。住居手当については、貸家の契約書で確認をしているとの答弁がありました。

次に、3点目として、消防費の看板作成委託料について、300か所の設置場所はどこかとの質疑では、現在は県道一宮線の飯岡地区にあるが、今回は県道片貝線から海岸線までを計画し、また、すべての公共施設に設置するとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

庁舎整備基金積立金について、幾ら積み立てるつもりなのか。また、どのようなものを造るつもりなのかとの質疑では、合併後の基本計画策定時点では、25億円程度を計画しており、現在は財政状況を見ながら3億円ずつ積み立てている。また、庁舎については、まだ何も決定していないとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

新規の住宅については、3年間軽減されると思うが、今度の法律との関連はとの質疑では、新築軽減がなくなる4年目から地方税法で2分の1、市で2分の1を軽減し、6年間軽減するものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、11議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成24年3月22日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第18号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第21号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第22号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第23号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第25号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第26号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第28号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第29号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第30号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

議案第30号、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第31号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

議案第31号、工事委託契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第32号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

議案第32号、工事委託契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第33号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

議案第33号、市道路線の廃止及び認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第34号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決いたします。

議案第34号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第35号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決いたします。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第36号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第37号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

議案第37号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第38号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(林 一哉) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより総務常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 木内欽市 登壇)

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました請願第１号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、３月１６日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、入札の際、応札業者が足らなくなる場合もあり、市内業者に限定する必要はないのではとの意見もありましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成２４年３月２２日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第１号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより請願第１号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより請願第１号について採決いたします。

請願第１号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願について、総務常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

（「議長、動議を提出します」の声あり）

○議長（林 一哉） 嶋田哲純議員の発言を許可いたします。

○13番（嶋田哲純） 議長の辞職勧告を申し上げます。

よろしくお願いします。

（発言する人あり）

◎追加日程 議長辞職勧告決議の動議の件

○議長（林 一哉） ただいま、嶋田哲純議員より議長辞職勧告決議の動議が提出されました。

これに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） この動議は、旭市議会会議規則第16条の規定により、所定（1人以上）の賛成者がありますので成立しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時54分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○副議長(林 七巳) 嶋田哲純議員の発言を許可いたします。

○13番(嶋田哲純) 先ほどは動議を出しましたが、撤回いたしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎追加日程 議長辞職勧告決議の動議撤回の件

○副議長(林 七巳) ただいま、嶋田哲純議員より議長辞職勧告決議の動議を撤回したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。議長辞職勧告決議の動議の撤回について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議長辞職勧告決議の動議の撤回を承認することに決しました。

○副議長(林 七巳) ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営副委員長の報告を求めます。

副委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

(議会運営副委員長 柴田徹也 登壇)

○議会運営副委員長(柴田徹也) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第1号、旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成24年旭市議会第1回定例会議事日程(その5)の2枚目、本日3月22日木曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議第1号を上程。

追加日程第2、提案理由の説明。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(林 一哉) 議会運営副委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、発議案上程。

発議第 1 号の 1 発議案を上程いたします。

発議第 1 号 旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出について

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号について、提出者、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1 番 大塚祐司 登壇）

○1 番（大塚祐司） それでは、発議第 1 号についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

旭市の退職手当負担金免除を求める意見書。

旭市役所並びに総合病院国保旭中央病院（以下旭中央病院）は退職手当の支給事業等の事務処理のために千葉縣市町村総合事務組合に加入している。

平成22年度末時点における退職手当に関する累計収支は旭市として69億735万4,141円と多く負担金を支払っている。旭市役所と旭中央病院の累計収支を別々に計算すると旭市役所では退職手当を27億5,030万6,966円多く受け取っており、旭中央病院では負担金を96億5,766万1,107円多く支払っている。

平成18年度から22年度までの直近 5 年間の収支は旭市役所が9,681万2,412円と多く退職手当を受け取っているが、旭中央病院は30億6,185万3,656円と多く負担金を支払っており、年平均約 6 億円の大幅な負担金超過となっている。

病床数989床、職員数1,916名（医師252名、看護師816名他）を有する旭中央病院は千葉県東総地域の中核病院であり、診療圏人口は茨城県鹿行南部地域を含み100万人に達している。僻地の公立病院として一次救急から三次救急までの救急医療を担い（平成22年度救命救急センター受診者数61,699名、うち入院者数5,845名、救急車受け入れ台数6,721台）、救命救急科・小児科・精神科・歯科などの不採算部門を多数抱えている。さらにはプライマリケアから高度医療まで、予防医学から急性期、リハビリテーション、慢性期、在宅医療、介護にいたるまで幅広い領域の医療・介護サービスを提供している。また全国的な医師不足の中、医師を養成して周辺の病院に派遣する医師養成派遣機関としての役割も果たしている。

このような状況下において平成24年度予算が359億円余である旭中央病院の退職手当負担金累計収支が96億円を超えていることは過大であると判断せざるを得ない。したがって下記の事項について強く要望する。

記

1. 旭市として退職手当負担金累計収支が70億円を超えた分について免除すること
2. 千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例第13条1項に基づき団体間の公平な負担にて退職手当の事務を運用すること
3. 今後の課題として職種別の負担率を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先ですが、千葉県市町村総合事務組合組合長、千葉県市町村総合事務組合議会議長あてです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告をいたします。

1つ、草刈機2台ほか災害対策用品一式及び野球バッティングネット一式ほかスポーツ用品一式を社団法人全日本オートレース選手会船橋支部一同様より、平成23年12月14日受納いたしました。

1つ、除菌ボックス1台ほか図書館用品一式をキハラ株式会社様より、1月19日受納いたしました。

1つ、着ぐるみ2体ほか保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、1月25日受納いたしました。

1つ、屋内運動場舞台幕1張ほか施設備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、1月31日受納いたしました。

1つ、イヌマキ1本を山口保様より、2月10日受納いたしました。

1つ、屋外掛時計1台を旭市立共和保育所後援会役員様より、2月15日受納いたしました。

1つ、児童図書116冊をカヤブラムP-12校様より、2月20日受納いたしました。

1つ、ゼオライトマスク11万2,960枚を日清紡ホールディングス株式会社様より、2月23日受納いたしました。

次の、事務報告資料の3ページ目以降は、東日本大震災に係る災害復旧費の受納についてでございます。

佐倉の秋祭り実行委員会様ほか12件で、合計296万1,000円を受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

◎日程第 6 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成24年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1 時 1 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

副議長 林 七 巳

議員 宮 澤 芳 雄

議員 太 田 將 範